

目 次

(令 和 元 年)

○第3回臨時会

第1日目（7月9日）

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第34号 中城南小学校校舎増築工事（建築工事）請負契約について	3
議案第35号 物品等購入の契約について	6

○第4回 定例会

第1日目（9月6日）

会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
諸般の報告	11
行政報告	12
議案第36号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例	14
議案第37号 中城村税条例等の一部を改正する条例	18
議案第38号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	28
議案第39号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例	34
議案第40号 中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	38
議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	40
議案第42号 中城村附属機関に関する条例の一部を改正する条例	42
議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例	44
議案第44号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第3号）	46
議案第45号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	56
議案第46号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	58
議案第47号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	59
議案第48号 令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	61
議案第49号 令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）	63
議案第50号 中城浜漁港機能保全工事請負契約について	64

同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め ることについて	66
---	----

第2日目（9月7日） 休 会（土）

第3日目（9月8日） 休 会（日）

第4日目（9月9日）

一般質問

15番 新垣善功 議員	71
2番 新垣修 議員	80
9番 比嘉麻乃 議員	91
1番 安里清市 議員	102
6番 石原昌雄 議員	109

第5日目（9月10日）

一般質問

8番 大城常良 議員	119
4番 屋良照枝 議員	129
5番 桃原清 議員	133
11番 仲松正敏 議員	137
14番 伊佐則勝 議員	146

第6日目（9月11日）

一般質問

3番 渡嘉敷眞整 議員	155
10番 安里ヨシ子 議員	161
7番 新垣貞則 議員	167
13番 外間博則 議員	178
12番 金城章 議員	184

第7日目（9月12日）

報告第6号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	197
報告第7号 平成30年度決算に係る健全化判断比率について	197
報告第8号 平成30年度決算に係る資金不足比率について	198
報告第9号 平成30年度決算に係る資金不足比率について	199
報告第10号 平成30年度決算に係る資金不足比率について	200
認定第1号 平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	201

認定第2号	平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	214
認定第3号	平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	220
認定第4号	平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	224
認定第5号	平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	227
認定第6号	平成30年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	230
認定第7号	平成30年度中城村水道事業会計決算認定について	233
議案第51号	平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	242
議案第52号	物品等購入の契約について	243

第8日目（9月13日） 委員会（金） 委員会審議

第9日目（9月14日） 休 会（土）

第10日目（9月15日） 休 会（日）

第11日目（9月16日） 休 会（月） 敬老の日

第12日目（9月17日） 委員会（火） 委員会審議

第13日目（9月18日） 委員会（水） 委員会審議

第14日目（9月19日） 委員会（木） 委員会審議（委員長総括）

第15日目（9月20日） 委員会（金） 委員会審議（連合審査）

第16日目（9月21日） 休 会（土）

第17日目（9月22日） 休 会（日）

第18日目（9月23日） 休 会（月） 秋分の日

第19日目（9月24日） 委員会（火） 委員会審議（連合審査）

第20日目（9月25日） 委員会（水） 委員会審議（連合審査）

第21日目（9月26日）

認定第1号	平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	249
-------	---------------------------	-----

認定第2号	平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	250
認定第3号	平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	251
認定第4号	平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	253
認定第5号	平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	254
認定第6号	平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	255
認定第7号	平成30年度中城村水道事業会計決算認定について	257
議案第51号	平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	258
陳情第17号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	259
陳情第18号	県産品の優先使用について（要請）	259
陳情第19号	中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 附則第2条の経過処置に関する陳情	259
陳情第20号	における委員会の閉会中の継続審査の件について	261
陳情第21号	公民館書記（仮称）の配置について（要望）	262
陳情第22号	介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情	270
意見書第13号	介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書	270
意見書第11号	北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物（PFOS, PFOA）対策及び基地内への立ち入り調査を求める意見書	274
決議第3号	北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物（PFOS, PFOA）対策及び基地内への立ち入り調査を求める決議	274
意見書第12号	米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書	279
決議第4号	米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する抗議決議	279

第3回 臨時会

令和元年第3回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和元年7月9日

会 期 1 日間

閉 会 令和元年7月9日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	7 月 9 日	火	午後 2 時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第34号、35号に対する説明、質疑、討論、 採択 閉会

令和元年第3回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和元年7月9日（火）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和元年7月9日（午後2時00分）		
	閉 会	令和元年7月9日（午後2時27分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	2 番	新 垣 修	3 番	渡 嘉 敷 眞 整
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	副 村 長	比 嘉 忠 典	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	教 育 長	比 嘉 良 治	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 名 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	欠 席	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	生 涯 学 習 課 長	稲 嶺 盛 昌
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 幹 主	稲 嶺 盛 久
	福 祉 課 長	金 城 勉		
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の氏名
第 2	会期の決定
第 3	議案第34号 中城南小学校校舎増築工事（建築工事）請負契約について
第 4	議案第35号 物品等購入の契約について

○議長 新垣博正 皆さんこんにちは。ただいまより令和元年第3回中城村議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 新垣 修議員及び3番 渡嘉敷眞整議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日7月9日のみにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日7月9日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第34号 中城南小学校校舎増築工事(建築工事)請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第34号 中城南小学校校舎増築工事(建築工事)請負契約について御提案申し上げます。

議案第34号

中城南小学校校舎増築工事(建築工事)請負契約について

中城南小学校校舎増築工事(建築工事)について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 契約の目的 | 中城南小学校校舎増築工事(建築工事) |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 金 338,712,000円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金 30,792,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 浦添市牧港3-39-11
株式会社大成ホーム・株式会社呉屋建設
特定建設工事共同企業体
代表取締役 喜名 景太 |

令和元年7月9日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城南小学校校舎増築工事（建築工事）の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

別添といたしまして、工事請負契約書の写し、入札結果調書、函面等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。
○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、議案第34号について質疑をしたいと思います。

まず当初予算では、防音工事込みで3億6,494万5,000円の予定でしたけれども、入札の結果、ほぼ予定どおり進行しているのかどうか。

2点目に、補助割合として57%ぐらいというところで記憶はしているんですけども、大体それぐらいの補助割合になるのかどうか。その2点をお願いいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 当初予算から工期のほうが来年度の6月までということで契約書のほうにもあるように流れますので、債務負担行為等を行ったところですけども、予定どおりの額で入札の執行となっております。

補助割合につきましては、補助の床面積にかける率が、国の基準がありまして、これの85%という形のものになっております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、課長は85%という話、床面積のほうで言われたんですけども、金額にしたら大体何億何千万円ぐらい、あるいはどれぐらいの金額になるのか、金額で示せるのであればよろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 それではお答えい

たします。

補助割合の補助の基本額というものがあまして、こちらのほうが2億2,578万円ということになりまして、これの85%となりまして、1億9,208万1,000円の補助額と見込んでおります。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 最近、資材、いろいろなものが高騰しているという中での建築工事になると思いますけれども、本当は予算内でできれば一番いいんですけども、ぜひしっかりと建物をつくっていただいて、台風、そういった工事に支障のないように取り扱っていただきたい。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。
渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では、質疑させていただきます。

まず債務負担行為をした流れと、先ほども大城議員からありました補助金の件ですけども、文部省の決めた単価基準というのはございますけれども、実施単価と補助単価が合わない場合に、低い場合に、単価補正をするのが普通のやり方だと思っておりますけれども、こういう単価補正をして補助金を上げていくという方法はとられているのでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 渡嘉敷眞整議員の質疑に答弁いたします。

単価補正といいますか、今年度の単価に入れかえましての発注となりますので、単価補正というものは行っておりません。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 補助金についてですけれども、当然、文科省の単価というのは上物、建物をつくるための単価だと思っています。例えば南小学校でしたら、パイルが必要になればそれは特別加算の対象になると思います。特別加算になる項目というのは幾らでもたくさんあるんですけども、特にぱっと見て、パイルは必要じゃないかと思います。ということで、当然そういう単価補正をしないと全国平等にならないと思っていますので、特に沖縄県については、従来これまで単価補正をきちんとやって、実施単価に近い補助金をつけてもらってきていると思います。現在でもそういうものはあるのではないかと私は思っております。

それとあと一つ、ここには議案としてはないんですけども、例えば建築工事、本体工事がありますけれども、あとは電気工事あるいは機械設備工事が付随して行われると思っているんですが、そうするとこの議案に上がっていないということは5,000万円以下の契約なんでしょうか。それとも一括契約をされたのでしょうか、そこら辺もよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、お答えいたします。

今回、提案いたしました議案第34号における契約書の額のほうでは、建築工事とくい工事等も全て入っている額となっております。そのほかに電気設備工事及び機械設備工事のほうの入札が行われております。いずれも機械設備工事のほうは2,600万円ほどの落札額で電気設備工事のほうは2,100万円ほどの落札額となっております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時11分）

~~~~~

再 開（14時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 この補助要請する事務の流れの中に、単価調査という事務処理があると思いますけれども、これは実施単価、契約が終わった後の、実績報告を出す前に単価調査があると思いますけれども、その中で、基本的な建物をつくるための工事部分と特別に加算しなければできない部分があると思いますので、そこら辺の調査をして、県の施設課と調整しながら、実施単価に近いように補助単価を上げていくという手法があると思いますから、そこはちゃんとやっていただきたいと思います。そうすると、補助金が上がって、村の一般財源持ち出しが減ってくるという手法になると思いますので、それはちゃんと調整しながらやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上でございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。休憩します。

休 憩（14時13分）

~~~~~

再 開（14時19分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第34号 中城南小学校校舎増築工事（建築工事）請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号 中城南小学校校舎増

築工事（建築工事）請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号 物品等購入の契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第35号 物品等購入の契約について御提案申し上げます。

議案第35号

物品等購入の契約について

令和元年度 災害時避難所発電システム導入事業 電気自動車購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 契約の目的 | 令和元年度 災害時避難所発電システム導入事業 電気自動車購入業務 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 金 13,467,998円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金 987,022円 |
| 4. 契約の相手方 | 沖縄県沖縄市美原1丁目10番7号
琉球日産自動車株式会社 中部店
店長 伊佐 誠 |

令和元年7月9日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

令和元年度 災害時避難所発電システム導入事業 電気自動車購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

物品購入契約書、入札調書がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。休憩します。

休 憩（14時23分）

~~~~~

再 開（14時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号 物品等購入の契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号 物品等購入の契約については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により本臨時会において、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについて

は、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会（14時27分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 新 垣 修

中城村議会議員 渡嘉敷 眞 整

# 第4回 定例会

## 令和元年第4回中城村議会定例会会期日程表

開 会    令和元年9月6日

会 期 21 日間

閉 会    令和元年9月26日

| 日 次  | 月 日   | 曜日 | 開議時刻  | 会議名 | 事 項                                                                                                                                                   |
|------|-------|----|-------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日  | 9月6日  | 金  | 午前10時 | 本会議 | 会議録署名議員の指名<br>会期の決定<br>諸般の報告<br>行政報告<br>議案第36号、37号、38号、39号、40号、41号、<br>42号、43号、44号、45号、46号、47号、48号、<br>49号、50号に対する説明、質疑、討論、採決<br>同意第3号に対する説明、質疑、討論、採決 |
| 第2日  | 9月7日  | 土  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                       |
| 第3日  | 9月8日  | 日  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                       |
| 第4日  | 9月9日  | 月  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 5人                                                                                                                                               |
| 第5日  | 9月10日 | 火  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 5人                                                                                                                                               |
| 第6日  | 9月11日 | 水  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 5人                                                                                                                                               |
| 第7日  | 9月12日 | 木  | 午前10時 | 本会議 | 報告第6号、7号、8号、9号、10号に対する<br>説明<br>認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、<br>7号に対する説明、質疑、委員会付託<br>議案第51号に対する説明、質疑、委員会付託<br>議案第52号に対する説明、質疑、討論、採決                          |
| 第8日  | 9月13日 | 金  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                 |
| 第9日  | 9月14日 | 土  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                       |
| 第10日 | 9月15日 | 日  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                       |
| 第11日 | 9月16日 | 月  | /     | 休 会 | 敬老の日                                                                                                                                                  |
| 第12日 | 9月17日 | 火  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                 |
| 第13日 | 9月18日 | 水  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                 |
| 第14日 | 9月19日 | 木  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（委員長総括）                                                                                                                                          |
| 第15日 | 9月20日 | 金  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                           |
| 第16日 | 9月21日 | 土  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                       |
| 第17日 | 9月22日 | 日  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                       |
| 第18日 | 9月23日 | 月  | /     | 休 会 | 秋分の日                                                                                                                                                  |
| 第19日 | 9月24日 | 火  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                           |
| 第20日 | 9月25日 | 水  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                           |
| 第21日 | 9月26日 | 木  | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、採決<br>陳情、意見書等、質疑、討論、採決                                                                                                                    |

閉会

## 令和元年第4回中城村議会定例会（第1日目）

|                                                 |                 |                    |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和元年9月6日（金）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 令和元年9月6日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和元年9月6日（午後2時8分）   |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整          | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                               | 外 間 博 則   |
|                                                 | 6 番             | 石 原 昌 雄            | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 5 番                                | 桃 原 清     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕            | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 松 範 三   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 知 名 勉     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清              | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝          | 生 涯 学 習 課 長                        | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 稲 嶺 盛 久   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 金 城 勉              |                                    |           |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 村 盛 和            |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                                  |
| 第 2  | 会期の決定                                                       |
| 第 3  | 諸般の報告                                                       |
| 第 4  | 行政報告                                                        |
| 第 5  | 議案第36号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例                                    |
| 第 6  | 議案第37号 中城村税条例等の一部を改正する条例                                    |
| 第 7  | 議案第38号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例                    |
| 第 8  | 議案第39号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9  | 議案第40号 中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例                         |
| 第 10 | 議案第41号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                |
| 第 11 | 議案第42号 中城村附属機関に関する条例の一部を改正する条例                              |
| 第 12 | 議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例                                |
| 第 13 | 議案第44号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第3号）                                |
| 第 14 | 議案第45号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                          |
| 第 15 | 議案第46号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                         |
| 第 16 | 議案第47号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                         |
| 第 17 | 議案第48号 令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）                        |
| 第 18 | 議案第49号 令和元年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）                      |
| 第 19 | 議案第50号 中城浜漁港機能保全工事請負契約について                                  |
| 第 20 | 同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて                 |

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより、令和元年第4回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 屋良照枝議員及び5番 桃原清議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月6日から9月26日の21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月6日から9月26日の21日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和元年6月7日から令和元年9月5日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

#### 記

#### 1. 例月現金出納検査及び定期監査報告について

村監査委員より、令和元年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので、ご参照ください。

#### 2. 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会及び南部広域行政組合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますので、ご参照下さい。その他の資料等は議会事務局で閲覧してください。

#### 3. 陳情、要請の処理について

期間中に受理した陳情・要請等は6件受

理し、9月2日議会運営委員会で協議した結果、配付してあります陳情等処理一覧表のとおり、「地元産品奨励及び地元企業優先使用について」と「県産品の優先使用について」の要請は本会議即決とし、他4件については所管の常任委員会に付託といたします。

#### 4. 沖縄県町村議会議長会関係について

○7月2日(火) 定例役員会が嘉手納町で開催され議長が出席しております。

○8月7日(水) 正副議長・正副常任委員長研修会が北谷町で開催され事務局を合わせた8名が出席しております。  
詳細については別紙を御参照下さい。

#### 5. 中部地区町村議会議長会関係について

○7月4日(木)～5日(金) 県内行政視察研修が座間味村で開催され、議長、事務局長が参加しております。

○8月23日(金) 中部地区町村議会議員・事務局職員研修会並びに交流会が、西原町で開催されております。  
詳細については別紙を御参照下さい。

#### 6. 行政視察研修の受入れについて

○6月28日(金)「中城村の議会運営」と「中城村学力向上モデル事業」を研修目的に福島県相馬地方議長会から飯館村議長・新地町議長とそれぞれの事務局あわせた6名の訪問があり、議長、文教社会常任委員長で対応しております。

○7月18日(木)「中城村護佐丸歴史資料図書館の運営等」について、栃木県佐野市議会から4名の議員の訪問がありました。議長、文教社会常任正副委員長、総務常任委員長が対応しております。

#### 7. その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。まず初めに、2枚つづりの行政報告。令和元年6月から令和元年8月における行政報告を抜粋して御報告申し上げます。

まず6月2日には、土砂災害・全国防災訓練がございました。講評等を行っております。

6月23日には、沖縄全戦没者追悼式に参加をしております。

6月27日には、千葉県旭市、これは姉妹都市を結んであるところです。中城村児童交流事業歓迎交流会に参加をしております。

7月に入りまして、7月7日には、防災拠点及び地域交流施設の落成式、サンヒルズ内で建設をしておりますが、その落成式に参加をしております。

7月14日から16日までは、中部振興会におけるクルーズ船の研修に参加をし、台湾・宮古島の視察を行っております。

次のページでございます。同じく7月27日には、沖縄県JAの中城支店の事業報告及び感謝の集いに参加をしております。祝辞を述べております。

8月に入りまして、8月3日には福岡県福智町、これは兄弟都市を提携しておりますけれども、交流会に参加をしております。

8月7日から10日にかけては、台湾花蓮市花蓮県との公式訪問がございまして、これは県の町村会の政務調査で行っております。

8月17日には、サッカーFC琉球の中城村民デーとしまして、応援にかけつけておりますが、約1万2,000人という今までに最高の観客数でございました。残念ながら試合は負けてしまいました。

8月23日、これは那覇広域都市計画区域区分の検討協議会が初めての協議会がございました。第1回でございます。今後、改良を重ねていっ

て、そして中城村・北中城村の中部広域への移向等もこの中で検討するということになりました。

8月29日、30日は、東京のほうでのオリンピック・パラリンピックのホストタウンイベントとしまして、カーボベルデ共和国を受け入れておりますので、参加をしております。31日の土曜日には、本村におきましても、歓迎会をカーボベルデ共和国の歓迎会を行っております。以上でございます。

次に、令和元年度主要施策の執行状況調書（第2・四半期分）について読み上げて報告いたします。これにつきましては、随意契約は割愛させていただきます。指名競争入札のみを読み上げて御報告申し上げます。

まず1ページのほうで、事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、落札率、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。

総務課、13節中城村役場本庁舎電話交換機更改委託業務、令和元年6月28日、指名競争入札、124万2,000円、34.1%、パイオニア電設株式会社。18節令和元年度災害時避難所発電システム導入事業電気自動車購入でございますが、令和元年6月21日、指名競争入札、1,346万7,998円、99.7%、琉球日産自動車株式会社中部店。同じく18節令和元年度災害時避難所発電システム導入事業可搬型外部給電器購入、令和元年7月26日、指名競争入札、263万5,200円、91%、株式会社ヨシダ機器サービス。18節は割愛させていただきます。

企画課は随意契約でございますので、割愛させていただきます。

続いて、産業振興課、13節中城村観光客（外国人含む）向け防災情報機能強化整備計画策定業務委託、令和元年7月26日、指名競争入札、149万6,000円、95.8%、琉球国際航業株式会社。15節中城城跡受入基盤機能強化整備工事、令和元年7月19日、指名競争入札、3,515万9,400円、

93.5%、株式会社新栄組。

都市建設課、13節愛知線1号橋調査設計業務、令和元年6月28日、指名競争入札、129万6,000円、93.8%、株式会社ウイング総合設計。同じく13節新垣中央線法面調査設計業務委託、令和元年6月28日、指名競争入札、351万円、95.6%、株式会社南城技術開発。13節南上原地区4級基準点測量及び座標返還業務、令和元年8月7日、指名競争入札、7,799万円、96.8%、株式会社与那嶺測量設計。15節伊集地内転落防止柵設置工事、令和元年8月29日、指名競争入札、145万8,000円、79.9%、株式会社オキナワ商事。

上下水道課、13節令和元年度配水管調査測量設計委託業務、令和元6月7日、指名競争入札、2,079万円、98.1%、有限会社インプラン。13節令和元年度南上原地内公共下水道調査測量設計委託業務、令和元年6月26日、指名競争入札、2,361万7,000円、98.2%、株式会社双葉測量設計。15節久場・伊舎堂地内配水管布設工事（R01-1）、令和元年7月1日、指名競争入札、3,261万5,000円、94%、有限会社石原設備。15節南上原地内公共下水道工事（R01-2）、令和元年6月27日、指名競争入札、1,804万円、94%、有限会社ピース造園土木。15節伊集・安里地内配水管布設工事（R01-2）、令和元年7月29日、指名競争入札、3,247万7,500円、93.7%、株式会社島袋開発。

教育総務課、13節中城南小学校校舎増築工事磁気探査委託業務、令和元年6月21日、指名競争入札、1,004万4,000円、98.1%、株式会社沖縄探査開発。13節中城南小学校校舎増築工事監理業務委託、令和元年7月19日、指名競争入札、957万円、97.7%、株式会社総合計画設計。15節中城小学校ブロック塀改修工事、令和元年6月18日、指名競争入札、470万8,800円、99.1%、有限会社津城電気工事。同じく15節中城南小学校校舎増築工事（電気設備工事）、令和元年6

月28日、指名競争入札、2,376万円、96.9%、デルタ電気工業株式会社。同じく15節中城南小学校校舎増築工事（機械設備工事）、令和元年6月28日、指名競争入札、2,882万円、98.8%、有限会社涼熱空調。15節中城南小学校校舎増築工事（建築工事）、令和元年7月9日、指名競争入札、3億3,871万2,000円、92.0%、株式会社大成ホーム・株式会社呉屋建設、特定建設工事共同企業体。18節令和元年度電子黒板等教育情報化備品購入業務、令和元年6月13日、指名競争入札、1,833万8,400円、98.7%、株式会社オキジム。

生涯学習課、13節中城城跡設計・監理業務委託、令和元年7月17日、指名競争入札、132万円、96.7%、株式会社真南風。同じく13節中城城跡出土金属製品保存処理業務委託、令和元年7月17日、指名競争入札、183万6,000円、87.1%、株式会社文化財サービス沖縄営業所。15節中城城跡災害復旧工事、令和元年6月11日、指名競争入札、2,370万600円、87.5%、有限会社友建産業。同じく15節村内文化財整備工事、令和元年8月23日、指名競争入札、363万円、99%、株式会社沖縄グリーンメンテナンス。19節の負担金は割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 続いて、教育行政報告を行います。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。令和元年6月から8月までの教育行政の報告を主なものだけを報告させていただきます。

6月18日、中頭教育事務所、中城小学校の学校訪問がございました。教師の指導力向上のための指導主事による指導助言をもらっております。

27日から29日まで、千葉県旭市との交流事業ということで、受け入れを行って今年度は津覇小学校での交流を行いました。

7月11日、中学生・高校生海外短期留学出発式を那覇空港のほうで行っております。中学生が4名、高校生が5名、9名をアメリカのほうへ3週間派遣をしております。

12日の金曜日、三町村中学生フォーラム、西原町、中城村、北中城村の4校の中学生たちが自分たちの学校をよくするための取り組み、話し合いを行っております。

26日から31日まで、全国のインターハイがござまる陸上競技場で行われ、サッカーで本村は誘致ということになっております。で6日間で1,900名の来場者がありました。

30日火曜日、教員の資質向上のための校種間の交流研究会を津覇小学校で行っております。その場に琉大の先生も招いて講話をしていただきました。

次のページをお願いします。8月1日、中城村立の幼少中学校の全教諭を対象に、平和教育の研修会を実施しております。この取り組みはことし初めての取り組みで、子供たちに平和の大切さを継承していくために教師の指導力を向上させるため、平和ガイドを招いて、そして戦争体験者の講話等を聴くという機会を一日中南部のほうに出掛けて行って実施しました。

2日と3日の2日間にわたって、小学生・中学生のバスケットボールのコーチングが行われています。恐らく沖縄県ではNBAの現役のコーチが指導をするというのは初めてのことだというふうに思っています。子供たちに夢を与

える大変いい経験になったのではないかなと思っています。

3日から5日、福岡県福智町との交流事業の受け入れを行っております。町長を初め、児童が15名、引率者を含めて23名の受け入れを行いました。

7日から9日、ことし初めての取り組みですが、学校の閉庁日を設けました。夏休み期間中に各小中学校、教職員の働き方改革ということで、学校を3日間閉庁をしております。緊急の対応は教育委員会のほうで行うということで学校を閉めております。

31日の土曜日、カーボベルデの4名の方が本村のホストタウンということで歓迎会、そして9月2日と3日に各小中学校で交流会を行っております。

以上で報告を終わります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時21分）

~~~~~

再 開（10時22分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第5 議案第36号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第36号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第36号

中城村印鑑条例の一部を改正する条例

中城村印鑑条例（昭和51年中城村条例第7号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 6 日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成31年法律第152号）の公布に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長からの各都道府県総務部長あての通知）の一部が改正になったため中城村印鑑条例の一部を改正します。

中城村印鑑条例の一部を改正する条例

中城村印鑑条例（昭和51年中城村条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本村が備える住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録（以下「登録」という。）を受けることができる。ただし、満15歳未満の者及び成年被後見人は印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定による印鑑登録原票には、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名（<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称</u>）</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本村の住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録（以下「登録」という。）を受けることができる。ただし、満15歳未満の者及び成年被後見人は印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定による印鑑登録原票には、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名（<u>外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称</u>）</p>

(5)～(9) (略)

3 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調整することができる。

(登録できない印鑑)

第6条 村長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録できない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項をあらわしているもの

(3)～(6) (略)

2 村長は、前項第1号の規定にかかわらず非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票のまつ消)

第12条 村長は、印鑑の登録を受けている者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当したときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票をまつ消しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあつては、

(5)～(9) (略)

3 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気テープをもって調整することができる。

(登録できない印鑑)

第6条 村長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録できない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名・氏・名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組合わせたもので表されていないもの

(2) 職業・資格その他氏名又は通称以外の事項をあらわしているもの

(3)～(6) (略)

2 村長は、前項第1号の規定にかかわらず非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票のまつ消)

第12条 村長は、印鑑の登録を受けている者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当したときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票をまつ消しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 氏名・氏・若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変

<p>通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)ことにより登録されている印影を変更する必要が生じたとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第14条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影及び第5条第2項第4号から第8号までに掲げる事項について複写機により写し(磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)を作成し、当該写しについて村長が証明する方法により作成するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>更する必要のない場合を除く。)ことにより登録されている印影を変更する必要が生じたとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第14条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影及び第5条第2項第4号から第8号までに掲げる事項について複写機により写し(磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)を作成し、当該写しについて村長が証明する方法により作成するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

附則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

休憩します。

休 憩 (10時24分)

~~~~~

再 開 (10時26分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号 中城村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。  
 本案について、提案理由の説明を求めます。  
 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第37号 中城村税条例等の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第37号

中城村税条例等の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、中城村税条例の一部を改正する必要がある。

中城村税条例等の一部を改正する条例

第1条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                              | 改正前                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| (村民税の申告)<br>第36条の2 (略)<br><br>2～5 (略)<br><u>6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法190条の規定の適用を受けたものを有する村内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u><br><u>7 (略)</u> | (村民税の申告)<br>第36条の2 (略)<br><br>2～5 (略)<br><br><u>6 (略)</u> |

8 (略)

9 (略)

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払いを受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払

7 (略)

8 (略)

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項\_\_\_\_\_給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき\_\_\_\_\_項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払

者」という。)から毎年最初に公的年金等  
\_\_\_\_\_の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者  
に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際の經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(村民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 村民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提

者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際の經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(村民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 村民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提

出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により 申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 (略)

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつ

出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2 (略)

たときは、その延長された納期限) 後において  
知った場合において、当該事実が生じた原因  
が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽  
りその他不正の手段 (当該申請をした者に当該  
申請が必要な情報を直接又は間接に提供した者  
の偽りその他不正の手段を含む。) により国土  
交通大臣の認定等を受けたことを事由として国  
土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り  
消したことによるものであるときは、当該申請  
をした者又はその一般承継人を当該不足額に係  
る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の  
11の規定によりその例によることとされた法第  
161条第1項に規定する申告書を提出すべき当  
該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽  
自動車税の環境性能割に関する規定を適用す  
る。

4 前項の規定の適用がある場合における納付す  
べき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不  
足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算  
した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用の  
ものに対する第81条の4 (第2号に係る部分に  
限る。) 及び前項の規定の適用については、当  
該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに  
限り、これらの規定中「100分の2」とあるの  
は、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上  
の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第  
444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項  
から第4項までにおいて「初回車両番号指定」  
という。) を受けた月から起算して14年を経過

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条 \_\_\_\_\_ に規定する3輪以上  
の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第  
444条第3項に規定する車両番号の指定 (\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ において「初回車両番号指定」  
という。) を受けた月から起算して14年を経過

した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|     |
|-----|
| (略) |
|-----|

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円  | 1,000円 |
| 第2号ア(ウ) | 6,900円  | 1,800円 |
| a       | 10,800円 | 2,700円 |
| 第2号ア(ウ) | 3,800円  | 1,000円 |
| b       | 5,000円  | 1,300円 |

3 法附則第30条第3項第1号及び第2条に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|     |
|-----|
| (略) |
|-----|

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円  | 2,000円 |
| 第2号ア(ウ) | 6,900円  | 3,500円 |
| a       | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ア(ウ) | 3,800円  | 1,900円 |
| b       | 5,000円  | 2,500円 |

4 法附則第30条第4項第1項及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円  | 3,000円 |
| 第2号ア(ウ) | 6,900円  | 5,200円 |
| a       | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ア(ウ) | 3,800円  | 2,900円 |
| b       | 5,000円  | 3,800円 |

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第12条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 村長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納

第12条の2 削除

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

第2条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">（個人の村民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 （略）</p> | <p style="text-align: center;">（個人の村民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又_____は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 （略）</p> |

附 則

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2～4 (略)

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

附 則

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2～4 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

附 則(施行期日)

第1条 この条例は令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中中城村税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (2) 第2条中中城村税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日  
(村民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の中城村税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の村民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の村民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき中城村税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2項に掲げる規定による改正後の中城村税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和2年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 第1条の規定による改正後の中城村税条例(以下「新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の中城村税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号 中城村税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号 中城村税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第38号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第38号

#### 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

地域未来投資促進法（正式名、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）及び沖振法（正式名、沖縄振興特別措置法）の改正によって、中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。



する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は同法第81条の22第1項の規定による申告書を提出する同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人との間に同条第12号7の7に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの \_\_\_\_\_敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖振法第3条第6項に規定す

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成31年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「対象施設 \_\_\_\_\_」という。）を新設し、又は増設した者 \_\_\_\_\_家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を

る情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一つの設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの  
敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)及び(2) 削除

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定

新設し、又は増設した者  
について、当該設備である  
家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1) 沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計が1,000万円を超えるもの。

(2) 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定

による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額の100万円を超えるものを新設し、又は増設した\_\_\_\_\_沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)及び(2) 削除

(促進区域における課税免除)

第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の

による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を

新設し、又は増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた者\_\_\_\_\_について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの。

(2) 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの。

日（当該同意の日が令和3年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から起算して5年内に促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以降3年度分について、課税を免除する。

（課税免除の申請）

第7条 第3条から前条までの規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則の定めるところにより、村長に対し課税免除の申請をしなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるものにつき課税を免除する。

（申請事項の変更等による届出）

第8条 固定資産税の課税免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事実が生じた日から10日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

（1）前条に定める固定資産税課税免除申請書の記載事項に変更があったとき。

（2）事業を休止し、又は廃止したとき。

（課税免除の取り消し）

第9条 村長は、固定資産税の課税免除を受けた

（課税免除の申請）

第5条の2 前3条\_\_\_\_\_の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則の定めるところにより、村長に対し課税免除の申請をしなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるものにつき課税を免除する。

（申請事項の変更等による届出）

第6条 固定資産税の課税免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事実が生じた日から10日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

（1）前条に定める固定資産税課税免除申請書の記載事項に変更があったとき。

（2）事業を休止し、又は廃止したとき。

（課税免除の取り消し）

第7条 村長は、固定資産税の課税免除を受けた

|                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条から第6条の課税免除要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 偽りの申請その他の不正行為があったとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条から第5条の課税免除要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 偽りの申請その他の不正行為があったとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の中城村固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日以前に、改正前の中城村固定資産税の課税免除に関する条例第3条から第5条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号 アメリカ合衆国軍隊

の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第39号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第39号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（昭和50年中城村条例第15号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

中城村税条例が改正されたことに伴い、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（昭和50年中城村条例第15号）の一部を改正する必要がある。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（昭和50年中城村条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119 | (目的)<br>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119 |

号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づく軽自動車税の徴収の方法及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づく軽自動車税の種別割の税率等について、中城村税条例(昭和47年中城村条例第37号。以下「村税条例」という。)の特例を設けることを目的とする。

(  
\_\_\_\_\_徴収の方法)

第2条 特例法第2条に規定するアメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(以下「アメリカ合衆国軍隊の構成員等」という。)の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割は、地方税法第446条第1項及び\_\_\_\_\_村税条例第85条の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。

(\_\_\_\_\_証紙徴収の手続)

第3条 前条に掲げる軽自動車税の種別割の納税義務者は、毎年5月中において、\_\_\_\_\_村が発行する第1号様式の証紙によって、当該軽自動車税の種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、軽自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に第2号様式の押印を受けたときに完了するものとする。

(税率\_\_\_\_\_)

第4条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の税率は、\_\_\_\_\_村税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づく軽自動車税の徴収の方法及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づく軽自動車税の\_\_\_\_\_税率等について、中城村税条例(昭和47年\_\_\_\_\_条例第37号\_\_\_\_\_ )の特例を設けることを目的とする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の方法)

第2条 特例法第2条に規定するアメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(以下「アメリカ合衆国軍隊の構成員等」という。)の所有する軽自動車等に対する軽自動車税\_\_\_\_\_は、地方税法第446条第1項及び中城村税条例第85条の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税の証紙徴収の手続)

第3条 前条に掲げる軽自動車税\_\_\_\_\_の納税義務者は、毎年5月中において、中城村が発行する第1号様式の証紙によって、当該軽自動車税\_\_\_\_\_を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、軽自動車税\_\_\_\_\_の納税義務は、購入した証紙に第2号様式の押印を受けたときに完了するものとする。

(税率の特例)

第4条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税\_\_\_\_\_の税率は、中城村税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

第1号様式（第3条関係）

車種(Type of Vehicle) \_\_\_\_\_  
 登録番号(Registration Number) \_\_\_\_\_  
 軽自動車税(種別割)証紙  
 ( Automobile Tax Category Base Stamp )  
 税額 (Tax Amount) ¥ \_\_\_\_\_  
 課税期間 From 年 月 日から  
 to 年 月 日まで  
 ( Tax For Months From )  
 交付年月日 年 月 日  
 ( Date of Deliver )  
 中城村 印  
 ( Nakagusuku Son )

縦6センチメートル 横10センチメートル

第1号様式（第3条関係）

車種(TYPE OF VEHICLE) \_\_\_\_\_  
 登録番号(LICENSE NUMBER) \_\_\_\_\_  
 軽自動車税証紙  
 ( AUTOMOBILE TAX STAMP )  
 税額 (TAX AMOUNT) ¥ \_\_\_\_\_  
 課税期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日から  
 \_\_\_\_\_ 年 月 日まで  
 ( TAX FOR MONTHS FROM )  
 ( TO )  
 交付年月日 年 月 日  
 ( DATE OF DELIVER )  
 中城村 印  
 ( \_\_\_\_\_ )

縦6センチメートル 横10センチメートル

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、令和2年度分以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから、議案第39号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自

動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号 中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第40号 中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第40号

中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例

中城村立学校施設の使用料に関する条例（昭和52年中城村条例第5号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

村立学校施設の利用について、広く利用できることを目的に、利用料金をわかりやすくするため、中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例

中城村立学校施設の使用料に関する条例（昭和52年中城村条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                 | 改正前                       |
|-----------------------------------------------------|---------------------------|
| 別表（第2条関係）<br>1、施設使用料（校舎・校庭及び、屋内運動場）<br>_____ 1時間当たり | 別表（第2条関係）<br>1 校舎・校庭等の使用料 |

|     |       |                  |
|-----|-------|------------------|
|     | 学生・一般 | 超過時間<br>(1時間当たり) |
| 使用料 | 村内    | 500円             |
|     | 村外    | 1,000円           |
| 照明料 |       | 500円             |

※時間については、使用準備から退出するまでの時間とする。

| 時間 | 9:00<br>～<br>12:00 | 13:00<br>～<br>17:00 | 9:00<br>～<br>17:00 | 17:00<br>～<br>21:00 | 超過料<br>金1時<br>間に付 | 備考            |
|----|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|-------------------|---------------|
| 教室 | 円<br>1,000         | 円<br>1,000          | 円<br>2,500         | 円<br>3,000          | 円<br>1,000        | 1教<br>室に<br>付 |
| 校庭 | 円<br>1,500         | 円<br>1,500          | 円<br>3,500         | 円<br>4,000          | 円<br>1,500        | 1回<br>に付      |

## 2 屋内運動場の使用料

| 時間                      | 9:00<br>～<br>12:00 | 13:00<br>～<br>17:00 | 9:00<br>～<br>17:00 | 17:00<br>～<br>21:00 | 超過料<br>金1時<br>間に付 |
|-------------------------|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|-------------------|
| スポーツ等に<br>利用する<br>場合    | 500円               | 500円                | 1,500円             | 1,500円              | 500円              |
| その他の<br>場合              | 1,000円             | 1,000円              | 2,000円             | 2,000円              | 1,000円            |
| 入場料<br>等を徴<br>収する<br>場合 | 1,200円             | 1,200円              | 2,500円             | 2,500円              | 1,200円            |
| 共通事<br>項                | 放送施設使用料 1,000円     |                     |                    |                     |                   |
|                         | 電気使用料 1時間に付 500円   |                     |                    |                     |                   |
|                         | 水道使用料 1回に付 200円    |                     |                    |                     |                   |
|                         | 椅子 1脚に付 20円        |                     |                    |                     |                   |
|                         | 机 20円              |                     |                    |                     |                   |
|                         | 体育館備品使用料 1式に付 500円 |                     |                    |                     |                   |

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第40号について質疑をいたします。

1 ページのほう、改正後のほうです。別表第2条関係の使用料について。村内、学生・一般1時間当たり500円ということで、照明料がプラス500円ということで、トータル1,000円。これ例えば2時間使用した場合に倍掛けで2,000円ということで考えてよろしいかどうか、1点お願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、ただいまの質疑にお答えします。

別表1のほうで、村内のほうで利用した場合、1時間500円プラス照明料ということで500円が1,000円になります。村外の場合には、1,000円に照明料の500円が1,500円になりますので、2時間の場合には3,000円という形になります。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 改正後のちょっと別表を見てみましたら照明料のほう500円ということで区切られていないものですから、これはまた1時間も2時間も一緒かなというふうに感じられたものですから、ただいまの質問をしたんですけども、1時間当たりは1,000円ということになるわけですね。では、今回のこの一部改正は提案理由にあるように学校施設を村民の方々が広く利用できることを目的に村民の方々の体力の向上、それから健康増進あるいはまた生涯にわたり健康で、よりスポーツを楽しむことの理由として、大変大きな成果だと思っております。私は今回の条例改正に本当に感服

いたしまして、高く評価するものであります。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。休憩します。

休 憩（10時41分）

~~~~~

再 開（10時48分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号 中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号 中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第41号 特別職の職員

で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第41号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城村就学指導委員会設置条例を中城村教育支援委員会設置条例に改正したため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がある。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表1（第2条関係）				別表1（第2条関係）			
職名		報酬の額	旅費の額 (県内)	職名		報酬の額	旅費の額 (県内)
(略)				(略)			
教育支援委員会委員	医師	日額 10,000円		就学指導委員会委員	医師	日額 10,000円	
	学識経験者	日額 5,000円			学識経験者	日額 5,000円	
	その他	日額 4,000円			その他	日額 4,000円	
(略)				(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

休憩します。

休 憩（10時50分）

~~~~~

再 開（10時52分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（10時52分）

~~~~~

再 開（10時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第41号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第42号 中城村附属機関に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第42号 中城村附属機関に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第42号

中城村附属機関に関する条例の一部を改正する条例

中城村附属機関に関する条例（昭和55年中城村条例第7号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中城村就学指導委員会設置条例を中城村教育支援委員会設置条例に改正したため、中城村附属機関に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村附属機関に関する条例の一部を改正する条例

中城村附属機関に関する条例（昭和55年中城村条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
(略)			(略)		
教育委員会	<u>中城村教育支援委員会</u>	特別支援を必要とする児童及び生徒の就学指導に関すること。	教育委員会	<u>中城村就学指導委員会</u>	特別支援を必要とする児童及び生徒の就学指導に関すること。
(略)			(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（10時56分）

~~~~~

再 開（11時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第42号は、委員会付託を省略  
します。

これから討論を行います。討論はありません  
か。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから、議案第42号 中城村附属機関に関  
する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第42号 中城村附属機関に関  
する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり  
可決されました。

日程第12 議案第43号 中城村水道事業給水  
条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第43号 中城村水道事  
業給水条例の一部を改正する条例について御提  
案申し上げます。

#### 議案第43号

#### 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中城村水道事業給水条例（平成10年中城村条例第3号）の一部を別紙のとおり改正したいの  
で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

水道法等の一部が改正されたことに伴い、中城村水道事業給水条例の一部を改正する必要があ  
る。

#### 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中城村水道事業給水条例（平成10年中城村条例第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                             | 改正前                             |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (手数料)<br>第34条 手数料は、次の各号に定めるとおりと | (手数料)<br>第34条 手数料は、次の各号に定めるとおりと |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>し、申込者から申込みの際、これを徴収する。<br/>ただし、管理者が、特別の理由があると認めた<br/>申込者からは、申込み後、徴収することができる。<br/>（１）・（２）（略）<br/>（３） <u>指定給水装置工事事業者指定手数料</u> <u>1</u><br/><u>件につき 15,000円</u><br/>（４） <u>指定給水装置工事事業者指定更新手数料</u><br/><u>1件につき 10,000円</u><br/>（５） <u>指定給水装置工事事業者証再発行手数料</u><br/><u>1件につき 1,000円</u></p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）<br/>第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装<br/>置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年<br/>政令第336号）第<u>6</u>条に規定する給水装置の構<br/>造及び材質の基準に適合していないときは、そ<br/>の者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が<br/>給水装置をその基準に適合させるまでの間、そ<br/>の者に対する給水を停止することができる。<br/>2 （略）</p> | <p>し、申込者から申込みの際、これを徴収する。<br/>ただし、管理者が、特別の理由があると認めた<br/>申込者からは、申込み後、徴収することができる。<br/>（１）・（２）（略）<br/>（３） <u>指定給水装置工事事業者の指定をする</u><br/><u>とき 1件につき 15,000円</u></p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）<br/>第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装<br/>置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年<br/>政令第336号）第<u>5</u>条に規定する給水装置の構<br/>造及び材質の基準に適合していないときは、そ<br/>の者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が<br/>給水装置をその基準に適合させるまでの間、そ<br/>の者に対する給水を停止することができる。<br/>2 （略）</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終  
わります。

これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

休憩します。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時04分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定
によって、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第43号は、委員会付託を省略
します。

これから討論を行います。討論はありませ
んか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (11時05分)

~~~~~

再 開 (11時16分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第13 議案第44号 令和元年度中城村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第44号 令和元年度中城村一般会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

#### 議案第44号

#### 令和元年度中城村一般会計補正予算(第3号)

令和元年度中城村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509,203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,395,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款           | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------------|---------|-----------|---------|-----------|
| 1 村税        |         | 2,580,024 | 315     | 2,580,339 |
|             | 3 軽自動車税 | 73,907    | 315     | 74,222    |
| 11 地方交付税    |         | 1,255,151 | 42,415  | 1,297,566 |
|             | 1 地方交付税 | 1,255,151 | 42,415  | 1,297,566 |
| 14 使用料及び手数料 |         | 173,560   | △7,701  | 165,859   |
|             | 1 使用料   | 140,910   | △7,701  | 133,209   |
| 15 国庫支出金    |         | 1,655,742 | 105,564 | 1,761,306 |
|             | 1 国庫負担金 | 993,655   | 89,474  | 1,083,129 |
|             | 2 国庫補助金 | 655,114   | 16,090  | 671,204   |
| 16 県支出金     |         | 1,157,206 | 74,403  | 1,231,609 |
|             | 1 県負担金  | 473,881   | 20,111  | 493,992   |
|             | 2 県補助金  | 643,978   | 54,292  | 698,270   |
| 18 寄附金      |         | 37,667    | 62,933  | 100,600   |
|             | 1 寄附金   | 37,667    | 62,933  | 100,600   |
| 20 繰越金      |         | 30,000    | 182,706 | 212,706   |
|             | 1 繰越金   | 30,000    | 182,706 | 212,706   |
| 21 諸収入      |         | 282,513   | 3,043   | 285,556   |
|             | 4 雑入    | 278,273   | 3,043   | 281,316   |
| 22 村債       |         | 660,835   | 45,525  | 706,360   |
|             | 1 村債    | 660,835   | 45,525  | 706,360   |
| 歳入合計        |         | 8,886,118 | 509,203 | 9,395,321 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費 |             | 102,436   | 255     | 102,691   |
|       | 1 議会費       | 102,436   | 255     | 102,691   |
| 2 総務費 |             | 1,710,563 | 340,424 | 2,050,987 |
|       | 1 総務管理費     | 1,542,829 | 337,784 | 1,880,613 |
|       | 2 徴税費       | 103,446   | 2,576   | 106,022   |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 48,358    | 60      | 48,418    |

| 款       | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 2       | 総務費         |           |         |           |
|         | 6 監査委員費     | 1,670     | 4       | 1,674     |
| 3       | 民生費         | 3,189,030 | 136,053 | 3,325,083 |
|         | 1 社会福祉費     | 1,287,730 | 3,756   | 1,291,486 |
|         | 2 児童福祉費     | 1,901,300 | 132,297 | 2,033,597 |
| 4       | 衛生費         | 866,290   | 2,510   | 868,800   |
|         | 1 保健衛生費     | 482,817   | 2,751   | 485,568   |
|         | 2 清掃費       | 383,473   | △241    | 383,232   |
| 6       | 農林水産業費      | 224,871   | 7,915   | 232,786   |
|         | 1 農業費       | 157,300   | 7,523   | 164,823   |
|         | 3 水産業費      | 66,365    | 392     | 66,757    |
| 7       | 商工費         | 337,299   | △13,817 | 323,482   |
|         | 1 商工費       | 337,299   | △13,817 | 323,482   |
| 8       | 土木費         | 363,011   | 11,153  | 374,164   |
|         | 1 土木管理費     | 72,590    | 2,613   | 75,203    |
|         | 2 道路橋梁費     | 145,521   | 11,295  | 156,816   |
|         | 4 都市計画費     | 1,400     | 292     | 1,692     |
|         | 5 下水道費      | 139,975   | △3,047  | 136,928   |
| 10      | 教育費         | 1,209,587 | 23,852  | 1,233,439 |
|         | 1 教育総務費     | 141,459   | 1,470   | 142,929   |
|         | 2 小学校費      | 392,267   | 1,845   | 394,112   |
|         | 3 中学校費      | 88,368    | 9,441   | 97,809    |
|         | 4 幼稚園費      | 143,090   | 8,941   | 152,031   |
|         | 5 社会教育費     | 239,360   | △6,812  | 232,548   |
|         | 6 保健体育費     | 205,043   | 8,967   | 214,010   |
| 11      | 災害復旧費       | 42,349    | 858     | 43,207    |
|         | 2 土木施設災害復旧費 | 7,276     | 858     | 8,134     |
| 歳 出 合 計 |             | 8,886,118 | 509,203 | 9,395,321 |

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

| 事 項                 | 期 間            | 限 度 額 |
|---------------------|----------------|-------|
| 中城村例規集データベースシステム利用料 | 令和2年度より令和6年度まで | 8,415 |

第3表 地方債補正

| 起債の目的       | 補 正 前         |                    |                                                                              |                                                                                                                    | 補 正 後         |       |     |       |
|-------------|---------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|-----|-------|
|             | 限度額           | 起債の方法              | 利率                                                                           | 償還の方法                                                                                                              | 限度額           | 起債の方法 | 利率  | 償還の方法 |
| 臨時財政対策債     | 千円<br>145,735 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。<br><br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>188,560 | 同 じ   | 同 じ | 同 じ   |
| 公立学校施設整備事業債 | 60,600        |                    |                                                                              |                                                                                                                    | 63,300        |       |     |       |

それでは読み上げて御提案申し上げます。款、項、補正前の額、補正額、合計の順でございます。

まず歳入から。第1表歳入歳出予算補正。歳入、第1款村税、3項軽自動車税、補正前の額7,390万7,000円、補正額31万5,000円、合計で7,422万2,000円。

11款地方交付税、1項地方交付税、補正前の額12億5,515万1,000円、補正額4,241万5,000円、合計で12億9,756万6,000円。

14款使用料及び手数料、1項使用料、補正前の額1億4,091万円、補正額770万1,000円の減、

合計で1億3,320万9,000円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額9億9,365万5,000円、補正額8,947万4,000円、合計で10億8,312万9,000円。2項国庫補助金、補正前の額6億5,511万4,000円、補正額1,609万円、合計で6億7,120万4,000円。

16款県支出金、1項県負担金、補正前の額4億7,388万1,000円、補正額2,011万1,000円、合計で4億9,399万2,000円。2項県補助金、補正前の額6億4,397万8,000円、補正額5,429万2,000円、合計で6億9,827万円。

18款寄附金、1項寄附金、補正前の額3,766

万7,000円、補正額6,293万3,000円、合計で1億60万円。

20款繰越金、1項繰越金、補正前の額3,000万円、補正額1億8,270万6,000円、合計で2億1,270万6,000円。

21款諸収入、4項雑入、補正前の額2億7,827万3,000円、補正額304万3,000円、合計で2億8,131万6,000円。

22款村債、1項村債、補正前の額6億6,083万5,000円、補正額4,552万5,000円、合計で7億636万円。

歳入合計、補正前の額88億8,611万8,000円、補正額5億920万3,000円、合計で93億9,532万1,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億243万6,000円、補正額25万5,000円、合計で1億269万1,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額15億4,282万9,000円、補正額3億3,778万4,000円、合計で18億8,061万3,000円。2項徴税費、補正前の額1億344万6,000円、補正額257万6,000円、合計で1億602万2,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額4,835万8,000円、補正額6万円、合計で4,841万8,000円。6項監査委員費、補正前の額167万円、補正額4,000円、合計で167万4,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額12億8,773万円、補正額375万6,000円、合計で12億9,148万6,000円。2項児童福祉費、補正前の額19億130万円、補正額1億3,229万7,000円、合計で20億3,359万7,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額4億8,281万7,000円、補正額275万1,000円、合計で4億8,556万8,000円。2項清掃費、補正前の額3億8,347万3,000円、補正額24万1,000円の減、合計で3億8,323万2,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億5,730万円、補正額752万3,000円、合計で

1億6,482万3,000円。3項水産業費、補正前の額6,636万5,000円、補正額39万2,000円、合計で6,675万7,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額3億3,729万9,000円、補正額1,381万7,000円の減、合計で3億2,348万2,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額7,259万円、補正額261万3,000円、合計で7,520万3,000円。2項道路橋梁費、補正前の額1億4,552万1,000円、補正額1,129万5,000円、合計で1億5,681万6,000円。4項都市計画費、補正前の額140万円、補正額29万2,000円、合計で169万2,000円。5項下水道費、補正前の額1億3,997万5,000円、補正額304万7,000円の減、合計で1億3,692万8,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億4,145万9,000円、補正額147万円、合計で1億4,292万9,000円。2項小学校費、補正前の額3億9,226万7,000円、補正額184万5,000円、合計で3億9,411万2,000円。3項中学校費、補正前の額8,836万8,000円、補正額944万1,000円、合計で9,780万9,000円。4項幼稚園費、補正前の額1億4,309万円、補正額894万1,000円、合計で1億5,203万1,000円。5項社会教育費、補正前の額2億3,936万円、補正額681万2,000円の減、合計で2億3,254万8,000円。6項保健体育費、補正前の額2億504万3,000円、補正額896万7,000円、合計で2億1,401万円。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、補正前の額727万6,000円、補正額85万8,000円、合計で813万4,000円。

歳出合計、補正前の額88億8,611万8,000円、補正額5億920万3,000円、合計で93億9,532万1,000円でございます。

続いて第2表債務負担行為補正。追加分でございます。中城村例規集データベースシステム利用料、期間が令和2年度より令和6年度まで、限度額が841万5,000円でございます。

第3表地方債の補正。補正前と補正後、起債の方法、利率、償還の方法は同じでございます。まず臨時財政対策債、補正前の限度額1億4,573万5,000円、補正後の限度額1億8,856万円。公立学校施設整備事業債、補正前の限度額が6,060万円、補正後の限度額が6,330万円。起債の方法、その他、全て一緒でございます。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率が年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法が特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。今回の補正で、総額が93億円余りになったということと、前年度の決算で84億円という数字が出ているんですけれども、その大幅に増えた要因として考えられるようなことをお聞きしたいということが1点です。あと1点ですけれども、説明の40ページのほうですが、道路橋梁費のほうで、災害復旧費として新垣中央線の復旧工事設計委託料が85万8,000円計上されております。これは去る6月定例会において、既に360万円の工事請負費が計上されていたこととの合わせて、その関係をお尋ねしたいと思います。以上、2点についてお願いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。まず決算同士ではないということで、なかなか

か比較はしにくいかなと思うんですが、今回の補正で多く増額となっているのが、やはり幼保無償化の部分も多く出ていますので、現在のところでは、その予算額の増に影響しているのかなと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

当初は、L型擁壁工法で設計を進めてきましたが、ボーリング調査等を実施し、L型擁壁工法をするに当たり、災害が起きている反対側、斜面側にも保護のために控えH網を打たなければならないという状況になっています。そうした場合には、斜面にも影響がある。それよりはまた今、検討しているGS式擁壁工法、崩れている場所にH網を打って、その上にGS擁壁を施工する方法に変更の予定でありまして、その設計をするために今回の補正となっています。標準的な工事費として、L型工法でいきますと、約380万円ぐらい。リース式擁壁工法でいきますと、約300万円弱で施行できるということ、経済性施工のしやすさということで設計の変更の予定であります。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 設計の変更が生じたということで、理解はいたしますが、6月のときに御返答いただいたかと思うんですが、早急に復旧をしたいというふうなことがあったにもかかわらず、これまでずっと放置状態というふうなことがありましたので、今回の質問をさせていただきます。1日も早い復旧を願っておりますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第44号について質疑をいたします。

8ページ、14款の民生使用料と教育使用料なんですけれども、保育所使用料ということで、

その下のまたは幼稚園授業料、それが606万5,000円と163万6,000円減額ということなんですけど、これは説明のほうでは無償化に伴う減額分との説明があったんですけども、これは対象になる児童、あるいは園児、それは何名ぐらいいらっしゃるのかどうか。これは認定こども園のほうは、どこに在籍しているのかどうか、これが1点目。

次、24ページ、3款の13節なんですけれども、委託料、中城村子ども・子育て支援事業計画策定業務、これが145万3,000円あるんですけども、これは業務内容の変更と聞いているんですけども、どういう変更になっているのかどうか、それをお願いします。

3点目に、34ページ、10款教育費のほうです。備品購入費、18節なんですけれども、通学バスの購入費ということで、70万円を出ているんですけども、これは去る議会でも650万円の通学バスを購入するという話で進んでいたはずなんですけれども、これの変更がどういう状況で変更になっているのか。さらに補正を上げてきているものですから、その説明をお願いしたいと思います。以上、3点よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時35分）

~~~~~

再 開（11時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

まず1番目ですけれども、公立が71人、私立の認定こども園、認可保育園、小規模保育園で、221名分の保育料の減額、対象園児でございます。

2番目の質問ですけれども、中城村子ども・子育て支援事業計画につきましては、当初11月に予算を計上するんですが、そのときの国から

の策定計画案というのが、まだ定まっておきませんので、去年の8月24日に案として出したんですけども、その後、国の方針の確定で、新規項目に伴う追加業務。またより細部まで確認が必要な項目も増えました。これが出ましたのが、平成31年4月23日、改定版で通知がございまして、その使用変更に伴う増額となっております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問に答弁いたします。

まず8ページの教育使用料の幼稚園使用料の額の人数なんですけれども、中城幼稚園、津覇幼稚園、合わせまして79名となっております。

続いて34ページの教育総務費の事務局費で備品購入70万円の増額ということなんですけれども、当初650万円の見積もりはマイクロバスの見積もりはガソリン車として見積もりを取っておりまして、このガソリン車を所有している南城市のほうに確認したところ、燃費及びメンテナンス等で相当の維持費がかかるということでディーゼル車に変更という形のものでやりました。今度、ディーゼル車を購入するに当たって、各メーカーが今年度モデルチェンジの時期になりまして、当初すぐには見積もり書が出せないというのは見積もりを出したときに、この金額でできるかというようなものもありまして、それで増額の時期がちょっと遅れているんですけども、今回、このモデルチェンジができて、見積もりを提出させたところ、足りない分の増額という形のものになっております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは8ページのほうからいろいろとその子ども・子育てのほうにもあって、それから消費税も上がると。あるいはまたさまざまな理由で10月からはいろいろなことが出てくるんだろうなということでありまして、減額になったということですから

またいろいろと非課税世帯、いろいろなものも絡んでくるだろうと思いますけれども、しっかりとその分は対応していただきたいというふうに思っております。

あと24ページのほうも、去年で決まっているんだけれども、新規の立ち上げということでその分もぜひ子供に関する教育あるいはそういうものも含めてしっかりと対応をお願いしたいというふうに思っております。通学バスに関してもこれはガソリン車ではちょっと無理で、ディーゼル車に変えるということなんで、ぜひ管理しやすい、あるいはまた設備のほうもしっかりとした通学バスを購入していただいて、安心・安全な通学を目指していただきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（11時40分）

~~~~~

再開（11時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 13ページにふるさと納税寄附金、指定金6,293万3,000円がございます。そして、18ページに関連してだと思えますが、ふるさと納税業務委託料が3,631万円の増額になっております。そのふるさと納税の状況とこのふるさと納税の委託料を3,631万円もかけてやるだけの状況を教えていただきたいと思えます。

あとは次のページ、19ページ、財政調整基金が2億3,441万6,000円を積み立てられておりますけれども、非常に大きな金額だと思います。中城村はこれだけもうけたのかなということで、この財政調整基金をこれだけ積み立てられるという理由、どういう状況でこんなにたくさん積み立てられるのかということも教え

ていただきたいと思えます。

あとはちばりよ一中城ごさまる応援基金4,894万円の補正がありますけれども、そのちばりよ一中城ごさまる応援基金積立金の積み立てたらどれぐらいになるのか。あるいはその使用というんですか、使用する目的があるはずですから、その使用の目的と教えていただきたい。あとはその次の人材育成基金も216万9,000円が積み立てられるということで、補正が出ていますけれども、この人材育成基金積立金もどれだけになるのか。そして、どのように使う目的で積立金があるのか、教えていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時50分）

~~~~~

再開（11時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

まずふるさと納税の納付状況ですが、今回、6,200万円余りの増額でありますけれども、4月、5月、6月、7月、現在毎月800万円程度の納付がありまして、前年度と比べますと、ふるさとチョイスサイトというんですか、ネットを使った納付がやはり多くなっていますので、その部分も含めて今回、増額の計上しています。委託料になるんですが、ふるさと納税の委託料については、サイトの管理に納付していただいた方への返礼品、または送料などを委託しますので、ふるさと納税の制度として必要な支払いとなっておりますので、補正は必要だと考えています。

続いて財政調整基金の件ですが、今回、平成30年度の決算剰余金がありまして、その2分の1を積み立てることと制度上なっています。その金額が1億635万3,000円、そして今回の補正、歳入歳出の差額が1億2,806万2,000円となって

いますので、その合計が今回、積立金として計上しております。その内容としましても、地方交付税、そして先ほどのふるさと納税、臨時財政特例債の歳入の増額補正がありましたので、その部分もあり、今回、2億3,000万円余りの積み立てとなっています。残高としまして基金残が7億2,181万8,000円となっています。

続いてちばりよ一中城ごさまる基金の件ですが、昨年度のふるさと納税の納付額ですが、それを今回、積み立てています。使用内容としましては昨年と今年度、ごさまる歴史資料図書館の図書購入費として使用しています。

続いて人材育成基金。人材育成基金についても、昨年度の納付額を今回、積み立てています。基金残高として702万円を現在、残高となります。使用目的については、生涯学習課における文化、スポーツ面の派遣事業のその部分について活用しています。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 議長、よろしいです。

○議長 新垣博正 よろしいですか。

○3番 渡嘉敷眞整議員 はい。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 それでは質疑をします。

まずは18ページの役務費の広告料とあるんですけれども、この広告料の具体的な説明をいただきたい。

31ページの原材料費も今回300万円の補正があるんですけれども、これの予定などがありましたらお願いします。

あと1点は、34ページの備品購入費のバス購入ですけれども、今回、そういう事情で補正して発注するという事なんですけれども、これについてはバスの運行計画と合わせて、その実施する時期とか、あるいは具体的な運行計画というのは、どれぐらい進んでいるのか、購入と同時にできるのか、そこら辺のところもお願い

します。3点お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

役務費、広告料の補正につきましては、今年度10月に開催します中城護佐丸まつりあるいはその翌月のプロジェクションマッピング、その新聞広告料の補正でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

31ページの道路維持費、原材料費300万円の補正についてですけれども、これも先ほど説明した重機使用料と同じようなもので村内全域の道路の維持補修とか、防護柵の材料、アスファルトとか、そういう防護柵の原材料費であります。場所的には、ここというものではなくて、村内全域、その都度対応していっています。これも先ほど述べた使用料と同じで毎年の決算額が約800万円から1,000万円ということで、当初予算と補正で毎年対応している状況であります。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では通学バスの運行運用についてですけれども、登校では現在、込み合っているBバスの登校のときに同行させるという計画で行っております。下校時は幼稚園の時間帯にそのマイクロバスを使って、幼稚園児を運行できるようなスケジュールにしていこうという運用計画を行っております。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 再質問ですけれども、広告についてはプロジェクションマッピングということで、前回の全員協議会で説明がちょっとなかったのを確認をしました。

原材料費についてですけれども、今回、道路舗装の部分が奥間南上原線の道路舗装の部分が80メートルから100メートルぐらいということなんですけれども、その合わせて歩道側の上からの雨水の小さい排水溝がせつかくつくっているん

ですけれども、どうも満杯してせっかくつくった舗装面が今、泥ぶった一ぐわーになってあるので、今回、300万円やってもらえそうであれば、ぜひこれもお願いしておきます。

あとはマイクロバスの件ですけれども、やはり通行の時間帯とか、今回、このマイクロバスについては陸運局は通さなくてもいいのか、1点だけ…。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 マイクロバスの陸運の登録の際には活用方法等を行っていきます。ただ、白ナンバーのものになりますので、時間のほうはそんなにかからないという形のもので確認しております。

それと先ほどですが、答弁漏れました運用する時期についてなんですけれども、年明けてこのバスの管理ができるような状態になりましたら、すぐにでも運行していきたい。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 では議案第44号、補正について質問します。

まず歳入の10ページ、3節の中城城跡の保存整備事業の減ですね、そのちょっと説明…。中城城跡は毎回のごとく減が多いんですけれども、早目に整備を行っていただきたいんですけれども、何かまた理由があるのかどうか。

それと12ページも同じ減です。6目の文化財事業費の36万3,000円の減のちょっと説明…。

それにかかわる歳出38ページの14節と15節の減ですけれども、これは現在行った入札残かなと思いますけれども、説明…。

それとこの中城城跡整備がなかなか進まないと思っているんですけれども、どういった感じでまたこれから早目に進めていくのかだけお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではお答えい

たします。

まず歳入につきましてでございます。歳出も歳入の減に伴った歳出の減になりますが、まずは歳入につきましては、文化庁の補助事業というのが毎年ほとんど1月か2月にヒアリングをして、概算ということを決定的にまいります。その時点で新年度予算がこちら中城村のほうで組みまして、その後、4月に入って文化庁のほうから確定通知というのがございまして、国の予算の枠の中でどうしてもそういう配分がございまして、今回、ヒアリング時点の総額よりは今回の減額分が歳入が落ちてくるということでございます。これは国に伴って県も歳入の減につきましては、トータルの予算枠の中での減少ということになります。

そして、38ページ、御質問のこの工事費の減額、使用料等の減額につきましては、歳入の減に伴う工事費の減を含めたものでございます。

中城城跡整備事業につきましては、年度を追って計画的に進めておりますが、先ほど答弁したようにどうしても国の補助金等を含めたトータルの中で、中城城跡のみならず県内の遺跡を含めたところでの予算の確保を現在、要望も含めてやっているところで、そこがどうしても工事等に遅れを来しているという状況でございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
休憩します。

休 憩（12時06分）

~~~~~

再 開（12時09分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第44号は、委員会付託を省略  
します。

これから討論を行います。討論はありません  
か。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから、議案第44号 令和元年度中城村一  
般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第44号 令和元年度中城村一  
般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可  
決されました。

休憩します。

休 憩(12時10分)

~~~~~

再 開(13時30分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第14 議案第45号 令和元年度中城村国
民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題
とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第45号 令和元年度中
城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
について御提案申し上げます。

議案第45号

令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,281,780千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		2	34,553	34,555
	1 繰越金	2	34,553	34,555
歳入合計		2,247,227	34,553	2,281,780

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		41,951	512	42,463
	1 総務管理費	32,579	512	33,091
2 保険給付費		1,449,189	19,042	1,468,231
	1 療養諸費	1,227,598	19,042	1,246,640
9 諸支出金		3,107	14,999	18,106
	1 償還金及び還付加算金	3,106	14,999	18,105
歳出合計		2,247,227	34,553	2,281,780

それでは読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、9款繰越金、1項繰越金、補正前の額2,000円、補正額3,455万3,000円、合計で3,455万5,000円。

歳入合計、補正前の額22億4,722万7,000円、補正額3,455万3,000円、合計で22億8,178万円。

続いて歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額3,257万9,000円、補正額51万2,000円、合計で3,309万1,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額12億2,759万8,000円、補正額1,904万2,000円、合計で12億4,664万円。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額310万6,000円、補正額1,499万9,000円、合計で1,810万5,000円。

歳出合計、補正前の額22億4,722万7,000円、補正額3,455万3,000円、合計で22億8,178万円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終

わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号 令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原

案のとおり可決されました。

日程第15 議案第46号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第46号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第46号

令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143,376千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	74	75
	1 繰越金	1	74	75
歳入合計		143,302	74	143,376

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		321	23	344
	1 償還金及び還付加算金	320	23	343
4 予備費		300	51	351
	1 予備費	300	51	351
歳出合計		143,302	74	143,376

同じく、歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、5款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額7万4,000円、合計で7万5,000円。

歳入合計、補正前の額1億4,330万2,000円、補正額7万4,000円、合計で1億4,337万6,000円でございます。

続いて歳出でございます。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額32万円、補正額2万3,000円、合計で34万3,000円。

4款予備費、1項予備費、補正前の額30万円、補正額5万1,000円、合計で35万1,000円。

歳出合計、補正前の額1億4,330万2,000円、補正額7万4,000円、合計で1億4,337万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号 令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第47号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第47号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第47号

令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,201千円を減額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277,875千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		139,975	△3,047	136,928
	1 一般会計繰入金	139,975	△3,047	136,928
4 繰越金		1	1,846	1,847
	1 繰越金	1	1,846	1,847
歳入合計		279,076	△1,201	277,875

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		151,998	△1,392	150,606
	1 公共下水道費	151,998	△1,392	150,606
2 公債費		126,878	191	127,069
	1 公債費	126,878	191	127,069
歳出合計		279,076	△1,201	277,875

同じく、歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入の3款繰入金、

1項一般会計繰入金、補正前の額1億3,997万5,000円、補正額304万7,000円の減、合計で1億3,692万8,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金、補正前の額は 1,000 円、補正額 184 万 6,000 円、合計で 184 万 7,000 円。

歳入合計、補正前の額 2 億 7,907 万 6,000 円、補正額 120 万 1,000 円の減、合計で 2 億 7,787 万 5,000 円。

歳出、1 款公共下水道費、1 項公共下水道費、補正前の額 1 億 5,199 万 8,000 円、補正額 139 万 2,000 円の減。合計で 1 億 5,060 万 6,000 円。

2 款公債費、1 項公債費、補正前の額 1 億 2,687 万 8,000 円、補正額 19 万 1,000 円、合計で 1 億 2,706 万 9,000 円。

歳出合計、補正前の額 2 億 7,907 万 6,000 円、補正額 120 万 1,000 円の減、合計で 2 億 7,787 万 5,000 円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（13 時 41 分）

~~~~~

再 開（13 時 43 分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第 47 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第 47 号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第 47 号 令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 48 号 令和元年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第 48 号 令和元年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について御提案申し上げます。

#### 議案第 48 号

#### 令和元年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ403,258千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 2 繰入金 |         | 130,000 | 40,000  | 170,000 |
|       | 1 基金繰入金 | 130,000 | 40,000  | 170,000 |
| 3 繰越金 |         | 1       | 175,608 | 175,609 |
|       | 1 繰越金   | 1       | 175,608 | 175,609 |
| 歳入合計  |         | 187,650 | 215,608 | 403,258 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------------|----------------|---------|---------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 187,649 | 215,608 | 403,257 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 187,649 | 215,608 | 403,257 |
| 歳出合計        |                | 187,650 | 215,608 | 403,258 |

同じく、歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入のほうから、2款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額1億3,000万円、補正額4,000万円、合計で1億7,000万円。

3款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額1億7,560万8,000円、合計で1億7,560万9,000円。

歳入合計、補正前の額1億8,765万円、補正

額2億1,560万8,000円、合計で4億325万8,000円。

歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額1億8,764万9,000円、補正額2億1,560万8,000円、合計で4億325万7,000円。

歳出合計、補正前の額1億8,765万円、補正額2億1,560万8,000円、合計で4億325万8,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時47分）

~~~~~

再 開（13時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第48号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号 令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第48号 令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第49号 令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第49号 令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第49号

令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128千円を増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,565千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	128	129
	1 繰越金	1	128	129
歳入合計		2,437	128	2,565

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 污水处理施設管理費		2,327	128	2,455
	1 污水处理施設管理費	2,327	128	2,455
歳出合計		2,437	128	2,565

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入の4款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額12万8,000円、合計で12万9,000円。

歳入合計、補正前の額243万7,000円、補正額12万8,000円、合計で256万5,000円。

続いて歳出、1款污水处理施設管理費、1項污水处理施設管理費、補正前の額232万7,000円、補正額12万8,000円、合計で245万5,000円。

歳出合計、補正前の額243万7,000円、補正額12万8,000円、合計で256万5,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号 令和元年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号 令和元年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第50号 中城浜漁港機能保全工事請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第50号 中城浜漁港機能保全工事請負契約についてについて御提案申

し上げます。

議案第50号

中城浜漁港機能保全工事請負契約について

中城浜漁港機能保全工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 契約の目的 | 中城浜漁港機能保全工事 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 金 51,920,000円 |
| うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | 金 4,720,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 宜野湾市字佐真下83番地
有限会社 大日土木
代表取締役 平川 悟 |

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

中城浜漁港機能保全工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして、契約書、入札調書結果、函面等がございますので、御参照いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（13時57分）

~~~~~

再 開（14時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第50号は、委員会付託を省略  
します。

これから討論を行います。討論はありません  
か。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから、議案第50号 中城浜漁港機能保全  
工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第50号 中城浜漁港機能保全  
工事請負契約については、原案のとおり可決さ  
れました。

日程第20 同意第3号 中城村固定資産評価  
審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め  
ることについてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第3号 中城村固定資  
産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意  
を求めることについて御提案申し上げます。

#### 同意第3号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求  
めることについて

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第  
226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字  
氏 名 玉 井 恭 春  
生年月日 昭和25年生

令和元年9月6日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

中城村固定資産評価審査委員会委員の任期が、令和元年9月30日をもって満了するため新たに  
委員を選任する必要がある。

履歴書が添付されておりますので、御参照い  
ただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の説明を終わ  
ります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（14時06分）

~~~~~

再 開（14時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第3号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第3号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

令和元年第4回中城村議会定例会（第4日目）

招 集 年 月 日	令和元年9月6日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和元年9月9日（午前10時00分）		
	散 会	令和元年9月9日（午後4時22分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	4 番	屋 良 照 枝	5 番	桃 原 清
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	副 村 長	比 嘉 忠 典	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	教 育 長	比 嘉 良 治	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 名 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	生 涯 学 習 課 長	稲 嶺 盛 昌
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 幹 主	稲 嶺 盛 久
	福 祉 課 長	金 城 勉		
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に新垣善功議員の一般質問を許します。

○15番 新垣善功議員 おはようございます。議長の許可が出ましたので、これから一般質問を行います。

まず通告書にしたがって第1、都市計画区域変更について。①令和元年5月21日に、那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への移行について、県知事に要請したがその後の進捗状況の説明を求めます。及び村民への説明会、そして議会との協議はどうなっているのか。進捗状況につきましては、マスコミを通じて私もある程度は知っていますが、まだ1回しか協議会は開かれていないようですけれども、庁内での協議が、どういう話し合いがなされているか。

それと2点目、村内のひきこもりと不登校について。村内の15歳から64歳までのひきこもりの人の実態調査を実施したことがあるのか。また、不登校の実態と対策はどのように行っているか説明を求めます。

3点目、農業ビジョン策定について。①平成30年度から2年間かけて本村の農業ビジョン策定をするということで、1,174万円の策定委託業務費が計上されましたが、その策定の進捗状況について説明を求めます。これにつきましてはことし一杯ですけれども、せめて途中で、議会に対する説明もないままです。どのようになっているかですね、及び村民への説明会、議会との協議はどうなっているのか。以上、3点について説明を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御

質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては私のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては教育委員会と福祉課、大枠3番につきましては産業振興課のほうでお答えをさせていただきます。

御質問の大枠1番、都市計画区域変更についてでございますが、議員も先ほど冒頭でお話ありましたが、先月第1回目の区域区分検討会議がありました。協議会の中でも北中城村と中城村につきましては、その立場は違いますよという話をさせていただきました。那覇広域都市計画区域内での区域区分の検討と、我々中城村、北中城村は中部広域都市計画へ移行していくんだということ、議論は2つありますよということをしっかりそこで認識をしてもらいたいということをお話をしました。協議会自体が那覇広域都市計画区域内の全市町村ですから、その市町村の皆さんに対しても、首長の皆さんに対しても、北中城村、中城村を気持ちよく送り出してくれというような話もさせていただきました。そういう意味では、まだ第1回目でございますので、議員おっしゃるとおりこれからまたいろいろな形になっていくものだと思っております。その都度、議会においてもまた必要があれば議員の皆さんにおいては全員協議会などを用いさせていただきます。説明をしていきたいと思っております。住民説明への部分に対しましては、これも御承知だと思いますが、11月をめどに全集落を回らせていただく行政懇談会を予定しておりますので、その中でもこの部分というのはしっかり住民に説明をし、また住民の皆さんから意見を聞くことによって、住民の皆さんが望んでいるものなんだというのを再認識していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さんおはようございます。大枠2の不登校についてですが、この問題

は沖縄県全体でも大きな課題の一つになっています。本村ではここ数年は減少傾向にあり、小学校では良好な状態にあります。対策等に関しては主幹のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 大枠2についてお答えします。

現在、中城村の小学校におきましては、不登校児童はおりません。中学校におきましては7名の報告があります。対策としましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家と連携した、家庭訪問や相談を行っております。また登校した際に温かい雰囲気迎えられよう配慮したり、保健室や相談室等を活用し、徐々に学校生活への適応が図られるよう取り組んだりしております。ほかにも新たに連続欠席した児童生徒が長期欠席とならないよう、中城村不登校対策リーフレットを作成し、校内でのケース会議や他機関との連携を図り、早期対応に努めております。以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 大枠2のひきこもりの実態調査につきましては、実施したことはございません。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 大枠3の中城村農業振興ビジョンの策定についてお答えいたします。

中城村農業振興ビジョンは、基本構想及び基本計画で構成されておりますが、平成30年度では基本構想の案を策定し、今年度は、基本計画の策定に着手しております。基本構想の案につきましては、今年の5月以降、JAおきなわ中城支店各部会の総会や沖縄県花卉農業協同組合の定例会において説明を行っております。村民への周知につきましては、今年の12月12日、島

にんじんの日に開催予定のイベントにおいて、中城村農業振興ビジョンの策定に向けた取組と進捗状況等について説明を行いたいと考えております。また、議会への説明につきましては、9月定例会会期中に開催できるように、議会事務局と日程調整をして参りたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは順序を追って再質問していきます。

平成28年第3回定例会、6月15日の村長の3期目の公約として、私は一般質問しましたけれども、その中でも土地利用の見直しについて住宅政策を推進していくということで、特に海側、下地区のまちづくりの基礎をつくっていきたいということで答弁がありました。これはある意味では、当時は大型MICEの、与那原町への誘致に伴っての関連でありましたが、その土地利用の大幅な見直しが求められているということで、県とも協議して、しっかりと進めていきたいということでありましたが、その間、県とどういう協議をしたのか。もう3年、やがて任期満了ですね、何回ぐらい県との協議を行ったのか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御質問は、記憶をたどるしかございませんけれども、大型MICEを誘致することによって土地利用の見直しを図るのが、当時の一番の最良策だったと記憶をしております。ところがそのMICE自体が今暗礁に乗り上げていると言いますか、遅々として進まない状況にあるのは皆さんも御承知のとおりだと思いますので、我々にとっては土地利用の見直しというのは喫緊の課題でございますので、私は、実はもうそれと並行しながら中部広域都市計画への移行というのは水面下のほうでは話ございましたけれども、今回それをしっかりと表に出

してと言いますか、それをしっかり中城の方針として捉えて、今中部広域への移行を推し進めていこうということを考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 水面下で進めてきたという言うんだけど、どのような進め方をしてきたのか、そういうのは公表すべきじゃないの。議会に何の協議もないままに進めていくということは、私は非常に議会軽視としか見てないんですよ。政策は議会にも協議してやるべきじゃないかと思いますよ。水面下でどういう話し合いが行われたか、これ公表できますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

別に水面下というのは、悪い言葉ではありません。非公式の場でいろいろな話をしていくのは村長として当然だと私は思っておりますので、いろいろな話をいろいろな方々とやります。それを全て議会に報告するというのも、またこれもおかしな話だと思います。ある程度これは行けそうだなということであれば、皆さんの協力は当然必要になってくるわけですから、そのときには議会へ、こういう方向で私は行こうと思っておりますけれどもという話はしますけれども、全てがこれが実となるということでもありませんし、私としてはいろいろな、今回の件に限らずいろいろな政策的なものは、最初は全て私のほうでいろいろな勉強をしながら、いろいろな方々と協議をしながら、そして表に出していくという形をとっております。これはもう10年間ずっと一緒でございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 全てまで公表する必要はないかも知れないけれど、ある程度のことは議会のほうにも話はすべきじゃないかと思えますよ。今までのあなたの行政手法を見ていると、全て結果が出てから、議会は追認機関みたいに承認してくれと言わんばかりのやり方で

しょう。これで村のまちづくりができると思っていますか。あなた方行政だけが旗振っても、議会や村民がそれに協力してこなければ、私はむらづくりは、まちづくりはできないと見ていますけれどもね。特に那覇市みたいに協働のまちづくり、行政、議会、村民、三者一体になった取り組みをしないと、私は今あなたの言っている中部広域に移行したところで、果たしてできるかどうか。何も私、そういうのは悪いことじゃないと思いますよ。別に公表してマイナスな面はないと思いますよ。お互いに情報を共有して、みんなでまちづくりをしていくというのが基本じゃないですか。そして村長、この中部広域に移行した場合のメリットは？ ある意味では乱開発につながるデメリットが出てくるのではないかと思いますよ。その辺はどう思いますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどの話を先に、情報を開示していないということではないので、その辺は誤解のないように議員お願いします。あくまでも正式ののつとってやるものはきちんとやらせてもらっているつもりですので、私としては情報を収集するという意味でいろいろな方々と話をして、それを取捨選択してまた皆さんと御相談するというのが趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思えます。そして今のお話ですけれども、デメリット的な件、これはもう前からその話はずっと県のほうからも言われておりますし、我々も自覚をしております。おらが村を乱開発して、やりたいようにやるという人は誰もいないと思えます。地域のためになることを地域で決める、言葉としてウチナーのことはウチナーンチュが決めるという言葉がありますけれども、中城のことはナカグスクンチュが決めているんじゃないかと私は思っておりますので、それを行政としてはしっかり方針を決めて、この地域

はこういうことでどうですかと、地域の方々と話ができるということが大きな強みですよ、その集落、集落においての事情があると思いますのでね。そこでしっかりとやりたいことをきちんと我々も把握して、まちづくりにつなげていけるのが中部都市計画区域だと思っておりますので、その辺の御理解をお願いいたします。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 地域のことは地域で、いい言葉ですね。いいかも知れないけれど、やっぱりそういうのは村がある程度基本計画をつくって、その計画にのっかって段階的に開発していくのが私は望ましいと思いますよ。南上原の件でもわかるように、那覇広域の中であのようにして市街化調整区域に編入して、土地区画整理事業をしてきたわけですよ。もうあと2年ぐらいで終わりますでしょう。次の事業は何なの。南上原土地区画整理事業が終わる四、五年前からは、次の段階の計画は役場の中ではちゃんと話し合いながら、また議会とも話し合いながら、南上原が終わったら次はどこに行くんだということをちゃんと計画的にやるべきだと私は思いますよ。そういうのは前もって、議会との話し合いもやるべきじゃなかったかと思えますよ。今後どうなるのか、新聞記事を見ると厳しいということではありますが、厳しくてもやはり一つ一つクリアして、役場あるいは村民、我々議会も一緒になっていかないと、前回の答弁でもね、議会とも十分協議していくと。その後、1回もないでしょう、中部広域に移行するという話は、それはなぜなのかね。どうしてそういう手法で行くのか。それはね、これまでの例をとると15人学級や、あるいは観光協会の設立の問題も、本当に議会には寝耳に水で来たわけですよ。そのために我々議会は、基本条例をつくったわけですね。その基本条例の中にもうたわれているのに、こういう重要な問題については、議会にちゃんと事前に、村民に事前に説

明して、そして村民の総意に基づいて行くべきじゃないかと、それは村長もちゃんと答弁していますよね。村民大会も開いて、村民の総意を示していくと。これはいつやる予定なの。もう審議会始まっていますよ、決まってからまた大会開くんですか、無意味じゃないですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議員は少し誤解されているようでございますので、改めてもう一度お話ししますが、この中部広域への移行については、もう去年、おととしからこの話がずっと出て、もう辞められた議員の御質問にも答弁として、こういう方向にもっていきたいということは、ずっと議会の中でもお話をさせていただいて、そして私の今年度の施政方針の中にもしっかりとうたわせていただいて、そして議員への答弁も、今後適宜必要に応じて議会の皆さんとも一緒になってやっていくことになるはずですので、お願いしますということをお前はここで答弁したと思えます。今現在、まだスタートしたばかりですよ、第1回目の協議会が。これ以上の報告することはございませんので、今私は、その内容を少し今議員にもお答えして、こういう内容で今後中城村としては住民説明会も含めてやりながらいきますよということをお話しておりますので。別に議会、よく議会軽視じゃないかという話をなさいますけれど、そういうことは一切ございません。私も議員出身でございますので、議会と一緒にやっていきたいというのは当然のことでございますので、誤解なきようお願いいたします。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それは村長、あなたが進めようとしている政策について、前もって議会にも私は提示すべきだと。一般質問で出てから議会に公表した、あなたはそういうことで理解しているけれど、私は、あくまでも個人の

一般質問に対する答弁でしょう。全体としての協議が必要だと思うんですよ。一般質問で答弁したから、それでいいということですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

それでいいということではなくて、私の思いを皆さん共有して、そこで聞くわけですから、必要に応じて全員協議会などはこちらで招集させていただいて、そして今こういう状態だけれど、こういうことをしたいんだけど、議員の皆さん御理解いただけますかという話は当然やるべきものであって、今現在その時期に来ていないということは、議員御承知のとおりだと思いますので、その時期に来た時には私のほうでも、私自身が説明をしていきたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長、あなたは村民の総意というのは、中部広域に移行しているというのが村民の総意という考えですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 あくまでも民意としてはそう捉えています。いろいろな経験をさせていただきました、その4年前も8年前も、常に行政懇談会やいろいろな会合で話が出てくるのは、土地の自由度が非常に狭いという、自由度がないということがよく話がありました。そういう意味では、中部都市計画への移行になりますとその自由度が広がるわけですから、これは私は村民の民意あるいは総意として、これが中城村民の願いだということを感じております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 私は、例え村民の総意であっても、ある一定の議会との協議、あるいは村民全体というよりは、村民代表との協議をすべきではないかと思うんですよ。ただ行政懇談会でこういう意見がたくさんあったから、それが民意だという、そんな安易な考えでは困りますよ。しっかり民意をどうまとめていくか

ということですよ。みんな意見はありますよ。確かに基本的には、家がつくれないというのはわかりますよ。しかし今那覇広域の中でも緩和地域とかいろいろ、中城は緩くなりつつありますよね。それで皆さん方は久場地区あるいは泊地区も市街化編入すると言って、どこまで進んでいるのか。その辺をやれば、那覇広域の中でも十分できると思うんですよ。南上原土地地区画整理事業もちゃんとできたんだから、次は北上原地区から行くのか、そこら辺しっかり協議して、議会にも村民にも情報公開していただきたい。

そして今までね、皆さん、村長もそうだけど優良田園住宅という制度もつくったけれど、何一つ結果が出ていない。あの添石の管理型墓園をつくらさないで、向こうに優良田園住宅を行政指導して誘導していくべきじゃないですか。地主は土地を売る何らかの理由があるわけですね、経済的に何か困っているのかどうかかわからないけれども。そうであれば業者と相談しながら、協議しながら、そこに誘導していくという、この優良田園住宅制度も全く無意味。我々も最初はすばらしい制度だなと思ってやったら、いまだに何の実績もない。行政も指導すべきことはしっかり指導していただきたい。

地主の土地活用の選択枠を広げる、活用を広げていくということは、これはどういう意味なんですか。例えばこの前の答弁では、3月議会においては放棄耕作地を解消するために中部広域にいくんだという話をしていましたよね。これ答弁書、議事録を読んだらそうなっています。

そして今、策定中の農業、振興ビジョンとはどう整合性を保つかですね。土地改良区の中の放棄耕作地にお家をつくらせるのかどうか。中部広域都市計画区域に移行する場合にも、しっかりした村の独自の案は持つべきでしょう。新聞記事を読んでみたら、その記事書かれていますよ。独自の案を、何の理由で移行したいのか。

それを移行する場合、計画書をちゃんとやっているのかどうか。南城市については、七、八年かかったと。しかし南城市のほうは、那覇広域からの脱退じゃなくて、意味が違うということですけど、どこが違うんですか。私は南城市のこの那覇広域からの離脱は、今あなたがやろうとしている中部広域に移行するという、同じとして考えているけれども、どこが違うのか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。少し時間取りますけれども。

南城市がやったのは、合併において、南城市の合併において都市計画区域内と都市計画区域外の地域が一つになったものですから、同じ市において二つの法律の中でというのは、非常にまちづくりに弊害があるということから、新たに南城市独自の都市計画をつくるということで、那覇広域都市計画から移行ではなくて脱退をして、南城市の独自の都市計画区域が認められたわけです。これは大きな理由があるからです。

我々はそうではない。我々は、前から同じ一つ的那覇広域都市計画の中の、もちろん都市計画区域の中的那覇広域都市計画内ですので、我々は南城市とは全然違う話でございます。我々は中部に行くか、那覇に行くか、あるいは那覇が消滅するかの、この3つの選択でございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 確かに向こうは3自治体が合併したときには、1カ所が市街化区域化、那覇広域で、2カ所がそういう中部広域みたいな自由度の、線引きのない都市計画の中でしょう、向こうは。違う、じゃあ説明してください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時30分）

~~~~~

再 開（10時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 だからそういうのもちゃんと我々に説明してもらわないと、議会に。今あなたが言ったことは、議会でちゃんとやってくださいよ。私の質問に対する答弁じゃなくて、全員協議会の中で、あるいは議会との協議会の中でやるべき問題でしょう。一般質問の中でやったからみんなが聞いたという、したということであなは理解しているかもしれないけれど、それはいかんと思うよ。正式な場でちゃんとやらないと、協議会をもって。

それとさっき放棄耕作地の解消のためにやると答弁していましたが、これはどういう意味ですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

耕作放棄地対策にもなるという話をしているのでありまして、それが、そのためだけではございません、いろいろな要素がありますけれども。耕作放棄地だけに捉えて話をしますと、当然今、年間我々中城村の中でも相当な年間耕作放棄地がふえております。農業ビジョン政策も含めて、農業に対する施策、政策をいろいろやったとしても、耕作放棄地はどんどん今ふえていっているというのが、これは現状でございますので、それに歯止めをかけるのも中部広域都市計画への移行の理由の一つですよということを、ここで話しさせていただいたと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 じゃあこれね、今一番都市計画変更についてでございますが、次に3番と関連して、じゃあ今までなぜそういう放棄耕作地がふえてきたか、その原因はどのように捉えていますか。ふえた理由。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

私の考えでの話でございますが、当然農業が衰退していつている、耕作放棄地がふえるということは、農業をしない土地がふえていつているということは、農業に魅力がないということになっているわけです。我々としては、一次産業を守るためにも、基幹産業を守るためにもいろいろな施策、政策をして、いろいろな手当て、これは国もそうですね、これは国策ですから、やっている中でも、どうしても耕作放棄地はふえていくということでございますので、いろいろな選択肢があってもいいんじゃないのかと。農業をやりたい方はもちろん、国も一緒になって、我々も一緒になっていろいろな補助金も含めて支援をしていくつもりでございますし、何も農業を否定しているわけではございません。選択肢を広げるという意味合いのものでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 先人たちがこういう中城は今後農業、純農村として田園文化、田園の都市をつくろうとして土地改良もしてきました。もうほとんど基盤整備は終わっている状況です。そこに次の政策としては、その農業振興をどうしていくかですね。あなたも10年間村政を預かって、予算を見てみると、村独自の農業振興に対する予算がないんですよ。ただ農業とか、微々たるものですよ。本当に農業を振興する場合には、読谷村やほかの市町村も参考にしながらやれば、農業振興できると思いますよ。行政がもっと農業振興に取り組んでおれば、そういう耕作放棄地も私はそんなにふえていかなんと思うんです。飯が食える農業をするには、行政がどう取り組んでいくかですよ。

今までその農業政策で村独自の予算をどれぐらい使っていると思いますか。私、予算書見たら、もうほとんどないんですよ、ハード面だけです。だから農業振興、今農業ビジョン策定していますよね。本当に実行できるの、過去

にもビジョンとか振興策、計画をつくっていながら、どこまで実現できているのか検証もしない、それでまた次新しいものをやると。常に新しい政策を、計画をつくる場合は、過去の検証をして、その検証に基づいてどうしていくんだという、次の新しい計画をつくっていくのが私は手順だと思っています。そういう意味でも農業ビジョン策定を今していますが、その中で、耕作放棄地を解消するために中部広域に移行するという答弁は、私は誤解を招くと思いますよ。職員の中にもそういう誤解をしている人もいるんじゃないですか。土地改良区の耕作放棄地に家が建てられたら、農地の真ん中に家が建てられたらどうなるのか。もう乱開発になるんですよ。そういう意味でも今策定している農業ビジョンとの整合性も保たないといけないわけですよ。それはこの前の答弁では、課長は例え中部広域に移っても農振地域はそのままであって、それもやっぱり農振から外さないと家は建てられないということでありました。昔に比べれば今中城村は緩和地域でどんどん地域がふえて、家をつくりやすくなっていると思いますよ。急激にあちこちに、家が建てられたら、果たしてどういう現象が起きるか。やはりそれは計画的に10年、20年のスパンでもって人口増も考えていかないと。今人口増、皆さん方、よく人口がふえているから喜んでいますが、2030年ごろからは減少傾向にいくというデータも出ているわけですよ。そういう意味でもしっかり、中部都市広域に移行してもですね、ちゃんとした計画を示してほしい。移行が決まってから計画をつくるというのは、いかなものかだと思いますよ。それで村長、マスタープラン、平成29年か、マスタープランを策定委託しましたよね。これまだでき上がっていないですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時38分）

~~~~~

再開（10時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 都市計画マスタープランについては、平成29年度から策定いたしました平成30年度で印刷はでき上がっています。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは私ね、この皆さん方が策定業務委託したコンサルに電話で聞いてみたら、もう3月ごろに終了して届けてあると。なぜそれが我々議会に届かないんですか。これ何かあるんですか。村長、これはどういう意味ですか。策定しているということは、知っていますでしょう。なぜこれ早目に議会に出さないの。それはどういう理由で出さないのか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時39分）

~~~~~

再開（10時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 都市計画マスタープランは都市計画課のほうに届いていますので、今後配布します。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは皆さん方、いつ配付する予定だったの。もう3月にできているんですよ。このST環境か、福岡県にある。関係者の話では、もう県とも調整終えて出していると。それ誰がとめているの、議員に。これでは話は通らないよ。あなたたちは627万5,000円の予算を使って、業務を委託してやっているでしょう。半年も配布しないというのは、村長、あなたの指示でやっているの。どうですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今の議員の話ですと、私がおざわざ止めているような話ですけども、そんなことはありませんよ。マスタープランつ

くっている話も、皆さんに説明もあったと思いますし、またでき上がる時期もあったと思いますよ。それを配ったか、配らないかは私はわかりませんが、そこに何があったのか。でき上がっているわけですから、遅くはなりませんでしたけれども、後から提出するというのでございますので、当然担当課は皆さんに配付すると思いますよ。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今中部広域に移行しようとする、マスタープランとの整合性が保たれないんじゃないの、そういう意味で、ふぐあいが生じるからということを抑えているんじゃないの。皆さん方は、こういう場合はメリットだけでなくデメリットもちゃんと村民、議会には説明をしてもらわないと。メリットだけ言って、自由に土地が使える、土地の活用の選択肢が広がると、そんなバラ色の話だけしたら困りますよ。こういうこともあり得るといっても、デメリットのほうもしっかり議会、村民には説明していただきたい。もうこれについては、一応は終わります。

2番のひきこもりについては、課長は実態調査はしていないということではありますが、していなければそれでいいです。それについては社会的問題ありますので、8050という言葉も流行しているように、課長はそれはよく御存じだと思いますが、しっかりやって、そのひきこもりによっていろいろな事件が起きています。今あちこちで。そういう事件が起こらないためにも、中城村ではそういうのはないかも知れないけれども、やはりある程度そういうひきこもりの実態を調査していただきたい。そして不登校については、しっかりやっているようでありまして、小学校はゼロというんだけれども。今これと関係しますけれども、やはりアンケート調査をしっかりやっているかどうかですね、年に何回ぐらいアンケート調査をやっていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。  
○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

現在、生徒指導に関するアンケートは2種類ありまして、欠席に関する状況調査は毎月提出しております。子供たちへのアンケートも毎月行っております。このアンケートの内容も、3カ月に1回は集約して委員会のほうに報告するようにしております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ひとつしっかり教育長を中心としてやってもらいたい。今、本当に子供に対する虐待、いじめそういうのがありますから、アンケート調査はしっかりやってください。特に行政の皆さん方が、特に最近の報道を見ますと、行政の情報の共有ですか、連絡体制の問題が起きて、尊い命が失われてしまっていると。そういうことがないように、本村においてはしっかりやってください。対岸の火事と思わないで、いつかは中城村にこういう事件が起きると想定しながら取り組んでいただきたい。しかしそれは起こしてはいけないことですから、しっかりやってください。

それと産業振興課長、ビジョンは半分ぐらいはでき上っているはずですから、基本的なね。これはしっかり議会にも説明し、協議していただきたいなと思っております。

最後に村長、これもう一般質問には出してないんですけども、二元代表制という意味をしっかりと理解してほしい。あなたも、いみじくも議員した方だから、二元代表制というのはどういうものかと。あなたも選挙で選ばれた、我々議員も選挙で選ばれた、これ対等の立場でやらないとね、お互いに。我々協力すべきことはちゃんと協力しますよ。その場合にも、やっぱり議会に対しては説明をして、両輪の如くとよく言うけれども、余り両輪の如くとなったら癒着になっちゃうんですよ、緊張関係を持って

おかないといけないです、我々は。それとですね、なぜ私がこれをしつこく質問するかというと、村長、中城議会基本条例読まれましたか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 はい、読みました。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 副村長、それから総務課長、読まれましたか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 読んでいます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。  
読ませていただいております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 読むのはいいけれど、理解していますか。この基本条例第7条に何と書いてありますか。読むだけではだめでしょう、理解してもらわないと。第7条には重要政策の審議等ということで、その第1項にですね、村長等は提案する重要及び新規の政策、施策、計画、事業等については、あらかじめ議会または議員の意見を聞くように努めなければならないとなっているんですよ。これ皆さん方、頭にありますか。村長、今。であるならば、先ほど私が質問しましたように、そういう重要なものについては、議会と協議すべきじゃないの、その辺どう思いますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今の話は、重要な部分については情報を開示しているつもりでございますので、特に取り立てて私の記憶で、あえてそこでおかしくなったなというのはございませんけれども、そういうことであればしっかりとまた皆さんに情報を開示していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長、あなたは情報を開示していると言うけれど、全く情報を開示

しているとは我々は思わないですよ。ただ答弁してこれで開示したと言っているかも知れないけれど、お互いに議会と行政は、協議会を持って、そこで初めて私は情報公開したと言えらると思います。一議員の質問に対して答弁して、その内容が協議したかとなったかという、私は疑問に思いますよ。その協議の中では、議会からいろいろな意見が出てくるはずですよ。一方的にあなたから答弁して、私はこれは協議にはならないと思いますよ。第7条、しっかりとね、何十回も読んで頭に叩き込んでくださいよ。これにはちゃんと村の重要政策を決定する場合は、議会と一緒にしないとどうする。今後、その第7条をもうちょっと読んで理解して、議会との協議、説明等すべきだと私と思いますが、これについては村長、今後やるつもりかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

私としては、やっているつもりでございますので、やるつもりかどうかという質問でございますので、やるつもりでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ひとつ基本条例、しっかり読むだけでなく理解してくださいね。それと要望ですけれども、皆さん方もね、我々議会も議会基本条例を自分たちで作りましたよ、これは自分たちで自分たちを縛る条例ですからね。皆さん方も自治基本条例なるものをつくってね、自分たちはちゃんとこうするんだという条例を制定してほしい、指摘しますよ。読谷村が自治基本条例をつくっていますから参考にしながら、そしてしっかりと村民に情報公開とか、村民との話し合い、協働のまちづくり、何度も繰り返すようですけれども、やはり行政、議会、村民、三者一体となったまちづくりをしないと、村長が幾ら素晴らしい政策をしても、村民や議会がついてこないと思えないと思いますよ。そのことをしっかり肝に銘じて、今

後の行政運営にあたっていただきたい。以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時53分）

~~~~~

再開（11時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許します。新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 2番 新垣 修、議長より質問の許しが出ましたので、これより通告書にしたがって一般質問を行います。

大枠1番、中城村独自の公害防止条例、または環境保全条例等の策定は。平成27年環境行政について中城村民の健康保護・生活環境保全・農作物汚染防止等の内容に係る一般質問を当時の光栄議員が行っています。村長は「制度上何も問題がなければ他市町村でも提携できるものは推進していく。防止策等に関して精査し今後取り組んでいきたいと述べています。又、当時の課長は住民からの苦情等があった場合協定を元に企業に対して測定の実施など行える体制は作っていききたいと述べています」。①どのような策を策定しどのような体制、組織がつけられているのか伺います。

2、中城村と隣接する市町村との公害防止協定書等の整備は。沖縄県公害防止条例の改正に伴い各市町村で生活環境保全に伴う監視管理が移譲されました。本村は一市一町一村に隣接しています。排出事業所には所在地の行政が実質的指導・改善命令等が行える立場にあります。本村を守るためには隣接行政と事業所の三者間合同防止協定書等の確立が大事になってきます。①その点の整備はどうなっているのか伺います。②約10年前に西原町の事業所と環境保全協定書を締結しています。協定書の基本原則2項目の

行政が行う環境保全施策に積極的に協力するものとあるが、どの様な環境保全施策を施し、協力を求めたのか伺います。③現在この協定書をもって地域被害を行政は先頭に立って守れるのか伺います。

大枠3番、自治会活動活性化補助金の要綱改正に伴う運用改善を求める。自治会の活性化に役立ててもらおうと一部要綱を改正し実施に至っている補助金ですが、交付決定の第4条2項に、3号イを指定事業として定め上限金額を明記している。単一事業として扱い実績報告後速やかに精算されるべきと考えられるが、①運用・精算に問題があるのか伺います。

大枠4番、吉の浦野球場芝生化の経過状況は。6月補正予算にて可決された芝生化事業について伺う。実施設計発注前に担当課・有識者・野球利用者含め芝生化の範囲・使用芝種等検討協議を行い独自の試算を出して発注に至るような確認、質問を行っています。現在発注前の経過取組状況を伺います。①独自試算の金額は。②実施設計の発注時期と発注形態は。③利用者、有識者等に意見を求めたか。④芝はり面積と範囲は（フィールド面積）。⑤工事期間（野球場閉鎖期間）は。以上、一般質問の回答を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番につきましては住民生活課のほうでお答えをいたします。大枠3番につきましては企画課、大枠4番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの大枠4番の芝生化についてでございますが、これも議員御承知のとおり吉の浦公園の整備事業の一環でございます。なるべく補助金がたくさんとれるような、補助率の高いところを選択しながらやっていこうということで答弁させていただきました。一

括交付金だけに頼らず、今回 t o t o の事業が使えるようになりましたけれども、当然限度額がございますので、その限度額を超えないような形で、なるべく自主財源を最小限に抑えるような形でしっかりやっていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 ただいまの大枠4についてですけれども、実際に野球場を使用する監督さんなどを集めて説明を行って、意見聴取を行いました。野球場を使用する人の意見を取り入れて安全で使いやすい球場にしていきたいと考えております。詳細については生涯学習課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1、①の質問についてお答えをします。現時点では、中城村独自の公害防止条例、環境保全条例は制定されておられません。生活環境保全については、苦情の連絡やパトロールの際に煙等を確認した場合、現在の体制としては状況の説明を求め、口頭注意を行い、環境保全協定に沿って運転管理に十分注意をするよう促している状況でございます。

続きまして大枠2の①の質問についてお答えをします。市町村間での協定書等については整備されていませんが、隣接市町村との情報の共有や連携は図っております。

大枠2の②についてお答えいたします。今まで、村が行う環境保全施策への協力というのはございませんが、現在事業計画者は施設の老朽化に伴う建て替えに関し、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に基づき事前協議を行っております。その中で今後村が行う環境保全施策（地域清掃のごみ搬入等）への協力を求めていきたいと考えております。

③の質問についてお答えいたします。平成21年7月に環境保全協定書が締結され、この協定は、甲及び乙の環境保全に関する責務を明らかにするとともに、環境保全対策を適切に実施することにより隣接事業所ならびに村民の健康を保護し、良好で快適な生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的とし、公害法令、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）沖縄県生活環境保全条例を遵守し、本協定に定める事項を誠実かつ適切に履行するものとなっております事業者と取り交わす約束事項なので守って頂けなければならないものと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠3の①についてお答えします。

補助金の交付方法につきましては、当初これまで通り要綱上一括又は分割についての規定はないため、実績報告に基づき一括で補助金の支払いを行って行く考えでいましたが、自治会より、備品購入とまつりなど購入や実施時期が違ふことで、全体が完了した後の実績報告提出となると、自治会において長期間支払いを一時的に立て替えることが厳しいとのお話があり、自治会負担が長期にならないように、実績報告書の提出時期や事業単位で提出する等を取り決めたいと、分割交付も可能とすることとし、先日の自治会長会において周知を行ったところがあります。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは新垣 修議員御質問の大枠4についてお答えします。

まず1番目の独自試算の金額についてでございますが、現時点では約6,800万円程度と想定しております。次に実施設計の発注時期と形態についてでございますが、発注は今月末、9月末を予定しております、発注形態につきましてはプロポーザル方式で実施する予定でござい

ます。3番目、利用者、有識者等の意見についてでございますが、先ほど教育長のほうから答弁ありましたとおり、去る7月16日に中城村の野球関係者を集めて意見交換会を実施しております。4番目の芝張りの面積と範囲ということで、こちらはフィールド内の内野の内野境界から外野へ向けて約6,000平米を現在のところ整備しようということで予定しております。最後に工事期間としましては、令和元年11月から翌年、令和2年の2月までの4カ月を予定しております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは再質問をさせていただきます。

まず1のほうでは口頭注意とか、運転管理の注意を施す状況というふうに現在は、体制というふうに聞いておりますけれども、設置事業所に対して環境保全協定書を結んでいて、その協定規制内での注意事項や規制遵守までを住民生活課対応で行っているということで間違いないですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問にお答えをいたします。

先ほどの御答弁と重複しますが、未制定のためそのとおりでございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは現在、この環境保全条例を締結している企業は2社と聞いております。協定書の作成は、業者サイドが作成しているのか、行政主導のもとで作成しているのか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時21分）

~~~~~

再 開（11時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問にお答えします。

どのようなことを取り決めるかは、当事者間の話し合いによります。協定の内容は、当事者間の話し合いで決めることなので、双方で取り交わす約束事項の内容でなければならないと認識をしております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 双方で取り組むということで聞いていますけれども、ではその協定書の作成に関し、行政指導のもと村民の安心・安全を配慮し、内容条文に村民の健康の保護、良好で快適な生活環境の保全に関する事項の抑制にかかわる規制事項はあるのか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 再質問にお答えいたします。

先ほど大枠2の③のほうで答弁させていただきました内容で、基本原則のほうにまず公害法令の規定、そして廃掃法の規定、産業廃棄物、沖縄県の生活環境保全条例を遵守するという事項を定め、誠実かつ適切に履行するものと明記されてございますので、十二分に保全できるものと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 廃掃法、いろいろな中で十分に保全ができるよというお話ですけども、この協定書ですね、私のほうでも、これは西原町と中城村の協定書を全て読ませていただきました。この中には、事故等の処置等についてですが、復旧に努めるとか、それと状況を通報するとか、どこにも事故後の運用停止とか、そういったのが記載されていません。もしこの中で十分に、取り決めの中で値するというのであればですが、この協定書の中のどの中でこういった運用停止とか、そういったことを求めることができるのか、わかる範囲内で教えていただけますか、協定書の中で。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えいたします。

答弁が重複をしますが、基本原則の中に、まず公害法令の規定、そしてその中に大気汚染、水質汚濁等、あと土壌汚染等の規定もございませぬ。その中で廃棄物処理の廃掃法、そして沖縄県の生活環境保全条例を遵守するということになっておりまして、その条例等にも明記されておりますので、その中での御指導ができるかと思ひます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 この中に基本原則がありますが、廃掃法の中で、事故後の対策とかそういった中で、万が一起きた場合は運用停止ということを求めることはこれできるわけですか、この協定書の中で。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 現在、平成21年に締結されております環境保全協定の中の条項、文言の中にはそのような明記はございませんが、そのことについては西原町の公害防止協定というのがございまして、その中で西原町にそのことについて要請、求めることができますので、その中で十分対応できるかと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 そのことを聞きたかったのです。要は西原町と総合的に協議をして運用停止を求めることができると、可能ということですね。わかりました。それでは6月定例会で、屋宜地区の悪臭の件で質問がありました。そこで課長は現地に行って、嗅覚による悪臭を確認してきたと回答しています。嗅覚確認とかではなくて、測定器等で測る手段というのはいかぬのかどうか伺ひます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問にお答えをします。

去る6月定例会、その中で新垣貞則議員からの御質問だと思いますが、6月3日から7日にかけて調査したのが、担当課長として初めてのことでございまして、自分の嗅覚で事実を確認することが大事であると判断し、現地に出向きました。現地に出向いて、臭いが事業所周辺から発生したものと感じましたので、対策については即今後の対応ができないかどうか、早速対策について中部保健所に出向き、環境班と衛生班の係の職員と相談をさせていただきました。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時29分）

~~~~~

再 開（11時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問に答えをします。

測定器の購入についてでございますが、現在うちの担当課のほうには設置というか、その測定器のほうはございませんが、今後そういった悪臭というのは一瞬で現場へ行かないとわからない部分がございますので、以前の議会で前課長のほうでも答弁をしておりますので、その測定器については、これから検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 私は、測定器を導入して測れるか、測れないか。現状、行政にそういったものがあるのかを尋ねているのですが、課長のほうで購入の件は検討していくという、善処の話がありましたので少しお聞きします。4年前の12月定例会の質問で、測定器購入に関してですが、村長答弁でこういった悪臭関係の権限移譲も含め、今後検討すると、4年前に購入も含めて述べております。村長と副村長に少し質問させてもらいます。そのように4カ年も悪臭問題を温めてきていますので、これまでい

ろいろと住民から苦情等があったことは、御存じと思っております。住民生活課として多種多様な苦情を処理するのにも限度があると思うし、人間の嗅覚で悪臭苦情に対応を調査しても、個々に違いがあると思います。共通して悪臭対策処置がとれるとは思いません。測定器導入によって、共通の測定方法を数値化、その場所、あるいは境界外での数値化のデータ管理を行えば発生源も掌握でき、規制口実にも努められると思います。何よりもリアルタイムで測定が可能なので、悪臭数値の管理ができて、測定器導入を早期に予算化し、住民課がパトロール時に苦情が多い場所や地区、事業所周辺など、定期測定を行うことが可能になれば、環境整備の中の悪臭測定整備の実施に向けて取り組めるのではないかと考えるが、村長そのような悪臭対策にどのような考えがあるか伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えします。

私の認識不足だったと思っておりますが、今議員御質問の悪臭については、そこまでいろいろなひどいという話でございますので、まだ私は認識不足だったかと、今実は非常に反省をしております。当地の屋宜自治会だとか、あるいはその地域の方々からの要請書だとか、悪臭に関する部分というのが私の目にはとまっていなかったものですから、そこまで強い認識はなかったのかなと、今自分では思っております。いろいろな地域の人たちと少し、自治会長も含めて話し合いを持ちながら、測定器をつけるというのが我々の目的ではございませんので、我々の目的は安心・安全な生活ができる。だから生活を脅かすものだというのであれば、これは測定器をつけて、あるいはそれを確定させて改善させていく、あるいは行政としての改善命令も含めてどこまでの権限があるか、これから精査していきますけれども、そういうたぐいで話し合いを持ちながら解決に向けていきたいなと思って

おります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 今、その中で権限というお言葉が出ましたので、それに対して今度副村長、少し質問させてもらいます。ここ最近、庁舎内、中学校周辺で異臭、鶏ふんのような、においを感じた方は、恐らく私だけじゃなく職員も多々いると思っています。その後、気になって二日ほど協同商会の周辺に行きました。住民の話聞いて、朝7時ごろが大変とのことでしたので行ってみました。そこで大城議員にも同行してもらい、異臭の発生源がどこなのかと。そこは異臭という言葉ではなく、住民環境も脅かす悪臭そのもので、協同商会より海岸に排出されている排水そのものからのおいでした。排水の末端に行きたいのですが、余りのにおいの臭さに嘔吐を繰り返し近づくことができませんでした。その事業所と村当局において、悪臭規制においても環境整備においても協定書が結ばれていないというふう聞いております。副村長は、経歴の中で周辺住民の苦情対応にも出向いて、十分状況をわかっていると思いますが、なぜそのような事業所の規制を抑制する協定書等が結べていない状況のまま営業許可がなされているか、わかる範囲内でお答えをお願いします。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 ただいまの質問にお答えいたします。

私も十何年前に環境担当をして、その事業所の悪臭というのは、地域、隣近所からの苦情等で何度か出向いて指導をしております。議員がおっしゃる協定書をなぜ結ばなかったのかという御質問ですが、その件につきましては当時、いろいろ悪臭の問題で苦情があって、一日1回、2回等、時間をずらして苦情があり、出向いて当時の社長といろいろ相談をしていく中で、事業所も丁寧に対応してもらいました。そうい

う中で、対応してもらっておりましたので、協定というのが頭の中に浮かんでこなかったというのが現実でございます。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 以前は対応していたけれども、現在は少しいろいろな問題を含んでいると。これはですね、住民からもいろいろなお話を聞いたらですね、きのうもそうでしたけれども朝7時ごろ、中小の保育園あたりすぐ臭いというお話も出ておりました。そこでですね、もう一度村長、副村長にお伺いいたします。本村には環境保全条例はないが悪臭防止法の規制地域指定は受けております。町村に関しては、県知事が意見を聞いて指定をするということになっております。南上原地区と電力周辺地区のみに指定がされています。綿久周辺とか、先ほどの協同商会あたり、それからホームメルあたりもそうですが、いろいろな事業所がありますが、この2地区に至った経緯と、他地域を鑑みて臭気指数規制地域として指定ができなかったのか、お伺いをいたします。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

私のほうですね、勉強不足だろうと思います。この協定がですね、結ばれているという自体ですね、電力のほうは協定を結ばれているのはわかるんですが、県のほうで指定されてというのがわからないというのが現実ですね。現在、その周辺、伊舎堂周辺には工場がいっぱいあります。拓南とかメッキ工場等いろいろございます。その中で排気が、ちょっとにおいがするとかですね、そういう苦情の対応はやってきたんですが、県でこういう規制がされているというのが、議員の調査の中でわかったということで、私も初めて知りました。以上でございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 その指定についてなんですけれども、もしいろいろな地域指定、臭気

指定、それから悪臭防止、特例のですね、指定に関してはもう一度精査してもらって、与那原町、南城市もそうですが異臭防止になると、一部地域とか、ある程度の地域を指定できるというふうになっておりますので、その辺を悪臭防止法という法がありますので、そういったのを参考にしてもう一度考えてほしいと思っております。それで悪臭防止規制法の地方自治体権限の移譲により保健所からの提言も、助言もありました。事業所に対し、行政処分、指導、改善命令を行うとしたら条例を整備し、制定するか、客観的な数値等を測定し、他市町村のデータなどを参照にして基準値を定めたりすることで対処ができるのではないかと助言をいただきました。そこで村長へ、防止協定あるいは、防止規則というか悪臭に関しては自治体で管理することになっておりますので、中部都計意向を示し、地域振興や産業構造の将来計画を画策するにあたり、村独自の悪臭防止規制等住民の生活環境を保全するためにも、また良好で快適な生活環境を保全するためにも、必要不可欠な策定業務と考えます。政策指針を打ち出して有識者や専門機関等より情報を収集し、法制定の実現に向けて早急に取り組む考えはないのかお伺いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおりだと思います。私どもとしまして、今のやりとり聞いている中でも感じたんですけども、業者さんとの協定書とか、覚書とかというのは相手がいることでございますので、もしかしたらそういうのはあずかり知らないみたいなことになって困りますので、議員おっしゃるように村独自の環境条例的なものでしっかり制定をさせていただいて、もちろんそれだけでは事足りないと思しますので、先ほど議員からもありました改善命令とか、そういうのも条例の中にしっかり組み

込み、また早急に対処できるような制度づくりは必要だと思っておりますので、しっかり勘案して早急に取り組みたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 住民の生活環境を本当に守るためにも、しっかりと取り組んでほしいと思います。これは少し余談なんですけれども、こういうお話がありました。近隣住民にお話を聞きますと、子供たちに家を建てさせるために話をしたら、臭くてここに住めないというお話。それから高齢者からは、役所が何もできないのに、個人であんな大きい会社に勝てるねという話。村長、副村長に、住民は悲痛な思いを、虐げられているというのを理解してもらいたいというのと、あともう一つはですね、先ほどもお話しましたが、朝7時から8時半の間、それから2時から4時の間、この協同商会の下の排水路、末端のほうからの悪臭に関してなんですけど、一度住民の悲痛な思いを理解するために、時間があればおいを嗅ぎに行ってください。お願いします。

それでは大卒2番のほうの再質問をさせていただきます。ちょっと休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時45分）

~~~~~

再 開（11時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 項目の1、2、3に回答してもらいましたけれども、課長のほうで住民説明会でも参加してもらっていると思いますが、住民からの大多数の要望、意見等はどのような内容だったのか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問にお答えをいたします。

去る7月28日、9月1日に住民説明会に参加

してまいりました。その前に概要についてですが、産業廃棄物の焼却施設老朽化による建てかえ、新焼却施設について住民説明会開催に当たっては、事業者の主催によるもので、沖縄県産業廃棄物処理等の設置に関する指導要項が根拠となっておりますが、設置場所は西原町小那覇でございます。現設の場所でございます。その中で新焼却施設等が設置されることにより、生活環境に及ぼす影響が生じる恐れのあると考えられる地域に南浜、北浜、和宇慶、伊集の範囲があります。その中で説明会でしたが、主な要望として住民の健康を保護し、生活環境をどう保全するかと認識をしております。そして主な意見については、公害、大気汚染、水質汚濁、悪臭を未然に防止するためには、どう措置を講じていくかの認識でございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 私も、その住民説明会に参加させてもらっていますが、ほとんどが安心を買いたいという話を私も記憶しております。そこで環境保全協定書にかかわるどのような意見とかがあったのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問にお答えをいたします。

意見として、協定を新たに結びなおすことができないのか、そのときは住民の意見も取り入れてほしいとの意見がございました。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 質問を少しかえますが、産業振興課長に伺います。

その前に休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時49分）

~~~~~

再 開（11時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは産業振興課長に伺います。

この事業所、半径1キロメートル範囲は、優良な農作地が開けています。本村は、島にんじん制定や栽培・研究事業などの普及に、多額の予算をかけてきました。概算どの程度かけたかわかる範囲で教えてください。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

平成24年度以降で、島にんじんに関する予算は、約2,560万円でございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 さらにですね、仮に事業所からの最悪の事態を予測したときに、大気汚染事故あるいは煤煙事故などが起きた場合、島にんじん農家が失う損失額はどれぐらいになるのか、これもわかる範囲内でお答えください。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

建設予定地から半径約1キロメートルの範囲内には14名の農家が島にんじんを栽培しております。平成30年度の出荷金額は、約1,320万円となっております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 仮に被害等が発生した場合は、2,560万円で、農家でいくと14名。これはJAの中の島にんじんに入っている農家数で、会員に入っていない方がいると聞いています。そこで私も調査したら、金額もさらにふえ、農家数もさらにふえるというのが現状になっております。それを踏まえて質問させていただきます。この事業所は、既存より8倍強の処理量と24時間稼働の新設廃炉になります。施設稼働は30年と言われております。村民の環境保全を守るた

めにも、現協定書を改正し、立ち入り調査、違反時、事故等の措置等に運転停止命令等が可能になるよう、大枠1の中でもこの協定書、要望提案事項を話しておりますが、西原町、中城村、事業所間の合同協定書の策定等も行うように強く要望し、そういった農業被害、環境被害が起きた場合の処置等も踏まえて、それから住民が、先ほどありましたように、新たな協定を結べるようにしてほしいという要望があったということですが、それに対して住民課長のほうで取り組んでもらえるかどうか。お伺いいたします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問にお答えをいたします。

ただいまの合同協定書の件についてですが、その協定書の策定においては、これからの取り組みについて、担当課としてはこれまで議員が述べられた住民の生活を保全するためにも、また良好で快適な生活環境を保全するためにも、その実現に向け達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 村長、副村長、8月29日、5自治体の災害時相互応援協定を結んでおります。先ほども言うように、本村は1市1町1村に隣接しています。都市計画移行に伴い、土地利用計画、この10年先様変わりますと考えられます。対象施設や排出事業所もふえていくと考えた場合、隣接自治体からの環境被害を被ったり、あるいは恐れがある場合、村住民の生活環境保全施策を図るためにも、整備を早急に取り組み、そして総合防止協定を課題として締結するためにも取り組む時期にきているのではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

この公害防止の協定については、上位法である県の条例等含めてですね、西原町、中城村と

いう部分でできるかどうかを検討していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 この沖縄県生活環境保全条例という条例がありまして、それは県の上位法ですので、我々は村民の生活環境村条例というふうに、今名前を使わせてもらいますけれども、そのように企業との中での環境保全協定書を結ぶにしてもですね、新たな協定書を作成して、やはり強みのある廃掃法を踏まえて協定書を結ぶにしても、一つだけお願いしたいのは村長、住民目線で環境に目を配って、村民の総合的財産を守る観点からも考慮して、この協定書にサインをする場合は、押印捺印する場合はですね、やはりちゃんと一言一句読まれてですね、この協定書の内容で本当に村にとって、上位性があるのか、あるいは優位性があるのかというのを踏まえて、押印捺印のほうをやっただいて、また課長のほうではしっかりとしたそういった新しい協定書づくりに取り組んでほしいと思います。

それでは大枠3番の再質問なんですが、先ほど自治会の立て替え払いを少なくするために、この前の事務委託者会議の中で、その件に関しては早々に対応したというお話でしたので、その後、私のほうも事務委託会議に参加させていただきました。自治会のほうから、執行部の善処の対応に安堵の意見がありました。早々な対応に感謝いたしますということでした。

そしてですね、私も一般質問でいろいろと考えていたのですが、改善されたということで、別のアンケートをとっておりますので、それを説明しながら採用できないかについて、ご検討をお願いいたします。まずアンケートの内容、1枚、2枚、お手元に資料を配っておりますけれども。まずこの改善に向けて、最初はこういうふうに自治会にアンケートをとってありました。今回、着目してほしい点が質問1番と、質問の

一番最後の改善に向けてなんです。まず理解してもらいたいのは、自治会はやはり運営資金はほとんどが分割徴収で運営されているという点。そしてもし仮にこれが改善されなければ、どれぐらいの期間で立替っていたのかというのが、立替期間ということで、アンケートの中に折り込んでおります。仮にこれが改善されなければ立替期間が4カ月以上、あるいは半年、7自治会のうち4自治会が負担していたという結果になっております。あと2番、3番、4番に関しては、参考程度に見ていただいて、今後自治会の活性化、資金、補助事業に関して、これは令和3年度までは適用されますが、令和4年度のまた新たな取り組みを希望したときに、こういった精算方法、支払い方法に関して2枚目のほうを採用していただけないかということで、まず自治会の皆さんにこの補助事業の改善について改善を望むかということで、一番多かった理由が改善を望むが20自治会で、内容的には採択自治会が決定したら、立て替え払いがないようにしてほしいという希望がありました。そこで2枚目のこのみなし支払い方式について、提案ができれば、じっくりと執行部のほうで検討してもらって、採用していただけたらなと思います。これは内容を見ていただければ流れも書いてありますけれども、一番いいのは、みなしとは信頼関係における範囲で計画を立てて支払いを行うという方式で、適用事業の条件としては、あくまでも単一事業であるとして、例としたら自治会活性化補助事業、応用の可能として使えられる事業としては、地域敬老会事業補助金、これは280万円ほどあると思いますけれども、敬老祝い金が多いところでは、南上原で聞きましたら200名ぐらいと言っていたのかな、80歳以上は。そうしたら、これ2,000円の敬老祝い金になりますので、200名を立て替えると40万円。それに伴う経費とかいうのを含めると60万円から70万円ぐらい立て替えることになり

ます。そして活性化事業の50万円と合わせて、仮に単一、1カ月間でそれを使っちゃうと100万円以上の立て替えをしないといけないという現状になって、やはり自治会としては運営にいろいろな支障が出るということになっております。この基本計画の資金の流れで、まず納品日等、要するに備品を買う場合、あくまで備品を買う場合は、その取引先とか納品書とか、いろいろなことが明確にわかりますので、そういうのを自治会でちゃんと提出して、納品して実績報告もちゃんと出して、その報告を出してから、会計課のほうから約2週間以内には振り込みされると思うんですけども、振り込んで、そのままそのお金を流用して業者に払うと。そうしたら自治会の立替金は一切発生しないと。それと敬老祝い金もそうなんですけれども、実施日というのは決まっているわけですから、実施日の3日前、4日前、この日にちは皆さんでいろいろと検討していただき、そういうふうによれば立替金が発生しないという考えで、この方式を検討していただけたらなと思いますので、村長、これを審議して、吟味して、お考えをお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御提言、しっかり真剣に検討させていただきたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 大枠4番、再度お願いします。

2番の発注形態のプロポーザルについて、細かい説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えいたします。

プロポーザル方式というものにつきましては、公募型含め標準型等がございます。今回に関しては芝生というところもございますし、一定の

こちらのほうで仕様書、特記仕様書なりを作成していきながら、設計業務のプロポーザルの実施要綱等を定めて、中城村の野球場をこういうイメージでつくってほしいということをもとに投げまして、それに伴ってプロポーザル方式で指名型、何社かにそのプレゼンをしてもらって、そこで選定していったら、一番提案のいいところを決定していくという形をとる予定でございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 プロポーザルのメリットとデメリットをわかる範囲内で教えてください。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

通常、入札に関しては指名競争入札、一般競争入札もございますが、例えば祭り等についてもプロポーザル、一定のこちらの要件を提示した後にプレゼンテーション、工事のみならずそのあとのアフターとか、いろいろなものを提案できる。向こう側の意見を直接聞き入れられるというところもございますので、一定の金額のみでの評価だけではないというところがメリットだと感じております。今のところデメリットというのは、想定しておりません。済みません、頭には今ないです。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 では先ほど、大体執行部の中で6,800万円というふうにお聞きしております。じゃあそのプロポーザルの発注になって、工事費用は以前6,000万円と決めていますよね。じゃあそれは押しつける設計になるということですか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

押しつける設計というか、あくまでも議員御質問の事務方での概算でございますので、そこを一定にしながらですね、今後t o t oの、ス

ポーツ助成金の事業の面積要件を含めたもろもろのところ調整しながら、さらに教育長からあったように、まずは利用者の安全を第一に考えてこれからこのプロポーザル、業者の選定、契約にもっていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 プロポーザル方式は、よく建築では我々話を聞きます。土木、設計コンサルにおいては、公園整備とかというものに関してはプロポーザルというのは適用されると思うんですけども。今、事務作業、事務方のほうで、特記仕様書、仕様書等いろいろなものが決まっているわけですからあえて、もう面積も決まっている、範囲も決まっている、であればプロポーザルではなくて通常の土木コンサルタントにその内容を説明して、それで一般入札ができると思うんですけども、その点はどう思いますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいま御提案のとおりのところもあります。ただいま今回の設計をするに至ってですね、その金額で限られた、安全を第一に考えつつ限られた予算も含め取り組んでいく中で、さらに野球場、先ほど言われたように一つの公園の中の箇所でございます。都市公園、吉の浦公園という中の野球場でございますので、その中でしっかりその後の、野球場の管理、運営も含めたところの提案がもしあるところがあれば、そういったところもぜひ採用していただきたいということもございまして、そこはどういったプロポーザル、どういった提案が各業者からなされるかによって変わってくるかと思っております。その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 じゃあプロポーザルというのは、総合評価制になっていると思っております。そういった予算の中で、設計費は788万4,000円

で、その枠も決まっています。発注金額もですね。今回、先ほど言ったように全体の公園じゃなくて、野球場のみになりますから、枠も決まっているわけですから、工程測量とか、測量費も実地も違うと思うし、金額もある程度私は抑えられるんじゃないかと考えるんですけども、その点はどう考えますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほどから答弁しておりますが、概算を出す中で、今6,000平米という数字が出てきております。そこが一人歩きしない中で、こちらとしてはそれ以上も、6,000万円とフィールドの平米数は6,000平米を想定しております。それで面積をこれから確定していく中で、概算を出す中で、私の答弁の中では6,000平米というところで今概算をつくっているわけで、今後さらに何らかの単価の入れかえとか、そういったところの提案等もございましたら、これが7,000平米できればもっといいわけでございますし、逆にそれ以上になるのであれば、もしかすると5,000平米になるかもしれません。しかしながら先ほどから繰り返すように、こちらとしては限られた予算という、持ち出しをいかに少なくして、そこを念頭に置きつつ第一にある利用者の安全を確保するというのを考えて事業を展開していきます。

○議長 新垣博正 質問者、1分を切っておりますので、まとめて質問されるようお願いいたします。新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは最後になりますけれども、まずこのプロポーザルの中で、まとめて質問させていただきます。

まずそのプロポーザルを仮に採用するに当たって、審査員の考えとか報酬とかというのをどう考えているのか。それとプロポーザルを導入するによって、金額も決まっているわけですから、先ほどの質の低下、あるいはコンペティ

ションをする業者サイドの全ての言いなりというか、その辺のほうに走らないかどうかを説明お願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

去る8月15日でしたか、中城村のこちらの人工芝に係る、設計業務に係る事業者選定委員会設置要綱というのを設置しております。その中で選定委員会の中で、現在副村長を含め6名を委員として予定しております。報酬は、基本的には役場の組織の中のものでありますので、報酬は支払う予定はございません。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これはですね、やっぱりいいものをつくるということで賛成ではあるんですけども、やはり限られておりますので質の低下にならないように、それとメーカーサイドによる、そういったことがないように、できるだけ地元業者も、設計もございましたらその辺を利用して頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 以上で、新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時17分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。

続きまして 比嘉麻乃議員の一般質問を許します。比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは改めましてこんにちは。きのうは雨の中、村長を初め役場職員の皆さん、陸上競技お疲れさまでした。雨の中であつたんですけども、一生懸命選手が走っている姿を見て、すごく感動しました。でも一方、きのうに関しましては台風15号の影響で、大雨のために県外のほうではけが人が出たり、またいろいろな被害が発生したようでござ

います。お見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。

さて今日は9月9日ということで、ちょうど一年前、私たち議員がたくさんの公約を掲げ当選した日でもあります。あれから一年になります。私もそのときに、公約に挙げた項目の中から交番の設置と、あと土日の護佐丸バス運行、公約に上げていたものです。きょうは一年記念ということで、前向きな答弁をよろしく願いいたします。それでは通告書に基づきまして、御質問いたします。

大枠1、交番(防犯ボックス)設置について。令和元年6月定例会で質問しましたが、時間切れのため再質問が出来なかつたので再度御質問いたします。①6月定例会の答弁で南上原地区への交番設置について平成21年から設置要請をしているとの事でしたが、現在の進捗状況を伺います。②本村の犯罪発生件数と罪種別内訳を伺います。

大枠2、村内交通機関とバス停について。本村では村民の通学、通勤、通院、買い物の利便性と交通手段の充実を図るために、2015年から護佐丸バスを本格的に運行させ、交通弱者の良い移動手段となっております。そこで、更なるサービス向上に期待して伺います。①護佐丸バスが平日のみの運行になった理由を伺います。②土日・祝日の護佐丸バス運行の考えはあるか。③新たに購入した通学バスの運行開始はいつか。運行時間の変更はあるか。④バス停屋根設置の要望はどこに行うのか。

大枠3、県道29号線の渋滞について。現在、県道29号線消防学校近くの信号が黄色点滅となり渋滞は緩和されたものの歩行者信号機は消灯しております。そこで伺います。①車道信号機の点滅と歩行者信号機消灯は、今後そのままなのか。②県道29号線消防学校近くの右折だまり設置の進捗状況を伺います。③サンヒルズタウン入り口にセンサーで自動車の停止を感知して

青信号に変わる車両感応式信号機を設置する考えはないか伺います。以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては住民生活課、大枠2番につきましては教育委員会、企画課、総務課、大枠3番につきましては住民生活課と都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の交番設置についてでございますが、比嘉麻乃議員も議員当選以来、この交番設置については非常に尽力をいただきましてありがとうございます。なかなか実現できなく、心苦しく思っておりますけれども。いろいろな視点を変えてと言いますか、交番設置が最終ゴールではありますけれども、それまでにまた何らか補完できるものもないかも含めて、しっかり検討していきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の③についてですけれども、教育委員会としては児童生徒数の増加に伴って、新たに通学用のマイクロバスを購入して、スムーズに通学ができる様にしていきたいという事で購入計画を進めているところです。詳細に関しては教育総務課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1の①についてお答えをいたします。

今回も令和元年8月28日に、引き続き宜野湾警察署窓口の警務課金城警務課長に直接面談を申し入れし、特段の御配慮をくださるよう強く要請をしていきました。今までの間、要請をしていることについての確認と、現在の進捗状況について伺ったところ、具体的な進捗状況につ

いては、沖縄県警察本部警務部警務課で集約しており、本部へ伺って直接状況を確認するか、電話で進捗状況を問い合わせるかの対応となるとの説明でございました。中城村の要請については以前から把握はしており、署としては継続して要請をしていくと。ただ本部としては、県内の需要を総合的に精査し、検討をしていきたいとのこととございます。

大枠1の②についてお答えをいたします。宜野湾警察生活安全課の統計によりますと、平成30年について、犯罪件数が55件発生をしております。内訳としまして、強盗等による凶悪犯が1件、暴力等による組織犯が11件、窃盗が37件、詐欺等による知能犯が2件、いずれにも属さないその他の刑法犯が4件となっております。

次に大枠3の①についてお答えをいたします。宜野湾警察署交通課へ確認しましたところ、県道29号線の渋滞緩和を目的に点滅信号機に変わってから間もないので、しばらくは現状維持になります。今後の使用状況にもよりますが、県内の信号機の需要に応じて別の場所で再設置利用するため、移転のため撤去される可能性がありますということとございます。

③についてお答えをいたします。現在の状況について、信号機設置時から交通状況に変化があり、改善する必要性があるのであれば宜野湾警察署に要請をしていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠2の①②についてお答えします。

護佐丸バスの運行については、平成25年度より有識者で構成される中城村地域公共交通協議会にて、本格運行となる平成27年度までの間、実証試験運行や調査、ルートの検討を行っております。当初は土日祝日を含めた、毎日の運行を行う中でルート選定などを初め、併せて村の財政的な負担部分も考え、実施後も持続可能な事

業となるよう検討を行っております。実証試験運行においては、土日祝日の利用者数が平日の利用者に比べ7割も低下し、実質的には少数の利用しか見込めない状況となっております。そのような中で、中城村地域公共交通協議会の意見として、継続して運行していくためには運行経費の課題を縮小させることが必要となり、土日祝日は運休となっております。

②について。今年度の護佐丸バスを平日のみの運行に係る費用より、毎日を運行するとした経費の試算結果としては、年間1,000万円を超える予算が必要となります。加えて、これまで土日祝日での車両点検等を行っていた部分が不可能となってしまうことから、点検の間の代替え車両の必要性や毎日運行することによるタイヤ等、車両の整備費など予測ができない費用を考慮すると、約1,200～1,300万円の予算が必要と予測されます。このようなことから土日運行については、厳しいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では比嘉麻乃議員の大枠2番の③についてなんですけれども、購入時期については、先般の補正予算のところでもお答えしたんですけれども、今年度購入予定のマイクロバスについては、令和2年の1月ごろから運行を予定しております。現在メーカーのマイクロバスのモデルチェンジと重なって、まだ購入ができてない状態ですので、この補正予算を可決いただきましたので、今後購入について作業を進めているところであります。

それと運行時間についてなんですけれども、このマイクロバスの運行時間はまだ定めておりません。現在決まっているスクールバスのAバス、Bバスとあるんですけれども、そちらの混む時間帯、中城南小学校の7時35分あたりのものにマイクロバスをつけて運べるような形、登校時はできないかという形のもので、登校のときには臨機応変に動けるような形のものででき

ないか、計画しているところであります。下校時はですね、比較的乗車客の少ない幼稚園の下校時等に利用できればというような形のもので計画しているところがございます。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 バス停屋根設置の要望についてお答えいたします。

バス停屋根、いわゆる上屋につきましては、基本的には道路管理者が設置することとなっていることから、道路管理者に対し行うものでございます。国道に設置する場合は、国道事務所、県道に設置する場合は、県の土木建築部へ要請することになると考えております。なお、道路管理者から占用許可を得て、民間路線バス事業者が設置する場合もございますので、路線バス運行事業者への要請も有効であると考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 比嘉麻乃議員の御質問にお答えします。

大枠3の②、前年度に引き続き5月30日に中部土木との意見交換会で右折レーン設置について要望をしました。沖縄県中部土木の回答は、主要渋滞箇所には抽出されてないことから、今後の検討ということで、厳しい状況であります。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは順を追って再質問させていただきます。

大枠1の①なんですけれども、8月28日に宜野湾署のほうで、要請をもう一度確認をしてきたということなんですけれども、平成30年度6月の私の一般質問に対しましても、そのような答弁でございました。これまでの要請というのは、村長名だけの要請であったのか。あるいは別の団体の名前でもやったのか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

今回も署長宛てに要請をしております。防犯活動の維持について御理解と事故や犯罪は未然に防止し、特に南上原においては、総人口の39.3%を占める、年々増加に伴う事故や犯罪等、安全性を脅かす事態が発生するものとの不安は、日々大きくなっているということの趣旨で、地域との密接な関係を持つ交番設置は、地域発展には必要不可欠であるということを訴えております。

要請は村長からでございます。村長名での要請でございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 もちろん村長を先頭に、そういった要望はするべきだと思うんですけども。この交番設置に関しましては、やはり上地区、南上原、別の地域の住民からの要望でもありますので、自治会あるいはPTA、各種団体の連名も加えて要望書を出すと、またさらにいいのではないのかと思います。それをちょっと提案させていただきます。またこれまで数回要請をしてきたにもかかわらず、設置に至らない大きな理由というのは何でしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えをいたします。

今回を含め、平成21年度の要請から11年も経過をしていることから、直接9月3日に訪問、沖縄県警察本部警務部警務課窓口の企画第1係長に直接面談を申し入れてきました。現在の進捗状況について確認をしたところ、本部としては中城村の要請については以前から、特に南上原の急激な人口増については把握をしておりますが、県内の需要を総合的に検証し、検討している段階であるとの説明でございました。人員配置や管轄の見直し、特に予算等の検討課題があるため、大変厳しいとのことでございます。村としては、今後も継続して要請をしていき

いと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひ自治会、PTAなど連名に充てて、これからも要請をしていただきたいと思えます。交番は、地域の安全を守るよりどころとして、また住民にとっては安心感をもたらす施設だと考えますが、この交番設置に、今の理由では人件費だとか予算だとかということなんです、これだけの人口でないと設置基準にならないとか、あと犯罪の件数では当てはまらないのかというのがあるのでしょうか。これだけ伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えをいたします。

先ほどの答弁に重複しますが、説明の中で、総合的に検証という言葉で繰り返し説明をされており、基準はないものと認識をしております。したがって交番設置要請については、沖縄県警察本部が決定されるものと理解し、判断に委ねられるとして認識をしております。村としては、引き続き今後も継続して要請をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 やはり南上原、あるいは上地域にとっては交番は必要だと思います。また後ほど伺いたいと思えます。その前に、本村では子供の安心・安全を守るために、平成29年より4小中学校で、これは全国でもまれだと思いますけれども、学校防犯システム「ツイタもん」というのが、村長の許可で全ての中城村の小中学校にそれが設置されました。私も使用していますけれども、とても助かっております。その「ツイタもん」の利用状況等、どうやって周知をしているのか、保護者たちに周知をしているのかを伺いたいと思えます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ではただいまの

「ツイタもん」という防犯システムの利用状況についてなんですけれども、中城小学校で18件、津覇小学校で59件、中城南小学校で169件、中城中学校で1件の、計246名の登録者となっております。その中で、有料登録で75名の登録があります。有料登録とは、登下校時のメールの送信サービスとなっております。また周知方法としては、各学校で行われますPTA総会のとき、新入生オリエンテーションの説明の中で行っております。また周知するため、加入要請のチラシをメーカー側のほうで配布しているところでもあります。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 全てで、まだまだ周知しなければならないのかなとも思っております。ただ「ツイタもん」はタグをつけて、有料となりましたら親のところに通知が来るようになっていんですけれども。やっぱり何よりも防犯カメラが学校についているというだけでも抑止になると思います。先ほども申し上げましたように、私も利用しておりますが、とても安心ができて助かっておりますので、引き続きいろいろと周知もしていただきたいと思えます。

また本村の、先ほどの防犯発生数と罪種別内訳についてお伺いしましたが、では本村で犯罪件数の一番多い地域というのは、どこでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問にお答えをいたします。

先ほど内訳のほうを説明させていただきました。その中で、想定できるのが南上原として認識をしております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 人口が多い分、犯罪の件数もふえるのかなとも思っております。だからこそ交番も必要かなとも思っております。去る6月議会で防犯ボックス導入について質問をいた

しました。課長より、今のところ導入する考えは持っておりませんという答弁だったんですけども、今もその考えはお変わらないのか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの質問にお答えをいたします。

防犯ボックスについては、今のところ本村で導入する考えは持っておりません。先ほどの答弁に関連しますが、9月3日に訪問した際に、県警本部で防犯ボックスについてちょっと質問させていただきました。その担当によりますと、県内ではこれまで防犯ボックスの実績はないとの御説明でございます。担当の知る限りでは、防犯ボックスについては、主に都心での需要があるとのことで、県内には今のところ実績はないとの御説明でございました。村としては、平成21年度から今まで宜野湾警察署を通し、沖縄警察本部に設置要請をしてきており、心が折れることなく今後も継続して要請をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 私も、心折れることなく要請をしていきたいと思っております。本部に防犯ボックスについての提案みたいなものをされたんでしょうかね、ありがとうございます。これは千葉県で実際に行われているものなんです。もちろん沖縄県内では行われていません、設置されていません。この防犯ボックスについて、課長もいろいろと調べましたでしょうか。私は、3カ月前に防犯ボックスの質問をしましたので、この3カ月間でいろいろと、どこがいいのかとか、課長のことですからしっかりと調べてきたのではないのかと思います。この防犯ボックスはですね、初めて聞いた方もいらっしゃるかと思いますので説明しますが、警察官のOBが常駐勤務しまして、犯罪抑止、そして子供や女性の帰宅時間の見守り活動、そして身近な相談窓

口ともなっております。交番までは、この問題では行けないんだけど、防犯ボックスにはいけるということで、やはり警察官OBの方なので、やっぱりプロ中のプロなんですね、この方々は。自治体、そして地域が一体となって防犯力の向上を図っているものでございます。現在、千葉県では12カ所設置されておまして、期待していた以上の成果を上げているということが、千葉県のほうでもわかっております。私も実際にですね、ずっと交番を設置、人件費の問題だとか、そういったことの答弁が多かったので、実際にどういうものなのかというのを見てきました。千葉の県庁まで行きまして、資料をいただいて、その後ひとり防犯ボックスのほうまで足を運び、実際に警察OBの方とお話することができたんですけども。そのときに、その方が言っていたのが窃盗の犯罪がなんと60%減少したとおっしゃっていました。今聞いたところ、一番窃盗が多いですよ、件数で窃盗が多いので、防犯ボックスはその役に立つのではないかなと思います。千葉県では、より身近な第2の交番というふうに言われているそうです。では村長に伺います。先ほど冒頭でありましたけれども、もう一度伺いいたします。住民の安心・安全のために、県内ではまだ行われていないということなんですけれども、県内初の防犯ボックス設置ということで、県のほうに提案などをする考えはないでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時02分）

~~~~~

再 開（14時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

少しばかり情報不足と言いますか、まだ私の勉強不足と言いますか。もうちょっと千葉県の

実績も含めてどういう形が一番いいのか。県主体でしかできないのか、自治体、我々みたいな市町村主体ではできないのか。あるいは人員配置については、どのような選定でやっていくのか。警察OBと議員はおっしゃいましたけれども、それは誰でもいいのか。それも含めて、今議員のお話ですと県への要請ということでございますけれども、もし県ということであれば、県への要請はやぶさかではないと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 千葉県の方では、実際に県で設置しているところも、設置費用だとか、人件費を出しているところもありますけれども、自治体でやっているところも実際あります。設置費用のほうは、最初は県が出すとか、あるいは3分の2人件費を県が持っているとかありますので、そういったことを調べて、もちろん村独自でできれば早いのかなと思いますけれども、でもいろいろな財政を考えると、やはりまずは県のほうへ行って、県では中城村の南上原、上地域の防犯ボックスの設置をモデル事業として最初に見てみたいとか、そういった提案をするのもいいのかなと思いますので、ぜひお願いします。

村内で、一番多い犯罪の窃盗、これが防犯ボックス導入で減少が期待されますし、そして不審者被害の最も多い場所というのが通学路で、51.2%なんだそうです。防犯ボックスを通学路であるサンエー付近ですとか、あるいは糸蒲公園のほうに設置することで、効果も期待できるのではないかと思います。防犯ボックスの設置費用が気になるとは思いますけれども、交番の10分の1なんですね、設置費用が。そして警察官OBを人材活用しますと、それだけ人件費も低額になります。千葉県では防犯ボックスを推進し、防犯ボックスの設置費用が大体400万円ぐらいなんだそうです。設置費用の全額と人件

費の3分の2を補助しているそうなんです。ですから全額県が払っているというところもありますけれども、そうではなく、中城村が前向きに防犯ボックス、交番がダメなら防犯ボックスを設置してほしいんだと、真剣に相談すると、県もこれを実際にやってみようかなというふうになるかと思しますので、ぜひ県に要請をしていただきたいと思います。私も資料ありますので、提供させていただきます。ことしに入ってから不審者情報が入っております。いろいろと三、四カ所ありますが、時間がないのでまたこれは後でお知らせいたします。

では大枠2番に移ります。護佐丸バスが平日のみの運行になった理由ということで、実証実験のほうでは土日もやっていたということなんですけれども。7割低下ということで、でも沖縄市、北谷町も土日は運行させています。やはり平日に比べましたら、路線バスもそうですよね、平日に比べると休日は乗車人数が減るということはあります。もちろん護佐丸バスは通勤通学なので、そのコースを変えてみると乗車人数もふえてくるのではないかと思います。では年々ふえているかと思うんですけれども、過去3年ぐらいでいいです。もしおわかりでしたら護佐丸バスの乗車人数を伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは護佐丸バスの利用者数ですが、平成28年度2万7,739人、平成29年度3万1,519人、平成30年度3万9,535人になっております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 年々増加しているということは、村民の皆さんが便利だと感じていることは、この数字でわかると思います。実証実験のときには、もしかするとどうやって乗っていいのかわからないということもあったと思いますので、あれから数年たっています。また土日の運行が必要だと思っている人も、中には

いると思いますので、よろしくお願ひいたします。

土日祝日の護佐丸バス運行の考えはないかという問いに、ごめんなさい。ちょっと聞き漏らしてしまいましたすけれども、委託料自体が1,200万円ではないですよ、これは増加の分が1,200万円。わかりました。土日祝祭日を運行させることで、委託料が1,000万円以上ふえるということで理解していいですか。わかりました。平成27年度より、試験運行していた護佐丸のタクシーが、運行がもう満了ということで、運行が終了しましたけれども、本格運行を期待していただいただけに残念ではありますが。そのタクシーを委託料ですすね、増額と同じ1,100万円ぐらいかかっていたと思いますが、当たっていますか。そのタクシーがもう今は終了してしまいましたので、その1,100万円を土日祝祭日の運行に充てる考えはないでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

護佐丸タクシーの委託については、実証実験については、平成30年度で終了して、議員のおっしゃるよう委託費が1,100万円余りあります。ただしやはり土日の運行になりますと、先ほど答弁した中でもありますが、現在2台の護佐丸バスを活用して平日運行しています。その部分についても、やはり土日に車両点検などの通常の点検等もありますし、3カ月に1回の法定点検等もありますので、現在の2台で運行するというのも、少し厳しいのかなという部分も考えていまして、単純に護佐丸タクシーの費用のみで考えると、ちょっと厳しいのかなというふうに考えています。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では護佐丸バス2台では無理でしたら、スクールバスを利用してというのはできないんでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時11分）

~~~~~

再 開（14時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの土日の護佐丸バスのかわりにスクールバスということなんですけれども。スクールバスが登下校用の車両として、白ナンバーで行っている関係上、土日の路線を回って護佐丸バスと同様な運行をするというのができませんので、御了承よろしくお願ひします。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 わかりました。じゃあどうやっても現在では難しいということですね。もし土日のバスが運行できたら、下地区の子供たちが南上原の糸蒲公園に遊びに来ることや、また上地区の子供たちがそのバスを利用して、土日利用して図書館にも行くことができるのかなというふうに、やっぱり夢が私のほうでは膨らんでおりましたし、確かに財政が厳しい中ではありますけれども、村民のサービスのため、どうしても検討していただきたいということできょうは質問をいたしました。もし検討していただければ、土日の運行は平日の通学通勤、あと通院とは違った行楽地ルートというんでしょうか、県営中城公園だとか、あと中城城跡まで、あるいは北中城村まで。実は、北中城村のほうも2019年度の後期から、コミュニティバスの実証実験を検討するというのを、前に新聞で目にしたことがありましたので、それでうまく村民もライカムに行くことができるのではないのかなというふうに思っております。また来月の10月1日には、モノレールが浦添の浦西まで延伸されます。護佐丸バスを浦西の駅まで運行させることによって、村民も助かりますし、あとモノレールは那覇空港まで続いていますので、那覇空港からの観光客も中城村

に入ってきてやすいのではないかと思います。いろいろな知恵、そこでダメではなくて、いろいろな知恵を出し合って、皆さんでしたらきっといい知恵があると思いますので、ぜひ村民のサービス、やはり交通が便利なところが一番の観光地では魅力になりますので、観光協会も立ち上げました。その中でどうやって観光客の皆さんを中城村に連れてこようというのが、まず移動手段だと私は考えますので、ぜひともまた村民の皆さんのためにも、土日のバスの運行を前向きに考えていただきたいと思います。

では次に大枠2の3番、これは先日の質疑のほうでもありました。スクールバスの件です。通学バスの運行開始の件なんですけれども、来年の1月ということで、当初は9月を予定していたと思います。補正予算でも90万円の補正が上がっておりました。その理由といたしまして、ガソリン車からディーゼルへの変更ということでございましたね。そのときに質疑に答えていましたので。そのときにわかりました。ガソリン車はメンテナンスとか維持費がかかるということを、納車前にわかったということはよかったのかなというように考えたいと思います。運行開始までに児童生徒が、よりよい登下校ができるよう、いろいろとコースを工夫していただきたいと思います。

では3月の定例会でも質問しましたが、学校行事である運動会などで、保護者を送迎するためスクールバスを運行させることができないかということを質問させていただきました。また再度ちょっとこれを伺いたと思います。そういうことは、やはり可能ではないのでしょうか。質問いたします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 運動会や学校の式典のときとかにスクールバスが使えないかということなんですけれども、45名乗りのスクールバス2台と、これから購入しますマイクロバス

をどのように、どの地域の人たちを拾っていくかという、時刻等も必要になってきたり、またこの今あるスクールバスが普通のバスで荷物とかが持てないもので、結局運動会とか式典には荷物が結構あって、荷物の制限とかも出てきた場合に、それでも活用する方がいるのかということ、一つこのスクールバス自体児童生徒の登下校用のバスということで、陸運との許可が出ているものがありますので、それを保護者等を乗せて、その料金とかも取りながらなのか、無償でなのかというようなのも決めながら、行く必要があつてですね、これは陸運及び、また関係者とかの調整が必要だと思われます。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 陸運事務所に通学バスとしての登録ということなんですけれども、イベントで使っていませんか。お祭りとかではスクールバスを使っていませんでしたか。見間違いですかね。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時18分）

~~~~~

再 開（14時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 イベント等での利用では、無償という形のものでの利用となっており、各学校で無償とした場合、運営する委託会社との調整が出てきて金額等の改定契約等になってくるということで、結構困難になるのかなという状態になっております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 イベントとかでは利用できるのに、何でスクールバスで子供で、そのお子さんたちを応援する保護者が乗れないというのが、ちょっとおかしいのではないかと思います。お祭りでも無料なんでしたら、じゃあ

土日の応援も無料にしても、駐車違反をさせるぐらいなら、このバスを出してあげるのも私たち、行政皆さんのやさしさではないかというふうに思うんですけれども、村長いかがですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時20分）

~~~~~

再開（14時20分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 追加の答弁という形ではありますけれども、現在の通学バスについては通学用ということもありますが、観光関係の部分でも活用できるようにということで申請をしていますので、観光の部分については活用できます。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時21分）

~~~~~

再開（14時22分）

○議長 新垣博正 再開します。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ちょっと私の理解がおかしいのか答弁がわかりませんが、観光で使えるということは、じゃあさっき言った護佐丸バスでも使えるということになるんじゃないですかね。それは有料かどうかになると思うんですけれども。さっきの答弁では、スクールバスを護佐丸バスで利用できないかということだったんですが、それは通学のためだから観光には使えない。今の答弁では、観光でも使えるということなんですけれども。そこがちょっとよくわからなくて。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時23分）

~~~~~

再開（14時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休憩（14時24分）

~~~~~

再開（14時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では、去る6月にも運動会が南小でありまして、やはり去年と同様ですね、車の移動の放送が頻繁にありました。やはり応援している保護者の人たちも安心して、思いっきり応援することができないんじゃないかと思ってですね、どうしてもバスが2台もあるのに運行させていただけないかなということをお話をしました。前回の答弁の中で、人数に問題があるという答弁だったんですね。今回その答弁は全くなかったんですけれども、それなら南上原ではなくて登又ですとか、あとサンヒルズ、新垣、北上原の人たちだけでも、本当に徒歩では困難ですよ。だからといって、車を持っていくと駐車違反になってしまう。いろいろなところに停めることもできないので、できれば通学バスをこういった大きなイベントで、保護者も一緒に乗っていただければなというふうな要望でございます。可能性はゼロではないということなので、今後とも検討していただきたいと思います。

次に通学バスの運行時間の件なんですけれども、保護者のほうから部活動後の夕方の6時50分のバスにおくられて乗れなかったりするそうなんです。最終の下校が6時50分なんですけれども、それを10分おくらせて夕方の7時ということは、変更は可能なのでしょうか。もちろん学校は6時45分には完全下校というふうになっていると思うんですけれども、どうしても着替えたりとかするので、慌てたりする前に、6時50分から7時に変更してほしいという、これ実際に保護者会のほうに呼ばれてまして、こういう要望がありましたので、それは可能なかどうか

か伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 こちらのほうも、この教育委員会側だけでのみの決定はできずに、学校側との調整が必要になって、その時間帯をおくらせていけるかどうかという必要が、調整が必要だと思います。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では調査などをしまして、生徒が安心・安全で下校できるようよろしくお願いいたします。

バス停の件なんですけれども、県道と国道では要請場所が違うということなんですけれども、沖縄は紫外線が強く急な雨も多いので、せめて利用者が多いバス停でも要望していただきたいと思います。

では続きまして大枠3に移りたいと思います。点滅をずっとしているということなんですけれども、しばらくこのままかということで、今やったばかりで検討中ということなんですけれども。村としては、この点滅、そして歩行者信号は今消えていますけれども、そのままがいいと思うのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠3の①についての再質問についてお答えいたします。

村としては、そのままがいいかということでございますが、先ほどの答弁と重複しますが、間もないということで、しばらくは現状維持になりますということで、今後その辺のところを状況を見極めながら、先ほども言いましたようにまた改めて要請する必要があるのであれば、その辺は判断していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 先ほどの答弁の中では撤去という話もありましたけれども、その前にいろいろと調査など検討していただきたいと思います。車道信号機の点滅と歩行者信号機の消

えた、消灯した理由をちょっと聞きたいのですが。そして以前、私が提案しました時差式の信号にする考えというのはなかったのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問にお答えをいたします。

時差式信号機についてなんです、この設置については、県警のほうでの設置ということになっておりまして、そのことについては村との調整というのがなされていないというか、そのような状況で設置されているということで、今認識をしており、今後その現状に対して、そのままの状況で維持できるものであるかどうかを、改めてその辺の精査をして、今後その対応については要請していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 いろいろな面で要請していくという答弁をいただいておりますけれども。では今後、村としてはどのような方向性で、矢印信号機をつけてほしいのか、あるいは右折だまりなのか、これは信号とは違うんですけれども、時差式にするのかということで、宜野湾警察署へどのような協議、そしてどのような要請を行っていくのか伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複はしますが、信号機に変わってから間もないということがありまして、今後の交通状況を把握しながら、そこで時差式信号機がいいのかどうかということについては、しっかり宜野湾警察署、公安委員会のほうと協議していきたいということで考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 信号機にして間もないではなくて、信号はもともとあったものでして、場所があれなのかな。信号があったものが点滅

と、あと消えているので。私は消えるのではなくて、時差式の信号機とかにできないかということでした。後でお話ししますね、時間がないので。実際に歩行者信号機がもう消えてしまっているの、なかなか県道29号線を横断することができずに、住民からちょっと困っているという相談がありましたので。やっぱり危険ですよ、横断するのが、信号機が消えているので。県道なので、すごいスピードで車も通っていくので、これは本当に喫緊の課題ではないかと思えます。消えた信号機はとても危険なので、それを早急に要望などしていただいて、対応をしていただきたいと思えます。

では次に右折だまりの件なんですけれども、昨年の12月の定例会の答弁で、要請の方法をいま一度検討し、要望していきたいとありましたけれども、その後中部土木事務所とはどんな話し合いをしたのでしょうか。またそのときに右側のソテツが植えられているところは、多分県の土地だと思うんですけれども、この県の土地をちょっと削って、それを右折だまりが、削ると右折だまりが可能じゃないかなとは思いますが、そういった話し合いもあったのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

去年、今年度も引き続き中部土木のほうに要望をしております。先ほども答弁しましたが、主要渋滞箇所には抽出されていないということで難しいという返事でした。終日混雑している交差点で、特にピーク時には速度が20キロメートル以下になる状況がないと、右折だまりの設置は難しいということで、厳しい状況ではあります。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 そういう理由があるということなので、じゃあ信号機のほうですね、早急に要望していただきたいと思えます。

最後に、サンヒルズタウン入り口のセンサーなんですけれども、これも住民からの、こういうふうにはできないのかなという提案がありましたので、させていただきました。私も調査をしましたところ、信号待ちの車両がとまっていなのに青に変わってしまう、通らないのに青に、これが渋滞の、向こうも朝夕の渋滞の原因になるのかなというふうに思いましたので、センサーの件に関しましては、いろいろと皆さんも調査しまして、検討をお願いしたいと思います。きっと、村民の何人かはそういうふうに感じているみたいです。センサーがないので、なかなか、青信号に変わっているのに車は通っていかないという意見もありましたので、よろしくお願いたします。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時38分）

~~~~~

再 開（14時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして安里清市議員の一般質問を許します。安里清市議員。

○1番 安里清市議員 先ほど比嘉麻乃議員からもお話がありましたが、私たちが当選をしまして満1カ年という節目になりまして、「届けよう声を村政に」ということで、議会に送り出させていただきましたが、なかなか手ごわいものを感じているところでございます。通告書に従いまして、議長の許可を得て質問をさせていただきます。

大枠1番です。地方公務員法及び地方自治法の改正により会計年度任用職員の位置づけがなされ、施行日が来年4月1日というふうにされております。そこで準備状況について伺いを

したいと思います。制度の対象になる方々の給与の制度設計はどうなっているのかということと、期末手当を支給することができるという条文があるんですが、その解釈についてお聞きいたします。それと制度の実施に伴って人件費の伸びが大分あるのかと思いますが、大まかな概算的なところでお願いいたします。それから人材の確保に向けた取り組みをお願いいたします。④複数年度にわたって雇用を継続される場合の処遇についてお尋ねいたします。該当する職員への説明は行われたのか、お聞きいたします。

大枠2番です。かねてからお話をしておりますが、村道新垣中央線の整備について。サンヒルズタウン地区と新垣地区を結ぶこの中央線の整備の進捗状況をお伺いいたします。この件は、去年の9月議会のほうでも質問させていただきました。②昨年度末ですね、これは具体的に言うところの4月になっていたのかもしれませんが、年度末の予算を使っていたら、その部分の道路の凹凸を修復する簡易な工事をしていただきました。ところがその後大雨で路肩が一部崩落をしたということがあります。その原因と今後の抜本的な対策についてお尋ねいたします。③同村道の整備について、サンヒルズタウンの自治会と新垣自治会のほうから、それぞれ去った4月と5月の各自治会の総会で、改修に向けた要望書をおのおの自治会長名で提出をされていることと思いますが、この要望書の取り扱いはいかようになったのかということでお聞きいたします。④各地の村道の整備は一段落をしている状況かと思いますが、当該道路については整備が進まないということがあります。現状を踏まえた形で、舗装だけでも複数年度にわたって分割してでもできないのかということでお聞きいたします。

大枠3番です。当間から新垣間の通学路の整備についてお聞きいたします。年間計画で、除

草、草刈り等をお願いしたいと。これは去った7月の夏休みの地域懇談会でも保護者の皆様から強い要望が出されて、小学校それから中学校の先生方を交えての中で、そういう要望も出ておりましたので、教育長のほうにも声が届いたかと思いますが、その件でお願いいたします。それから上地区と下地区を結ぶ横断道路が少ないということについては、これまで議論をしてきた中で、村当局も御承知のことと思います。この横断道路を整備をして、避難道として整備をして、子供たちの通学にも支障がないようなことで、避難道としての整備ができないかということについてお聞きをいたします。以上です。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番、大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、大枠2番の新垣中央線の件でございますが、私自身が議員とも、自治会長も含めて要請を受けておりますので、しっかり認識はしているつもりでございます。そのときもお話ししましたとおり、いろいろな形で補助金なり、あるいは優先順位などをつけながら、またいろいろな角度で勘案しながら、何とかしていきたいという思いは持っておりますので。また詳細は担当課のほうで答弁させていただきますけれども、いろいろな知恵を絞りながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 会計年度任用職員制度の準備状況についてお答えいたします。

会計年度任用職員制度については、中部地区の町村人事担当職員による勉強会等を通じ、制度設計がほぼ固まりつつあり、12月定例会での条例案上程ができるものと考えております。会

計年度任用職員の給与は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給を基礎として定めることとされており、例えば、一般事務職であれば、行政職給料表1級1号給を基礎として給与が決定されることとなると考えております。また職種ごとに、その業務の複雑さや困難さ、責任の程度等を考慮して号給を決定していくことになると考えております。期末手当につきましては、新地方自治法第203条の2第4項並びに、第204条第2項の規定により、パートタイムの会計年度任用職員及びフルタイムの会計年度任用職員に期末手当を「支給することができる」とされております。従いまして、支給することが義務ではございませんが、国家公務員の非常勤職員や民間の労働者における「同一労働同一賃金」の考え方等を考慮した場合、本村においても期末手当を支給することが望ましいのではないかと考えております。なお、給料の号給の範囲、期末手当の支給割合や支給対象者等につきましては、現在検討を重ねているところでございます。

次に人件費の伸びについてお答えいたします。平成31年3月定例会の一般質問の答弁におきましては、160名をフルタイムの会計年度任用職員へ移行した場合の人件費の増額について答弁をいたしました。制度設計が固まりつつある現段階におきましては、フルタイムでなければならぬ非常勤職員以外は、原則、パートタイムによる任用を検討しております。そうした場合、制度導入の令和2年度は、前年度に比較し、430万円程度の増額になると考えております。また、2年目には1,700万円の増額、3年目には930万円の増額となり、5年目までの累計で5,000万円余りの増額になると予測しております。

次に、人材確保に向けた取り組みについてお答えいたします。会計年度任用職員制度の施行

により、他市町村との賃金格差は最小限になるものと考えられ、そうなった場合、本村の魅力や働きやすい環境などを整えることで、本村で働きたいと思ってもらえると考えております。12月定例会で関係条例を整備し、本村の魅力をアピールしながら、早めの募集に取り組み、良い人材を確保したいと考えております。

次に、複数年度にわたる場合の処遇についてお答えいたします。会計年度任用職員は、原則として一会計年度において任用する職員でございます。従いまして、厳密に言いますと、任期満了により一旦退職することとなります。その後、次年度におきましても、その職が必要となった場合、次年度、新たに設置された職に改めて任用されることとなります。この場合、2年目以降の給与は、前年1年分の勤務経験が、号給に上乘せされ、給与が決定されることとなります。

次に、該当する職員への説明についてお答えいたします。現在、最終的な制度設計の段階であり、方向性が固まり次第、速やかに、現在の一般職非常勤職員等へ説明したいと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 安里清市議員の御質問にお答えします。

大枠2の①村道整備の優先順位としましては、概略設計を終えた西坂田線が優先と考えています。また、市町村道整備事業である沖縄振興公共投資交付金事業が令和3年度までの事業となっており、令和3年度までに完了しない事業については、沖縄県道路課の指示により事業の申請はできません。西坂田線及び要望のある新垣中央線は事業延長も長く、令和3年度までの完了は不可能であるため、沖縄振興公共投資交付金に続く新たな補助事業において優先度を踏まえて検討したいと思っております。

②今年の5月1日の大雨で斜面側に雨水が流

れ込んだことが原因による崩落と考えています。現在、調査設計委託業務を発注しており、設計業務が完了次第、擁壁設置工事を行う予定であります。

③は先ほど村長からも答弁ありましたとおり、村長も重く受けとめていると思います。村長、副村長の決裁を終え、都市計画課の要望書綴りのほうで今保管している状況であります。

④新垣中央線の舗装は、路線延長が長い為、村単独予算では支出負担が大きいため、厳しい状況です。道路のくぼみ等、通行に支障が出る箇所は今後も維持管理の範囲内で対応したいと考えております。

大枠3の①除草作業については、都市建設課の美化作業員で行っております。村内全域の除草清掃を行っており、特に夏場などは除草作業が間に合わない状況であります。その為、年に2回の自治会の一斉清掃などで地域の御協力をお願いしたいと考えております。

②避難道路については、必要だと感じております。当間新垣線については、新規での避難道路整備事業は、予定しておりません。現状では、歩行者用としては利用できる状態にあり、問題となる除草については、都市建設課の美化作業員、あと地域の御協力をよろしくお願いしたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 それでは細目についてお尋ねをしたいと思います。大枠の1のほうの人件費の件なんですけれども、去年お伺いしたときと大分額が減った、これは160名のいわゆるパートの方々の絞り込みをしたというふうなことであるんですが、それで人数が大分減って予算が圧縮されてきたものだとは思いますが、人件費というのは、働いている以上はちゃんと払わないといけないということで、他の事業に優先して処置されるべきものだという認識をしております。総務課長がおっしゃられ

たような、今絞り込みをした人数で、この行政運営をスムーズにやっていくことが可能なのかどうか、お聞きいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在、各課に対しまして次年度以降の会計年度任用職員に必要とされる人員を現在調査中でございます。さらには今月末ごろから、各課に対し人事ヒアリングを行う予定となっております。これまで臨時職員、あるいは嘱託職員につきましては、村政の重要な役割を担っていただいておりますので、村政運営がスムーズにいくように人員を確保していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そうですね、絞り込みをして有効な予算の使い方というものと合わせて、今いる方々に、生活の不安のないようなこともお約束をしないといけないのではないかと、いうふうに思います。1番の③のほうですけれども、人材の確保について。非常に人材の争奪戦と言われているような状況がちなみに、よくニュース等で流れていますが、特に中城村として魅力ある採用条件を提示をして、優秀な人材を確保するというお考え等がありましたらお願いいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

職員が働きやすい環境をつくることは、非常に大事なことでありと考えております。先ほど少し答弁しましたけれども、今回の会計年度任用職員制度の導入によりまして、各市町村間の給与の格差というのは、大分縮まってくるだろうということで考えております。本村には、中城城跡であり、あるいは肥沃な農地であり、非常にすばらしいものがそろっていると考えております。職員と、それから今後採用される会計年度任用職員と、スムーズに業務ができるよ

うに調整をしていきたいと考えております。本村の魅力は、今後ともアピールをしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 この会計年度任用職員制度が出てきた背景には、大きくは働き方改革ということが言われて、公務員の職場のほうにもそういうものが出てきたんだろうと思います。今回のその任用制度の機会に、できるだけたくさんの方を正職員に採用していくということは考えられないのかですね。その制度の趣旨からして、それも合わせてやるべきだと思っておりますが、そこら辺について御答弁お願いいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回の会計年度任用職員制度と、それから公務員の定数をふやす、そういうことは必ずしも一致しているものではないのではないかと考えております。ただ今回の会計年度任用職員におきましては、我々としましては現在支給している給与、その水準は下回らないように、現給補償を行っていききたいということで考えております。正職員につきましては、本村の場合、若干不足気味ではないかということで感じられる部分もございます。今年度定員管理計画の見直しを現在行っているところがございますので、本村に必要とされる、その人数は今後とも確保していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 しっかりした対応をお願いしたいと思います。その対象の職員に不利益なことがないように、そしてまた村がこれからもそういう働く意欲を持った方々によって、よりよい中城村になるように、また奮闘するようお願いいたします。

大卒の2番のほうでお願いいたします。やはり村道新垣線の延長が大分長いということから、

どうも手をつけづらいということが今述べられました。それは重々承知をしている状況であります。いろいろな制度が期限切れとなる中で、どうも取り残されてしまっているような感じがしまして、再三そういうお話をさせてもらっているんですが。今回、仲松課長がおっしゃられた補助メニューが終了するというふうなことがあったとしても、また次回に向けていろいろなことが考えられると思います。そこら辺について取り組んでいただく、所信をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 先ほども答弁しましたが、沖縄公共投資交付金事業が令和3年度で終了します。県の説明では、それに続く補助メニューは白紙の状態だと聞いております。次の補助事業等で、優先順位などを検討したいと思っております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時15分）

~~~~~

再 開（15時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 今回、補正予算で村道の一部崩落の部分の補正をしていただいて、工事にかかるという段取りもありましたが、やはり排水路の整備も含めた抜本的な対策が望まれるところではあるんですが、諸般のいろいろな事情も、こちらも考慮しないわけにはいきません。繰り返しになりますが、ぜひ次回にでも、そういうことを頑張って引っ張ってきていただきたいと思っております。

③のほうについて、お願いいたします。村民の要望に沿った事業を進めていくというのは、村民の付託を受けた行政の役目だと思っております。今回、サンヒルズタウン自治会と新垣自治会の両自治会のほうから、個別に要望書が出

されたということは、非常に重要なことではないかと思えます。そのことから、今回と同様な、自治会両方からですね、同一の要望書がこれまで出されたことがあるのかどうかお聞きいたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 各自治会からの要望は、排水の整備、道路修繕、カーブミラーの設置等、要望はたくさんあります。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 新垣のほうにしましても、サンヒルズタウンのほうにしましても、2つの集落を結ぶ、いわゆるコミュニティ道路ではないのかという位置づけを、両自治会のほうでもしながら、今お話を進めているところではあるんですが、やはり向こう側からも散歩の道として使えるし、こちら側のほうからもサンヒルズのほうに向けて散歩をしていく、非常に健康管理もしながらですね、そして沿線にはグリーンホームの方々の散歩道としても使えるようなこともありますので、その要望書の趣旨を十分に尊重して取り組んでいただきたいと思います。

④についてです。村道が各地で整備が一段落している状況なんですけれども、中城村は今都市計画の変更に向けて、大きな取り組みを実施しようとしているところであります。区域の変更、市街化区域、市街化調整区域、もろもろのこの区域の変更が済んで後にインフラの整備というふうなことで、時期を失しかねないというふうにも思います。やはり道のないところにそういう建物をつくるということでは、取り組みがおくれると思います。今お話をしている村道新垣中央線は、宜野湾市にも非常に近い、上地区の幹線道路にもなるのではないかというふうに思われる地域ですので、この観点からも整備について前向きな御答弁をお願いしたいと思います。村長、よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

即答で、やりましようと言いたいところではございますが、これは議員も御承知のとおり財政的な部分も含めて、優先順位をしっかりと勘案して。ただ議員がおっしゃるとおり両自治会から要請があったということは、大変重く受けとめているつもりですので、しっかり検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ぜひよろしく願いいたします。また6カ月後か1カ年後にでも、お話をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

大枠3についてお願いします。これ通学路として今利用されているというお話ではあるんですが、上地区と下地区を結ぶ道路が非常に少ない中城村の状況の中で、非常に貴重なラインだろうと思っております。避難路としてこれから整備をしていくということで、不測の大災害の場合に、下地区皆様が避難路として使うのに非常に有効な道になるのではないかと思っております。ただ車両の通行できる避難路としての整備が難しいのではないのかということから、村当局はこれまで指定をためらっていたのではないかということも考えられます。現状を踏まえて、徒歩でも、よりスムーズに下地区の方々が上地区に移動できるように。もちろん上地区から下地区にもそうですが、そういうふうな感じで、車両の通行までということは後の問題として、今年度、次年度あたりをめどに、そういう整備ができないのかお聞きいたします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時22分）

~~~~~

再 開（15時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 私も、当間から新垣のほうまで行きましたけれども、本当に近いです。本当に避難道路としての役目は十分に果たしていると思います。また勾配が急なところがありますが、草刈り等うちの美化作業員等を使ってやっていきたいと思います。避難道路としては、現状のままで歩行者に対しては十分機能を果たしている状態だと思います。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 先ほどの課長の御答弁で、除草などはたびたび行っているということがございましたが、どうもそれらしい様子が見られないということで、子ども会のメンバーを中心に、やはり年に2回ほどはやっているところですか。ちなみに去年、何回ほどやられたか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 ちょっと除草作業に関しては何回かは、はっきり覚えてないんですけども、台風の後とか倒木の片づけ等は行っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 質問がちょっと前後してしましますが、教育長にお聞きします。

先ほどの地域懇談会が、この何年間か持たれてなかったと思うんですが。この間、今年度地域懇談会やったんですけども、これは全地域でやっているようなことではなくて、希望する自治会、子ども会のみに行われたことだったのでしょうか。その内容はある程度聞いていらっしゃいますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時27分）

~~~~~

再 開（15時27分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 お答えします。

学校とそれから各自自治会との相談でもって、

希望する自治会で地域懇談会を実施するという取り決めで、そういうふうに行っているということです。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 行政懇談会などでもそうなんですが、その地域懇談会でも説明に来られる学校の先生方は、中城小学校から7名ほど、中学校からも7名ほどというふうなことで、父兄と大体同数ぐらいの感じで会が持たれたんですが。やはりその中で、住民の方の要望として、通学路の整備ということが強く言われていて、議員はちゃんとやっているのというお叱りもありましたので、今後都市建設課を中心に、年にスケジュールを決めて、これはやはり教育環境の整備ということともつながると思います。そうすることで、先ほど申し上げた万一の場合に、避難に有効な道としても活用できるということも出てきますので、ぜひしっかりと年度計画を立てて整備というか、除草はやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 議員のおっしゃるとおり、適宜除草作業を行ってまいりたいと思います。特に夏は雑草が伸びるのが早くて、どこもどこも目一杯な状況ではありますが、小まめに回ってみたいと思います。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 避難道に大分こだわってのお話ばかりで恐縮ですけども、前回の質問の場合にも、村のお考えは国道までたどり着けばもういいんじゃないのかという考えが、大分強いのかなと思いました。余裕があれば、さらに高台のほうまで避難するということの重要性がですね、先ほどの東日本大震災の際の教訓としても語り伝えられておりますので、どうぞこの横断道路を避難路として、車は通らなくてもいいのではないのかということも思いますので、定期的な整備をしながら避難路として指定

していただくようお願いしたいと思いますが、避難道の指定についてはいかがでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成25年度あたりから、村内の数箇所、恐らく2カ所か3カ所であったと記憶しております。津覇小学校の裏手のほう、あるいは中城中学校の向かいのほうを整備しておりますが、避難路として指定したということではございません。活用方法として、避難路として活用しているということでありまして、整備しているのは里道を中心とした整備ということで理解をしております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ありがとうございます。整備をしながら、先ほど言った子供たちが通う道でもありますので、教育環境の整備というふうな面とあわせて、その避難路としての指定もして、定期的な整備をやっていくことを要望して質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（15時32分）

~~~~~

再 開（15時45分）

○議長 新垣博正 再開します。

本日の会議は16時までですが、石原昌雄議員の一般質問が残っておりますので、一般質問が終わるまで本会議を延長します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。大分過ぎると思いますので、よろしく申し上げます。皆さんの期待に応えたいと思いますので、よろしく申し上げます。議席番号6番石原昌雄、一般質問を行います。

まず質問する前に、きのうの村体協主催の陸

上競技大会が大雨にもかかわらず成功裏に終了することができましたので、ありがとうございます。特に関係機関の協力、そして大会役員を引き受けてくださった役場職員、そして中学校の学生さん、皆さんの協力があって大変感謝しております。また次もお願いします。そして合わせて、また広告などいただいた事業所にも、大変理解をいただいたものとして感謝しております。陸上競技は、全てのスポーツの原点と考えます。そういう面でも、よかったと思います。来年2020年のオリンピック、パラリンピックに向けては、また本村、中城村もホストタウンとして報道がされました。このような取り組みも、村としては活性化のほうになると思いますので、また村民とともに進めていってほしいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは早速一般質問を行います。大枠1番、南上原地区土地区画整理事業の今後について。南上原土地区画整理事業が終盤となっておりますが、今後のスケジュールと未整備地区の計画を伺います。①この事業の終了年度はいつ頃ですか。どのような工事や作業が残っていますか。②番地表示の変更予定はありますか。いつ頃になりますか。③事業に伴って、清算金が発生するがいつ頃になりますか。④事業終了に伴い記念誌や記念碑の計画はありますか。⑤南上原区域で、未整備地域があるが今後の整備計画はどのようになっていますか。

大枠2番、役場跡地の土地利用計画について。中城村役場が2020年に移転しますが、その跡地利用についてどのような施設等を検討しているかを伺います。①中学校のプールの予定はありますか。②村民福利厚生施設の計画はありますか。③事業計画はいつ頃決定しますか。

大枠3番、土地利用施策についてであります。10月1日は「土地の日」と定められ、10月は土地月間となっております。広く住民に対し、土地利活用を周知することは重要なことです。た

くさんの若い村民が将来の生活設計を立てるとき、住宅の確保が最も重要なことになります。

①これまでの土地月間の取り組みはどうか。②土地利用の相談窓口開設はできないか。③開発申請や農地転用の手続きの周知を広報誌などでできないか。④既存宅地等における住宅建設や集合住宅（アパート）建築の事例を窓口等で紹介し、住宅事情の解消をできないか。

答弁よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時50分）

~~~~~

再 開（15時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましては都市建設課、企画課、産業振興課でお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の大枠2番の跡地利用についてでございます。議会でも答弁させていただいておりますけれども、基本的にはプールをということでございますが、ただこれも確定ということではなくて、いろいろな形で流動的にいろいろな案が出てくる可能性があります。例えば複合施設とか、あるいは民間力を活用したPFIなど、いろいろな形がございますので、いろいろな形で勘案しながら決定をしていけるものと思っております。詳細につきましては、また総務課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の役場跡地利用についての①についてですけれども、この件については教育委員会会議でこれまでずっと話し合いを進めてきました。教育委員会としては、ぜ

ひ中学校のプールを建設したいという考えでございます。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 石原昌雄議員の御質問にお答えします。

大枠1の①、現在事業計画の変更作業を進めております。事業期間を令和5年3月まで延長し、区画整理事業は終了となります。工事につきましては、道路の舗装工、ガードパイプなどの安全施設工、残土の処理が残っております。換地処分までの作業につきましては、出来形確認測量を行い換地計画を進めていきたいと思ひます。

②換地処分後に予定し、令和5年4月から9月末ごろを予定しております。

③清算金については、換地処分前の換地説明会で地権者のほうに説明して、理解を得たいと思ひます。徴収・交付につきましては、換地処分の令和5年4月から予定しております。

④事業終了に伴い、記念誌や記念式典などの計画を予定しております。

⑤未整備地域、井水原のことと思ひますが、北上原に向けて、今後調査などを行い、できれば整備したいと考えております。

大枠3の③市街化調整区域において、第三者でも住宅建築の可能性のある緩和区域については、ホームページ、年1回の広報誌で、住民の方々に周知しております。それ以外の既存宅地、緩和区域外の市街化調整区域においても、そのときの地権者の血族であれば住宅建設が可能な分家住宅についても、今後、住宅が確保できるように情報提供していきたいと思ひます。

④市街化調整区域での住宅建設や集合住宅建築の相談が窓口であった場合は、沖縄県土木建築部建築指導課『都市計画法に基づく開発許可制度に関する運用基準』を用いて説明しております。事例等を紹介し、住宅建設が可能かどうか、中部土木と相談しながら行っております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 先ほど村長並びに教育長から答弁がございました。重複するかと思えます。御理解をお願いしたいと思います。

役場跡地の土地利用について、3点の御質問がございました。一括してお答えいたします。現在、跡地につきましては、中学校が使用するプールを中心に跡地利用を考えているところがございます。また、福利厚生施設は、一般的には、企業などが、従業員に対する保健、衛生、教化、慰安などのために設ける施設であることから、職員が利用するための福利厚生施設としては、計画はございません。なお、村民が利用する、例えば、健康増進的な施設などは、複合施設として検討できるものと考えております。以上のように、正式な事業計画につきましては、現段階では決定しておりません。できるだけ早期に決定できるよう努めてまいります。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 石原昌雄議員の大枠3の①及び②についてお答えします。

国においては10月を土地月間と定め、土地に関する基本理念など普及・啓発をしています。中城村では、県から送付される、普及啓発のポスター掲示や、パンフレット等の配布を行っております。中城村の土地利用については、御承知のとおり市街化調整区域や農業振興地域等の規制が複数あるため、土地の個別事項によって対応しています。都市建設課においては建築確認や開発行為など、産業振興課においては農業振興地域など農用地に関する相談を行っている状況です。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 大枠3の③農地転用の手続の周知についてお答えいたします。

農地転用の手続については、役場ホームペー

ジの「住まいと暮らし」欄の「農地法第3条・4条・5条の規定による許可申請及び届出について」の項目の中で、申請や届出の内容や手続の流れなどを記載しており、申請様式、記入例などもダウンロードし利用できるよう掲載しております。広報誌への掲載については、紙面に限りがありますので、概要の周知であれば掲載は可能かと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきます。

まず大枠1について、区画整理事業の進捗は、住民側からすると情報が非常に少ないと考えています。答弁のあった事項については、広報などを利用して、もう終盤ですのである程度もう区画整理事業がこういう形で終わっていくんだなというところをやってほしい。というのは、もう既に住宅を構えたりして、落ち着いた人たちもいると思うんだけど、実際にはまだいつ終わるかわからないというところもあります。番地の表示にしても、そういったところがあります。いつまで使うかなど。そういう年度ごとに、次はこういう工程があるんだよというのを、どこかの時期にぜひ周知してほしいというふうなことをお願いしておきます。どうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

地域の皆様に清算金の交付又は徴収があることについて情報を提供していきたいと思えます。また審議委員の皆様に対しては、年1回進捗状況等を説明しておりますので、その前後に広報誌に載せて住民の方々にお知らせをしたいと思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 課長が話したように、年1回審議委員のほうに集まっていたいて、経過状況報告などはされているんですけども、相当な地権者が実際にいるんですね。審議員は

10名程度です。やはり村外にいる地権者も、場合によってはいるかも知れません。だから広報誌に少し事業の進捗を載せてもらおうと何らかの形で、また、広報誌に載ればホームページあたりで検索もできるので、遠くにいてもね。そういうサービスは今後やってほしいと思っています。

そしてさっきの清算金については、実際には対象者がそんなにたくさんいるわけではないかと思うんですけれども、でも対象者にとっては、もう終盤に来て大きな作業が待っているわけですから、その分もより具体的に清算の手順とか、こういうふうになるんだよといった資料の提供もですね、この終盤ですから早目にやったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 清算金につきましては、仮換地説明会がありました。そのときにはっきり清算金が発生する地権者に対しましては、清算金は徴収になりますということは説明しております。清算金が確定するのは、換地確定、出来形測量完了後、面積が確定してからになります。その面積が確定したら指数が出ます。その指数うに1点当たり何円かということで、それをまた評価委員の皆様の意見を聞きながら清算金が決定しますので、換地説明のときまでには皆さんにお知らせできるようにやっていきたいと思っております。特に市街地側の方は清算金が多いですので、その辺は心配りをしながらやっていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 実は、この地区にいる人たちは、もともとの地権者じゃなくて新しい地権者もいるようですので、その人たちも同じように清算金の、わかっているだろうで土地は買ったんじゃないのということにはなるかも知れないけれども、やっぱりより具体的には地主

から説明ができないところもあったりして、やっぱり事業者側である役場のほうから、清算金というのはこういうのだよというのは、ある程度予告しておかないと、何せ金を取ることだからトラブルにならないかと心配しております。

次に記念誌とか記念碑についてですけれども、特に記念誌とか記念碑では、今までの地域の状況が本当に様変わりしているんですけれども、やっぱりその場所の部分は、どこの事業でも後世にこういう地域がこう変わったというのを残してあるようですので、ぜひ記念誌とか記念碑もよろしくをお願いします。

また次に南上原地区は、今回の土地区画整理事業によって、県内で一躍注目の地域となり、特に人口増加から見ると他市町村への利便性、そういうものの高さ、そして住宅地としての安心・安全性などが評価されて今の発展につながり、さらに発展が続くものだと考えています。そこも含めてですけれども、この区画整理事業をしながら、また村長に質問しますけれども、課長からもあったように、井水原以北の地域、北上原も含めてですけれども、今後またこういうふうな土地区画整理事業の導入を目指して、ぜひA調査、B調査等、その方向性を示してほしいなと思っています。まだまだこの地域が注目は浴びているところだと思いますので、そういう時期にそういう可能性を持って、次の事業展開に行ってほしいと思うんですけれども。村長にちょっと。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

お気持ちは重々理解しているつもりです。井水原、私もよく存じ上げておりますけれども。ただ南上原と違って、やはり南上原から北上原にかけての部分というのは、高低差の問題と、それと現在の土地区画整合法における減歩率だとか、その補助金の率だとか、そういうものを勘案しますと、当時の南上原を区画整理した

ときの環境と現在の環境は大きく違いがございます。そうすると、これは予測で大変申しわけないんですが、南上原では恐らく30%程度の減歩率だったと思いますが、それが恐らく5割は超えていくんじゃないかというぐらいの予測でございます。前にも議会でもしかしたらお話ししたかもしれませんが。そういう意味合いで、地権者がそれでも構わないということであれば、当然それにのっかって我々も資金投下も考えていきますけれども、恐らく常識的に考えたときに、それは非常に厳しい条件になるんじゃないかということから、ほかの部分も考えていかなくちゃいけない、何らかの、いろいろな県立の何かを誘致したりだとか、もちろん我々中城村独自で何かできるものがないかとか、そういうものでの土地利用の考え方のほうが、より現実的なような気はいたします。A調査、B調査も含めて、それも総合的に勘案して今後の方針を決めていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 村長がおっしゃるように、ほかの利用方法ももちろん一緒に検討して行ってほしいし、今の状況からすると、なかなかそこに土量という部分が、なかなかでないものですから、私たちとしてはやっぱり、例えば今の部分の区画整理の延長ということで、減歩率のことも心配するのは本音のところでは。

ただ今、その南上原地区が、本当に区画整理でA調査とか入れた場合に、例えば一番大きいのは事業費の中で、捻出する事業費ですけども、これは保留地の処分の割合でまたカバーできるんですね。と言いますのは、今南上原地区は、本当に土地の値段、評価が高い。要するにほかの地区で一番事業費に50%とか出る場合は、保留地の処分金が安いと、本当に。だからどうしても保留地がより多く出すために50%になりますよと。だけど高く売れるところは、少ない土地で、ある意味では事業が完了できるという

可能性も実際あるわけですね。だからこういうところを考えると、やっぱりA調査あたりはぜひ入れて、本当にどうかと。A調査入れることによって、この南上原から北上原に対する課題も見つかっていくんじゃないかと、私はそう感じます。以前、村長がサッカーコートをとということもあったんですけども、私も本当はあの時期に調査を入れてくれたら、もっと見えたかなと思います。そういうことも合わせて、できたらこの区画整理という事業から調査を入れて、本当に今の29号道路の課題とかもどれぐらい解決できるか。こういう調査を入れてくることによって見えてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ前向きに検討してください。

次に大枠2番についてです。これまでも跡地については質問がなされてきましたが、どのような施設なのかという、いろいろ構想は出ているところだと思います。でもより具体的に決める時期に本当になっていると思うんです。役場はもう移転します、2020年には。ですから移転する時期にもう来ていると思うので、最低でも2021年度までで長く考えるんじゃないくて、もう早目にやってほしいと。その場合に、どういう形で、どういう委員会で次になるものを検討していくのか。どういう委員会を立ち上げることが考えられますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

直接、跡地利用に係る委員会を立ち上げるか立ち上げないかにつきましては、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。一番最初の村長あるいは教育長からも答弁ありましたように、役場敷地につきましてはこれまでの議会での答弁を通じましても、中学校のプールをとというのが一番目に挙げられていると考えております。その中学校のプールとあわせてほかに複合施設ができないかどうかというのは、もちろん庁内の中でも検討しているところ

でありまして、職員などからも意見が出されたり、あるいは庁議の中でもその件について議題として話し合いをしております。ですから、なるべく早目にそういう計画を決定して、いろいろと村民に対してもこういう計画を持っているというふうなことは、示していきたいということで考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 今、庁議とかそういう部分でということですが、より具体的に跡地利用というテーマでちゃんと会議をもって行かないと、普通の会話にしかないのではなかろうかと。本当に意見を集めるという段階にもうなってほしいと考えています。ですからぜひ、この跡地に対する利用の検討委員会という、仮にそういう名称で、何かの名称で委員会をちゃんとやって、この議事もちゃんととってですね、前向きに進むような会議をやってほしいと。その中で、この施設の決定について、あるいはどういうのをやろうかという部分についても、例えば村民の意見や声を聞くこともやってほしいと思うんですけれども、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

非常にいい意見であると、いい提言であるというふうなことで捉えたいと思います。今後、前向きに検討したいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 ぜひ、そういう村民からの声も取り入れる委員会を立ち上げてほしいと思います。私、個人的には今老人福祉センターなどが、もう今毎回課題になるんですけれども、この老人福祉センターの機能を有する施設としての取り組みも、この複合施設の中に入れてほしいと常々思っているんですけれども、そこら辺は複合施設としてはどうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

いい提言であるというふうなことで考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 よろしくお願ひします。そしてやっぱり施設をつくるときに、一番心配されるのが事業費ですけれども、事業費の中でもどういう施設をとり入れるかによってどの補助金とかどのメニューとかいろいろ出てくると思うんですけれども、そこら辺も合わせると、やっぱり早目早目に取り組みをやってほしいと思っています。ただまだ具体的に決まっていなくて、事業費が幾らかという話にはならないと思うんですけれども。ただ早目に取り組まない、あるいはそういうふうに早目にどういうものと決まらなないと、その事業費を獲得するにいくのも時間かかるわけですよ。ですから幾つかの案を出して、早目に跡地の方針を出してほしいと。私たちもマチカンティーしているのでね。早く、何が来るか期待して、よろしくお願ひします。

次に大枠3のほうに移ります。関係課のほうから答弁いただきまして、特にこの10月の土地月間というのは、そういう月があるんだよということは、村民ももしかして知らないかもしれないです、実際は。ですから何かのタイミングで、自分の土地をどう活用していこうかなとか、相談するタイミングの時期があるのかなとか、そういうのも村民は思っていると思うんです。例えば住民課の法律相談とか、いろいろチラシがどんどん入ってくる時は、やっぱり関心をもってやるわけですから、こういう土地利用の分についても関心を持たすためには、やっぱり広報誌などを利用して進めていく必要があるんじゃないかと思っております。今回の質問では、特に下地区の小学生の減少などの人口の課題を解決する方策としては、各課の連携をもっと

しっかりやってもらって、その連携をしていくことによって、土地の利用を促進し、そして住宅の確保、そういうことにつながっていくと思います。ぜひこの部分ですね、月間を機にやってほしいと思っています。もちろん土地の開発許可申請の部分もぜひお願いしますし、広報誌の部分。それから農地法の部分についても、うまい具合に複合的にみんなとチームをとって広報誌、まとめてでもいいですし、載せてほしいし、そういう部分を各課が連携して、今土地利用は大分よくなっているんだよというイメージを、こういう月間で進めてほしいと思います。ですからそういうことで、いろいろな形で取り組まないと、特に下地区の土地利用については、みんなできないと思っているので、そこが課題だと思いますので、ぜひお願いしておきます。月間について、広報誌などでやってもえそうなのでひとつよろしくをお願いします。

最後になりましたけれども、質問事項とは別のものですけれども。今議会の開会の日、村有地売却の公告がなされ、私にとっては寝耳に水ということでありました。確かに3月の施政方針の中では、そのような思いが述べられておりました。しかしながら当初からの予算計上などはせず、何か見切り発車的な事業をしているんじゃないかなと感じます。補正予算においても、若干舌足らずな説明で、このやり方はいかなものかなと疑問を持っております。また売却の理由とか、売却の用途などの説明もあの公告からはわかりません。ですからそこら辺も含めて、本当に事業だけが先行しているのかなとっております。この村有地の財産の取得及び処分については、また議会事項ともなっておりますので、またいつの日か議論がくるように思います。個人的には、そういう情報がなかなか収集できない部分については、非常に残念だなとも思ったんですけれども。これからまたしっかり私たちも勉強していきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（16時22分）

令和元年第4回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	令和元年9月6日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和元年9月10日（午前10時00分）		
	散 会	令和元年9月10日（午後3時49分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡嘉敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	4 番	屋 良 照 枝	5 番	桃 原 清
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎太郎
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	副 村 長	比 嘉 忠 典	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	教 育 長	比 嘉 良 治	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 名 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	生 涯 学 習 課 長	稲 嶺 盛 昌
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 幹 主	稲 嶺 盛 久
	福 祉 課 長	金 城 勉		
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1. 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○8番 大城常良議員 おはようございます。8番大城常良、議長のお許しが出来ましたので、これから一般質問を始めたいと思います。始める前に、8月1日に中城村の教職員約120名が糸満の慰霊碑などを訪問したということで教職員120名、おそらく若い方々もそういったいろいろな平和学習、そういったものに参加したことがあまりないような方々もいらっしゃると思いますので、それを行っていただいた教育委員会、大変お疲れさまでした。私のほうもこういうことは高く評価するものであります。それでは質問に入りたいと思います。

1番、村行事及び、学校案内状について。①各担当課から行事の前に議員各位に案内状が配付され参加していますが、7月7日に開催されたサンヒルズ防災拠点及び地域交流施設の落成式及び、7月18日に行われた中城中学校の少年の主張大会等では議員への案内状の配付が一律に配付されてないがその理由を伺います。②校区を中心に配付されていると思うがいつ頃からか、また、その根拠は何なのか。

2番、水道水への有機フッ素化合物混入について。①6月議会でも取り上げられた水道水への有機フッ素化合物の混入についてはアメリカ環境保護庁による水道水の生涯健康勧告値の70ナノグラムパーリットル以下と設定されており、その数値を基に北谷浄水場から受水している上地区4地域は安全であると認識しているようですが、最新の北谷浄水場におけるPFOS、PFOAの測定値はどうか伺います。②有機フッ素化合物の人体に与える影響はどういうものか。

③北谷浄水場は全国一汚染された水道水であるにもかかわらず村民1万1,207名はその水を利用し、飲み続けているが村当局の対応を伺います。

3番、学童クラブについて。①2019年度、各学童の定員と受け入れ状況はどうか。②今後の学童クラブを利用する児童数の推移をどう見込んでいるか。③本村には9カ所の学童クラブがありますが行政としてどのようにかわり、どのような指導をしていますか。④つはっ子学童クラブより中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、附則第2条の経過処置に関する延長願いが出されていると思いますが当局の対応を伺います。

4番、会計年度任用職員制度の導入について。①地方公務員法並びに地方自治法の改正により、令和2年4月から導入の会計年度任用職員制度に向けて検証、協議を行っていると思いますが、臨時職員、非常勤職員、嘱託職員の総数220名中フルタイムの非常勤職員等160名が任用職員に移行した場合8,658万円の増額が見込まれると、これは前議会で答弁があったんですけども、協議の進捗状況を伺います。②2019年度の各課、当初予定職員数は確保されているのか。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会と企画課。大枠2番につきましては上下水道課。大枠3番につきましては福祉課。大枠4番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の学童クラブについての所見を述べさせていただきます。議員も御承知のとおり一緒に同席されましたつはっ子クラブでの保護者会などを通して、いろいろな意見を受けることができました。偶然にもまたその翌週には学童連絡協議会がありまして、そこに

も参加させていただきました。そのときにもつはっ子クラブの保護者会でもお話ししましたが、御質問の④の条例改正の件につきましてもはっきりと条例改正をするということにはそぐわないという話をさせていただきまして、ある一定の御理解はいただけたものではないかなと思っております。これは定員オーバー分に関しても十分補完できるということがおおよその数値検討で出ておりますので、議員が聞いたとおりでございます。私がお話したそれが我々当局の対応でございます。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大梓1の案内状の件についてですけれども、案内状は基本的には主催者側が発送しているということで、全て教育委員会が発送をしているというわけではございません。詳細については少年の主張の件は生涯学習課長、②については主幹のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは大城常良議員、御質問の大梓1①の少年の主張大会につきましての案内について答弁いたします。

7月18日に行われました少年の主張大会につきましては、村青少年村民会議の主催であります。これまでの慣例によりまして、青少年育成村民会議の他の行事と同様に議長・副議長・各委員会の委員長への御案内となっております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 大城議員の御質問の大梓1の①防災拠点及び地域交流施設についてお答えします。

当該施設はサンヒルズタウン自治会へ管理委託を行っております。そのため、御質問にあった落成式の式典については、サンヒルズタウン自治会が開催しているものであり、村において

式典の内容や案内などについては把握していない状況であります。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 大梓1の②についてお答えいたします。

入学式や運動会等の学校行事の主催におきましては、校区に住まわれている議員の皆様へ学校から案内を行っております。それがいつから行われているのか把握はしてはおりませんが、その理由といたしましては、入学式のような同日開催への配慮や4校全ての行事を案内した場合、議員の皆様の御負担を考えたことと捉えております。以上です。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 おはようございます。それでは大城議員の大梓2の①から③の質問についてお答えします。

初めに①についてです。現在の北谷浄水場におけるPFOS等の検出状況についてですが、沖縄県企業局は週1回ペースでの検査を行っており、直近の検出状況としましては、令和元年7月29日の検査結果のデータですが、PFOSとPFOAの合計値が22ナノグラムパーリットル、そしてPFHxSについては9ナノグラムパーリットルとなっています。ちなみにナノグラムは10億分の1グラムを表します。

次に、②についてです。有機フッ素化合物のPFOS等の人体に与える健康への影響についてはまだ研究段階で、毒性については結論が得られておりません。PFOS・PFOAについては、発がん性等が指摘されており、PFHxSについては、コレステロール値の上昇や肝機能への影響が指摘されています。

次に、③についてです。中城村の水道水は企業局より100%受水し、国内での目標値がないPFOS等については、米国環境保護庁の定める生涯健康勧告値70ナノグラムパーリットルより低いレベルにあることから、水道水の安全性

は担保されていると企業局より説明を受けています。村としては、5月22日付で、村長から企業局長宛て、文書をもって、水の安全性への確保、情報提供についての要望書を提出しておりますが、万が一、供給されている浄水に、異常値が確認された時点で、緊急に供給停止を行いたいと考えています。また、村民の皆様に対しては県企業局の行う水質検査におけるPFOS等の検出状況についての情報提供を、村及び企業局ホームページで行っております。今後も引き続き県が行う水質検査の結果や基準設定の検討をしている国の動向に注視しながら、積極的な情報収集と提供に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 大枠3についてお答えいたします。

①の各学童の5月1日時点の受け入れ状況につきましては、中城みなみ学童クラブが160名定員に対しまして131名の受け入れ、ひだまり学童CLUBが80名に対して80名、ひだまり学童CLUB（南）が17名に対して16名、つはっ子学童クラブが60名に対して64名、ごさまる学童クラブが40名に対して44名、ラポール学童クラブが80名に対して74名、ひまわり学童クラブが67名に対して72名、大育学童クラブが80名に対して61名、CEC学童クラブが20名に対して20名の受け入れとなっております。学童連絡協議会事務局から、直近の報告としまして夏休み明けの最新の空き状況の報告がございました。4学童で65名の空きがございまして、その分の受け入れが可能な状態となっております。②の推移につきましては、年々徐々に伸びてくると考えております。③のかかわりにつきましては、村内の9学童クラブで中城村学童連絡協議会が設置されております。各学童の意見交換と課題解決等の場として活用されておまして、もちろん学童連絡協議会への運営の補助金も出して

おります。定例会も参加し、行政からの報告や各学童との意見交換を行うなど、公平公正に全体とのかかわりをもっております。各学童とも放課後健全育成事業として、学童クラブを運営し本村の子ども達を預かっていただいております。且つ、これまでの実績もございまして、指導という表現はなじまないと思っておりますけれども、運営補助事業の活用方法、補助金申請や実績報告の際のいろいろな相談にのったり、アドバイス行っております。仮に、運営基準に適合しない法令条例違反などがあれば児童福祉法に基づき必要な措置を講ずるよう命ずることは考えられます。④につきましては、福祉課への相談や依頼はございませんが、議会へ陳情書が出されているということで、内容は存じ上げております。村長も先ほど答弁がありましたが、8月31日の保護者会で直接要望は受けたようでございますが、経過処置の延長の予定はございません。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 会計年度任用職員制度導入の進捗状況についてお答えいたします。

会計年度任用職員制度につきましては、庁議におきまして説明を行い、意見交換を行っております。初任給について。期末手当の支給について。通勤手当の支給について。現給補償について。などを中心に、内部において、協議しております。あわせまして、中部地区の町村人事担当職員の勉強会等を通じ、制度設計がほぼ固まりつつあります。12月定例会での、条例案上程ができるものと考えております。

次に、2019年度当初の各課における臨時職員等の配置状況についてお答えいたします。

一般事務職に関しましては、おおむね確保できておりました。しかし、専門性の高い職につきましては、当初予定していた人数を確保できていない課等もございました。人材の不足が住民サービスの低下にならないよう、引き続き人材の確保に努めてまいります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時17分）

~~~~~

再 開（10時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは再質問に入りたいと思います。

まず1番、行事についてなんですが、主催者側からの発送ということなんですけれども、これは管理しているのは委託管理を受けた側なんですけれども、元々は村の建物であって、そういう中でもやはり我々議員というのは地域の議員ではなくて、村全体の議員だということをぜひ皆さんにも御承知いただきたい。運動会とか、同じ日にかかわる場合には、それはいたし方ないと思いますけれども、やはりこういった少年の主張大会とか、そういうのに参加して本当に素晴らしい主張を中学生の方々が発表していたというものを議員各位に見てもらいたいということで、今回行事案内のほうを出しているんですけれども、参加する、しないは各議員の判断に任せられると思うんですけれども、やはり素晴らしい行事が行われていますので各議員に行ってもらって、中城村もこれだけの子供たちがいるよというところで、ぜひ教育委員会からも発送していただいて、学校側とも協議してしっかりと対応していただきたい。

サンヒルズタウンの件もなぜ出したかという、我々去年だったか北浜のコミュニティセンター、そこには各議員全てが案内された、もちろん自治会長もみんな案内されたと思うんですが、今回は何か上地区の議員だけが案内されたということで、それに対して参加している方々からヌーガ、イッタークーンタルというような話がありまして、我々も案内状も来ていないし、あるのもわからないし、出席しようにも出席できないというような状況になってしまっ

て、そういった場合、村民から見たらやはり下の人は上のことを何も気にかけていないんだなというような認識を持つ方々もいらっしゃる。そういう面でも地元の議員、あるいは近くの議員、そういう判断ではなくて、全ての議員に発送してもらって、さっきも言った、行く、行かないは議員各位の判断に任せるんですけれども、それをこうして差別していいのかなというところで、今回、提出しております。確かに先ほど主幹が言われたとおり全てに出すと議員活動もできなくなるんじゃないかなというおそれもあるということで、それは一定の了解をしております。それについてもやはり重要だなというのがあれば、各担当でこれは呼んだほうがいいんじゃないのと。あるいはこれは担当課だけで相談していいのではないというような区別をぜひ持っていただきたい。何で北浜は呼んだのに、サンヒルズは呼ばないのかなと。これはおそらく自治会長は全て呼んだんじゃないですか。これわかる人いますか。わかるのであればお願いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

先ほど答弁した内容についてですけれども、案内状などについても把握していないということで、自治会長が全員案内されたかということについても把握はしておりません。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 その建物を委託管理させているという中で村が全く関知していないという状況は私は到底納得いかない。そういうところはきちんとどういう形でやるんですかというように担当課としてはやはり目を通さないとそこところはぜひ以後気をつけていただきたいというふうには課長できるかな。どうですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。議員おっしゃるように村において、施設整備

については行ってはいます。今回、防災拠点また地域交流施設として地域の方々が活用しやすいようにということもあり、また、管理等の面についても自治会に委託をしていますので、村としましては活動内容について報告等は受けてはいきませんが、違反等がないようであれば活動内容の部分については自治会に任せていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これについてはこれ以上、言わないんですけれども、各担当はそういう案内状を配る場合には十分各課で検討して本当に迷惑がかからないようなやり方で行っていただきます。全部が全部出せと言う話ではなくて重要なものはそして議員が勉強になるようなものであるのであれば、ぜひ出していただきたい。そのように思っております。

次、2番のほうに入っていきます。今、直近の測定値で22ナノグラムという答弁があったんですけれども、これはここにいる全幹部の方々は十分承知されていると思うんですが、こうして民間とかいろいろな方々がPFOS、PFOAの県内における状況が逐一、毎日のように報道されているという中で、村長が県企業局宛てに要望書を出したということで、読ませていただいたんですけれども、それは県企業局だけということでやられていたものですから、7月25日に長田公民館でちょっと住民説明会がありまして、宜野湾市も全部、北谷浄水場の水道水を使っているという話がありまして、読み上げて説明したいと思えます。これなんですけれども、これは説明会でいただいた資料なんですけど、有機フッ素化合物の性質ということで、言われたとおり体内や自然環境に長く残留し、蓄積すると発がん性や胎児、乳児の発育障害あるいはコレステロール値を上昇させるということが指摘されている。あと有機フッ素化合物の血中濃度が高い人たちは6つの病気の発生率が上昇し

ていると。これは腎臓がん、精巣がん、あるいは腫瘍性大腸菌甲状腺疾患、妊娠性高血圧、あとはコレステロールということが危惧されています。それからミシガン州で700世帯の飲み水が有機フッ素化合物で汚染されたという中で、これはジャック・マクモートンちゃんという3歳の子供なんですけれども、その子の血中濃度が487ナノグラムあったと、3歳の子供がそれだけあったということで、これはアメリカ人の平均で55倍です。生後3歳ですが、そういうのが出てきたということで、原因を調べてみたら、お母さんが産んだときにその毒素は全て子供が引き継ぐということで、子供を産んだ場合にその毒素を持っているお母さんは元気になる。しかしこの毒素は全て子供に受け継がれるということで、その母親はこれを見て本当に仰天して、この子供は本当に将来、大丈夫なんだろうかというような記事まで出ておりました。あとは北谷浄水場の水源である河川水ですね。そのほうが比謝川、長田川、それから大工廻川、これは2018年度に調査した結果なんですけど、やはり最大で684、大工廻川に関しては1,124というようなこれは類を見ない高濃度が検出されている。また水道水の調査になりますと、これは糸満の平和記念公園、これは西原浄水場を起点としているんですけれども、その中では0.4ナノグラム、名護市の久志、そこは名護浄水場、そこでは0.25ナノグラム、那覇新都心を測定してみたら26.86ナノグラム、これが今言う北谷浄水場の検査結果であります。西原の64倍、名護の検知した結果については107倍ということで、この北谷浄水場の水道水がいかに悪いかと、本当に日本一悪い水道水を我々、村民1万1,000名余りが日夜、毎日のように飲み続けていると。これに関して、担当課長はアメリカの基準に従って70ナノグラム以下、現在22ナノグラムだから影響はないという話をされているんですけれども、これはあくまでもアメリカの基準で

あって、日本にはないというのは存じております。今、早くつくるようにということで、いろいろなところから陳情あるいは請願をやられているんですけども、果たしてそのままでいいのかなと私は思っているんですね。例えばさらに問題が発生して住民が何で調べないのと、我々はまだ50年近くもこの水を飲み続けあるいは使い続けているにもかかわらず村はどういう対応をしているんですかと問われたら、村独自に何らかの調査をする予定は一切ないですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時31分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えをいたします。

河川についての水質調査の伺いですが、担当課としては実施する予定は現在考えておりません。新聞報道によりますと、基地周辺からの汚染源、泡、消火剤である可能性が示唆されたことにより上地区4地域、南上原から登又を含め、村内地域が基地に接していないことを考慮した場合、汚染源を持たないことからでございます。なお、今後の取り組みとしては上下水道課と連携し、情報収集を共有していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 いまの答弁は前議会でも水道課長が発しております。3担当課にまたがるものですから、しっかりと協議していきたいということで、3担当課にまたがっているのであれば、協議していただいて、村民もわかっているんですけども、どこにどう対応していいのかわからないという状況があるかもしれませんので、調べられるところはしっかり調べてほしいと思っております。今、北谷浄水場は活性

炭素フィルター処理されているということで、大分数値も下がってはいますが、やはり村長以下、村長からの県企業局へ提出した要望書、それをもっと強めに今度は県、国へぜひお願いしたいと。いろいろ調べるだけでも莫大な予算がかかるものですから。私も調べてみたんですけども、1検体を調べるのにPFOS、PFOAで4万円ぐらいかかるそうなんです。それを思えばもう100名調べたら大変な金額になるので、それは村としてはなかなか厳しいと思っているので、ぜひ主水源である比謝川、長田川、そして大工廻川あるいは基地内からの取水、これをとめるように要請していただきたい。そして基地内の立ち入り、これは強く求めていただきたい。では先ほど言った本村の上地区、その井戸水、河川を調べていただくようにこれは国あるいは県にぜひ要望として中城村からもできないかなということで、村長どうですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話はちょっと即答はできませんけれども、先ほどの住民生活課長の答弁と同じで十分協議して考えてみたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 水道水に関しては51%の方々が飲み続けているわけですから、十分安全な水、誰もが本当に有害物質を買ってまで飲んでいるわけではないものですから、本当はこれはゼロに近いところまで提言していかないと、水道水というのは我々も買って飲んでいるわけで、それを考えれば本当に毒を買って飲んでいるような状況になってしまうので、ぜひ検討して善処していただきたいと思っております。

次、3番に移ります。学童クラブの利用は65名の空きがあるということで、先ほど今後の見通しについては多くなるだろうということを課長は答弁していたんですけども、それについて

て中城南小学校が10教室、来年には増築するということです。どんどん生徒がふえて、生徒がふえた分父母の皆さんも、各家庭としては共働きをやらないと生活が厳しい状況にあるものですから、それを踏まえますと、学童の子供たちはどんどんふえ続けるだろうということを感じております。③のほうですが、どういう指導をしているかということなんですけれども、いろいろな条例とか、そういうものを含めて月1回、これは学連協ですか、そういうものもあるものですから、そこでいろいろと話は出て来るだろうと思っているので、その中でいろいろ協議してやってください。

次、つはっ子クラブの延長願い、これが出されているんですけれども、先ほど村長も私も参加させていただいて、つはっ子クラブの現状あるいはこれからの要望、そして今できることはなんだろうということのを伺ってきたんですけれども、それについては村長、十分に承知しているだろうと思っております。65名の空きが今あるんですけれども、それだけの空きがあってもつはっ子クラブというところは民営ではあるんですが、保護者が運営していると、ほかのところとは若干形態が違って個人で運営しているところではなくて、保護者全員でその学童を運営しているようなやり方で、はっきり言って予算的な財政面に非常に厳しい状態であるということのを伺っております。これは村長も御存じだろうと思っておりますが、その中でも、こちらにある設備に関する延長願いがなぜできなかったのかということも前で聞いておりますので、あえては申しませんが、つはっ子側がせっぱ詰った来年の3月末で5年間の猶予期間というのが切れるものですから、そこで今64名の学童がいて、24名があふれてしまうという厳しい状況であります。それを踏まえますと今何ができるだろうということで、担当課長としては話を伺っているのかどうか、つはっ子クラブ

から。どういう対策ができるのか、話し合っているのであればお聞かせください。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

津覇地区内の学童につきましては、現在、つはっ子学童で2クラス分の支援をしております。津覇校区内に2支援は必要だということでの継続の考えがございます。つはっ子からの要望のありました津覇学校内での新たな施設や、増築要望なども、もろもろの課題でできず、また、その他の空き教室もない中で今できることは、学校敷地外での学童の新設というところで模索したいと考えております。先ほど議員がおっしゃったところでの追加で御説明をいたします。学童に対しましては本村としても待機児童を出さないために施策の展開をしております。その成果で現在8学童16支援に対して学童運営補助を実施し、現在65名の空き枠を確保しております。学童が必要な親子へは最良の学童環境を提供していると考えております。今の状況が学童利用のマックスだと考えておりますし、そのことを反映している結果としまして、県内の小学校に通う児童数に対する学童利用率が、沖縄県の平均が19%でございますが、本村におきましては、42%と県内1位の学童利用率でございます。今後の村内の児童数は若干伸び続くと考えますし、教育委員会の児童推移を用いて現在の学童利用率により予測したところでも数字的には令和3年までは待機が出ないということもございます。また保育所との違いとして、4月初めは多いんですけれども、習い事や部活などへの移行で年度中に減っていく。プラス高学年になると、さまざまな居場所ができるということで、保育所みたいに伸びるということは今予測しておりませんので、今の状況では足りないということはないと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今65名の空きがあると、

推移を見ても少しずつ上がってはいくが、それにあふれるほどの待機学童は出ないという答弁だと聞いているんですが、やはり各地域に今8学童あるというところで、津覇地区は1学童で2支援、64名だから1.5支援分ぐらい。2支援分と言ってもいいんですね。あとは中城小学校に1つ、残りが全部北上原、南上原ということになっているもので、そこに空きが出てもやはりそこに連れて行くだけの送迎をした場合に、父母の負担になるということも考えますと、どうしても津覇区域のほうにもう1支援必要ではないかとこれはおそらく村長も前向きに考えていると思うんですが、前に村長と一緒にお話を聞いたときに今課長が言われたとおり体育館を増築というのは無理ですよと、これは教育委員会からももうできないという判断をもらっていますよと。もう一方の延長をさせてくれということも5年間の延長期間があったものだからこれもできないと。それ以上はそぐわないということで、私は村長と一緒にNPOの方から聞いております。その中で5年間の経過措置があったんですが、村とつはっ子クラブの中でどのようなやりとりがあって、今回の厳しい状況になってしまっているのか。それを教えていただけますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

まず経過措置の意味ですが、平成27年度から新たな法制度が始まりました。法制度が始まったと同時に、その基準や決まりを守りなさいというのは厳しい現状もあるということで、5年間の猶予期間として経過措置を設けますので、その期間で基準内あるいは決まりを守れるような改善を図りなさいというのが法律の趣旨でございます。誰もがそれはわかっていることでございます。そこで補助を受けている事業者は、それを理解されて、それに向けて計画的に取り組むべきだと。改善できない課題などがある場

合は市町村へ相談したり、要望をお願いしたいというのが当たり前だと考えておりますし、この改善は、児童福祉法第34条の8の2、第1項第3号で事業者は条例に定められた基準を遵守しなければならないとうたわれている法律義務でございます。法律的な根拠はありながら私たちが相談を受けたことがなかったものですから、それが残念であり、また反省しなければならないところだと思っております。幅広く、垣根は低くという姿勢で相談を受けているところではございますけれども、つはっ子学童さんが自分たちで検討されながら、いろいろ調べていろいろなところへ相談した、要望の結果が福祉課に回ってくるという普通の手順ではない流れで、私たちはそれに対してきちんとした説明をつけたお答えをしている状況で、要望として結論を持ってこられるのですが、その要望をかなえようと検討はしたんですが、できないですよという今回回答を返している段階。本当であれば両方で相談しながら「ああしよう、こうしよう、これはできないね」というところを模索していきながら進むべきであったというところで福祉課として反省すべきこともあるんですけども、事業者も事業者で法律事項でもあり、計画的にすべきところの怠りがあったのかなと考えます。津覇校区内での2支援というのは維持したいと考えておりますので、それに向けてお互いに検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 確かに向こうの話を聞いても課長の言ったとおりですよ。例えば担当課を飛び越して村長のところに行ったりとか、そういうのがあって担当課は全く知らないという流れもあつたらうと思っております。それにしてもこれは最低基準の目的というところで3条のほうにあるんですけども、村は最低基準を常に向上させるように努めるものとするど

あるいは一番最初にある主体は市町村であるというのが一番最初に明記されているものですから、やはりそれは親身になって、例えば今言われた飛び越してしまって、担当課は何にもわからないというようなことがあっても、怒るのではなくて、今こういう話が村長にあるんだけど、どういうことなのというところ今電話一本でもできるのではないかなと思っているので、そこはぜひ今後とも対応していただきたい。建設的な話をしますと、例えば学校外で、今学校内というのは厳しいだろうと認識はしているんですけども、学校外でつはっ子クラブのほう为民家や建物を借りてあと1支援分、今、課長が言われたつはっ子クラブがぜひやりたいというような話があるのであればそれに該当する補助メニューはあるのか、どうですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えします。

支援と申し上げて、もちろん補助事業、法律に沿った支援ということになるかと思いますが、現在、新規の学童立ち上げの際の住宅の改修とか、備品購入とかについては100万円の補助があると思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今100万円という補助の話なんです、村長もわかっていると思うんですけども、つはっ子クラブは独自の地域とのつながり、あるいは地域の子は地域で育てるというようなことも大分、保護者たちが言っているものですから、それについてどうしても自分たちでやりたいと、あと1支援分をどうしても探してやりたいという話があるのであれば、これは前向きに検討して別のところにすぐ、あるからいいよ、あそこにさせるよというのではなくて、継続して、このつはっ子学童クラブが自分たちで建物を探し、あるいは民家を探し、アパートを探し、そこで何とか行政のほうで補助メニューを探していただいでできないですか

というような話があるのであれば、ぜひとも私は前向きに検討していただきたい。それについて村長、ひとつお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今議員の思いと私の思いはもちろん同じで、できるのであれば、そのつはっ子の皆さんでできる、これはもちろん全て法律にのっとった制度にのっとったものであれば優先的にやってもらうのが一番いい形でございます。ただ、これにはどうしても期限が必要になってきます。一生懸命探しているけれども、もうずっとなくてそれでどうしてもできないとなったときに、ではできなかったらここにお願ひしようねという感じでは、受けるほうもその準備期限がございますので。ですからどうしてもいつまでも待たてられない状態で、どうしても期限を切って、いつまでにできますかと。これでできないのであれば次の策を講じないと子供たちが大変なことになりますので、それは担保を取りながらしかできませんけれども、思いとしては同じでございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 そういう話がつはっ子学童から出てきたのであれば、そこを優先してでもやはり期限が来年3月末という延長期があるもので、そこも十分に踏まえながら私はできないことはないと思っているので、課長、これは善処してぜひ連携を密にしてつはっ子が24名もほかのところに移らないといけないというような状況にならないように頑張ってください。ぜひ密に保護者たちとも連絡を取り合いながらやってください。

それでは4番に移りたいと思います。会計年度任用職員、これはいろいろ保障について、課長この会計年度任用職員の趣旨と目的は何なのか、それをお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

臨時非常勤職員につきましては、これまでも教育、それから子育てなどさまざまな分野で本村の行政運営に携わっていただいております。今回の会計年度任用職員の制度の導入につきましては、これまで各市町村間におきまして、任用根拠がまちまちであったと、そういうことを国が指導して地方自治法等を改正し、任用について統一化あるいは明確化で図ろうというのが一番の大きな目的でございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 報道等では処遇改善が一番だということで、これは書かれているんですけども、その中でもきのう安里議員の答弁の中で絞り込みというのがあって、前回の議会の中でも160名が任用職員の対象だということで、8,658万円の増額が見込まれているということだったんですけども、その絞り込みというのがどういう意味なのか。もう時間がないものですから、その増額予算の8,658万円はどのように算出して、きのう聞いていましたら1年目が430万円、2年目が1,700万円、5年後には5,000万円との話をされていたものですから、その辺について、もう一度詳しくお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

絞り込みということにつきましては、今年度160名余りの非常勤職員を配置しています。次年度以降もその人数が必要であるのかどうか、現在調査をし、また、今月末あたりから行う人事ヒアリングにおいて、その辺のところは各担当課長から御意見を伺いたいとそれが絞り込みというふうなことで考えております。それから先ほどの8,650万円という話は、これは平成31年3月議会で答弁した内容でございます。その時点ではその160名をフルタイムの会計年度任用職員として雇用した場合に次年度において

は8,600万円程度増額になるであろうとそういうことを答弁いたしました。きのうの安里議員への答弁につきましては、これはフルタイムではなくて、どうしてもフルタイムでなければならない職員以外はパートタイムで雇ってもいいのではないかというふうなことが今中部の町村人事担当係の中で議論が行われているところでございます。もしそうした場合に発生する金額というのが令和2年度には430万円の増額が必要であると。2年目には1,700万円、最終的に5年後までには5,000万円余りが令和元年度と比較した場合ですけれども、5,000万円程度の増額が必要ではないか、そういうふうなことを答弁いたしました。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 では絞り込みというのは来年の職員採用の場合にその方々が何名になるかわからないからということでもいいわけですね。今160名が本当は任用職員の予定なんですけれども、来年はその160名ではなくて130名になるかもしれないし、ということで考えていいわけですか。

それではこの任用制度を使って、これは会計年度1年からの処遇になるかと思うんですけども、その中でこれは何年が最長というのがあるのかどうかですね。例えば何年間雇用をしないといけないよと、あるいは何年までやったら1年契約ですから来年からあなたはいいですよというようなこともできるのかどうか、この辺どうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

会計年度任用職員ですから、基本的には1年が期限でございます。しかし、業務の状況を勘案しまして、次年度以降も同じように臨時職員等が必要であればその部署にはそれぞれ配置をしたいというふうに考えております。最長何年までということはその制度上はうたわれてお

りません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この制度自体は本当に臨時職員あるいは非正規の職員の方々の処遇改善というのが主な趣旨だろうと思っているんですが、話を聞いてみると逆行する場合もあるのかなと心配しているんですけども、やはり制度の目的に沿って処遇改善を行って、働きやすい環境を整えていただいて、今働いている方々、そして住民サービスの低下には絶対につながってはならないと思っているので、その辺も十分協議しながら、これは各自治体でいろいろな査定が決められるというようになっているみたいなので、そこも十分踏まえて進めていってください。最終的には働く人たちの改善と、そして村民サービスを向上させるというのが目的になっていますので、しっかりと環境を整えて進めていただきたい。

また、2019年度の各課の職員なんですけれども、その点については各課とも見てみて、大変厳しい職員数で、毎日毎日業務をこなしているという中で、ぜひ職員の定数は適正人員を十分確保していただいて、村民サービスに支障のないようなやり方で行っていただきたい、そして、職員の確保を要望して質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時01分）

~~~~~

再開（11時13分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○4番 屋良照枝議員 皆さん、おはようございます。議席番号4番 屋良照枝です。質問の前に議員活動1年になりました。これからも安心して住める中城を目指して村民の目線で村民

の立場になって頑張ります。きょうも村民の声を持ってまいりましたので、当局の皆さんも前向きな答弁をよろしく願いいたします。それでは議長のお許しが出ましたので、通告書に従って質問いたします。

大枠1. 学童保育について。①村としての学童保育に補助しているこの3年間の金額の経過を伺います。②中城村ひとり親家庭の学童クラブ利用料助成事業補助金交付要綱について。ひとり親の学童クラブ利用者数は何人か。また、補助金額は幾らか伺います。③学童クラブ利用料金について把握しておりますか。④中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条、2児童一人につき概ね1.65平方メートル以上でなければならない。とありますが、見識を伺います。⑤沖縄放課後児童クラブ実施内容等調査結果報告書（ダイジェスト版）は承知しておりますか。⑥今後の学童クラブ保育への村としての取り組み考えを伺います。⑦津覇・中城小学校における学童保育の施設の利用または小学校の現場において困っているとか相談や支援、改善など問い合わせとありましたでしょうか、お知らせください。

すみません、前の大城議員との一般質問、学童クラブについて重複しているところは後ほど答弁いただいたのを確認を取りながらまた質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

学童保育についてでございます。教育委員会と福祉課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは先ほど大城議員の御質問にも答弁いたしましたけれども、待機児童、学童待機児童が出ないようにしっかりと子供目線に立って、子供たちがまず第一でございますので、その施

策を展開していきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課でお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の⑦の学校の施設利用に関してですけれども、教育委員会としては使用協定書がありますので、そのとおりに学童の経営者側は運営してもらいたいというふうに思っています。また、小学校の現場で困っていること等、相談等についてですが、基本的に学校は授業が終わったら下校指導を行います。しかしながら学童保育が学校内で行われるということで、活動中の安全面が心配であるというふうなお話がありました。以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 ①の学童保育にかかわる補助金につきましては、平成29年度6,900万円、平成30年度8,800万円、ことしにつきましては1億1,800万円の予算を確保しております。②の現在のひとり親学童クラブ利用助成対象児は57世帯の75人でございます。今年度は600万円の予算を確保しております。③の学童クラブの利用料金につきましては把握しております。④の健全育成事業につきましては、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。それを保障するため、最低基準を設けており最低でも畳一畳分のスペース、1.65平米を与えないと健全育成の基本的な環境づくりができないと法律、政令、条例で担保しております。⑤の調査結果報告書につきましては承知しております。⑥の今後の取り組みにつきましては、これまでどおり、村内の9学童クラブ及び中城村学童連絡協議会への支援を続けてまいります。⑦につきましては、直近での直接の相談はございません。中城小学校、津覇小学校とも、学校施設の余裕教室として学童への使用提供可能な教室などを各小学校及び教育委員会から使用協定を締結し

許可をいただいた上で各学童とも借用させていただいております。学校の教育施設であるがゆえの施設面や使い勝手の悪さなど課題もあろうかと思えます。これまでもトイレなど後付け備品などを許可の範囲内での改善には協力して来ましたが、今後も同様の対応となると考えております。3月議会に屋良議員からの御提案がございました件につきましては今、改善に向けて協議中でございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 それでは再質問いたします。

その前に先ほどの大城議員のところでの答弁の確認ということで、再度、私のほうで確認するという形で伝えます。確認ですけれども、4学童で65名の空きがある。平成27年から5年間の経過措置があり、その間、つはっ子学童クラブは担当課への相談がなかった。回答はその都度返してきたということです。月1回の学連協の話し合いの場がある。県の放課後児童クラブ実施内容の調査のダイジェスト版からですけれども、県の利用率は19%、本村は42%の利用率で非常に高い。この答弁確認でよろしいですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えします。

おっしゃるとおりでございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では一つずつ再確認いたします。4学童で65名の空きがある。つはっ子学童クラブが今問題としております次年度の今64名から40名になる24名が路頭に迷うという問題点に65名の空きがあるのでそれで対応できるその見識でよろしいですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、つはっ子学童に2支援の枠を設けておりまして、津覇校区内での2支援は継続していきたいと考えており

ます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 わかりました。それではつはっ子学童のこの子供たちが入ってきたいきさつをちょっと教えていただきたいんですけども、今現在、64名この人数に至るまでに勝手につはっ子学童が人数をふやしてきたのでしょうか。それとも当局に相談、それから入ってくる児童に対してのそういう御相談はなかったのでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

事細かく私は承知しておりませんが、現在、許可面積の面積要件の経過措置がございますので、定員をオーバーで面積要件から外れるというところでの御相談はあったかと思えます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 いま一度確認いたします。この今現在の64名に入ったこの子たちは勝手に津覇につはっ子学童が入れたものですか。それともそれなりの審査、兄弟である、それからひとり親であるとか、そういった認識を持って、ちょっと入るべくして入った子供たちでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

現在の学童クラブは民設・民営あるいは公設民営でございます。各学童の受け入れについては各学童に任せておまして、村が判断して採択して決定する内容ではございません。今おっしゃったように勝手にとおっしゃっておりますけれども、児童が希望して学童が認めたというところではございまして、例えば同じように中城小学校区域でも2支援を公設民営で運営しております。あちらも実際の定員よりあふれている状況もございまして、あちらについては自分たちで新たな学童先を見つけたり、あるいは空いている学童を紹介しているということをお聞き

しております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 わかりました。では津覇はやはり保護者会が経営であるということで保護者の利用する側、それから受け入れ体制の中にやはりやってあげないといけない。これは抱えないといけないというのが、5年間の措置の中で必要に迫られてふえていったというふうに関心も認識しました。ではそれに伴いまして、ひとつ伺いたいと思います。先ほど、月1回の学連協があるということで、その話し合いは担当課として随時出席なされているのでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えします。

月1回ではございません。奇数月に基本的には開催しているようで何か課題とか協議事項があればそれ以外でも開催していると思えます。福祉課としては総会はもとより学連協の行事にも参加しておりますし、役場からの報告事項がある際には参加させていただいております。プラス学連協からの要望で役場が入ってほしくないところもあるようで、今月村長も参加されました。これからはうちで話すので退出してくださいというようなこともございますので、必要に応じて参加させていただいております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 わかりました。それでは1点だけです。

つはっ子学童クラブが令和元年6月7日夕方17時からですけれども、定期総会がございました。これに関しての参加はされましたでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 参加しておりません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 まずちょっと残念です。総会となりますとそれなりの私のほうは参加い

たしました。そのときに初めて父母の声を聞きまして、それからの私は取り組みと言いますか、調査そういうことをしてまいりましたので、総会の資料もいただいております。大変立派な事業をしておりますし、中のほうの決算報告も大変きちんとされていることに単なる保護者会ではないなということを実際に資料を目の当たりにして考えるようになりました。

それでは答弁をかえます。先ほど放課後児童クラブのダイジェストから県の利用率は19%、本村は42%の利用率であるという。この非常に高い利用率、これについて行政として担当としてどのように学童クラブを考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、学童クラブの運営の重要性を認識した上で、村の政策として待機児童を出さない取り組みとしてたまたま8学童16支援に学童運営補助を実施しており、かつ学連協にも補助金を出しながら運営をサポートしております。その結果として、今65名の空きというところでしっかりと学童クラブの運営を考えた施策として展開しているつもりでございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 しっかりと施策を考えているこの一言にすごく心強さを持ちます。先ほど村長からの答弁で、子供目線で子供第一で考えていくというお考えをいただきました。この言葉にもとても力強いものを感じております。去る8月31日土曜日の夕方7時から公務で忙しい村長がはっ子学童クラブの保護者会へ足を運んでいただき時間をかけておそくまで保護者の皆さんと対談しておりました。間近でその対談を拝聴いたしました。真摯に保護者会と向き合い、行政として今できることを現実問題として答えております。教育長にお聞きいたします。

小学校において不登校と言いますか、そういう不登校になるそういった要因。それから本村は不登校はいないというふうにお聞きしておりますけれども、子供たちの心のケア、そういうところの資質、そういった要因は何かやはり家庭環境、学校生活、子供たちの生活全てにおいて不安があると言いますか、そういうときに不登校と言いますか、そういった要因を少し教えていただきたいんですけれども。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時33分）

~~~~~

再 開（11時34分）

○議長 新垣博正 再開します。

屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 失礼いたしました。質問を変えます。

つはっ子学童クラブが父母に対して緊急のアンケート、それからいろいろな問題点を事細かにとられております。そういった資料は担当課のほうに上がっておりますでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 はい、いただいております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 いただいている。目を通されているというその言葉に安堵しております。項目は多岐にわたっていますし、結構本当にリアルに親の気持ちが事細かに出されておりますので、これについては担当課が目を通されて現状を把握しているそのことで安堵しております。これについては目を通されて、これが親の今の現実の問題の一つ一つであるということも私も認識していきたいと思っておりますし、これからの一つ一つの課題だというふうに感じております。

まとめに入ります。先日の8月31日の保護者会において、村長が真摯に向き合われているこ

とに対して、参加された保護者の方、大人はあきらめてというか、そうなのかというか、しょうがないというふうにわかろうと理解します。それはその場におりました者がわかっております。でも子供に小学生の我が子に4月から、あしたからつはっ子学童クラブに君は行けないんだよとどう伝えればどう言い聞かせるのか、親は自信がないということでその場で本当に長時間お話をいたしました。どうか願わくばその子が学校が嫌いにならないように、不登校にならないように笑顔で生活できることを切に願います。見守ることしかできないのかと私自身無力感でした。残り3月までまだ半年、もっともっと情報と調査をしながら手立てを考えていきたいと思えます。地域の子供たちや保護者の安心安全並びに子育てしやすい環境づくりを行うことは村の責務であると私は認識しております。当局の皆さんともっともっと当事者が膝をまじあわせて子供たち第一に考えていければ幸いだと考えております。そういった話し合いの場、それから今後、保護者から要望があり、それから当局に相談があった場合には対応はしていただけますでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

村長答弁にもございましたように子供たちのことを一番に考えて、今後も引き続き支援と対応をとっていききたいと思っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ありがとうございます。つはっ子学童クラブの問題は学童つはっ子だけの問題ではなくて、村全体の学童クラブ、それから村長の掲げる子供第一それに向けても行政としてもお互いに取り組んでまいりたいと思えます。願わくば本当に4月から子供たちが笑って学校生活、それから学童生活をしていけるように見守り、それからまた見守っていききたいと思えます。以上です。

○議長 新垣博正 以上で、屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時39分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

○5番 桃原 清議員 皆さん、こんにちは。5番桃原 清、議長の許しを得ましたので、これから一般質問を始めます。

質問を行います。1番、橋撤去について。高速道路路上にかかる橋で、人道橋である山川橋について、撤去すると決定するに至った経緯について伺います。

2番、土砂災害区域への復旧支援について。先般、6月の大雨のとき宜野湾市と中城村の境界の近くで土砂崩れが起きたが、その場所は、土砂災害警戒区域に指定された場所ではない。村が今後支援できることがあるか、または予定があるか伺います。

3番、中城村老人福祉センター移設の件。現在本村においては、新庁舎を建設中であり、また今後、中学校のプールの建設、中北消防の分署の建設等、もろもろの施設建設が予定されているが、一方上地区においては、南上原地区の人口増加などもあり村内における、人口比率、経済的比率も小さくない状況となってきました。しかし、現実においては、災害時の備蓄保管場所もままならない状況であります。そこで、村民の交流の場、災害時に中心となるべき施設が、上地区にもぜひ必要であり、村老人福祉センターの上地区への移設をぜひ推し進めていただきたい。村長の見解を伺います。お願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは桃原 清議員の御

質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。

私への老人福祉センターの移設の件の御質問でございますけれども、正直なところ老人福祉センターに特化した移設というのは正直なところ考えておりません。議員御質問の上地区には何らかの施設が必要ではないかという部分には共感をいたしますし、またどういった施設が必要なのかも地域の住民やもろもろの方々とも相談しながら、ではどういったものが、あるいは子供に関するもの老人に関するもの、いろいろ福祉に関するもの、いろいろあると思いますので、その辺の検討はさせていただきたいんですけれども、老人センターに特化したという部分になりますと、ちょっと上地区ではどうかなという気もいたしますので、その辺は御了解いただきたいなと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 桃原 清議員の御質問にお答えします。

大枠1、①です。山川橋については、ことしの2月フェンスの老朽化によりフェンスを撤去して今現在通行どめの対策を講じるところであります。今後、補修費が莫大になることや通行人が少ないことなどから、今後は、撤去に向けて検討してまいりたいと思います。

大枠2、①6月の大雨で宜野湾市と中城村の境界の近くで発生した、地すべり箇所については、平成28年2月16日に土砂災害危険区域に指定されております。しかし、地すべり箇所に関しては個人所有の土地であることから、基本的には「地すべりした土地所有者が対応する」ものだと考えておりました。崩壊土量も多いことなどから、中部土木事務所と支援内容や対策について協議を進めている中、きのう中部土木のほうから応急措置の予算が確保できたということで、あすから斜面上部のほうにブルーシート、

法尼部については大型土のうで緊急の対応を行いますという連絡が入っております。今後、H鋼による土どめの設計実施、地すべりの事業化を本庁と調整しながら進めていくとの連絡が入っております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 1から再質問していきたいと思います。この山川橋、もう撤去しますという話を以前ちょっと情報で聞いたものですからそれで質問をしたいんですが、今現在、以前よく橋を利用していた方が亡くなったという話もあります。まずそれ以外の方も今利用者がいるかどうか、調査はしましたか。それについてちょっとお答えをお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 まず前課長からの引き継ぎで、前課長と前村議の方と撤去に向けた調整はしていると引き継いでおります。ことし2月に通行どめをし、案内板で、通行することがあるようでしたら都市建設課まで連絡するように情報提供しましたが、現在連絡はありませんので、通行する方はいないということで認識をしております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 ではこれから今後は撤去の方向で考えていくということであれば、現在の維持費は安くはないと思うんですが、維持費と撤去する場合の費用、設計等をやったことがあるかどうか、もしあれば金額をちょっと教えていただけますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 撤去に向けては、今後検討するという事で補助事業があれば活用し、撤去等に向けて設計したいと思います。現時点では費用の比較検討はしておりません。維持管理の費用も積算しておりません。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 わかりました。利用者

が10年前とは全然違うという状況になっているみたいですね。もし撤去に向けて進めるのであればあまり広い範囲ではなくてもいいですから、この橋の近く、北上原の中での橋の両方の近く、十分に調査と周知徹底をやっていただきたいと思います。その橋に関しては以上です。

続きまして、大枠2、土砂災害区域への復旧支援について。私、質問の中では指定場所ではないというふうに書いてありますけれども、それはもうちょうど災害が起きた時点で仲松課長も御存じのように指定されているというのが確認できなかったというのがありましたので、地元では墓の主、あとは土地の主などには指定されていない場所なので災害復旧に対しての対応はできないというふうに答えたんですが、そのときに出てきた話の中で、では土砂崩れは今後考えましよう、ただ完全に埋まったなどもあるんですよ。骨の入っている墓とか。あとは前の日までは大丈夫だったんですけども、きょうはまた崩れているとそういう墓もあったものですから、墓の主に関しては探して連絡してくださいというふうに以前、建設課のほうには投げかけてありましたけれども、それはもう墓の主というのは全部探して連絡はしてあるんでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時42分）

~~~~~

再 開（13時42分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの御質問にお答えをいたします。

連絡のほうはしてございます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 当初は災害の指定がされていないということで誤解がありましたけれども、その後である墓の主からは今、県が対応

しているけれども、いつになるかわからないということで、その後、私は県の中部土木事務所にはいろいろかけ合ったり情報をもらったりはしてはいます。先ほど課長がおっしゃったように今度、上のほうはブルーシートをかぶせると、これは先週か先々週でしたかね、業者も決定したので、予算も業者も決定したので、上のほうはブルーシート、下は大きい土のう袋、多分トン袋かあれぐらいの大きさなんでしょうかね、それを設置すると。H鋼の話は先ほどと同じようにこの話は先週、中部土木事務所のほうから連絡は来ております。それで今後、こういった今調べてみましたら再度、復旧指定というのは北上原においては南上原と宜野湾の志真志から来る県道32号、そこが一番南でそれから西側は中城村と宜野湾市の境、あれはちょうど上の道を通っていますよね、宜野湾市道がそれが境になっています。それが長田から野嵩の役所の裏まで、あれは全部宜野湾市と中城村の境目なんですけど、そこから東側は全部土砂崩れ、地すべり危険箇所として指定されています。その宜野湾市と中城村の境目から東側、それと北上原のちょうど中間ぐらいのところは高速からいすい原の近くまで同じ幅までずっと北まで行っていますね。それと北上原の途中からは高速の左側だけ宜野湾市役所のちょうど近くぐらいまで行っています。それはもう全部危険箇所として指定はされています。それと今回、土砂崩れがあったところは特に危険な地域ということで地すべり防止区域というふうになっていますので、今後、そのあたりでもし同じような災害とかが発生すれば住民は村にしか連絡はしないんですよ。すぐ県に連絡する人というのはあまりいないですから、都市計画課では十分な対応をお願いします。今回の災害みたいに指定されていないということになれば、また誤解が起きる可能性もありますので、それは十分に対応をお願いします。

続きまして、大卒3の中城村老人福祉センターについて、再質問いたします。

まず災害時に関することとして、災害時に備蓄設備のコンテナを利用して公園に設置するという案が上地区で今ありますけれども、そういう施設もなければ仕方がないことかもしれないんですが、しかし実際現在は上地区で村人口の約半分の村民が住んでいる場所であるのです。そういうところで一つの施設もないというのはちょっとおかしな話ではあると思うんですよ。村内の半分は上地区に住んでいるんですよ。ですからそういう施設の一つぐらいはないといけないんじゃないかなと思うんですが、公民館以外に避難場所もない、もし災害が起きた場合は災害対策本部、あとは利用できる避難所、そういったものが一つもないという状況であり、今後はぜひ上地区にもそういう施設を設置していただきたいと思っています。村長、先ほどの返答ではそれは検討していくということなので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、老人福祉センターについて質問いたしますので、お願いいたします。まず老人福祉センターの利用状況なんです、利用しているところが老人クラブ活動、これはヨガ、フラダンス、民謡、大正琴、カラオケ、古典音楽、囲碁、手芸と多岐にわたってまして、毎週月曜日から金曜日、ほとんど毎日老人福祉センターを利用しています。それと障がい者サロン「楽家」、それと障害者地域活動支援センター「むつみ」、障害者就労継続支援B型事業所「きらり」、ボランティア活動、それとふれあい総合相談所、これは年間約500件あるという話です。それだけ活用されています。それでその老人福祉センターを活動拠点としている団体が社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、母子寡婦福祉課、心身障がい者を育てる会「ねっこの会」、身体障害者福祉協会、老人クラブ連合会、これだけに利用されている施設でありながら今現在、懸

案事項として駐車場が狭いというのは皆さんよく御存じだと思うんですが、それと村の避難所に指定されているということではあります、実際は大変今、危険な状態ではあるんですよ。まずは事務所、会議室、調理室、ほとんど全てで天井や窓からの雨漏り、セメントの剥離、コンクリートの床でありながらでこぼこがあるんですよ。コンクリートの床は本来平らなはずなんです、3メートルぐらいへこんでいる。ビー玉を落としたら転がるような感じになっています。あと軽くジャンプをすると揺れると二、三メートル離れた人のところまで揺れると。それと一番危ないのは国道側から海に向かって、中に入ったときに建物の東西に端から端まで1本のひび割れが通っているんですよ。あちこちにひび割れがあるものについては、別によくあることではあるのですが、ただ1本のひび割れが建物の端から端まで通っているんですよ。これは大変危険ではないかと思うんですが、避難所の指定ではありますけれども、実際に地震発生時にはこの建物自体が倒壊するおそれがあるんじゃないかなと思われま。以上のことから建てかえは早急にしないといけないとこれは上地区、下地区は別に老人福祉センターの建てかえということですね。それについて村長、どう思われますか。お願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

老人福祉センターの件につきましては、もう以前から私も懸念事項の一つとして認識しておりますので、議員がおっしゃるようにこの建物は非常に危険度が年々増していくばかりでございますので、今庁内で話が出るのは以前から出てはおりますけれども、複合施設として何かを抱き合わせでできるものはないのかとか、正直なところ補助金の補助率がものすごく低いものですからなかなか決断に及ぶというのもまた難しいところがありますけれども、ただ喫緊の

課題として認識をしているというのは、これは庁内も共有しておりますので、今後補助金頼みばかりでは言っていただけませんので、自主財源の多くを使ってでも何らかの処置はしないといけないとは思っております。今後の最大の懸案事項だと思っております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 以前にも今の村長のお話のような感じで聞いたんですが、複合施設についてちょっと思うのですが、中学校のプールを現在の庁舎跡につくろうという案がありまして、そこでまた複合施設というのがありますけれども、私個人の意見としては学校施設とその他の目的で使う施設の複合施設は生徒に悪い影響があってもいい影響はないのではないのかなと、これは教育委員会のほうはどういうふうな判断をするかわかりませんが、この中学校のプールとあとは村民いろいろな人たちが集まるような複合施設というのはどうですかね。教育委員会としては何か意見は持っていないでしょうか、お願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時53分）

~~~~~

再 開（13時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 複合施設については教育委員会の会議ではまだ話し合いをしたことはありませんけれども、現在授業ができていない状況ですので、基本的に授業に支障がない夕方から夜間にかけての開放等では、一般の方にも使用できるような形、健康増進の面、生涯学習の面で、考えるといいのではないのかなというふうに思っています。ただ、正式に教育委員会の会議の中ではまだ話をしたことはありません。以上です。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 私個人の考えとしては複合施設であれ、大きいセンターということになりますと、午前中から昼もずっと皆さん集まるわけですね、村民が。そういうところで中学生と一緒にするのはあまりよくないのかなという考えがあって、今の話を述べさせていただきました。

最後に今後、老人福祉センターを建築する場合には地域福祉を住民とともに推進していく社会福祉センター、健康福祉センター等の意味合いでの総合的な活動ができるような場所に、これは位置はどういうことでもないし、中学校のプールと一緒にそうでないかは別にして、そういう総合的な施設を今後は早急に建設をしていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（13時55分）

~~~~~

再 開（14時07分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 それでは皆さんこんにちは。ただいま議長より質問のお許しができましたので、これより通告書に従って質問いたします。よろしくお願いします。

まず大枠1番、自主防災の充実施策について。
①地域における災害を最小にして防災力を高めるためには、普段から地域における危険箇所、避難経路等を防災マップに記載して住民が共有し、共通理解をすることによって被災時に安全に迅速な行動が可能と考えます。中城村の地域における防災マップの整備対応について伺います。
②自主防災組織について、災害時には地域での助け合いを行うため全国で自主防災組織が

結成されております。本村ではいまだに奥間、久場、ことしまた新しく北浜自治会が組織を結成いたしました。それでも本村21自治会の内3自治会ということですが、組織結成が進まない原因は何かお聞きいたします。

次に大枠2番、幼児無償化について。①幼児教育・保育の無償化を実施する改正子ども・子育て支援法がことしの5月10日の参院本会議で可決、成立されました。国の基準に満たない施設も含まれるため、安全面を中心とする保育の質の確保が課題と言われております。成立からの準備期間が短く、実務を担う自治体の混乱も懸念されると考えられているが、本村では混乱をまねかないためにどのような対策をとられているか。②無償化の財源については、国が全額出すのではなく地方にも負担を求める、いわゆる「持ち出し」が発生することがわかってきました。財源については、全国市町村会議でも大きな関心事となっています。国や県からは財源については、現状はどのように聞いているのでしょうか。③2019年10月からの保育料無償化に伴い、3歳から5歳まで保育所や認定こども園の保育所機能を利用する、こどもの副食費が実費徴収化されています。現在3歳から5歳までで保育所や認定こども園の保育機能を利用する子どもの主食費（ご飯やパン）は、保育料と別に実費負担（現金で集めるのではなく、各自持参とする園もあります）となっていますが、副食費（おかず）は保育料に含まれるという取り扱いになっているのか伺います。以上答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課。大枠2番につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、お尋ねの自主防災についての少しお話をさせていただきますと、大変頭の痛い

話でございまして、議会でも何度も取り上げていただき、また提言もいただいているところではございますが、議員おっしゃるとおりなかなか進まないのが現状でございます。やはり我々もまだまだもっともっと危機意識を植えつけないといえますか、自主的に自分たちの集落は自分たちで守りましょうというその啓蒙活動がまだまだ必要なかなと思っております。ぜひ北浜自治会のようにその辺はまた決断をしていただき、ほかの自治会が続いていけるように我々もまた常時お話をしていきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠1の防災マップの整備対応についてお答えいたします。

平成30年度に防災体制整備事業としまして、これまでの防災マップを更新し、村内の全世帯及び関係機関へ配布しております。御質問にもありますように、普段から地域における危険箇所、避難経路等を地域住民が共有し、共通理解することは非常に重要なことであると認識しております。しかし、地域における危険箇所、災害が発生した場合の避難経路や避難場所につきましては、災害の種別によって異なります。防災マップの限られた紙面において、危険箇所や避難経路、避難場所を掲載することによる誤解や混乱を招き、適切な安全行動ができなくなることが考えられることから今回、掲載しておりません。なお、これまでよりも、2倍の大きさのハザードマップとしましたので、より見やすくなっているものと考えております。

次に、自主防災組織の結成が進まない要因についてお答えいたします。自主防災組織は、現在、3団体でございます。自治会単位で考えた場合、18団体が未結成でございます。結成が進まないことについては、さまざまな要因があると考えております。一つには、自主防災活動に

対する住民の意識不足。また、活動役員の不足。さらには活動費や資機材の不足などがあげられると思われま。また、本村の場合、既に地域コミュニティが形成され、さまざまな活動が行われていることから、新たな組織の結成におくれや迷いがあるのではないかと考えております。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 大枠2の①本村の対策につきましては、無償化後の新たな事務手続、申請方法など、村のホームページへの情報掲載、全世帯への制度案内のチラシの配布、また各保育施設への申請方法の周知を行うなど保護者が混乱しないような対策を行っております。②の財源につきましては無償化に伴い、これまで保護者が負担してきた保育料を、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1で負担していきます。今年度に限り村負担の4分の1に対しましては、臨時交付金が交付されるので、村の実質の単費はございません。

③につきましては、現在は、主食費は実費徴収しておりますが、副食費につきましては、保育料の一部として含まれた料金で徴収しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは再質問の前に全国各地で起きている災害について、一言お話ししたいと思います。ことしもこれまで局地的な豪雨によって災害が全国各地で起きており、多くの方が亡くなられております。また被災されております。心より哀悼の意を表し、お見舞い申し上げ一日も早い復興・復帰を願うばかりであります。そのような災害が起きるたびに、行政の対策・対応力が問われます。そこに至るまでの防災・減災施策、避難勧告の時期、時間など災害が起きる前に予測され、備える時間があつたのにもかかわらずできていないということで行政の責任が問われています。本村では直近こそ大きな災害が起きてはいませんが、いつ

何が起きるかわかりません。住民の生命・財産を守るための対応ができていくかこのよりまた再質問していきたいと思ひます。

大枠1の①のほうから。気象庁は平成25年8月30日に特別警報の運用開始をしました。気象庁はこれまで大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけることになっています。それで特別警報発令における現在の本村の対応状況についてお聞かせいただきます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

数十年に一度のこれまでに経験したことがないような重大な危険が差し迫っていることを周知するとともに、避難情報など適切な行動をとるよう呼びかけております。村のホームページあるいは防災行政無線、それを通じまして最大限の警戒を呼びかけております。また庁内におきましては、災害対策本部等を設置をいたしまして、不測の事態に備えるとともに避難所の開設、運営を行っているところでございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 では次、大雨による土砂崩れ、災害が過去に本村にも起きているわけですが、数十年に一度の台風やどの程度の温帯低気圧による大雨になると予想される場合に気象庁が地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聞いて定めた基準に基づき、特別警報が発令されますが、仮に大雨特別警報が発令されるような災害が本村で発生した際、その教訓から本村として新たな検討や変更をするものがあるか。また課題などがあればお聞きいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 村におきましては災害が起きないうちに気象庁が情報提供をしております土砂災害判定メッシュ情報、そういうものを活用しまして避難勧告の発令等に判断材料として使わせていただいております。通常の災害対策に加えまして、防災行政無線あるいは村のホームページを活用しての情報提供を行っておりますが、マスコミ等も活用し最大限の情報発信に努めていきたいとそうように考えております。課題につきましては、大雨、あるいは台風の場合においては各住宅の雨戸等を閉めきっておりますので、防災行政無線が聞き取れないことが課題の一つであろうと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 現在、各地域において年1回の防災訓練が実施されております。この中で地区を隊員として実施される訓練では防災行政無線による伝達、避難所に参集するような訓練をされておりますが、防災訓練の実施に当たっては、事前の打ち合わせ時で村の防災対策課というか、それと消防本部、消防課も参加されて標準の訓練要領を示しながら内容の検討を行っていると思います。このような中で災害の種類やまた地域の意向を踏まえつつ工夫をしながら訓練の内容の検討もされ、防災訓練を実施されているのか。その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

これまでには、どちらかといいますと、村が中心になり村が想定する災害について訓練を行っております。村のほうで災害のシナリオを作成し、避難経路、避難場所を決めている状況でございます。今後につきましては、各自治会あるいは自主防災組織とも相談しながら自治会等側があるいは自主防災組織が想定する災害に対する訓練、そういうことも実施していきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 しっかりとした訓練をやっていただきたいと思います。次に、避難所のマニュアルの整備についてですが、自主防災組織における災害時の防災本部や避難所の開設運営をどのように進めるべきか、知識、ノウハウがなく、マニュアルの形にして整備配布し、周知することによって誰もがいつでも共通理解のもとに対応が可能と考えます。このマニュアルの整備はこれまでされてきたのか、またそれとも初期のままなのか、その辺どうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村におきましては、避難所運営等のマニュアルについては作成しておりません。内閣府防災担当におきましては、平成28年度に避難所運営のガイドラインを策定しておりますので、今後、こういったものを参考にしていきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり今災害というのはいろいろなものが起きておりますので、そのいろいろな種類の災害に対応できるよう、整備が必要なものは整備されるよう考えていただきたいと思います。以前、津波が発生して皆さんも記憶にあると思うんですけども、沖縄にも影響があるということで、下地区の多くの住民が上地区に避難されたことがあったと思います。そのときに南上原の公民館に避難された住民から、避難所に係がいなくてどのようにしたらいいのかわからなくて、大変困ったことがあったというのを聞いております。避難した住民からすればせっかく安全な避難所に来たのに、またそこでいろいろ心配するようなことになり、とても不安になったという方がおられました。それからすると、避難所運営マニュアルの整備をきちんとやってもらわないと避難してきた意味が全くないのではないかと考えるが、その辺これからどのように考えていくか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

確かに避難所での運営マニュアルがあればいざというときに十分なる対応が可能になるものと考えております。一方では災害が起こった瞬間、あるいは災害が起こった直後につきましては行政の対応は事実上不可能であるとも言われております。ですからその辺は自主防災組織等とも相談をしながらどういった運営方法があるのかどうか、検討してみたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり今まで防災訓練を各地域ごとにやってきて、これまでの防災マップを見直すところも出てきていると思われま。地図上に、地域の方が把握する独自情報など長年その地域に住んでいて地域をよく知っておられます。情報もたくさんあると思います。防災マップの地図を新たに作成する場合、見直しなどの際には積極的にやはり地域の人たちとかかわっていろいろ相談しながら作成をしていただきたい。また自主防災マニュアルについても同様にこれから考えていただきたいと思いま。

それでは②のほうに移ります。近年、地震や津波、大雨による水害、土砂災害等の自然災害による甚大な被害の発生が日本各地で続いております。大規模な災害の発生時には道路の寸断、通信手段の混乱等により役場、消防団等の活動が十分に発揮できないことが予測されます。そこでその間の被害拡大を防ぐ人命を守るため、自分の身は自分で守るという言葉は東日本大震災後、国民ほとんどの人がその意識を持っているものと思います。災害時には地域での助け合いを行うため、全国で自主防災組織が結成されております。本村では今新たに先ほどお話ししましたけれども、奥間、久場、新しく北浜が結成されました。自主防災組織の結成についてはこれまでも他の議員から結成をされるよう質問

がありましたが、村としてももう少し頑張っていたきたい。他の自治会、防災組織の結成を働きかけて頑張ってもらいたいと思うんですが、先ほども答弁されたので、そこはもうよろしいと思います。

次に、防災講演の話の中ではよく聞く防災危機管理でよく言われる自助・共助・公助によって阪神淡路大震災時に誰に救出されたかというような調査で自力でという人が34.9%、家族にという方が31.9%、友人・隣人という方が28.1%、通行人という方が2.6%、救助隊にというのが1.7%、そのほか0.9%という調査でわかったそうです。つまり自助が34.9%、共助が62.6%、公助が1.7%ということになって控除は1.7%でしかなかったというのが話であります。また行政、役所が開庁している時間は単純時間1日のうち8時間、これは要するに24分の8ということになります。また1週間のうち5日間、7分の5ということになります。開庁しているのはこれだけであり、計算すると76.2%が正規の開庁外の時間帯ということになります。ですので災害の発生時にはいかに自助・共助が必要であるかというような話であります。そして我々中城村の住民も自助、日ごろからの備えや連絡、手段の確認など共助、近隣近所の状況把握や自主防災組織、消防団など常に意識しておく必要があるのではないかと、可能ではないかというようなことを認識をする必要があると感じております。自助力、共助力アップのためにさらなる取り組みが必要と思うが、その辺課長の考えを…。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

自助はもちろんのこと、共助につきましては極めて重要なことであると考えております。災害は必ず起こるという考え方を持つとともに災害が他人事ではなく自分事としてぜひ捉えていただきたいなというふうなことで感じておりま

す。あわせまして平時の場合にも隣近所との付き合い、そういう付き合いを通じまして地域のあるいは個人の自助力、共助力のアップにつながればと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 先ほどの数字から見ても公助の場合は大変厳しいものがあると、それで自助、共助をいかに高めていくか、その辺やはりこの地域の自主防災組織、あるいは村民がいかに自助、共助が大切かというのはわかっていただいて、これからも行政のほうからこの自助、共助についてしっかり村民の人たちにいろいろ取り組みをされるよう協力よろしくをお願いします。

次に、大枠1番終わりました、大枠2番のほうに移ります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時34分）

~~~~~

再 開（14時34分）

○議長 新垣博正 再開します。

仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは大枠2番に移ります。

幼児教育保育の無償化については実施までの期間が短く、新たな財政負担も必要になることなどから課題も多く、全国の自治体が非常にどうなるか疑問があるといわれておりますが、保護者への周知や保育料徴収のシステム改修で相当の時間がかかる懸念を考えるが、今年度10月から実施される幼保無償化への対策はどのようにとられているか、お聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分もございますけれども、保護者への周知というところでは村のホームページの活用、あとは全世帯への制度案内のチラシ配布、あとはシステムにつきまして

は機関ソフト会社との調整等を行って混乱を招かないよう取り組んでいるところでございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 幼保無償化によって認可保育所や認定こども園に入園申込み者がふえ、待機児童が出現するのではないかという懸念もされるが、その辺はどのように考えておられるのか、対策等もとられているのか伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

無償化の導入によりまして、保育所への2号、3号の入園希望の急激な増加は想定しておりません。理由としまして、保育所は入所の要件として保育の必要性の認定を受けなければならず、誰でも希望すれば入れるということとはございませんので、しかしながら無償化を機に女性の活躍推進とあいまって育児をしながら働く女性がふえていく可能性は十分あると思います。また幼稚園認定こども園の1号部分につきましては、入所の要件に保育の必要性の有無などが特にございませぬので、3歳以上の子供は誰でも入園できる条件ということで、その部分については増加が懸念されると思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ただいまの答弁で課長は無償化によって保育所への入園希望者が増加することは想定されていないと言われましたが、全国主要143自治体へのアンケート調査によると8割の自治体が幼保無償化によって保育所への利用申し込みがふえると回答されております。このように保育所利用希望者がふえると見込まれるが基本的には母親が働くことが求められる。そのために主に3歳から5歳保育所定員に余裕のある自治体では保育所無償化によって3歳児から5歳児の母親の就業がふえ、人手不足が緩和されたり、女性の活躍が進んだりする可能性があるとは思われます。しかし、保育利用者の増加により保育士の人手不足が生じる

可能性も出て来るのではと懸念もされるが、保育士不足にならないようどのようなその辺の対策もされているのか、お聞きいたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 すみません、先ほどの答弁に追加の答弁をさせていただきますが、急激な増加を見込んでいないわけで少しの増加はあると考えます。もう一つはことし策定する子ども・子育て支援計画を今回の補正で提案しましたが、その計画策定の前段階で昨年子育て世帯に行ったニーズ調査の結果からは無償化で大幅に伸びる。利用希望が増えるなど、アンケート結果から見込めなかったものですから、ほぼ横ばい、人口増加に推移するというような形で理解しております。ただいまの御質問の保育士不足につきましては県内はもとより全国的な課題となっております。本村におきましても県が実施します事業を活用し、認可保育施設への正規雇用化に伴う費用補助を行っております。今回、補正もさせていただきますが、今年度から13名の正規雇用化へ繋がっております。また、今年度から近隣5町村主催の保育士合同就職説明会を開催する予定でございます。村内の各保育園などにも参加していただきながら保育士確保に繋げていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひ幼保無償化によって保育士不足にならないよういろいろな対策を考えて頑張ってくださいと思います。

次、②のほうに移りますけれども、国は幼児教育・保育を無償化にするとの方針を打ち出しているわけで、しかし無償化の財源については国が全国出すのではなく地方にも負担をといういわゆる持ち出しが発生することがわかってきました。幼保無償化の財源については全国市町村会議でも話題に上っており、大きな関心事となっております。そこでお聞きしますが国や

県からの財源については現状どのように聞いているのかお伺いいたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

無償化の導入に伴いましてこれまで保護者が負担しておりました保育料につきましては、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1という負担が発生します。しかし今年度に限りまして村負担の4分の1につきましては、臨時交付金が交付される予定となっております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 村負担分の4分の1は来年の令和2年3月までは臨時交付金が交付されるということでありまして、来年4月からは村負担分の4分の1は村の財源を使うことになると思いますけれども、村の厳しいこの財政の中で来年4月からやっていくわけですから、ぜひこの後、保護者の負担がふえないようやっていただきたいと思います。子ども・子育て支援法の改正によって、3歳児から5歳児は親の所持に関係なく幼稚園や保育所などが原則無料になる。経済的な負担が減る子育て世帯には歓迎する声が多いと言われております。保育を質を維持できるか懸念が残るとも言われております。また待機児童問題を解消せず、無償化を急いだ結果、基準を満たさない施設も5年間に限り保育料がただになると言われており、無償化によって問題が指摘されるのは認可施設と言われる5年間の経過措置として指導監督基準を満たしていない施設も含めていることからそれでお聞きしますが、無償化の対象となる認可外保育園施設に対して、これからどのような指導されていくのかお伺いいたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

本村の認可外の保育園につきましてはこれまでの実績も鑑み、報道で心配されているような現状ではないと考えております。毎年、県主導

で認可外保育施設への立ち入り調査へ、本村の職員も同行しておりますけれども、内容として保育士の配置基準や給食の献立、面積要件、賃金台帳、出勤簿、子供の成長過程での健康診断の実施の有無、危険箇所などの確認を現場で立ち入りをしながら、細かく書類までチェックしております。また、指摘事項があった場合には、その改善状況報告書期限内に役場に提出し改善も図っておりますので、議員の御心配も報道でおっしゃられているようなことで心配されていると思いますが、本村におきましては、そのような心配はないかと思っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今の質問に対して、課長のとても安心されるような答弁、ぜひそうなるよう願っております。現在、政府が保育料の上限額を決め、これは国庫負担金の清算基準額、それを上限として市町村が実際、徴収する保育料を決めています。上限額は高いため、市町村が決める保育料は上限額よりも低くするケースが多くなっていると言われております。この差額を保育料減免額と呼び、減免額は市町村の単独負担となっていると思います。今回、3歳児以上の保育料が無料となりますが、予算的に政府が保証するのは政府が定める上限額であります。その結果、市町村の保育料減免は不要となります。減免額が大きな市町村ほど無償化によって大きな財源が生まれる。無償化は2019年10月から実施する予定ですが、消費税率の引き上げが実施されますと、2019年度の市町村予算では保育料減免に必要な半分の予算が必要ですが、10月以降は不要になります。またこれは2019年度の予算だけではなく、2020年度予算以降でも不要であると考えます。以上を踏まえ、無償化でどの程度の財源が生み出されるかを村は把握しなければならないと考えます。そして、この財源を引き続き子育て支援分野で使えるようにしなければならないと考えます。待

機児童解消ゼロ歳から2歳児の保育料減免の拡充、保育環境の改善、保育士処遇の改善など使うべきところはたくさんあります。無償化によって生み出された財源については、私としては本当にそうあるべきだと考えるが、課長の考えは…。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

御質問の内容のとおりこれまで国の基準から減免した保育料は村単独で負担してまいりました分を2分の1が国、4分の1が県、4分の1が村の負担と変わっていきますので、前と比較しますと負担は軽減されます。しかしながら、今まで保護者が負担しておりました保育料につきましては、また同じように国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1ということで新たに負担しなければならない。これまで保育料としてかかわってこなかった、認可外の保育料の負担も持ち出しが発生します。そのため無償化前と無償化後を全体で比較しますと村の負担はほとんど変わらなかったです。実際1,000万円から1,200万円前後浮いたんですけれども、認可外の保育料の負担等もございましたので、試算しますと本当にとんとんということで、新たな財源が発生する可能性は非常に低い状況でございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私はこの幼保無償化によって財源が発生するのと思って、これはすばらしいいいことだなと考えたんですけれども、それが無いわけですか。ほとんどとんとん…。

次に幼児教育無償化に伴う食材利用費、いわゆる副食費の取り扱いについてちょっとお聞きいたします。食材利用費の取り扱いについてはこれまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持していくのか、基本的にどのような取り扱いをす

るのか、その辺伺いいたします。それと2019年10月からの保育料無償化に伴い3歳から5歳までの保育所の認定こども園の保育所機能を利用する子供の副食費が実費徴収化されます。現在、3歳から5歳までで保育所や認定こども園の保育機能を利用するこども園の主食費（ご飯やパン）は保育料とは別に実費負担（お金で集めるのではなく各自持参する園）もあるとなっておりますが、副食費いわゆるおかずは保育料に含まれるという取り扱いになっているのか、これもあわせてお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

御質問のとおり現在、主食費は実費徴収でございます。副食費は保育料の一部として徴収しております。無償化導入後は各園におきまして、実際に給食の提供に要した費用というところで勘案して定めた額を各施設で実費徴収となります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時52分）

~~~~~

再 開（14時52分）

○議長 新垣博正 再開します。

仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 最後になりますが、実費徴収となる副食費は村の公費負担とすべきという立場から質問いたします。この無償化に合わせて保育所の3歳児以上の副食費いわゆる給食費のおかず代とおやつ代が新たに保護者負担とされました。国は副食代を1人月に4,500円と想定し、各園がそれぞれ料金を設定し保護者から実費徴収するをいたしております。この無償化に合わせて保育所の3歳児以上の副食費いわゆる給食費のおかず代とおやつ代が新たに保護者負担とされました。国は副食費代を1人月に4,500円と想定し、各園がそれぞれ料金を設定し、保護者から徴収されております。しか

し、認可保育園は給食の提供が必須義務であり保育指針の中で給食は保育の一環として位置づけられております。このことを今期にこれまで3歳以上について主食費を除く副食費は保育の公定価格に含まれてきました。本来なら主食費も保育の公定価格に含まなければならないというところを逆に副食費まで保護者が実費徴収してしまうことは保育に対する公的な責任価格と考えられます。国は給食費が保護者負担となっている幼稚園に合わせると説明しています。本来なら食育、給食を公的制度として保育保障してきた。保育に幼稚園を合わせるべきところを逆に給食の提供が必須義務ではない幼稚園に保育園を合わせることがそもそも私は間違ではないかと考えております。従って、国はこのような決定をしましたが、本村においては子供の最善の利益の観点から保育所における食育の大切さ、公的責任を交替させない立場に立ち、国が保護者から実費徴収した副食費を村で負担すべきと考えますが、その辺はいかがですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

議員の御質問は個人的には非常に理解できる場所ではございますけれども、国の考えとしては、保育を利用する子供も家庭保育の子供も食事代は同じようにかかるため、その費用は保育園を利用しても保護者が負担すべきだろうというところの方針がございますので、給食費は施設の実費徴収となっております。本村におきましても、副食費が無償化導入により施設の実費徴収となることに対して、さまざまな意見が園長会を通してございました。その中で福祉課としても無償化後の財源整理をしていく中で主食費、副食費の単費負担等を検討してまいりましたが、先ほど答弁を申し上げたように新たな財源が生まれるわけではないというところもございまして、単独の補填が困難であるというところではございます。しかし、園長会を

通して、無償化になるからといって、給食の質の低下など子供たちに影響が出ないように、各園の園長を始め、施設側との相互理解をいただいておりますので、実費になるから子供たちの食事に影響が出るということはないと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 子供たちの子育てに関して保育料も保護者にとっては大変大事なことだと思っております。しかし、給食もそれ以上に大事なことだと思っております。ぜひ子供たちの体を一番に考え、給食の質の低下にならないようやっていただきたいと思っております。よろしく願います。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時57分）

~~~~~

再開（15時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○14番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスヨー、チューウガナビラ。これより通告書に基づきまして一般質問を行います。偶然にも先ほどの仲松議員の一般質問の内容、防災の件それと幼保無償化、偶然重なってしまいまして、通告書は出しておりますので、読み上げはさせていただきます。重なるところも多々あるかと思っておりますけれども、進行させていただきたいと思っております。また、両課長には日ごろの運動不足解消のために答弁席との往復でまた体力を回復していただければと思います。そこら辺は御容赦ください。

まずは大枠の1番、防災力の強化について。平成28年4月に発生した熊本地震の復旧・復興途上の被災地視察で、地区消防団や自主防災組

織の防災体制が確立されており、歴史的背景の違いはあれウチナーと現地の防災意識の差を痛感した次第であります。以下質問します。①本村の防災体制の整えられたまちづくりへの推進取り組みの現状はいかが伺います。これは平成31年度の施政方針の中から抜粋しております。②自主防災組織設立の促進策は。③本島内で下位に位置する消防団の団員定数増の検討はいかなものか伺います。④ここ一、二年の間近の間に村内何箇所かで急傾斜地の崩落があって復旧工事が行われました。土砂災害危険箇所や危険区域についての県との対応策について伺います。そこら辺につきましては、いわゆる地すべり危険防止の区域指定との兼ね合いでの質問ということで御理解ください。

大枠の2番、幼保無償化について。本年10月1日から消費税率引き上げに伴い、幼稚園、保育園、認定こども園に通う3歳児から5歳児と住民税非課税世帯の0歳児から2歳児について利用料が無償化されるとのことであります。以下質問します。①幼児教育無償化というが、教育費・保育料は全額無料となるのか。あるいは上限があるとすれば各々の月額はいかほどか。②幼稚園での預かり保育についてはどうなるのか伺います。③幼保無償化で自治体負担も発生するのか伺います。④現在、認可外保育園に通う園児を対象に、公立保育所との保育料差額分を5,000円を限度に村独自で助成しております。その助成額の行方はどうなるのか伺います。⑤実費として徴収されている給食費等は無償化の対象となるのか伺います。⑥無償化の結果、保育園の入園希望者が増えることで、待機児童の増加につながるのか。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課と都市建設課。

大枠2番につきましては福祉課と教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の大枠1番の③についてです。消防団の定数増の部分ですけれども、私自身が投げかけた消防の管理者でございますので、議員がおっしゃるように消防団の定員、定数増は私もやぶさかではないと申しますか、非常に共感の持てるところでございます。現場の声を大事にさせていただきながら、現在、実は団員の増減が少し、ここ数年激しいようでございますので、減ったりふえたりと言いますか、希望者を募っても少し来なかったときもございましたし、そういう意味で現場の声を重んじて定数増でいきたいということであれば、それに向けてまた対処していきたいなと思っております。詳細につきましては、また総務課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2についてですが、幼児期の教育は将来、子供たちがたくましく生き抜くための基礎を培うためにとても重要なものだと捉えています。幼児教育の無償化で保護者の経済的な負担が軽減され、子育てにより環境づくりができ、児童生徒の健全育成につながることを期待しております。詳細については教育総務課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠1の①防災体制の整えられたまちづくりの取り組みについてお答えいたします。

本村は、第四次総合計画におきまして、大規模な地震や台風等の自然災害に備え、避難場所や避難経路の確保、津波対策や地すべり対策、村民への意識啓発などを通じ「災害に強く、安心して暮らせる村づくり」を推進することを定めております。そのため、平成31年度施政方針に基づき、災害時における食糧や避難所生活で必要とされる防災マット、停電時に電力を供給

できる車両や機器、備品等の整備、さらに自主防災組織の設立促進など「防災体制が整えられたまちづくり」を進めております。現時点におきまして、食糧、防災マット、停電時に電力を供給できる車両等の整備を終え、また、1団体の自主防災組織が結成されております。今後も引き続き、避難訓練及び防災講演会等を通じた、住民の防災意識の向上、さらなる自主防災組織の結成に努めてまいります。

次に、②自主防災組織設立の促進についてお答えいたします。台風などのように災害がいつ起こりそうだと、予測がつく場合は別としまして、災害が起こる瞬間や、起こった直後に、行政が避難などの支援、復旧活動を行うことは、限界があると言われております。生命、財産を自ら守る「自助」、救助や避難など、地域の方々が連携する「共助」の体制を含め、普段から災害に備え、災害時にそれぞれが役割を果たすことにより、結果として防災・減災につながる仕組みをつくらなければならないと考えております。このようなことから、自主防災組織の果たす役割は多大であり、かつ重要であります。村としましては、住民に対する説明会、設立に向けた相談への対応、防災マップの利活用、防災訓練及び防災講演会による防災意識の向上等により、地域が自主的に自主防災組織結成の機運が高まるよう関わっていきたくと考えております。あわせて、自主防災組織に必要とされる資機材等備品の整備についても、充実できるよう支援したいと考えております。

次に、消防団員の定数についてお答えいたします。消防団員は、消防職員とともに、地域防災力として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るという重要な役割を担っております。そのため、災害対応能力を向上させるための知識・技術を身につける訓練などが必要となることから、消防学校への派遣、火災模擬訓練、防災訓練等に参加し、消防団員の育成強化が図ら

れております。現在、中城北中城消防組合消防団員の条例定数は25名でございます。条例定数を改正することにつきましては、消防組合におきまして、条例案を上程し、組合議会が決定するものでございますが、本村としましても構成市町村の一つとして、できることはやっていきたいとそうように考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 伊佐則勝議員の御質問にお答えします。

大枠1の④中頭東部地区地すべり地域は現在、当間、泊地区において対策工事を行っております。地区指定予定の奥間地区における地すべり防止区域について県に確認したところ、「今年度中の指定に向け、関係機関と調整しているところであると聞いています。なお、指定には地権者等の同意が必要であり、村、自治会の協力のもと同意を得て指定を行っていきたい」との報告がありました。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 幼稚園認定こども園の1号認定につきましては教育総務課。2号、3号にかかわる分につきましては、福祉課で答弁させていただきます。

大枠2の①の保育料につきましては、幼稚園認定こども園、認可保育園に通う1号、2号。3歳児から5歳児の保育料は無償化となります。ゼロ歳から2歳の3号認定につきましては、住民税非課税世帯が保育料の無償化の対象となります。認可外保育施設に通う3歳児から5歳児の場合は月額3万7,000円の範囲で保育料の無償化。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月額4万2,000円の範囲での保育料無償化となります。

③の自治体負担につきましては、無償化に伴い、これまで保護者が負担してきた保育料を、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1で負担していきます。今年度に限りまして村が負

担する4分の1に対して、臨時交付金が交付されるので、村の実質負担はございません。

④の認可外保育園に通う園児を対象に助成している待機児童世帯助成事業は継続していく考えです。

⑤につきましては、保育所（3歳以上）の給食費の主食費（米・パン）と副食費（おかず・おやつ）に分かれて徴収しており、どちらも無償化の対象外となります。

⑥につきましては、2号、3号の保育部分につきましては、入所の要件として保育の必要性の認定を受けなければならず、誰でも入所できるわけではございませんので、急激な増加は見込んでおりません。しかしながら無償化を機に就労して保育園等に預けたい親がふえる可能性はございます。あと保育園認定こども園の1号分については教育総務課で回答いたします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では伊佐則勝議員の大枠2の①の幼児教育費の部分で、認定こども園、公立幼稚園等に通う全ての3歳児から5歳児の保育料の無償化となります。それと子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園に通う3歳児から5歳児の幼児は月額2万5,700円の範囲で無償化となります。大枠2についてなんですけれども、幼稚園での預かり保育については共働き世帯等の保育の必要性の認定を受けた場合、利用日数に応じて月額1万1,300円の範囲内で無償化されます。

続いて⑤の給食費の無償化なんですけれども、幼稚園のほうについても、これまでどおり無償化の対象外となります。

続きまして⑥の増加についてはなんですけれども、1号部分は要件がないのでふえることがないと考えます。私立幼稚園や認定こども園等は施設が1号の定員の範囲内で入所を決定しますが、定員があるため年度途中からの受け入れはほとんどないと思われます。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 では準備してはおりましたけれども、一部割愛しながら再質問をさせていただきます。

先ほど総務課長からの答弁でいわゆるEV車と充電器、要するに災害時に一時避難場所に避難しましたと、停電がありますねというふうなときに活躍するであろうと思いますけれども、それも一括交付金を活用しまして、その充電器等を導入されたというふうなことで沖縄初というふうな新聞報道もありました。村長ひとつ沖縄初と1がついてまいりまして、そこら辺評価しておきたいと思えます。今後の地域防災力の強化と防災意識をやはり想定内から想定外に変革していく方向で取り組むべきと考えます。そこら辺どうでしょうか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

災害はいつ起きるかわかりません。あした起きるかも知れませんが、議会終了後に起きるかもしれません。いつ起こっても我々、村としましては常に住民が安心・安全で暮らせるように万全の体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 これは今後ともやはり住民の安心安全のためにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

大枠の2番に移ります。ゼロ歳児から2歳児のことになりますけれども、公立あるいは認可園は現状でも住民税、非課税世帯は保育料は無料になっているのかどうか伺います。無償化と関係なくですね。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

まず保育料が出るケースとしましては、非課税世帯で両親ともにいらっしゃる家庭の一般世

帯の第1子目は保育料が8,500円出となっております。それ以外はおっしゃるようにほとんど無償化になっております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 わかりました。3歳児から5歳児というふうな無償化の対象児が3歳の定義について確認させていただきたいと思えます。幼稚園の場合、大体午前中ですかそのいわゆる3歳の定義ということなのですが、幼稚園児と保育所に通う保育園児、いわゆる無償化になる3歳の定義というのは変わりますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

変わりはございません。同じ扱いになります。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ちょっとネットから引いているデータなんですけれども、いわゆる幼稚園児の場合には満3歳、3歳になった日から適用しますよと、保育所の3歳児クラスでは3歳になった後の最初の4月以降からの無償化が対象というデータがちょっとありまして、それが間違いということですね。いわゆる保育園児は満3歳になった後の次年度の4月から無償化の対象ということで正しいんです。では幼稚園児と保育園児はその3歳のいわゆる無償化の対象になる時期のずれがあるということで理解してよろしいですか。ですから3歳児クラスと普通我々が考えて3歳になればもう全て10月1日からはスタートするんだなと思っておりましたけれども、あるデータによりますと3歳になった日の次年度の4月以降適用というふうなことになっているものですからそこら辺をちょっと確認したかったんですよ。答弁お願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩 (15時36分)

~~~~~

再開 (15時37分)

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

すみません、3歳の定義の勘違いでございまして、議員がおっしゃるように教育総務課の幼稚園は3歳児クラスから対象になります。認定こども園におきましては、4月1日時点で3歳に到達しているというところがございますので、誕生が過ぎてからが対象になります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時38分）

~~~~~

再 開（15時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（15時38分）

~~~~~

再 開（15時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 大変申しわけございません。誤解を招くので訂正ですが、3歳を過ぎた翌年の4月1日から対象となります。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 そうしますと我々が一般的に理解している3歳児クラスからは全員無償になりますよというふうなことは若干時期のずれを見直さないといけないというふうな理解でよろしいでしょうか。先ほど国も自治体、県の費用負担割合の話がありました。国が50%、県が25%、村が25%ということでそれぞれ2分の1、4分の1、4分の1というふうな話がありましたけれども、来年の4月というか、いわゆる公立の保育園、幼稚園については来年3月までは国が全部負担しましょうと。4月以降、公立については100%自治体で持ちますよというふうな情報というのはありますか。認可園あるいは認可外などにつきましては、そのちゃん

とした審査をすれば先ほどの2分の1、4分の1、4分の1の負担ということになっておりますけれども、公立保育園と幼稚園につきましては4月以降は100%自治体負担というふうなデータがありますけれども、正しいかどうかちょっと確認させてください。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

今年度につきましての村負担の4分の1の臨時交付金のお話は伺っておりますけれども、来年度以降につきましては、先ほど答弁したように村の負担の裏負担の臨時交付金があるという情報は聞いておりません。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 そのデータが間違っているかあるいは臨時交付金がついてきて、残りは国が負担するのかのどちらかだと思いますので、そこら辺はまたちょっと検証してみてください。ちょっとピックアップしておりますので、消費税増税でふえる自治体の税収の一部、先ほどもプラス・マイナス・ゼロというふうな感じの答弁がありましたけれども、一部が強制的に幼保無償化に使われるので、自治体が予定している子育て世帯の支援予算、それが幼保無償化に回ってしまう可能性も考えられると思います。そこら辺はいかがですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時43分）

~~~~~

再 開（15時45分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複するところがございますけれども、村長からも当初から無償化になったときに村の財源が今かかっている財源よりも軽減されるのであれば児童福祉政策で使うところを検討するよう指示されておまして、最終的

な試算で本当にとんとんで多くても100万円前後浮くかというのが試算経過でございます。ことに限っては裏負担がありますので、ことしの経過を見ながら、来年度の予算を立てるまでには、この試算がもっと確実な数字が出ると思います。そこでもし浮くのであれば、また新たな政策を考えていけるものだと思っております。しかし、今のところは本当にとんとんでございますので、各園から要望のあった主食、副食の軽減につきましても今の厳しい財政状況では実施できないというところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ではまとめましょうね。幼児教育の無償化は生涯にわたる人格形成、先ほど教育長もおっしゃっておりました。人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれ、待機児童解消の実現に向け女性の就業率を80%に引き上げ、いわゆる女性労働力のM字カーブの問題を解消する環境整備と一体としてあろうかと思っております。本村では保育の受け皿拡大は充実してきておりますが、保育の質を高めるためにも保育の処遇改善で保育士の人材確保が求められると思います。保護者利益を念頭に今後とも無償化を起点に支援策、子ども・子育てあるいは要するに保護者の皆さんの支援策に取り組むことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時49分）

## 令和元年第4回中城村議会定例会（第6日目）

|                                |                 |                     |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和元年9月6日（金）     |                     |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和元年9月11日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 令和元年9月11日（午後4時46分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整             | 11 番                               | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 外 間 博 則 |
|                                | 6 番             | 石 原 昌 雄             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 5 番                                | 桃 原 清   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 松 範 三 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 知 名 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 生 涯 学 習 課 長                        | 稲 嶺 盛 昌 |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 稲 嶺 盛 久 |
|                                | 福 祉 課 長         | 金 城 勉               |                                    |         |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 仲 村 盛 和             |                                    |         |

議事日程第4号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○3番 渡嘉敷眞整議員 皆さん、おはようございます。とうとう一般質問の時間がやってきました。できたら避けたいですけども。その前に資料を提供したいので、休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩(10時01分)

~~~~~

再開(10時02分)

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 議長の許可をいただきましたので、3番 渡嘉敷眞整、一般質問をさせていただきます。通告書に基づいて一般質問をしますので、よろしくお願いします。

大枠1. 小学校児童交流及びその財源の確保について。一、飯岡町=旭市との児童交流について。①その経緯はどうなっていますか。②その内容及び必要性・効果はどうなっていますか。③予算の確保はどうなっていますか。④今後の課題はありますか。二、旭市との姉妹都市提携について。①その経緯はどうなっていますか。②その内容及び必要性・効果は。③予算の確保はどうなっていますか。④今後の課題はありますか。三、上原清善氏(故人)の寄附についてお伺いします。①寄附の経緯。②寄附の趣旨。③寄附基金の活用。顕彰碑の建立はどうなっていますか伺います。

大枠2. 村蝶の選定について。昨年の12月定例議会で質問要請しましたが、その後どのような取り組みをして調査・検証してきたか伺います。①担当者の調査、現地踏査等、課内検討会

議、村長調整検討会議等、どの程度進んでいますか伺います。

大枠3. 中央公民館について。一、中央公民館(吉の浦会館)の運営について。①運営体制(公民館館長、公民館主事の配置は)。②公民館自主事業は。③同好会、愛好会等々の数及び種類は。④村の利活用状況は。⑤一般村民の発表会等活用状況は。⑥公民館祭り、生涯学習フィスティバル等の近隣市町村(西原町、北中城村、宜野湾市)の開催状況はどのようになっていますか。伺います。そして最後に、社会教育主事資格保持者2名、生涯学習担当と公民館担当の配置はどうなっていますか。伺いますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましても教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

お尋ねの児童交流の財源の確保についてでございますが、当然これは今後も教育委員会等もしっかり協議をしながら、できうる限り旭市、あるいは福智町もそうですけれども、児童交流は続けていきたいと思っております。詳細については、また教育委員会のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠1についてですけれども、今学校教育は児童生徒の体験的な学習活動の充実が求められています。この旭市との交流事業を通して体験的な学習活動の充実を図るとともに、各学校のリーダー養成を担っているものと思っています。そして将来の中城村を担っていく人材育成の面からも、とてもよい事業だと捉えています。また事業の効果については、教育委員や学

識経験者からも教育委員会の事業の点検評価で高い評価をいただいております。

大枠1の詳細については教育総務課長から、大枠3の詳細については生涯学習課長から答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では渡嘉敷議員の大枠1についてお答えいたします。

大枠1の一の①、飯岡町＝旭市との児童交流についての経緯なのですが、平成9年に沖縄市在住の上原清善氏が飯岡町を訪れ、児童交流事業が平成10年から始まっております。平成17年に旭市となりまして、飯岡町を含めた1市3町が合併して事業を今年度まで継続しているところです。

②についてなのですが、教育長からもありましたように、各小学校のリーダー養成を行い、本村を担っていける人材育成につながっております。

③についてなのですが、旭市から中城村へ受け入れる際には、この受け入れる舞台の演舞代、旅費、交通費、消耗品等、食糧費がありまして、中城村の各小学校から今年度は18名を派遣する予定で、派遣費として180万円あります。全てトータルすると約250万円ほどあります。その中で派遣費では地域振興協会の補助金を活用しております。残りのものについては、上原清善氏からいただいた土地の贈与がありまして、そちらの収入の財源を生かしております。

④今後の課題なのですが、今後は参加者への自己負担額の増額とかを検討しなければならないような状況になっているところです。旅費等が重なり、そういう面が出てきているところです。

続きまして二、旭市との都市提携についてなのですが、平成16年10月5日に友好都市提携式を飯岡町と結びまして、平成17年10月に1市3町合併に伴って旭市と友好都市提携を締

結しております。それと姉妹都市の締結を平成24年2月に姉妹都市として提携を行っているところであります。

②ですけれども、児童の交流でもありますように、旭市及び中城村の児童の交流をもって人材の育成を担っているところであります。

③についてですけれども、姉妹都市提携での予算はありませんが、児童交流に伴う予算として、児童交流で行っている予算として取り扱っております。

④なのですが、事業等の検討を行い、交流を通して姉妹都市として広く理解し合えるよう努力していきたいと思っております。

次、三、上原清善氏の寄附についてということなのですが、上原氏からは手元に残っている資料では、平成11年及び平成12年に寄附金をいただいております。それと平成10年及び平成14年に沖縄市にある土地を贈与いただいているところであります。

②の寄附の趣旨についてですけれども、こちらでも人材育成を生かせるものにしてくれという形のもので受け取っている寄附寄贈ということで人材育成に活用しております。

③の寄附基金の活動としてありますけれども、基金の条文等がまだできておらず、人材育成の予算として活用をしているところであります。

顕彰碑の建立についてなのですが、そちらのほうは今どういう流れがあったのかという検証をしているところで、建立の建設までには至っていないところであります。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 渡嘉敷眞整議員御質問の大枠3についてお答えいたします。

まず運営体制についてでございます。吉の浦会館は公民館に準じたコミュニティー施設と位置づけられております。現在、公民館長や専任職員、主事等は配置されておられません。

次に②の公民館自主事業についてであります

が、現在公民館としての自主事業の講座等は開催しておりませんが、生涯学習課の事業として年10回程度の講座へ、親子体験教室などを実施しております。

同好会、愛好会などについてであります。令和元年8月末現在で薬膳料理を学会、三味線サークル、ハワイアンフラサークル、水墨画サークル、フォトサークル、以上の5団体であります。

次に4番目、村の利活用状況についてでございますが、村事業としては年度当初のハチウクシーを初め、住民健診や乳児検診、とよむちよ筋といった健康事業、また各種祭りやイベント、関係団体の総会や出発式など、村及び関係団体の事業の中心として利用されております。

5番目、一般村民の発表会等についてでございます。利用者及び目的別の集計は特に行っておりませんが、文化協会や老人クラブ、保育所などの発表会などで主に活用され、平成30年度の実績としまして、会館全体で述べ1,302件、大ホールでは301件の利用がございました。

次、6番目で公民館まつりや障害学習フェスティバルの近隣の状況ということで、こちらは電話で聞き取り調査をした結果を答弁させていただきます。西原町につきましては、公民館まつりとフェスティバルを合同で2年に1回開催しているということです。また北中城村、宜野湾市においては毎年開催しているということでございます。社会教育主事の資格保有者2名についてでございます。現在のところ社会教育主事資格保有者は配置されておりませんが、先ほどの講座等いろいろな行事をやっていく中で、社会教育指導員1名を配置して、現在活動しております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠2の村の蝶選定についてお答えいたします。

平成30年12月定例会におきまして、「フタオ

チョウ」を村の蝶として指定する予定はないかということで一般質問がございました。一般質問の後、現在に至るまで、村の蝶として選定することについて、住民等から電話や新聞紙上を通じた御意見や反応はなかったものと考えております。そのため、その後の取り組み、調査・検証につきましては、現在のところ行っておりません。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 それでは一件一件再質問をさせていただきたいと思っております。

飯岡町との児童交流の始まりだと思っておりますけれども、当初私が教育総務課長として関係している私の頭にある部分でお話したいと思っておりますがよろしいでしょうか。まず、この飯岡町というところが本土側として児童交流をしたということで、沖縄側を探して、中城村を指名されたわけでございますが、当時の教育長が沖縄市のコザ小学校の校長先生だった関係上、この上原清善さんと非常に親しくされていた経過がありまして、中城村に白羽の矢が立ったと聞いております。それで経過を話しすると非常に長くなるので、完結にします。結局この児童交流をするには予算がかかるわけでございますので、その予算をどのようにしたかということ、この上原清善さんが飯岡町と中城村に多額の寄附といいたいでしょうか。その交流ができるように寄附をされて、それがきっかけで交流に至っていると思っております。先ほど教育長からも御答弁いただきましたように、交流事業というのは子供たちの体験事業でございますので、有効な教育方法の一つだと非常に喜んでいただいております。それで当初聞いた話ですが、100万円あげるから交流を引き受けてくれという話が来た。そして課長、いいですねという話が私のところに来た。「いや、これは非常に困る。断ってください」ということをお話ししました。というのは、100万円では1カ年で終わってしまうの

です。1カ年だけの経験、それでは無理だと。だからこれが常によくようにしないと子供たちのためにならないし、子供の教育のためにならないということでお断り申し上げた経緯がございますけれども、それで上原さんが次に考え出したのが、この児童交流が続くようにするために財産の寄附がございまして、その寄附したところに、当時聞きますと1億何千万円もする土地だと聞いていますが、その上に建物が3件ほど建っていて、約100万円ぐらいの借地料がいただける。それであれば、何年でもずっと続けることが可能だということで、喜んで受けているわけがございますけれども、そういうことでこの交流の基本、言うなれば財政というのは、私は非常に上原清善のおかげだろうと思っております。平成11年から始まっていますので、多分21年経過していますから、今までの借地料の中で約2,000万円は超えているだろうと思いません。そういうことで今後もずっと続けていくべきものだと思っております。当時、上原清善さんというのは多額の財を提供して、それを還元するという意味で活動されていたわけです。この人の狙いは何かということがございますが、当時感謝状、あるいは表彰状をたくさんいただいています。もう3,000枚を超えて4,000枚ぐらいにきて、いうなればギネスブックに載る新記録をつくっている状態でございました。感謝状、表彰状をいただいて、そして最終的にはこの姉妹提携都市を結ばせて、本当に平和な世界をつくるという考えでやっていたようでございますけれども、とにかくこの交流事業に関して、姉妹都市提携の手助けをしながら、児童交流を通して人材育成をしながらこういうことをして、そして最終的にはこの交流している市町村に顕彰碑が建っているのです。そしてその生き様というのがございまして、この上原清善氏の人生訓となっているところがありますが、ちょっと読み上げます。「悔いなき人生。少年

時代は親を喜ばし、中年時代は先輩を喜ばし、高年時代は社会世間に喜ばれて、あの世には手ぶらで行く」という人生訓ができ上がってしまっていて、そのとおりに実践された方だろうと思っております。ということで本当に多額の、いうなれば日本だけではなくて世界、ロシアとか、中南米だとか、東南アジアだとか、ヨーロッパとか世界を駆けて寄附をされて、要は恩を受けた分は返すということを実践された方だと思っております。ということで何が言いたいかというと、本村に顕彰碑が見えないのです。どうして建てないかというのを知りたいわけです。私が聞いている、沖縄市、愛知県、あるいは北中城村と葛巻町、そして旭市と中城村、そういうところには相互に顕彰碑が建っているのです。だから中城村だけ見当たらないのですから、どうして建てなかったのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時28分）

~~~~~

再 開（10時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では答弁いたします。

これまで建立されていないという経緯をまだ把握できていないところもありまして、今後その検証をして、この建立ができるかどうか検討を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 私の考えからすると、その考え方が村は人事異動をしますもので、次々に引き継がれていっていないと思っております。

もう一つ、今これは調査検討して顕彰碑を建てるに値するか、調査検討をしてぜひ建てていただきたいと思っておりますけれども、私が関わった部分でもう一つだけ申し上げておきたいと思

ます。平成12年、これは児童交流が始まって2年ぐらいたってからのことですが、顕彰碑を建てたいということで、これは教育長からの指示もございましたので、約100万円の予算要求をしたことがあります。そのときはゼロ査定をされました。理由として、姉妹都市提携の暁には、その後に建てましょうという回答を得て予算をカットされたのを覚えています。私はそのように言われたと思っています。姉妹都市提携を結んだ暁には、顕彰碑が建つという認識を私はしているわけですが、その話を当然上原清善さんにも教育長から持っていきましたら、「では100万円ですね」と言って、すぐその年に100万円を持ってきたのです。これを使ってくださいと。しばらくして、同じ年度だと思えますが、さらに500万円を寄附されています。だから寄附された経緯は本来ちゃんと残っているはずですが。伝票とか、あるいは表彰状をあげていますので、そこのほうにも記録が残っていると思います。ということで、上原清善さんが手助けして本土と姉妹都市交流をしている市町村は、両市町村にそういうのが建っています。だから建っていないのが中城村だけと今認識しています。ですので、寄附金もいただいて予算も問題はないわけですので、ぜひ検討して建てていただきたいと思います。村長、この考えはどうでしょうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

顕彰碑をつくる、つくらないというのは、正直なところ私もその話を聞いたことはございませんので、確かに寄附をいただいたというのはちゃんと表彰もあるようですので、いろんな形でそこに報えることができるのかどうかは教育委員会とも相談をしながら、今ここで返事はできませんけれども、もちろん上原清善は存じ上げておりますので、今後検討してみたいと思います。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 ぜひ検討していただきたいと思います。実はこの寄附金について総務課に橋渡しをしたのも私なので、ぜひ調査して検討を重ねて取り組んでいただきたい。よろしくをお願いします。

では次、大枠2番に行きます。村の蝶の選定でございますけれども、各市町村、蝶を選定する市町村もあれば蝶の選定がされていない市町村もございますが、12月定例会の質問では中城村に本当に貴重な、蝶の天然記念物というのは沖縄県では「コノハチョウ」と「フタオチョウ」という、この2種類しかございませんから、この2種類のうちのフタオチョウが一番多くいるのではないかと思われるのが、この中城村の自然公園の中でございますので、ぜひ村の蝶として選定できるように調査、検討をしていただきたいと思っています。まだ取り組んでもないようでございますので、住民からの電話がありませんとか、それはあろうかと思えますけれども、私たち登又は8月4日でしたでしょうか。いうなら昆虫観察会という形で自然公園の中を観察しています。参加人数も約30名ぐらい来て親子でやっておりまして、蝶は本当に豊富にいます。オオゴマダラとか、そういう代表的な蝶はいっぱいおりました。クワガタも30匹ぐらい捕まえて、全部子供にあげました。とても喜んでいました。ということで、本当に昆虫に興味、関心を持たせるというのは非常にいいことではないかと思っています。ですから天然記念物というとなかなか見れるものではないと思います。私もイリオモテヤマネコとかいますが、五、六回八重山へ行ったことはあると思うが、一回も出くわしたことはないし、見たことがないのです。だからなかなか見られないのが絶滅危惧種、天然記念物でございますので、それが今中城村にフタオチョウがいると。これはどこのという区切りはできませんので、沖縄中

飛び回っているわけですから、フタオチョウは6月と9月ぐらいに繁殖期に当たるので多く見られるという状態でございますが、では行ったら見られるかといったら、これもなかなか難しいようでございます。でも天然記念物として指定された以上、非常に重要なものだろうと思っていますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。村長、すみません。再度ですが、御検討よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

大変奥歯に物が挟まったような感じの答弁にしかありませんが、やはりどうしても機運が高まって、議員のその思いが村民にもしっかり伝わった段階で環境が整えば、もちろんこれはさせていただくことになると思うのですけれども、今現在担当課の話でもそこまでいっていないような状況ですので、あえてやらない理由というのも変な話ですが、ただそれを乱発していいのかということも含めて、またいろいろ検討をさせていただきたいと思います。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 なかなか動かないようでございますけれども、では2番目は要望という形でさせていただいて、3番目に行きたいと思ひます。

3番目の中央公民館、中城村は中央公民館がないと言われた中で、農村環境改善センターができています。その内容はまさしく文科省のいう中央公民館、農林省のいう農村環境改善センター、趣旨、目的は大体一緒だと思っています。それで本村は建設費の問題から、農村環境改善センターを建てています。それはとてもすばらしいことだと思っています。それで、農林省のいう農村環境改善センターを中央公民館として取り扱って問題があるかどうかを12月定例会で聞きました。そしたら、今は産業振興課でしょうか、問題ありませんと答弁があったと思ひて

います。教育委員会は教育委員会として、中央公民館として、はっきり言ってまだ認識がないのではないかと思います。12月に出したのは、4月から新しく人事等もありましてかわるので、それで12月に出して、人事異動等も含めて職員配置も含めて検討してくださいという話をしたつもりですが、今度平成31年、令和元年は変わっていないです。まさしく25年間たっているはずですが、この25年間の運営方法とそう変わりはないということで、中央公民館としての取り扱いというのでしょうか。そこら辺の意識を変えない限り、運営方法も変わっていかないと思ひます。ということで教育長、ぜひ中央公民館とは何かという、教育委員会の中でそれを議論していただいて、どのような方向性で、どのように持っていくという、まずは何をすることも人ですので、人がいなければ何もできませんので、だからまず私は最低限のことを今挙げました。公民館長と公民館主事、人がいなければ何も進まないわけです。今臨時職員がいっぱいしゃいますけれども、臨時職員は貸し借りを中心にやっていますので、事業展開がされていないだろうと私は認識しています。そういうことで、中央公民館という意識づけで村民にもそのように理解できるように、中央公民館活動というのをぜひ導入していただきたい。吉の浦会館が何もしていないわけではないですよ。フル活動はされていると認識はしています。ただ、どちらかというと村の行政執行のために、そういうものを中心に運営をされているのではないかと思ひます。だから中央公民館としての役割とかそういうところの意義とか、そういうところが足りないのではないかと思ひますので、ぜひ教育委員会の中でも議論していただきまして、中央公民館としての位置づけで持っていたいただきたいと思ひます。農村環境改善センターは大宜味村がもっと早いすよね。だからそこも教育委員会が管理運営をされていま

したから、一例になるかとは思いますが。久米島町は50年前からありました。私たちが学生のときに行ったときには、農村環境改善センターでございました。だからどちらを選択しても同じような、住民のために活動・運営をされると思いますので、ぜひ村民のために盛り上げていただきたいと思います。教育長、いま一度吉の浦会館を中央公民館として捉えて、取り組んでいただきたいと思います。答弁よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時47分）

~~~~~

再 開（10時48分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどから議員からありますように、当初私も平成6年、当時、経済課で、農村環境改善センター建築に直接かかわってはおりませんが、基本的に農村環境改善センター、農林省予算について、そこに生活改善グループがあるために農業関係の施設が必要とか、そういったもろもろの趣旨、目的で建設をされました。しかし当時の行政、村長を含めて先見の明というか、そこが将来的にはうまく活用できるように、中央公民館的活用ができるようにということで、その後教育委員会に管理が委託されて、現在教育委員会として吉の浦会館という名称をつけて、現実的には使っております。議員おっしゃる公民館事業というのは、恐らく社会教育法の第22条にその事業の定義が6つございます。いろいろありますが、その中の事業は吉の浦会館のみならず、近隣に図書館もできました。スポーツ施設もできました。もろもろの公民館事業の、社会教育法という事業に関しては今のところできていくということで、生涯学習課として捉え

ております。そのため中央公民館機能はあえて今必要なかというのは、また議論はいたしますが、社会教育法という公民館事業は基本的には全て、今、生涯学習課の事業としてとり行われているということで理解しております。以上です。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 議員がおっしゃるように、この話し合いは教育委員会の会議の中でもやっていきたいと思っています。あと人的な配置の問題もありますので、そこら辺はまた村長、副村長ともどうなのかということで相談をしていきたいと考えています。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時51分）

~~~~~

再 開（10時52分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では、きょうは大変お疲れさまでした。時間がありませんので、また次の12月定例会で中央公民館について、吉の浦会館については協議したいと思います。きょうは大変ありがとうございました。終わります。

○議長 新垣博正 以上で渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時53分）

~~~~~

再 開（11時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 おはようございます。10番 安里ヨシ子、一般質問を行います。

大卒1番の高すぎる国保税について。老後のために2,000万円不足するという報道がありました。これで年金は本当に大丈夫か。特にお年

寄りの皆さんを不安に陥れています。医療費負担は1割から2割、3割負担もあり、「国保都道府県化」により国民一人一人の負担がどれだけふえるのか心配です。今でも高すぎると思う国保税を払っていけるのか。さらに消費税も上がるために、医療費の負担はどうか不安は募るばかりです。それでは以下の質問をします。

①後期高齢者医療保険料の特別徴収、普通徴収は何人いるのか伺います。②後期高齢者医療保険料で差し押さえもあるかどうか。ほかの県ではあるそうですので、お聞きします。③後期高齢者医療保険料の軽減措置とかがありますか。④国民健康保険税の加入者の人数に応じてかかる均等割税の軽減措置、免除などの検討できませんか。

大枠2番の泊のバス停の整備、修繕についてお聞きしますが、老人センターより久場向けの泊バス停は、骨組みはしっかり残っているが、屋根と壁がなく急な雨に大変困っています。雨が降ると隠れるところもなく、濡れたまま学校などへ通学しています。バス停を修繕することはできませんか。

大枠3番の村指定のクワディーサーについて。応急措置をされて、これでクワディーサーが守られるかと思いましたが、柵は壊されて前のように車が出入りしています。ちゃんとした措置はできないか。以上についてお伺いたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては健康保険課、大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうで、御質問の国保税とこれは年金も含めての話でございますが、どうしても国策に準じていくというところはございますけれども、

本村としましても議員が御提言されていることにつきましては、いろいろ検討を重ねながらできる範囲でやっていければいいとは思っておりますが、ますますその辺の需要は大きくなっていくのかという気がいたします。詳細につきましては、また担当課でお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の泊のクワディーサーですけれども、村指定の文化財となっています。それで保護するために、車が進入しないよう応急措置を行いました。今後しっかりした対策を検討していきたいと思っております。詳細については生涯学習課長から答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 大枠1についてお答えいたします。

まず①の後期高齢者医療の特別徴収、普通徴収についてですが、特別徴収1,534人、普通徴収が418人となっております。

続きまして、②の後期高齢者医療の差し押さえもあるかということについてです。平成29年度に納税者本人の差押承諾書を得た上で、年金からの差し押さえが1件あります。

続きまして、③の軽減措置はどのようになっているかということについてです。沖縄県の後期高齢者医療保険料は所得割及び均等割の合算額となっております。所得水準に応じて保険料の均等割額に8.5割軽減、8割軽減、5割軽減、2割軽減の措置があります。

④の国保の軽減措置免除についてです。本村の国保税は所得割、資産割、平等割、均等割の合算額の4方式となっており、世帯の所得が一定以下の場合に均等割と平等割に7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置があります。免除については、現在検討しておりません。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 バス停の整備、修繕についてお答えいたします。

泊バス停につきましては、以前に泊自治会長、並びに屋良照枝議員からも修繕の要請が出されております。バス停ベンチ及び上屋につきましては、基本的には道路管理者が設置することとなっておりますが、道路管理者からの占用許可を得た上で路線バス運行会社、地方公共団体などが設置することもできます。泊バス停は南部国道事務所におきまして設置者が不明でしたが、令和元年5月7日に副村長とともに沖縄総合事務局、南部国道事務所を訪ねまして、副所長との面談を行い、令和元年8月6日に改めて修繕についての要請を行ったところでございます。しかし、残念ながら現在のところまでまだ回答はございません。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 安里ヨシ子議員御質問の大枠3について答弁いたします。

去る6月定例会で議員から御指摘を受けまして、敷地の入り口にカラーコーンを立てて駐車禁止の標示を行い、さらに木の根の保護をするために駐車禁止をするという簡易的な説明板を設置するなどの応急措置を行ってまいりました。しかしながら、それでもカラーコーンを移動させて車を駐車する方が時々いるようなので、地元、泊自治会と今後の対策について協議、検討をしながら、村としましても村の文化財整備事業としての整備が図れるかを今後検討していきたいと考えております。本格的な対策を行うまでは、順次適宜巡回をしてまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 普通徴収が418名もいらっしゃるということで、年金天引きでの徴収は、特別徴収は100%徴収になっているかと思いますが、普通徴収になりますとやはり年金から差し引くことができない人たちがたくさ

んいらっしゃると思いますので、年金から差し押さえられている1件について、どういった事情なのか、お聞きします。滞納者についてもおられるか。そしてまた、その1件の人はどういった人なのか、お聞きします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

まず年金から差し押さえされている方なのですが、これも預金調査とかを行いまして、さらに年金機構を通して年金から納付していただくという承諾書を得て、現在に至っております。年金から偶数月に5,000円ずつの納付がございます。

それと現在滞納されている方については7名ほどいらっしゃるしまして、その方々は短期証を発行して分納で対応をしております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 お年寄りの皆さんは病気とかそういったものが年を重ねるごとに多くなっていくわけですので、その月に払えないときには、今短期保険証を発行されているということですので、短期保険証ではなくて…、すみません。これは国保のところでお聞きしたいと思います。

これは例ですけれども、知り合いの人で夫が78歳で、年金が2カ月に1回5万円、妻のほうで75歳で4万5,000円と、電気、水道、ガス代を払えば病院に行くのもためらってしまうということで、食費を切り詰めて、交際をすると生活もできませんので、交際も控えていると。今までは夫のほうで日雇いで稼いだ金と年金で生活を支えてきましたが、夫が腰を痛めるとか、思うように働けなくなる。歳ですので、そんなに日雇いがあるわけでもないということで最近では収入もなくて、いろんなものを切り詰めていても大変だということです。生活保護しかないということで相談に来ておりましたけれども、本当に消費税も上がってくるし、年金は削られ

てくるし、医療費負担も1割から2割になるということで、大変困っているというお話をされていきました。もう将来がどうなるかという不安を抱えながら暮らしているということですので、村長もおっしゃりましたが、老後が安心して暮らせるような、そういった施策を講じてほしいと思っています。

それと国保の問題をお聞きしたいのですが、均等割の軽減措置をお願いしたいと思います。赤ちゃんや支払い能力に関係なく、無収入者にも負担を求める、家族がふえるたびに均等割がふえていきますので大変だと。一番は、赤ちゃんが生まれて大変この上ない喜びでありますけれども、子供は村の宝だと思って大変喜んでいのに、生まれてすぐ税金が課されると思うと、なぜなのと。子ども・子育て支援に逆行しているのではないかと考えております。均等割をなくしてほしいと願いますが、いかがですか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

昨年の平成30年度から国保の制度改革がありまして、都道府県化になりました。その都道府県化になったことで、被保険者の負担公平性を将来的には県内、どの地域に住んでいても所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料も同じであることを目指していることからすると、現時点で県内の市町村の保険料の独自免除が実施されているところがございます。それからすると村独自の減免、免除制度を設けるとするのは厳しいかと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 この前、民商の新聞で読んだのですがけれども、神奈川県中井町で子育て施策として18歳未満の子供が3人以上いる国民健康保険の加入世帯を対象に、第3子以降、国保税の均等割を全額減免廃止すること、そのほかを含む条例案を全会一致で可決したそうです。これは全国で初めてだと言われており

ますけれども、すぐはできないと思うのですがけれども、中城村でもその均等割の廃止を検討してみたいかがですか。考えてみたら、やはり子育て支援に逆行していると思いますので、家族がふえて心から喜べるような制度に見直してほしいと思います。もう神奈川県でもできることですので、中城村でも均等割の廃止を検討してみることはできませんか。お願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時26分）

~~~~~

再 開（11時26分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

確かに均等割は負担増になるかと考えております。均等割、平等割については、現在も所得水準に応じて軽減措置を行っている状況であります。先ほど申し上げましたが、令和6年度には県の統一化を目指して現在動いておりますので、村独自の免除を設けるとするのは、厳しいと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 その前に、一般会計からの繰り入れが今ありますよね。それを国民からの抗議とかそういったもので、激変緩和ということでそのままにされていますけれども、今おっしゃったように令和6年ぐらいから統一されてくるのですが、そういうことになると低所得の人が大変困ると。ほかの税金も払わないといけないのに国保が非常に高いということで、もうハアハアしている世帯もたくさんいます。滞納者がいる場合、短期保険証を交付していますが、その短期保険証を交付していて、そして分納を約束している世帯には正規の保険証をあげてもいいかと思いますが、どのように考えていますか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

現在短期保険証を発行している方々が120件余りございます。分納誓約をしてもらって、月に一度はその状況を聞き取りしながら、納付可能かどうかを相談しながらやっていますので、そこを1年間の保険証の発行すると、また滞納額がふえる可能性もありますので、現在は短期証で対応しています。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 分納を約束しているのに、短期保険証でもって交付していると。分納の約束をしても、信用ができないということですか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

信用していないというわけではなくて、信用しているからこそ、一月の約束を守っていただいております。また、それぞれ被保険者は毎月の変化があるかと思えます。そのときはまた随時相談に応じて対応している状況であります。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ちまたで児童手当や年金、給与などが振り込まれる口座の差し押さえが各地で行われていると言われていたけれども、中城村の状況はどうでしょうか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

その方の経済状況を把握しながら、預金調査は行っております。払う能力があるのに納付をしていただかない方については、差し押さえの手順を踏まえて差し押さえを行っております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時32分）

~~~~~

再開（11時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 それでは質問を変

えます。ただ、無理な世帯の預金口座を差し押さえするというについては、重々調査もしてやってほしいと思います。これに書いてないのですが、令和6年からは統一の保険料になるということですが、中城村は本当に農業などで収入が少ないわけです。そういったことで、今、一般会計から繰り入れされておりますけれども、それが加入者の負担軽減の役割を果たしていると思います。繰り入れがなければ、高い保険料のために払えない人たちがまたふえてくると思います。国は法定外繰入の解消を求めていると思いますが、社会保障協議会との話し合いの中で、それは自治体で判断すべきことだと回答していると。それで住民の福祉の増進、それが自治体の責務だと思っております。払えない加入者に親身に相談に乗って、一人一人の事情に応じて減免制度、分割納入とかを適用すべきだと思いますが、ぜひとも一番言いたいことは、一般会計からの繰り入れを今までどおり進めてほしいと願っておりますけれども、これは村長にお聞きしたいと思います。そのまま一般会計からの繰り入れを続けてほしいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時35分）

~~~~~

再開（11時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

まず統一化されるからといって、一般会計からの繰り入れをなくすということではなくて、それを軽減していこうというのがまず一つの目標になっています。医療費については毎年変動がありますので、中城村としてもその医療費の変動に応じて一般会計からの繰り入れは今後も継続してお願いしていこうとは考えております。税込だけでは補えないところ我々も承知しておりますので、今後できるだけ縮小を目標にし

てはいきますが、なくすという考えは現在ございません。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ただ、国からの押しつけどおりではなくて、やはり自治体としてどうしたら低所得者を救えるかという視点に立って、保険税を課していただきたいと思っております。

次、大枠2番の泊バス停ですね。あれは骨組みはしっかりしています。だけど、やはり下は川が流れているわけです。その骨組みのところに座っている女の子とかがいるので、落ちないかなという心配もありますけれども、急な雨によって、本当に向こうは隠れるところがないです。そういったことで、もう濡れたまま行っている人がいるので、ぜひともこれは修繕をお願いしたいと思います。ただ、どこが責任だとか、どこがやるべきだということではなくて、やはり泊区民とか中城村民が利用するバス停ですので、村独自でもできると私は思っております。だから路線バス運行会社をお願いするにしても、誰がお願いするのか。私たち、自分たちでやるのか。村当局がそれをちゃんとやってくれるかどうか、お聞きします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今、安里議員がおっしゃっているとおりでコンクリートはしっかりしている状況を我々も確認しまして、その確認に基づきまして今、国道事務所に要請を行っているところでございます。しかしまだ回答がございませんので、その回答も踏まえて、また村で何ができるのか。そういうことも検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 よろしくお願ひします。区民の方から何度も言われておりますので、どうか早目に解決できるように願ひします。

あと、村指定のクワディーサーの件なのですが、きのう見たら、またちゃんと応急措置をされていますけれども、この案内板のほうに、このクワディーサーは首里王府から派遣された中城間切番所、役員が離任する際に懇意にしていた泊区の人たちと別れを惜んで、今あるのはフチャヌメー、シチャヌカーの2本を1本ずつ植えたわけです。シチャヌカーの1本は戦禍でなくなっておりますけれども、この幹周り4メートル、これは前回も言いましたけれども、樹齢200年で中城村を代表する名木であるとともに、歴史的にも学術上も重要であると書かれているわけです。それで平成9年に指定をされているのですけれども、この案内板が道から通っていても見えないわけです。下りて読んだのですけれども、それが皆さんの目にとまるように場所の移動とか、そういったものが考えられませんか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおりそういう提案があれば、地元を含め近隣の住民からこういった方法がいいですということがあれば、そういう見えやすい場所にぜひ変えていきたいと思ひますし、今質問のさなか考えたのですが、その後もしできるのであればカラーコーンのみならず、今後は例えばプランターに花を植えてそこに並べるとか、また違う方法論でそういった進入を防ぐことが可能かも含め、その大切な名木クワディーサーを、車が入ってこないための措置をしっかりやっていきたいと思ひます。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時45分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○7番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づいて、7番 新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、久場地区の環境整備。①久場バス停、渡口向けの信号機横のガードレールの対策は。②賀武道線コーナー部分のスリップ防止対策は。③第一児童公園の野球バックネット設置は。

大枠2番、中城中学校の施設整備をし、学べる環境を整える。①校門前から仲真司法士前のT字型交差点の交通安全対策は。②国道329号から仲真司法士前までの外壁改修工事は。③陸上部室前の排水路は大雨のたびに氾濫し部室が床下浸水になり環境が悪化していますが、その原因と対策は。④施設整備「トイレ・プール建設」に向けての整備計画は。⑤夏休みが終わると、9月には不登校になる生徒が全国的にふえたとありますが、本村の現状と課題は。

大枠3番、人生100年時代に向けて、健康であるまち創りを図る。①本村65歳以上の「2018年、2025年、2040年」現状と課題は。今後の社会保障制度の取り組みは。これは介護等の予防のほうをお願いします。②災害要援護者台帳の整備は。③保険者努力支援制度（インセンティブ）課題は。④平均寿命、健康寿命とは。フレイル対策は。⑤人生100年時代に向けて、公民館を活用した健康で生きがいがあるまちづくりを図るには。以上、簡潔に答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては住民生活課と教育委員会、大

枠3番につきましては健康保険課、福祉課、教育委員会、住民生活課でお答えをいたします。

私のほうでは、本議会でもたびたび出ておりますが、中学校のプールについて、いま一度所見を述べさせていただきますが、教育委員会の意思を尊重してプールを中心にいろんな複合施設やら方法は別にして、プールということで中心に考えていきたいと思っております。また詳細は後ほど担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。大枠2の中学校のプール建設についてですけれども、石原議員の質問にもお答えしましたが、教育委員会でも何でも話をして、役場跡地にぜひプール建設をしたいという考えでございます。

②、③、④の詳細については、教育総務課長のほうから、⑤は主幹から。また大枠3の⑤については生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 新垣貞則議員の御質問にお答えします。

大枠1番の①、破損していた水路の転落防止については、南部国道事務所に連絡を行い修理していただきました。今後も関係機関との調整の上、道路保全に努めてまいりたいと思います。

②村道賀武道線については、急カーブが多い箇所があります。去年も1カ所については滑りどめの対策を行いました。今後も必要な箇所については維持費の予算と優先順位を検討し、行いたいと思います。

③第一公園の野球バックネットについては、基礎部分の腐食がありました。それで地域の方々と協議しながら撤去したと聞いております。地域の方々にも簡易的な施設を提案していますが、設置には至らない状況であります。今現在本格的なバックネットの設置は予定しておりま

せん。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは中学校、T字型の交差点の交通安全対策について。大枠2①の質問についてお答えをします。

交通規制標識については、住民生活課を窓口とし、村道管理者である都市建設課と連携し、交通安全上、事故発生の危険性がある交差点においては宜野湾警察署及び港湾委員会に要請を行っております。その際、宜野湾警察署交通課から提案がありました。現場は一方通行及び進入禁止の標示交通規制をしてから間もない近々の要請であれば協議をせずに、村が対応できる交通安全対策注意喚起の立て看板等の設置を進める提案がございましたので、担当課と都市建設課で調整を行いながら、対応を検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では新垣貞則議員の大枠2の②についてなのですが、こちらのブロック塀は外壁工事を今年度発注して、現場は完了しているところです。

③のほうで、部室前の排水路にごみ等がたまり、浸水を起こしたことが以前ありまして、排水路の清掃を行ったところ、改善しているところです。今後学校側としての清掃の継続をお願いしているところであります。

④なのですが、便益施設については整備計画を作成し、沖縄県と調整を行っているところであります。今年度は各小学校にトイレの整備、便益施設の整備が入っております。

続きまして、プール等の建設については教育長からもありましたように、石原議員からの質問でもありましたが今後どのような施設にするか、計画を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 大枠2の⑤本村

の不登校の現状と対策についてお答えいたします。

先日の新垣善功議員の御質問にもお答えしましたが、現在中城村の小学校におきましては、不登校児童はおりません。中学校におきましては7名の報告があります。2学期に入り休みが多くなった児童生徒には、中城村教育委員会で作成した不登校対策リーフレットをもとに、学級担任や生徒指導主任による家庭訪問、また中城村で雇用している相談員等によりまず登校復帰に向けた相談活動を行っております。ほかにも状況に応じて福祉課や児童相談所等とも連携を図っております。以上です。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 大枠3の①、③、④についてお答えをいたします。

①からお答えします。中城村の65歳以上の高齢化率は、2018年末で18.8%、日本全体の28%より低い比率ではありますが、2025年には団塊世代が全て75歳以上になり、現役世代が急減する中で、高齢者を初めとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指すという政策課題に取り組むこととなります。

③保険者努力支援制度は、国保改革による公費拡充の財源を活用し、平成30年度から本格実施された制度です。保険者の取り組み、成果に対して交付金が交付されます。健診の受診率を上げていくことが予防へとつながりますので、受診率の向上が一番の課題だと考えております。

④平均寿命は、その年に誕生した子供が何年生きるかを推計したもので、健康寿命は、健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間を言い、フレイルとは、健常な状態と要介護状態の中間の状態を言います。対策としては、適度な運動、適度な食生活、社会参加がフレイル対策の3つの柱とされております。

以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

大枠3の②の災害要援護者台帳の整備につきましては、平成28年度にシステムの機能強化を行い、避難行動要支援者をシステムへ登録を行っております。6月現在で1,003名の登録となっております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは御質問の大枠3⑤についてお答えいたします。

現在も各字公民館においては、ふれあい事業などが展開されております。今後それを充実、発展させるような形でスポーツ推進委員などの連携した軽スポーツの普及促進といった健康づくり、また生涯学習講座などの各字公民館での開催が考えられております。これから迎えるといわれる人生100年時代に向けて、地域住民との共同した取り組みが今後さらに重要となってくるものと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは大枠1番の①久場バス停、渡口向けの信号機横のガードレール対策について。先ほど都市建設課長から答弁がありましたように、私も現場を確認しに行きましたら、ガードレールが直っておりました。多分南部国道事務所に働きかけて解決したと思っておりますので、大変御苦労さまでした。

それでは次に②の賀武道線のスリップ防止対策について質問します。賀武道線のコーナー3カ所は滑りどめをやられているが、片方は滑りどめをやられていない状況で、雨降りのときはスリップをして、これは交通事故の危険があります。去年スリップ防止対策としてゼブラ方式でコーナー1カ所に滑りどめをやってもらいました。区民の皆様も喜んでおります。コーナーの2カ所がまだ滑りどめがやられていないので、今後スリップ防止対策はどのように考え

ていますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 去年3カ所のうち1カ所は対策をしております。今年度も厳しい維持管理の予算の範囲内でできる限り、予算状況を見ながら検討していきたいと思っております。前回と同じゼブラ方式でいいのではないかと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 このコーナーのところは雨が降ったら滑りますので、非常に危険性がある箇所です。それで自治会長からもスリップ防止をやるようにということで文書も出されていると思っておりますので、早急に対応をお願いします。

それでは次、③第一児童公園の野球バックネット設置について質問をします。児童公園は児童福祉法第40条に、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的としています。児童に安全かつ健全な遊び場所を提供することとされています。児童公園は土曜、日曜日は小学生、中学生、高校生が野球をし、子供たちからは、バックネットがないから、ボールが後ろに行くので楽しくないので、早急にバックネットを設置してほしいとの声があります。子供たちの遊び場はバックネットが必要です。子供たちの声を聞いて、バックネットを設置する考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 先ほども答弁しましたが、以前から簡易的な施設はどうですかという提案をしているようであります。また、本格的なバックネットになりますと、約300万円以上の工事費がかかり、単費で設置するのが大変厳しいという状況であります。都市建設課としては、ボールが公園から住宅へ飛ばないように、間知ブロックの上にフェンスの設置を提案して協議したいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 このバックネットの設置は、自治会長のところへ行ったら、ぜひバックネットを設置してくださいという要請がありました。そういうことで自治会長の要請ということでもあります。それで先ほど言ったように、子供が野球をやっていますので、ボールが後ろ側のおうちに行くということで、それでおうちの方から苦情があるということで、自治会長から今回バックネットの設置を要請してくださいということがありましたので、質問をさせていただきます。そういうことで御検討をお願いします。

それでは次、2. 中学校の施設整備をして、学べる環境を整えるについて質問します。①校門から仲真司法士前のT字型の交差点の交通安全対策について質問をします。平成30年度に仲真司法士前のT字型交差点は、生徒たちの送迎で渋滞して混雑していましたが、交通安全対策として一方通行及び進入禁止の標示をしていただき、生徒たちの交通安全に役立ち、中城中学校は生徒たちが徒歩で通学する生徒たちがふえています。この交差点は生徒たちの送迎で交通量も多く、「止まれ」の停止標示がないために、生徒たちが交通事故に遭わないか心配です。交通安全対策として、一方通行及び進入禁止の標示をしている場所に、止まれの停止標示をしたら、運転手は徐行、交通安全対策につながると思います。生徒たちの安全を守る意味からも、「止まれの停止線」をやる必要があると思いますが、そういう考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時51分）

~~~~~

再 開（13時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えをいたします。

止まれの標示はできないかという御質問だと認識しておりますが、先ほどの答弁と重複をしますが、既に要請を宜野湾署にはしています。ただ、既に一方通行及び進入禁止等の標示、交通規制をして間もないということから、緊急の要請であれば、村が独自にできる交通安全対策等を、ぜひそのような進め方ではどうかということで提案がありましたので、担当課としては道路管理者の都市建設課と調整をしながら、立て看板等で検討をしていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 立て看板もよろしいですので、止まれの停止線があったら、国道から来ますので車はとまると思いますので、それが交通安全対策につながりますので、止まれの停止線をぜひやられてください。

次、②国道329号から仲真司法士前までの外壁工事の件について質問します。平成30年度、最大6弱、大阪北部地震では小学校のブロック塀が倒れ、登校中の小学生が亡くなりました。この災害が起きて、文部科学省は全国の学校を調査し、安全性に問題があるブロック塀の対策を求めています。中城中学校のブロック塀の安全調査を実施したと思いますが、調査結果はどのようなになっていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問にお答えします。

平成30年度に中城中学校のブロック塀の安全調査を実施した結果、議員おっしゃられる国道329号から仲真司法士前までの道路の入り口付近で、高い部分で3メートル80センチの部分がありまして、倒壊のおそれがありました。それで早急にほかの学校等も調査をして、平成30年度施工予定だったのですが、中城小学校でも倒壊のおそれがある配筋のないブロック塀が見つかりましたので、そちらも施工を行うためにそ

の予算を繰り越して、今年度施工している状態です。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 中城小学校はやられていますけれども、それで建築基準法施行令ではブロック塀の高さは2.2メートル以下から、高さは1.2メートル超の場合は、補強のために控え壁の基準を定めています。大阪市の小学校の壁は高さが3.5メートルで控え壁がなく、市は同法に違反していました。中城中学校の塀の高さは幾らで、控え壁はありますか。中学校のブロック塀はどういった状況でしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問にお答えします。

先ほど高い部分で3メートル80センチということで答弁したのですが、この施工の部分が約1メートル50センチ部分までがこの校舎の擁壁になっておりまして、擁壁の上の部分にブロックが積まれている状態で、そちらが倒壊のおそれがあるということでありましたので、今回の施工で上のブロック塀の20センチ部分を撤去して、3メートル60センチの控え壁を設置で、また下のほうに行くと2メートル20センチ以上の部分にもブロック塀の控え壁を施工している状態です。ただいまありました、この道路の真ん中のほうで仲眞自宅前だと思われるのですけれども、そちらのブロック塀にも亀裂が見つかっております。ただ、こちらのブロック塀には全て配筋施工が施されておりまして、倒壊のおそれがなく、今工事は完了しているのですけれども、今後修繕として、このブロック塀の目地を埋めていくという予定であります。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今教育総務課長からありましたように、ブロックの真ん中らへんに穴が空いて、亀裂が入っています。それで控え壁

もない状況です。それで私は心配で、ここは中学校の生徒たちの通学の場所と送迎で交通量も多いです。大阪みたいにブロック塀が倒れたら、生徒たちがけがをしないか危惧をしています。それでそういった控え壁もない状況でありますので、対策とかは今おっしゃっていますけれども、次そういった外壁の改修工事とかは予定していますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、答弁いたします。

先ほど答弁いたしました、国道329号入り口から、裏門といいますか、給食を配送する門までの19メートル90センチ、約20メートルの施工で控え壁は施工しております。それ以下は1メートル50センチほどのブロック塀で、全て配筋施工されており、それを取り壊すと、今回のブロック塀等の補助金等に該当しないものになりますので、その配筋されている部分は全て残して、先ほどありました亀裂が入っている部分のブロックを削除して、そこに新しいブロック等を入れたり、その穴が空いているところには目地を入れていくという状態です。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私も現場を確認して、ほかのところも亀裂が入って補修工事を行っている箇所もあります。大阪みたいにブロック塀が倒れて子供たちがけがをしたら大変なことになりますので、それを調査・点検して、本当に大丈夫かというのを確認して外壁工事をしてもらいたいと思っています。

それでは次、③の陸上部室前の排水路の対策。これは前回私も質問をしまして、大雨のたびに部室が床下浸水をします。それで子供たちから、汚いという状況があります。そして前の一般質問で言いましたけれども、その原因はどこですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では③の再質問に答弁をいたします。

この陸上部の部室の前の排水路からの流れが体育館側に行っていて、体育館側の排水路の詰まりということで考えております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今教育総務課長からの答弁で、原因は体育館側の排水路が詰まっているせいで水が流れない状況、部室前の排水路から水があふれる状況で、部室に泥水が入ってきます。子供たちから早目にどうにかしてと。大雨のたびにそういう状況になっていますので、それを調査してやられてください。

それでは次、④施設整備「トイレ・プール建設」について。トイレの整備計画について質問します。平成28年度に洋式トイレは各階に男子トイレ1基、女子トイレ1基でした。保健室側、図書館側には、洋式トイレは少ない現状でした。それで平成29年度に洋式トイレは修繕をやられて、整備をやられて24基になりました。それで現在、洋式トイレはふえています。それでは保健室側の1階のトイレの現状と課題は何がありますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問について答弁をいたします。

平成31年4月時点での中城中学校のトイレの数が、和式が21基に洋式が31基となっております。この保健室側の1階のトイレが裏門から入ってきて、階段を下りた、すぐ右側のトイレということで承知しているのですが、こちらのトイレが部活動を行っている屋外の生徒、子供たちが外で使っているスパイクとかサッカーのシューズとか、そのまま履きながら入ったりとかして、それで汚れがひどくなっている状態で、学校側へは清掃をお願いしているところであります。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 保健室側の1階のトイレの現状は、ドアとか壊れていないですか。それからドアの鍵とか、ドアの下のほうの壁は大丈夫ですか。前回の一般質問でそういうのを指摘して、前回の総務課長は中学校のトイレ整備計画は、グラウンド側のトイレは洋式トイレのみではなく、照明等、ブース、ドアを含めた全体的な解消が必要で、補助事業で限度額が400万円、3分の1の補助事業があり、そこで採択できないかと答弁をしていますが、それがまだやられていません。今後のトイレ整備計画はどのように進めていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問にお答えします。

このトイレの扉や鍵は修繕も施したりしているのですが、すぐ壊されるような状況で、そのイタチごっこになっているような状態で、今後も軽く修繕できる場所は修繕していこうという形のもので行っております。それと沖縄県との補助金での便益施設の調整なのですが、小学校なのですが今年度は各6基ずつ。今後、中城南小学校を抜いた2小学校及び中学校の整備計画は沖縄県と調整して、優先順位を決めて整備を進めていくということで調整中でありまして。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 再度質問をしますけれども、生徒たちからトイレが汚いという声があります。それで床が剥がれてという現状、これは3カ年前から生徒たちから言われているのです。子供たちの要請でトイレが汚いからきれいにしてもらいたいということで、そういう要請は今に始まったことではないし、3カ年前からそういう要請があります。私はトイレをきれいにすることで、生徒たちは思いやる心、素直と謙虚な心が養われると思います。生徒たちから

もトイレをきれいにしてほしいと3カ年前から要請があります。予算的に厳しかったら、年次的に100万円を計上して、生徒たちの要請を聞いて整備する考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問に答弁いたします。

先ほども沖縄県との調整を行っているということだったのですけれども、この各学校の便益施設を洋式が80%までは持っていけるような形のもので調整をして、今後整備を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私は一般財源からでも、年間100万円ずつ計上してトイレを改善する必要はないですかという質問です。補助事業がなかったら、先ほど言いましたけれども3カ年間もトイレが汚いということで、ドアも壊れていたり、修繕修繕で対応をやっています。それで生徒たちからはトイレを改善するという声があります。これはもう補助事業がなくても年間を通して改善すべきだと思っておりますので、先ほど言いましたが教育委員会というのは学校をきれいにして、子供たちの学びの環境を整えるのが仕事だと思っておりますので、もし補助事業がなかったら一般財源を活用してもらいたいと思っております。

次にプールの建設について再質問をします。先ほど村長からありましたように老人福祉センターと、それからプールを併用してやるということがありました。石原議員からもプール建設について、渡嘉敷議員からもプール建設の質問をやっています。それで、私も前回プール建設、老人福祉センターと一緒に複合施設でやったらいいのではないかと質問しました。それで私の構想ですけれども、このプールを温水プールにする考えはないでしょうか。なぜかといったら、学校では夏場だけ授業でプールを活用していま

す。温水プールにすることによって、高齢者の健康増進が図れます。高齢者だけではなく、村民の健康づくりに役立つと思っております。そういう考えはないですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問にお答えします。

プールを温水プールにする場合、維持管理費がその何十倍にも跳ね上がるような状態で、そのプールの広さにもよるのですけれども、学校で教えられるような授業で使うプールのサイズを温水プールにする場合、多大な維持管理費用がかかるため、この温水プールというのは困難なことと把握しております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今学校を見たら、夏場だけのプールの活用になっています。ちょっともったいないと思っておりますので、老人福祉センターを建設するのだったら、そこで併用しながら、温水プールをやったら高齢者の健康づくりに役立つものだから、そのほうがいいのではないかと行って質問をしました。それでプール建設には多分5億円か6億円ぐらいの財源が必要です。一般財源では莫大な予算です。補助事業で文部科学省のプール建設促進事業の3分の1を活用したら、前回提案しました、この補助事業を活用してプール建設をしますか。この補助事業の3分の1を活用しても、予算の確保をするのは厳しい状況です。今後のプール建設の財源の確保はどのように取り組んでいきますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問に答弁いたします。

議員がおっしゃられるプールの補助金の3分の1というものなのですけれども、こちらは補助金が水面積、水の面積掛ける単価という形のもの3分の1になりますので、その施設、屋内または屋外の水泳プールをつくる場合の新築

費用となってくると、この3分の1が水面積部分しかかからないので、それ以上のものがかかってくるとあると思われま。そのため、今そのプールを建設するためにどのような施設で、どういう施設がつかれるかというものを検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 プール建設の用地の確保はできています。あと財源の確保ですので、その財源の確保をするためにどういった方法があるのかは今から取り組んでください。

それで教育長にお伺いします。不登校の問題です。不登校の主な要因は、8つの要因があると思います。①学校生活によるトラブル、いじめ、集団生活が苦手。②無気力。③非行や遊び。④学業不振。⑤甘えたがり。⑥家庭環境。⑦発達障害。⑧神経症などが挙げられています。不登校の原因が最も多いのが、無気力です。小中学生が25.9%、高校生では30.1%となっています。それで今回、中城中学校は7名の不登校の報告があります。教育長にお伺いします。中学校の不登校対策は今後どのように取り組んでいきますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 今の再質問にお答えいたします。

現在中城村におきましては、無気力といった特定の原因ではなくて、人間関係や不安といった複合型とされる生徒が報告されております。これら生徒への対策についてですが、登校に至っていない生徒に関しましては、家庭訪問を行ったり、学校からの便りを配付したりすることで、将来への夢や希望について伝えております。また登校した際には、生徒の自己肯定感が高まるような雰囲気づくりを行ったり、互いに信頼し合えるような仲間づくりを生徒活動で行ったり、また補習をすることで学校生活への対応を図っております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 不登校の傾向で、中学生は全国で約33万人とされております。それで中学校の不登校が若い世代のニートとか、それから引きこもりがふえる傾向になるとされております。中城中学校も不登校ゼロを目指して、頑張ってください。

大卒3番の①本村の65歳以上の「2018年、2025年、2040年」現状と課題について質問をします。国立社会保障・人口問題研究所HPより、中城村の65歳の人口は、2018年度は3,788人、2025年は4,940人、2040年は6,830人となると推計されます。年々増加傾向にあります。65歳人口は毎年増加し、2040年には6,830人となり、約7,000人となります。超高齢化社会になり、医療費、それから介護費も増加すると見込まれますが、中城村の国民健康保険の65歳から74歳の前期高齢者と75歳以上の高齢者の1人当りの医療費。もしわかりましたら2025年と2028年はどうようになっておりますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時17分）

~~~~~

再 開（14時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

2018年度といたしますか、直近の3年間で3年平均を出してみたところ、前期高齢者の1人当りの医療費が約59万2,000円、それから後期高齢者が102万円という数字が実績値として出ております。それから2025年を国の示したデータから推測したところ、前期高齢者のほうで約71万円、後期高齢者が132万円と、今より1.2倍から1.3倍上昇していきだろと推測されております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 財務省の平成30年の指

導でも2018年で医療費が約39兆円、介護費が10兆円になり、2040年で医療費が約68兆円、介護費が25兆円になると見通されています。

次に②の災害要援護者台帳の整備について質問をします。災害対策基本法において市町村は災害要援護者台帳を作成することが義務化されました。事業内容は災害時要援護者、ひとり暮らし高齢者や障害者など個別の情報を整理し、災害時にすばやく支援できる情報を対象者に提供していく。本村の要援護者は2018年度の65歳以上から75歳未満の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者は何名でしょうか。それからこの整備台帳の事業期間はいつまでですか。事業を進めていく中での課題は何がありますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

6月末現在で、65歳以上75歳未満は221名、75歳以上が782名、計1,003名の登録となっております。現在特に課題はございませんが、年々新たな避難行動要支援者を登録していくところで、期限というのはいりません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 この災害要援護者台帳を整備したら、自主防災組織で障害のある方を避難させたり、各地区の自主防災組織では災害要援護者台帳が必要です。避難訓練とかなら、そういった災害要援護者台帳があったら避難訓練にも活用できます。それで自主防災組織から、この台帳のコピーの依頼があればもらうことは可能でしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時21分）

~~~~~

再 開（14時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

対象者として登録されている方で開示の同意

がある方については、地域の自主防災組織への情報提供は可能だと思います。基本的には行政が避難支援を行うための台帳でございまして、かつ個人情報というところもございまして、基本的には登録する方皆さんに同意をもらうというところで今後も進めていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 皆さんの事業計画の災害要援護者台帳整備事業があります。第4次総合計画の位置づけの中で施策の大綱、防災危機管理「災害に強く、安心して暮らせるまちづくり」とあります。基本施策、地域防災体制の育成・充実。実施施策、自主防災組織の育成と強化と書かれています。それで、その台帳の目的の中に自主防災組織の強化、それで訓練のとき、それから災害が起きた場合には、そういった台帳がないと自主防災組織の役員の方々は把握ができないのです。そういった個人情報もありますけれども、自主防災組織の訓練とか必要でその台帳があったら、要援護者の支援に回れるのです。それでコピーをもらえませんかということで、再度答弁をお願いしていいですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時23分）

~~~~~

再 開（14時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複する点はございますが、基本的には同意をいただいている方については、各自治会への情報提供は可能かと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それではこの件に関しては、また自主防災組織の役員の方々と調整をしながらやってください。

③保険者努力支援制度（インセンティブ）の

課題について質問をします。国は保険者努力支援制度（インセンティブ）について、仕様1から仕様6まで設け、特定健診、特定保健指導、重症化予防や健康づくりの取り組みを実施した市町村に加点として補助金、交付金を交付しています。平成31年度保険者努力支援制度市町村分析資料で本村の実績は、沖縄県、全国と比較してどのような状況でしょうか。そして課題を解決するためには、どのような取り組みが必要でしょうか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

平成31年度の保険者努力支援制度の得点は、平成28年度の実績値が数値化されますので、その得点率として中城村は60.1%、沖縄県の63.7%よりは低くなっています。全国の59.68%よりは高い数値となっております。取り組みの課題としては、やはり得点の高い特定健診の受診率の向上が一番の課題と考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 医療費適正化健康づくりに取り組む自治体などへのインセンティブ制度、糖尿病などの重症化予防を実施している市町村に対して高く加点して、高い補助金を交付しています。糖尿病が重症化すると、手足のしびれなどの神経障害や網膜症からの失明、腎臓の機能が低下して、透析を受ける患者が沖縄県は増加傾向にあります。本村の透析患者の1人当たりの医療費は年間幾らぐらいですか。糖尿病や透析の患者の動向はどのようになっていますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時27分）

~~~~~

再開（14時28分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えします。糖尿病の動向としましては、村の人数からいくと若干増加傾向となっております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時29分）

~~~~~

再開（14時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今福祉課長からありました糖尿病が医療費は増加し、そして透析を受けることによって医療費が増加しています。沖縄県は腎臓病の予防プログラムを設けています。糖尿病予防プログラムで糖尿病の人たちを抑え、腎臓病で透析にならないようなプログラムを実施していますので、本村もそういった糖尿病の方々がいたら予防に頑張ってください。

④平均寿命、健康寿命とフレイル対策について質問です。平均寿命とは、生まれてから死ぬまでの時間。健康寿命とは、健康の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間とされています。平成28年度の厚生労働省の資料によりますと、男性の平均寿命は80歳に対して健康寿命は70歳、9年の差があります。女性の平均寿命は86歳で、健康寿命は74歳、12年の差があります。平均寿命と健康寿命の差は男性が9年、女性が12年。これは身体機能が低下し、認知症などを発生し、寝たきりの生活を送っている高齢者が多いとされております。それでフレイルにならないようする必要がありますけど、フレイルにはどういった要因で起こるとされておりますか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

まずフレイルにつながる要因としては、身体機能の低下、それから低栄養、社会交流機会の減少などが要因とされております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 フレイルになると風邪をこじらせて肺炎になったり、筋力が低下して、転倒して骨折するなど健康を害するリスクが高まります。そして病院に入院した場合には、環境の変化にうまく対応できず、精神的不安になり、寝たきりになってしまうとあります。これからの人生を楽しく過ごすために、国では健康寿命を延ばしましょうをスローガンに、スマート・ライフ・プロジェクトの取り組みを進めていますが、どういった内容ですか。本村はスマート・ライフ・プロジェクトの取り組みは実施していますか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えします。

スマート・ライフ・プロジェクトというのは、健康づくりの取り組みの一つと捉えております。まず適度な運動、適度な食生活、禁煙に努めて健康寿命を延ばしていこうという取り組みであります。本村も健康づくりとかを通じて取り組んでいる状況であります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 そういった国の政策で、スマート・ライフ・プロジェクトの取り組みをやることによって、医療費の削減、健康寿命が延びると思っています。そういう取り組みをやらせてください。

それでは最後、⑤人生100年時代に向けて、公民館を活用した健康で生きがいがあるまちづくりを図るについて質問をします。人生100年時代に向けて健康でいるか、寝たきりでいるか。これから先も健康で充実した生活を送っていくには、社会とかかわっていく必要があります。公民館を活用して地域の集まりに参加したり、趣味のサークルに打ち込んだり、自由になった時間を外に出て人と会い、会話を楽しみ、体を動かすといった一連の行動が健康につながるとされています。それで先ほど生涯学習課長から答弁がありましたように、本村の介護予防とか、

ふれあい事業とか、ヨガ教室、それから民謡教室、フラダンス教室とかいろんな事業をやられています。それで私が言いたいのは、将来的には公民館を活用することによって医療費の削減ができると思います。例えば、今吉の浦総合スポーツクラブで事務局の呉屋さやかさんがいろんな事業をやっています。そういった事業を公民館に移して、地域の人たちがその地域の行事をつくる。そして公民館に高齢者を集めて、そうした事業を展開した介護の予防とか、いろんな予防につながると思います。そういうことで、例えば、上地区は南上原、下地区は久場地区をモデル地区に指定して、書記を採用して、そこでいろんな事業を展開する。そしたら子供たちとか高齢者がいろんな形で交流できると思います。財源が厳しいですので、久場地区と南上原地区をモデル地区に指定して、そういった介護予防、各種事業等を実施するために書記の採用ができないかという質問です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時35分）

~~~~~

再 開（14時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの答弁にお答えいたします。

先ほど答弁しましたように現在も公民館におかれましては、各字ふれあい事業、健康づくり事業を展開してきております。御質問にありました生涯学習課が管轄する吉の浦総合スポーツクラブ等を含めたところが、こういった各公民館での活動ができるかについては、しっかり検討をしていきたいと思っております。さらに、いろんな事業を各課またがってやってはおりますが、その中で書記を採用できる事業があるかは現在のところ確認はとれていませんので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時37分）

~~~~~

再開（14時37分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

2カ所のモデル地区という提案は、スタートとしてはすばらしい提案だと思います。南上原地区、久場地区でそういった事業が、生涯学習課が管轄する生涯学習講座を含めたもろもろのものができるかは、課を含め教育委員会の中で検討させていただければと思っています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 最後に村長にお伺いします。

人生100年時代に向けて健康であるまちづくりを図るために、公民館を活用した健康づくりをやったほうがいいと思いますけれども、村長の公民館を活用してのそういった構想とか何かありましたら、お願いしたいと思っています。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

構想というのは今すぐぴんと来るものはありませんけれども、ただ地域を充実させるという意味合いでは、世代間人材交流センターだとか、いろいろ各地域で新しく公民館的な部分も3つほどふやしてきておりますので、またそういうものを使いながら各地域で、今議員がおっしゃるようなことはお互い共有している課題だと思っていますので、それに向けては積極的に支援もしていきたいと思っています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 上地区は南上原、下地区は久場地区、モデル地区に指定して、公民館に書記を導入する。その書記の仕事内容を学びます。学んだものを各地区の公民館の職員に学ばせ、山びこが山びこを呼び、高齢者の健康増

進が図られると思います。人生100年時代に向けて、健康で長生きできるほど幸せなものはありません。そのためには各地区の公民館を活用した健康づくりを図ることが、住んでよかった村、住み続けたい村になり、健康で生きがいのまちづくりにつながると思います。書記の配置に取り組んで下さい。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時40分）

~~~~~

再開（14時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、外間博則議員の一般質問を許します。

○13番 外間博則議員 こんにちは。全員出席の状態です。質問したかったのですが、2番 新垣 修議員が風邪、熱発ということで早引きしております。その分頑張って質問をしたいと思っています。それでは読み上げて質問をします。

大枠1. 児童虐待の防止について伺います。

①沖縄県内での虐待件数は平成29年時点で、児童相談所による虐待相談対応件数は691件との報告であります。本村での児童虐待の状況及び件数を伺います。また、その対応策と防止策について伺います。

大枠2. 村道と法定外道路（里道）の整備について伺います。①糸蒲（津覇）にございす拝所への進入路として法定外道路（里道）があります。その道が非常に細くて狭い上、斜面となっており、危険な状態にあるため、その道路に転落防止のガードパイプの設置と、またその路面の整備はできないか伺います。②村道潮垣線と津覇中央線と交わる交差点の南北両側に斜線を引き、徐行の標示はできないか。この件については去る6月定例会において質問をしてお

りますが、その進捗状況をお伺いします。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては福祉課、大枠2番につきましては都市建設課と住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の児童虐待についてでございますが、これは最近の報道などでは大変な報道も聞かれるようになりました。救える命はあったのではないかと思えるような、行政の対応、あるいは警察の対応も含めて、いま一度本村においてもそういう網の目から出ていくものはないかも含めて、この問題については真剣にこれからも対応していきたい。これは関係団体も含めて、一緒になって同じ温度で子供たちへの対策はやっていきたいと心から思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

大枠1の①平成29年度の本村における児童虐待の相談件数につきましては、身体的虐待が13件、心理的虐待が14件、ネグレクト8件、性的虐待2件、計37件ございました。平成30年度は、身体的虐待8件、心理的虐待9件、ネグレクトが11件の計28件となっております。対応につきましては、虐待の程度に応じて家庭相談ケース、要対協ケースと分けて受理を行い、地域、保育、教育、保健、医療、福祉などの関係機関が連携し、支援を行っております。防止策につきましては、児童虐待防止の啓発活動や子供にかかわる関係機関の支援関係者への虐待の早期発見や虐待対応知識を学ぶ支援者研修会などを開催しております。発生予防として、妊娠・出産の産前産後の心身の不調、不安や悩みを抱えている特定妊婦やリスク要因が高い家庭、育児困難を

感じている親子などのグレーゾーンには早期にかかわり、関係機関で連携を取りながら、小まめで切れ目のない支援を実施し、問題の解決・改善により未然防止につなげております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 外間博則議員の御質問にお答えします。

拝所への里道を私のほうも確認いたしました。雑草が生い茂って通行には厳しいところではありますが、地域で活用する通路に関しましては、各地域で維持管理を対応していただくよう、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠2②、去る6月定例会でも要望されました交差点の徐行についての標識ができないかについてお答えをいたします。

去る8月に宜野湾警察署へ要請を行っておりますが、その際、宜野湾警察署交通課から提案がございました。現場は交差点の南北に対し、山手側と海手側に既に一方通行の路面標示の交通規制がされていることから、喫緊の要請であれば協議せずに、村が対応できる交通安全対策、注意喚起の立て看板等の設置を勧める提案がございましたので、担当課としては都市建設課と調整を行いながら対応を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時01分）

~~~~~

再 開（15時01分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 大変失礼いたしました。訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど、交差点南北に対し、山手側、海手側に既に、私のほうが「一方通行」ということを表現しましたけれども、「一時停止」の間違い

でございます。「一時停止がされている」ということなので、それで先ほどの答弁のとおりでございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時02分）

~~~~~

再 開（15時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

外間博則議員。

○13番 外間博則議員 順を追って再質問をいたします。

ただいまの件ですが、大枠1番から。今回この質問をさせていただきましたのは、近年にわたり児童虐待が、死者も出すほどの大変痛ましい事件も全国で起きておりますので、今回質問をさせていただきました。それで、また再質問をしていきたいと思っております。

村内の虐待の件数というのは、先ほど課長のほうから説明がございました。それで、確かにグレーゾーンを越してレッドゾーンまで段階があるわけですね。レッドゾーンまでに行かない中間地点、イエローゾーンまで行かない段階で虐待と判断し、未然に防げるような、重度の虐待にならないような対策として、早目に対処できる段階がイエローゾーンです。イエローゾーンの中で対処されると、そういうお話であります。また、全国の例を見ますと、沖縄県内においても全国に続き、死者が出る、死亡事故を起こすほどの体罰を加える虐待があるという実態があります。まず読み上げて説明いたします。平成17年から平成27年までのデータをもとに説明いたします。平成17年6月に那覇市で1歳6カ月の幼児を虐待という件。平成21年6月、3歳、幼児虐待死、これは石垣島で起きております。それと平成22年5月、生後3カ月の乳児、これも虐待のため死亡ということで報告であります。それと平成27年7月、3歳の幼児を死亡させるという事件が宮古島市でございます。全

国では、皆様の記憶に新しい千葉県の虐待死が平成30年の1月に小学4年生の虐待の死亡事件があります。その観点から質問させていただきます。先ほどのイエローゾーンからグレーゾーンまでの間に早期発見をすることによって、虐待というのは初期の段階から間が開いて、長い期間放置するとエスカレートするということでもあります。虐待に対しての適切な介入や支援が必要であるということでもありますので、取り返しのつかない事態を招く、また逆に適切な介入や支援の導入によって虐待のリスクを下げることができ、養育状況の改善につながることを考えられます。そこで、先ほども生涯学習課長からの答弁の中で、この段階については学校関係において未然に防げたと。小学生までの、登校したときに痣があったとか、これはあくまでDVを受けているとかそういう疑いがある状況というのは確認されているのかどうか、伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり早期発見、早期介入というのが一番望ましい形のかかわり方だと考えております。御質問のとおり各段階で、まず保育園に通う子供たちに関しましては、今おっしゃられた各保育園から傷だとか、あとは同じ服を着ているとかというような情報が寄せられたりもしておりますし、学校での不登校とか、あとまた同じような虐待のありそうな案件については、学校でも対応しておりますけれども、福祉課の要対協へも上げていただいて、関係機関とは連携を密にとりながら、先ほど申し上げたような早期介入につなげるような対応をしております。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 保育園等、小学校へは連携をとって行っているということでもあります。それで虐待には緊急介入するハイリスクアプローチだけでなく、身近な相談機関として置

かれています、市町村によるオペレーションアプローチというのが重要とされているということでもあります。また、緊急事態が発生しやすい高いリスクを持った人を対象に取り組んで対処してだけでなく、ハイアプローチのみならず、その対応を一部と限定しなく、集団団体へのアプローチをし、全体としての市町村の中で身近に行えるオペレーションアプローチを実施されているのかどうか、伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

まず虐待案件の相談があった場合には、重さによって家庭相談ケースと要対協ケースということで分けた受理をしている中で、そのレベルに合った関係機関を交えた対応をさせていただいております。プラス、防止につきましては、児童虐待の啓発活動ということで関係機関への支援者研修というのを毎年実施しております。また、児童虐待というのは昨今の少子化とか、核家族化、コミュニティーの崩壊、経済不況、子供のいじめ問題など世相が加わって、特別な家庭の問題ではなく、どの家庭にも起こりうるものと認識しております。行政関係機関はもとより、地域の組織とか、地域の方々も含めた社会全体がかかわっていかなければならないということで、その辺での啓蒙活動もしておりますし、そういったNPO団体の活動も支援して、いろんなところで認識してもらいながら、早期にかかわれる関係性を持った取り組みをしております。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 ただいま答弁の中でもありましたが、程度の軽い虐待といえ、虐待と認められるほどのそういう状態になっているわけですので、隠れた状態の外傷がない、ネグレクト、養育放棄ですね。その中で十分な食事を与えない、減食したり、また長時間児童、幼児を放棄し、保護者が養育を著しく怠ってい

る状態。また減食して、その児童の成長にも影響が出ます。その状態的なものを担当課から、保育所なり小学校へ指導をされているのか。お願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

議員がおっしゃる埋もれた、隠れている虐待というのが一番怖い案件だと認識しております、ことしからは各保育園、幼稚園、小学校へのチェックシートということで、気になる子についての幾つか簡易的な項目があって、そこにチェックをしていくことによって、虐待のどのレベルということがわかるようなシートがございまして、それを活用していこうということでことしから取り組んでおります。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 ただいまの答弁でわかりました。チェックシートを用いて軽度か重度かというのを発見できると、そういうような答弁でございました。

これに対して、今回児童虐待防止法と児童福祉法の改正ということで、今年度からですか、平成30年度からですか。改正するという案がありまして、これは民法上の法律なのですが、親権者は児童のしつけに対し、体罰を加えてはならないと。これはもう鉄則ですけれども、それに対して新しい法律は、平成30年度施行ですね。令和2年度をめどに検討していき、また改正後のメリットとかも踏まえてそういう改正になると思いますが、この件で改正後のメリットや効果について、本村でのそれに乗ったお考え、メリット、改正後の効果についてはどういうお考えがあるのか。答弁できましたら。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

児童虐待につきましては、全国的に非常に重要であり、必要な対策をとらなければならないというところから、国としての法律改正につな

がっていると思います。もちろんその法律の制定により、抑止にはなると考えます。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 そうですね。平成30年からの改正ということで、まだ改正も間もないという状態で課長に答弁を求めましたけれども、この件と似たようなそういう虐待の程度、先ほど言いましたグレーゾーンからレッドゾーンまでの虐待で、万が一レッドゾーンまで行く、死亡を招くような重度の虐待を防ぐために、警察機関との連携協定を結び、沖縄県では平成19年度より警察機関との協定に基づく連携が、平成30年の県外死亡事故を受けて、国の緊急対策も当該協定の中において改定を予定しているということでありました。それからまた新たな協定では、児童相談所が受理した相談について、全件提供に近い形で警察機関と共有することが虐待防止への一番の近道ではないかと、そういう警察との連携協定が結ばれております。また深刻な児童虐待が突然発生することはなく、先ほども言いましたが未然に防ぐために、何らかのサインが出されているのかと思います。また適切な支援が行われることで、それ以上の事態の悪化が防げることができるということで、この警察機関との連携協定が平成30年よりできております。先ほども言いましたけれども、県外において大変痛ましい死亡事件も起きているということで、そういう警察機関との連携があるということでもあります。また安全性について、それではまだ弱いのではないかと。エスカレートするおそれもある虐待、それもまた防げるのか。その点どうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時24分）

~~~~~

再 開（15時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 御質問にお答えする前に、先ほどから要対協という表現をしておりますけれども、中城村要保護児童対策地域協議会のことを要対協と。そこで扱う内容を要対協案件など先ほどから申し上げておりますけれども、その中城村要保護児童対策地域協議会には児童相談所、沖縄県の社会福祉事務所、沖縄県警、あと小中学校であったり、うちの関係機関等が入っている協議会がございまして、こちらで代表者会議もありましたら、担当者会議もありますし、危険度の高い内容につきましては個別の案件ごとの個別会議ということで、その関係機関の関係者が集まったの情報交換をしながら、対策を練る会議などをやりながら連携をとっておりますので、今おっしゃったような死亡事故につながるような案件につきましては、もちろん警察もかかわってもらいながら、案件に対する対応を進めております。ですので、連携につきましてはスムーズに今対応しているところでございます。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 ただいまの答弁でわかりました。この個別会議を行って、連携もとりながら対応をしているということでもあります。この件につきまして最後に、ただいま言いましたようにまとめになりますけれども、孤立を防ぎ、気楽に隣近所や近隣の方々、また幼児から小学生の児童を持つ親御さんとか、近くにいる中で少し異変があるとか、一般的な目線で周囲から気になる場所があればメッセージを送ったり、声をかけるということ、これが一番重要になってくると思います。それで先ほども質問しましたが、虐待についてはエスカレートすると。そういう初期の状態にある中で、対処することが一番大事なことかと思っております。また防止することへの早目の対策に努めていただければと思います。答弁はよろしいですので、この早目の対策をすることによって虐待が防げるとい

うことをお願いしまして、次の質問に行きます。

大枠2番の①です。先ほど課長のお話しでは、その拝所までは行けなかったと。相当険しいということはもう承知しているわけで、向こうは法定外道路となっています。里道整備、法定外道路の整備というのは都市建設課が行うということで質問をしましたがけれども、課長も存じていると思いますけれども、現状を見ると道幅が狭く、中に入れなかったということです。入り口部分は幅があるのです。大分前になりますか、確認はしていないのですけれども、実際には2メートル近い里道だったという話を聞いていますので、その進入路が今はもう60センチ程度しかございません。また、この60センチの端のほうは斜面となっており、相当きつい斜面で転落すると危ないような状態です。そこに行く間が相当削れて危険な状態で、年2回の春の清掃、秋の清掃を行っていますけれども、課長もおっしゃるとおりあれは5月にやって、4カ月前に清掃をして草刈りは行われたのですが、また半年するとああいう状態になります。危険な状態で…。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時31分）

~~~~~

再 開（15時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

外間博則議員。

○13番 外間博則議員 これは大分前から里道が地すべりですか、土砂が流れてしまって、ここの部分が崩れてしまっているという状態で、課長がごらんになった状況であります。これはまた次回、どういう管理の方法とかお互い相談しながら、自治会で行うかどうか課長と相談をしながら、現在の状況等もまた自治会ともお話しして、また課長とも相談していければと考えております。以上です。

続けていきます。②です。これはもう去る6

月定例会でも私が質問しましたが、先ほどの答弁では立て看板を設置するというお考えですが、南北側に設置するということですね。それで設置する看板の標示、どういう文言というか標識になるのか。それを教えてもらえますか。止まれとか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、ただいまの再質問についてお答えをいたします。

先ほどの答弁で担当課と都市建設課で連携して対応を検討しているということで、まだ具体的にはその注意喚起をする看板の標示については、これから現場を再度検証しながら検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 この場所は、課長も御存知のとおり児童が通学路として使っている道路でありますので、安全な状態で保てるのか。この看板の設置によって安全な状態で、車の往来が多いもので、よく接触事故とかがありますので、時間帯的には子供たちの通学時間とか、また車両については通勤時間と重なりますので、下校時間もそうです。通勤と一緒。また車両も頻繁に通るところではありますので、この看板の設置ということで、看板の内容についてはお互い調整しながらやっていきたい。この看板を設置して効果が出ればよろしいのですけれども、またその場所はスピードを出すようなところではないのですけれども、やはりマナーといえますか、これは常識なのですけれども、びゅんとブレーキもかけずにスピードを出して通っていく車両を何台か自分自身も見ておりますので、まあ危ない。やはり本来であれば、交通マナーを守って、減速して、徐行をして、確認をして通行するというのが当たり前の常識ではないかと思っておりますけれども。またその後、効果が出ない場合は、先ほど私が言いましたような安全対策として車線を引き、徐行とちゃんと路面

に標示すれば安全かと思しますので、この効果がない場合、再度要請していただけるのか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問について、効果がない場合はという再質問なのですが、まずは先ほども言いましたように警察のほうからも提案がございまして、我々担当課として十二分にその現場状況が改善できるようなことができるように最善を尽くしてまいりたいと思しますので、そういうことで以上です。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 よろしいです。これはもう答弁はいりませんので。危険箇所には変わりないのですが、子供の通学路でもある潮垣線、また津覇中央線でありますので、その部分の危険がありますので、お互いこの看板を設置して交通安全を促すというような、経過を見て課長とも相談をしながら、また実態も検証しながら、また後で相談していきたいと思えます。以上です。終わります。

○議長 新垣博正 以上で外間博則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（15時38分）

~~~~~

再 開（15時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

本日の会議は16時までですが、金城 章議員の一般質問が残っておりますので、一般質問が終わるまで本会議を延長したいと思います。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 皆さん、こんにちは。一般質問最後です。たっぷり時間がありますので、ゆっくりやりますのでよろしくお願いします。通告書を読み上げて質問にかえます。

大枠1. 新庁舎建設について。①新庁舎建設の進捗状況はどうか。②新庁舎完成後に庁舎管

理に関わる委託をどう考えているか。③新庁舎周辺の緑化計画はどう考えているか。④公用車屋根つき駐車場の考えはどうか。⑤現役所庁舎の今後の跡地利用をどう考えているか。これも今議会でいろんな議員の皆さんが質問をしていますけれども、ぜひまたいい案をお願いします。

大枠2. 東西道路についてであります。東西道路についても、私は毎回のごとく質問しております。この東西道路というのが今後の中城の整備に、ルートによっては相当かかわってくると思って、毎回のごとく質問をしています。ぜひ中城のいい点を生かせるようなところに、ルートがなることを願っての質問でありますので。①東西道路、宜野湾横断道路東側ルート計画の進捗はどうか。また会議とかあったかどうか。②村当局の考えと県の考えるルートはどのように考えているか。

大枠3. 中城公園整備について。①県営中城公園と中城城跡の管理についてどのように考えているか。②現在解体中の旧ホテルの跡地利用をどう考えるか。これも3月ですか、質問がありましたけれども、それからまた考えが変わっているかどうか。③城跡の整備進捗と今後の計画はどうか。これは中城城跡のことです。なかなか進捗しない整備をどう計画していくか。

大枠4. サンライズ協についてであります。

①東海岸地域サンライズ推進協議会の要請と活動計画、または活動報告をお願いします。また、これは西原バイパスの北進と考えております中城湾岸道路の要請はサンライズ協議会で行ったかどうか、ぜひよろしくをお願いします。

大枠5. 河川排水路整備についてであります。①これは安里公民館の前の河川が、以前から大雨のたび氾濫しています。これは住民からの訴えがありまして今回の質問に入れてありますが、毎回のごとく土のうとかで、地域住民で対応をしていますけれども、それをどうにか対策を考

えられないかどうかで質問に入れてあります。
よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課と都市建設課、大枠2番につきましては都市建設課、大枠3番につきましては教育委員会と産業振興課、大枠4番につきましては都市建設課、大枠5番につきましても都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、議員も御質問の大枠3の②旧ホテル、高原ホテルの跡地利用。これも重々承知の上だとは思いますが、県有地でございますので、我々が跡地利用をどうということもなかなか難しいところはありますが、今後沖縄県のほうもいろいろ我々が提案しながら、聞く耳は持ってくれると思っておりますので、一緒になって何かできないか。あるいは要請、誘致、いろんなことをアンテナを広げて考えていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の③についてですけれども、中城城跡の整備事業は文化庁の補助金を得て、平成7年度から令和11年度までの計画で年次的に発掘調査、それから修復工事などの整備事業を進めているところでございます。詳細については、生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 金城 章議員の御質問にお答えします。

大枠1①について、あしたで2階スラブのコンクリート打設を完了します。今後は令和元年度までに本体工事を完了し、また、外構工事を令和元年12月ごろに発注し、令和2年度中の完

了を目指しております。

②村道吉の浦線、村道当間前原線と建物入り口付近に植栽帯を設置し、芝と樹木を設ける予定であります。

大枠2. 東西道路について。昨年度の検討委員会において、宜野湾横断道路東側区間の概略ルートが承認されました。具体的なルート決定に向けて今年度から概略設計等に着手していません。

②検討委員会では、沖縄総合事務局、南部国道事務所、警察本部、沖縄県、宜野湾市、西日本高速道路等の委員の中で、広域性、住環境、景観性、経済性の観点から概略ルートが承認されました。また今後の検討委員会でも、村の要望を提案していきたいと思ひます。

大枠4. サンライズ協について。東海岸地域サンライズ推進協議会は、大型MICEの推進等の要望をしております。協議会としては、与那原バイパスや西原道路の早期着工を要望し、去る8月13日には、大型MICE振興に関する協議会の早期の開催を要望しています。中城湾岸道路という要望は現在していません。

大枠5. ①大雨時に集水枡があふれていることは承知しており、役場より土のうで対応しているところでありますが、過去の安里地滑り対策工事や、県道排水路の接続により水量が増加していると思われまひますので、今後の大雨の状況を見ながら県と協議を行ってまいりたいと思ひます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 新庁舎の管理委託についてお答えいたします。

令和3年1月4日に業務移転を予定している新庁舎の管理委託につきましては、戸籍届出等の受付を迅速に行うため、24時間365日受け付けが可能となるよう、業務委託を検討しております。また、新庁舎は特定建築物となるため、建築物環境衛生管理基準に基づき、建築物環境

衛生管理技術者の選任を行い、庁舎の良好な環境衛生を保つための定期検査、貯水槽清掃、飲料水水質検査等を行うための委託を予定しております。その他に、エレベーターの保守点検、電気工作物保守点検、庁舎内外清掃管理などを委託する予定でございます。

次に、公用車屋根つき駐車場についてお答えいたします。公用車につきましては、現在おおむね60台を運用・管理しております。庁舎移転により、駐車場の位置が現在よりも海側に近くなることから、塩害によるさび、また日中の日差しや台風による飛散物による公用車の傷みなどが懸念されます。しかし、公用車駐車場を屋根つきにする場合、概算で2億8,000万円の工事費が試算されております。自動車の管理という面では屋根つきにした方がいいとは思いますが、更なる事業費の増加につながるため、現状では厳しいものと考えております。

次に、現庁舎の土地利用についてお答えいたします。現在跡地につきましては、中学校が使用するプールを中心に跡地利用を考えているところでございます。庁内におきましても意見等の募集を行っており、幾つかの提案もございました。庁議におきましても提案がなされておりますが、現段階におきましては最終的な決定には至っておりません。できるだけ早目に決定したいと考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 大枠3の①県営公園と城跡の今後の管理についてお答えいたします。

中城城跡の管理は平成6年に北中城村と共同で、中城城跡共同管理協議会を設立し、観覧料等の徴収事務及び清掃業務等の管理を行っております。今後の管理については、北中城村と中城城跡共同管理協議会を含めた三者で協議を重ねて検討してまいりたいと考えております。県

営中城公園の管理については、沖縄県に確認したところ指定管理者による管理を行っており、平成30年4月より3年間、民間企業が指定を受けているとのことでございます。今後も指定管理者制度による管理をしていくとのことでございます。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは金城 章議員御質問の大枠3②と③について答弁させていただきます。

まず②の旧ホテルの跡地利用についてですが、先ほど村長からもございましたが、村としましては今後県に対して、例えば中城城跡やハンタ道などのガイドンス施設などができるかとか、その他どういった施設ができるかを含め、誘致があったり要請であったり、これから協議していきたいと思っております。また、現在歴史の道「中城ハンタ道」が成田山の後方、ホテルの廃墟の直前でとまっておりますので、まずはそのハンタ道の残りの区間の整備を進めていきたいと考えております。

続きまして、③城跡の整備進捗と今後の計画ということでございます。現在、一の郭の北側城壁の解体、積み直しを計画的に進めております。この北側城壁の修復は令和4年度で終えまして、令和5年度からは南の郭、次に二の郭、そして西の郭の修復と、順次計画的に進めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは順を追って、また再質問をさせていただきます。

庁舎の建設はおくれているかと思っておりましたけれども、また取り戻したということで大分業者が頑張っているんじゃないかと思っておりました。

あと、この庁舎の管理についてであります。これは今総務課長がおっしゃったのは、もう委託管理になってくるのかな。それと今清掃作業も、エレベーター管理等、電気管理を含めて業

者に委託をすると。そのことはまたどのように行うのか。また内外の清掃作業とかも、どういった感じで委託する予定なのか。そこはお考えありますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

戸籍の届け出受け付け等につきましては、現在は警備会社等への委託を行っております。あわせて、環境衛生管理業務と一括して行える業者、そういうことも今お話が来ておりますので、いろんな角度からいろんな方々に相談をしながら、いい方向で進めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひこの委託管理はやっていただきたい。現庁舎の状況を見ていたら、これから大分大きい新庁舎になります。職員の皆さんでの管理は難しいだろうと思いますので、ぜひこれは考えて。また、この管理も分割できるのでしたら、村内にそういうのをやっている団体もありますので、シルバー人材センターとかができる範囲は、また皆さんも考えて発注をお願いできれば。村内の団体とか企業も使える分は、村内業者育成もありますので、ぜひそれは考えていただきたい。

次に、公用車屋根つき駐車場は、ただいま課長の答弁では2億8,000万円程度かかるという話ですけれども、これは全体でやったときの話で2億8,000万円。私もちょっときょうは資料を忘れたのですけれども、前回もやりましたが入札残の残りの話をしましたけれども、これで対応はできないという話ですが、しかしこの現庁舎を見ますと、今新庁舎をつくっているその時期に、こういう管理体制もちゃんと取り組んでおかないといけないと思って私は毎回質問に入れています。これをそのままつくり、野ざらしの駐車場であれば公用車のもちが、先ほど課長がおっしゃったように傷みが激しいと思

うのです。それで私も見積もりを依頼してみたのですけれども、一台一台出たり入ったりできる屋根つき駐車場でしたら、25台のスペースで7,000万円ぐらい。そしてこれが課ごとにつきつけでやりますと、その倍入って大体40台以上入る予定なのです。50台近く入る。課ごとの列で、要するにつきつけで、出入りの道路はつくらずに、つきつけの駐車場施設、車庫でしたら、これが大体50台前後ぐらい入ると。その見積もりが私の概算で、今課長のおっしゃったのは、全体をつくる時は2億8,000万円ぐらいの予定だと思うのですけれども、私は全体をつくれとは言っていない。この公用車の分でもどうしても計画したほうがいいのではないかと考えて提案しているのです。これは今回を逃したら、もう多分私たちが生きている間はつくれないような感じだと思っておりますので、またこの積算も別として、ぜひこれはもう一度検討したほうがいいのではないかと考えております。今回また今年度の終わりに外構工事の発注もあるはずですので、そこまでにできるかどうかの問題ですけれども。

次に移ります。この現庁舎の跡地利用は今議会でいろんな提案として、中城中学校のプールを先行してつくる話が出ていますけれども、この敷地をどの程度利用してのプールをつくるのか。結構狭いみたいで広い庁舎跡ですので、そのほかの跡地はどのような利用をする予定なのか。誰か答弁できますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

プールのみの整備であれば、恐らくこの庁舎敷地の半分程度で済むのだろうということで考えております。ただ、今議会でもいろいろと跡地利用についての御質問がありましたので、そのときにも答弁をいたしました。現段階ではプールはぜひつくしましょうという話はありませんけれども、そのほかの施設を含めた複合につ

いては、まだ決定をしていないということで答弁をさせていただいておりますので、プールのみであれば現在の敷地の半分程度で終わるだろうと、そのように考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 あと2年ですよ。それからまた考えるとしたら、今議会で石原昌雄議員からもありましたように、これを今からそういう審議会とかいろいろなものを重ねて、跡地利用の検討委員会をやるべきだと思うのですが。中学校のプールもどの程度のプールをつくるのか。またこの敷地がちょっといびつな敷地ですので、どういうふうにつくるかで外の空き地利用もどうするのかで、解体が終わってからまたこれに取り組むのでしたら、あと何年なるか。プールもよくほかの議員からも提案があったり、教育長も早くつくりたいという話をしますけれども、このプールも今で計画しておかないと何年先になるのか。中学生はみんな卒業してから、また新しい中学校でしか使えないと。もう庁舎完成もちゃんと日付は決まっていますし、そこはこれから検討して行って、取り壊しも日程はほとんど概算で出るはずなので。それでその後すぐに着工できるぐらいのペースで進めていかないといけないのではないかと思うのですけれども、その件どうですか。検討委員会とかを持つ予定は。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

理想的に言えば、今金城議員が御質問の中であったとおりだろうと思います。解体と同時に新たな施設の整備ができれば、これは非常にベストな進捗になるのだろうということで考えております。検討委員会等につきまして、今庁内におきましてはさまざまな意見があり、あるいは今議会におきましても議員の方々からさまざまな意見が出されておりますので、そういうことを踏まえまして検討委員会という形になるか

どうか、この場での即答はできませんけれども、できるだけ多くの方々の意見も聞きながら進めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ早目に、更地になってからまた検討委員会とかいろんな話を始めたら大分おそいだろうと。執行部の皆さん、忙しいことは重々承知ではありますが、そういうことも早目早目にぜひやっていただき、教育長が望んでいるプールを早目につくれるように。どうですか、教育長。検討委員会とか、教育委員会から出す予定はないですか。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 いろんな意見を聞きながら、中学校のプールだけではなくて、教育施設全部の10年後、20年後を考えた総合的な、年次的にどこからどういうふうにして整備していくというのができないのかということは考えていますけれども、具体的にそれをどうしていくところまではいっておりません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 もう一つ教えてください。この現庁舎の土地は中城村のものか、また私有地が何筆あるかだけ、教えてもらえませんか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

たしか3名の方から土地を借用させていただいております。面積の比率でいきますと、おおむね7対3ではなかったかということで記憶しております。7が村ということでございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この土地の取得もまたかかりますし、早目早目の計画をしませんと、新庁舎も全部購入できませんでしたよね。やはりこのいびつな土地で別の借地があった場合に、その買い取りもまたしないといけないかもしれません。その件もありますので、ぜひ早目に

検討していただきたいと思います。

続いて東西道路、宜野湾横断道路東側ルートの件について、もう決定したという課長の話がありますけれども、今この南側ルートにほとんど決まりそうという話を耳にするのですけれども、県の調整予算がついて、またそれで進めていくような話がありました。その件について、本当にこの南側道路で中城村は満足していいのかどうか。もう一度その件ちょっと。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（16時18分）

~~~~~

再 開（16時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

前年度の検討委員会等で、概略ルート南向けが決定しました。検討委員会の中でも副村長が、新庁舎に近いルートを要望しましたが、やはり経済性等の観点から委員の方々の意見から概略ルート南向けが決定したと。今後、調査設計に着手し、新しい線形が決まるという方向性ではあります。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 東西道路から別の問題に移りますけれども、今県で進めている東側地区、サンライズ協議会も絡んでいると思うのですけれども、サンライズベルト構想みたいな、まだ仮称ではありますけれども、そこでそういう地域をつくろうという案も出ている中で、本当に今の南側のルートではしご道路を設定したときにいいのかどうか。もう一度村長の意見を少し伺いたいのですけれども。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

この東西道路の検討委員会には私のほうが出席しておりますので、私から答弁をさせていただきます。

この東西道路の場合、南側、東側、北側ということで3ルートがこの検討委員会で提案されました。その中で村としては、できるだけ役場庁舎に近いルートを提案してきましたが、委員会の中で先ほど都市建設課長から答弁がありましたように、広域性とか住環境、それから景観性、経済性の観点から、いろいろ検討を重ねて、南側ルートが経済的、そういう景観も含めて好ましいだろうということで、概略設計をやっていくということを県のほうで決定をしております。村として、これで満足ですかということなのですが、なかなかそういうことは東側ルートを要望した関係で、必ずしも満足ではございません。その中で自分のほうで確認したのが、できるだけ今後お互いの観光ルート、城跡への観光を結んだルートの将来に、将来いつなるかわかりませんが、そのルートも含めて、要するに計画をしていくという県の答弁を引き出しました。そういうことで今回は、これが南側ルートで決まるということではまだ決定ではございませんので、これから概略設計をしながら、あと一番大きいのが用地の問題がございます。そういうことで県で概略設計をし、用地交渉を進めていく中で計画が決定されるのかと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今副村長は、まだ決定ではないという答弁をしましたけれども、これが本当に住環境と経済効果とか、中城村の経済面にとって、本当にこのルートでいいのかと疑問でならないのです。私の3月の質問に村長は、東西道路の第一希望を北側ルートで、役場周辺にいざないたいとの答弁がありました。それとまた、今後中城村の希望を要請していったり、本村の希望どおりにぜひ進めていきたいと、そういう答弁もありました。本当にこのルートでいいのかどうか。まだ決定ではない。要する

に、今でこそこのルートをもう一度県に考え直していただかないと。これが光栄県議の質問に、サンライズ協議会もそうですが、このサンライズベルト構想についても次年度から具体的に各市町村との連携などをとって、また適正な土地利用に取り組んでいきたいと。各市町村との意見も交わしながら、またその適正な土地利用を考えていきたいという県の答弁が載っているのです。これはことしの3月の光栄議員の質問でありますけれども、県の答弁がこれぐらいあるのですでしたら、もうちょっと中城村が推し進めたら、この変更も可能ではないかといつも思うのですけれども、もう決定したルートの予備設計とかそこにかかわってきたら、それが予備設計でまだ決定ではなくて予備ですので、もう一度北側をもうちょっと予備設計をしていただいて、どのぐらいの予算がかかるのかで、それがまたこのルートでは中城村の経済効果とか住環境とか、ほとんどいかないと思うのです。庁舎周辺を核としたまちづくりもこれから考えていく中で、南側にルートを持っていった場合に、この中城村の住環境、上地区と下地区の利用度というのはいい環境にあるのか。今経済効果では、西原バイパスのただの通過道路だけになってしまうのです。本当に中城村で利用価値がある東西道路なのかどうか。私が東西道路に求めるのは、中城村で本当に利用価値がある東西道路をぜひ検討して県に上げていただきたいと。それで何度も何度もこの東西道路のことをやっています。今東側のサンライズベルト構想を県も上げていますし、その構想にも私たちの中城村を中心に持ってくるのは、ほとんど理想にかなっているのではないかと思います。この件もぜひ推し進めて、村長からも少し答弁を、県への要請とかをする考えがあるかどうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（16時27分）

~~~~~

再開（16時27分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 答弁いたします。

今後東向けに要請していく考えがあるかというただいまの御質問ですが、この東側、南、北側という選定していく中で、やはり一番ネックになったのが、東側ルートが国道329号まで約1メートル近くの高差がございます。そうすることで南進から県道29号線、それから国道329号までということになると、今農地の約半分ぐらいが国道329号まで約半分ぐらいの農地も潰れていくという部分で、経済的にも景観的にもそぐわないというのがこの検討委員会の中で議論が大分されたものですから、なかなかこの辺の部分、専門家を含めた意見を覆すということのも大変厳しいところがあるのかということ考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 確かに副村長がおっしゃるように高低差は私も重々承知であります。それでいろんな提案をしまいいりました。この高低差について以前副村長もお話ししたけれども、ニライカナイ橋みたいなああいう通路があります。今、県で少しもらった資料では、あのルートからでしたら北側に移動するのも、別に高低差というのは、逆に高速から来た場合に右に曲がって南側ですね。それを左に曲げれば、距離的にも高低差というのは処理できる範囲だと思うのですけれども、それを県がそういう経済的な、西原バイパスを北進したらお金がかかるからと、そうではなくて本当の将来のサンライズベルト構想、せっかく光栄県議が頑張って、東側を発展させようと県でも頑張っていますよね。そのことについて中城村もすぐ折れるのではなくて、ぜひいろんな形で要請、要望なりしていただきたいと思うのです。そうしないと今南側に持って行って、西原バイパスのただの通

過道路だけでやって、村の利用価値は本当にあるかと思うのです。この件について時間が残ったら、またもう一度やりましょう。

次の城跡整備です。この管理を、今庭園公園を民間が指定管理で受けていることはわかっておりますけれども、実際事業の芝刈りとかそういうのは、中城村のシルバー人材がほとんどこなしています。そこでこの質問を入れたのですけれども、これはどうにか中城村のいろんな事業所で産業課の指導で、この事業所と連携をとって、中城村自体で事業所をとれないものかどうなのか。検討していただければと思います。その城跡の管理も今この下地区と一緒にあって、県営公園の管理も一緒になれば、もっとスムーズにいろんな感じで進めていけると思うのですけれども、この県営公園の入場者数がわかれば少し教えていただけますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

県営公園については、資料を持っておりません。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいまの御質問にお答えいたします。

県営中城村公園、これは登又側に管理棟が現在ございます。昨年、平成30年度の入場者数につきましては約16万5,000人、主に4月に2万2,000人、5月2万5,000人ということで、ゴールデンウィークに多く入っております。あと6月から9月までは5,000人から8,000人と、どうしても夏場は落ち込んでいるという形でございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の課長の答弁からもわかるように、この県営公園にはこれだけの人数の来客者があります。それを城跡に引き込

むには、どうしても管理自体を一緒にやっていって、同じ公園として来場者を誘導しないといけないのです。今の生涯学習課長の答弁で16万5,000人。中城村は村長が目指す世界遺産城跡の入場者数を、下の動員を引き込めば達成しているのです。ぜひこの件はいろんな会議で話し合っ、下の県営公園に来ているメンバーを上城跡に引っ張っていけるような画策をいろんな形で検討していただきたいと思います。

それとこの旧ホテル跡地、今県営公園だということではなかなか中城村から提案できないという話がありました。今沖縄県に国立劇場がありますけれども、県立郷土劇場がないものですから、道路拡張のために取り壊してなくなりましたので、それも以前、県はこれをつくり直すという約束をしているのです。それを中城村として、今の跡地に誘致運動をする考えはあるかどうか。今の跡地は最初の公園計画では、県で施設をつくる予定で図面も仕上がっていたはずなのですが、その後は予算の削減で変更になりました。また施設が消えたという話ですけれども、ぜひどうですか。県立郷土劇場とか、その誘致の考えは中城村で推し進めて、ぜひこちらに持ってきてほしいということは誰か答弁できますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今現在の考えとしましては、今の郷土劇場ですか、そういうことではなくて、別の今いろんな提案をしていこうかということは考えております。これはもう中城城跡にかかわる博物館的などいいですか、いろんな機能を持った、例えば中城村でしか経験のできない宮城 清先生のような方々のそういうものも一緒にできないかだとか、観光協会やグスクの会も一緒になったものできないかだとか、いろんな可能性がございますので、今のお話だけのことを言いますと、郷土劇場云々ではなくて、もっと違った

形で県に要請しながら、あるいは県と一緒にできないかも含めて考えていきたいと思えます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、私は今村長がおっしゃった博物館とか、別の施設等とかこれも一緒になった郷土劇場も引っ張ってこられるのではないかと思います。村長が今お考えのこの施設等も組み込めるような、中城村でそれも組み込んでどうなのか。今どうしてこの県立郷土劇場を誘致したほうがいいかなと思ったら、また同じように那覇地区とか浦添地区に持っていかれそうなのです。こんな風光明媚な中城の旧ホテル跡に、沖縄県を代表する郷土劇場を何で引っ張ってこないのかと。博物館的なものもすばらしいと思えますけれども、そこもやりながら、観光団を引っ張ってくるというのは、郷土劇場で沖縄県の文化である催しもやりましたら誘客も図れると思うのです。世界遺産への誘客も。ぜひこれは両方合体での考えを進めていただけないですか。今村長の考えるものもいいかもしれませんが、ぜひこれも頭に入れて、引っ張ってこられるのを望んでいます。中城村でこの道路に関して、この施設に関して要請運動がほとんどないものですから、それで施設も引っ張ってこられないと。

もう一つだけ、③です。世界遺産の城跡、これも早目の進捗で観光客をもっと誘導できるような施設にできるように、ぜひこれは早目の計画で進めていただきたい。毎回のごとく予算が少なくなっていますので、ぜひこれは早目の進捗を望んでおります。

サンライズ協議会で要請運動を行ったのですが、これでMICEの取り組みだけ、早期実現だけの進行に関する協議会開催を要請する要請文書ですけれども、しかしこのサンライズ協議会でもっと別なことを要請していただきたい。今県の構想とサンライズベルト構想についても、どういった感じで中城村を発展させて

いくのかとか、この道路に関してもそこで要請していかないといけないのではないですか。この件に、村長はどう思いますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

基本的にはサンライズ協議会は、大型MICEの誘致に係る部分が大部分でございます。中城村のための道路云々というのは、実際のところ現実的には、まず優先的なものはMICEからということになりますので、そこはまた別問題で考えていきたいと思えます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 また戻りますけれども、今村長が私の東西道路の件で答弁なさった、村の意向を踏んで県にも要請したいと。しかし、もうこれがほとんど決まっているような感じで答弁を受けた。これからでまだ決まっていないとの副村長の答弁がありますので、これからでも本当に北側ルートに東西道路も引っ張ってきて、要請運動をできたらやっていただきたいのです。そうしないことには、これは前に進まないと思えます。先ほどの郷土劇場もそうですけれども、もう予算を確保したから、また別のところに持っていくということになります。県の予算でつくる大規模な施設ですよ。もう一度だけ、この東西道路と、今の旧ホテル跡にこの要請はまたやっていく気があるかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

もう一度精査はしてみますけれども、要請という部分よりも、せっかく今東西道路については協議会があるわけですから、その協議会で我々の意向を通していくというのが一番の近道だと思いますし、これはもう一度精査して、それはできないのか。場合によってはどうしてこういう形になってきたのかも全部、逆にこちらのほうが説明を受けるような形でやっていけばいいのではないかと思います。要請云々とい

うのはまた別問題であって、せつかく協議会がありますので、これは協議会でできるものだと考えていますし…、もちろん郷土劇場の今の話は一つの提案として私もしっかりと念頭には入れて、いろんな施設を複合した形でできれば一番いいですし、せつかくの世界遺産がよりアピールできるようなものを誘致して、あるいは一緒にやっていきたいと思っています。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この東西道路もわかりですけども、この協議会でもぜひ中城村の意見は推し進めていただきたい。

そして、この5番の安里の公民館前、村長と関係部署にしか配っていないのですけれども、毎回雨のたびにこんな状態なのです。これはまだ雨の降り始めです。もう少し時間がたちましたら、また道路が見えないぐらいいっぱいにほとんどなってくるのです。ぜひこの改善策をもう一度だけ課長、何か提案がないか。このグレーチングをもうちょっと大きくしてまたできるかどうかとか、このあふれるところを何か処理するとかできないものなのか。これはもう何年なりますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

主な原因としては先ほど答弁しましたとおり、県道排水の接続の後からこういう水量が増加しているということを聞いていますので、中部土木と協議をし、対策をまずお願いしてみたいと思います。その結果、また村でできるものがあるかどうか、検討してまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 毎回同じ質問を取り上げております。しかし、どうして同じ問題を取り上げるかと本当に感じていただきたい。これからの中城村の発展、また整備をどのように進めていくか、考え方一つでまた違うものになっていく。この道路に関してもそうですけれ

ども、また上物にしてもぜひいろんな形でいい方向に進めていければと思っております。ぜひこれからまた皆さんと一緒にやっていきたいと思っています。また同じ質問を何度もしますけれども、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（16時46分）

令和元年第4回中城村議会定例会（第7日目）

招 集 年 月 日	令和元年9月6日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和元年9月12日（午前10時00分）		
	散 会	令和元年9月12日（午後0時34分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	欠 席	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	欠 席	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員	2 番	新 垣 修	3 番	渡嘉敷 眞 整
会 議 録 署 名 議 員	4 番	屋 良 照 枝	5 番	桃 原 清
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎太郎
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	副 村 長	比 嘉 忠 典	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	教 育 長	比 嘉 良 治	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 名 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	生 涯 学 習 課 長	稲 嶺 盛 昌
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 幹 主	稲 嶺 盛 久
	福 祉 課 長	金 城 勉		
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	報告第6号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第 2	報告第7号 平成30年度決算に係る健全化判断比率について
第 3	報告第8号 平成30年度決算に係る資金不足比率について
第 4	報告第9号 平成30年度決算に係る資金不足比率について
第 5	報告第10号 平成30年度決算に係る資金不足比率について
第 6	認定第1号 平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第 7	認定第2号 平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 8	認定第3号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 9	認定第4号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 10	認定第5号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 11	認定第6号 平成30年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 12	認定第7号 平成30年度中城村水道事業会計決算認定について
第 13	議案第51号 平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について
第 14	議案第52号 物品等購入の契約について

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 報告第6号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第6号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告申し上げます。

報告第6号

平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告する。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

別冊のとおり、中城村は借り入れ等はありません。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 報告第7号 平成30年度決算に係

る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第7号 平成30年度決算に係る健全化判断比率について御報告申し上げます。

報告第7号

平成30年度決算に係る健全化判断比率について

中城村一般会計の平成30年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

(単位：%)

	平成29年度決算に係る 健全化判断比率	平成30年度決算に係る 健全化判断比率	地方公共団体の財政の 健全化に関する法律施 行令第7条の規定に基 づき算定した早期健全 化基準
実質赤字比率	—	—	15.00
連結実質赤字比率	—	—	20.00
実質公債費比率	9.1	8.6	25.0
将来負担比率	25.4	32.2	350.0

備考 実質赤字比率又は連結赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

意見書等がございますので、御参照いただき
たいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終
わります。

休憩します。

休 憩（10時05分）

~~~~~

再 開（10時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第3 報告第8号 平成30年度決算に係  
る資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第8号 平成30年度決  
算に係る資金不足比率について御報告申し上げ  
ます。

報告第8号

平成30年度決算に係る資金不足比率について

中城村公共下水道事業特別会計の平成30年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

(単位：%)

| 会計区分           | 平成29年度 | 平成30年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|----------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村公共下水道事業特別会計 | —      | —      | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

意見書がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第4 報告第9号 平成30年度決算に係

る資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第9号 平成30年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第9号

平成30年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の平成30年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の

規定により、次のとおり報告する。

(単位：%)

| 会計区分            | 平成29年度 | 平成30年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村土地区画整理事業特別会計 | —      | —      | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

同じく意見書がございますので、御参照いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第5 報告第10号 平成30年度決算に係

る資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第10号 平成30年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

#### 報告第10号

##### 平成30年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の平成30年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

(単位：%)

| 会計区分      | 平成29年度 | 平成30年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村水道事業会計 | —      | —      | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会の報告する必要がある。

同じく意見書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第6 認定第1号 平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題としま

す。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第1号 平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第1号

平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

平成30年度

中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入額 8,462,437,405 円

歳出額 8,219,783,820 円

差引残額 242,653,585 円

平成30年度 一般会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款        | 項          | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額      | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考                 |
|----------|------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|---------------|--------------------|
| 1 村税     |            | 2,484,352,000 | 2,696,161,602 | 2,563,197,003 | 14,196,950 | 120,497,151 | 78,845,003    | 還付未済額<br>1,729,502 |
|          | 1 村民税      | 916,580,000   | 990,560,235   | 961,645,332   | 660,735    | 29,703,570  | 45,065,332    | 還付未済額<br>1,449,402 |
|          | 2 固定資産税    | 1,404,339,000 | 1,539,603,891 | 1,439,841,896 | 13,338,006 | 86,704,089  | 35,502,896    | 還付未済額<br>280,100   |
|          | 3 軽自動車税    | 73,124,000    | 78,716,566    | 74,428,865    | 198,209    | 4,089,492   | 1,304,865     |                    |
|          | 4 村たばこ税    | 90,308,000    | 87,280,910    | 87,280,910    | 0          | 0           | △3,027,090    |                    |
|          | 5 特別土地保有税  | 1,000         | 0             | 0             | 0          | 0           | △1,000        |                    |
| 2 地方譲与税  |            | 43,847,000    | 46,493,661    | 46,493,661    | 0          | 0           | 2,646,661     |                    |
|          | 1 地方揮発油譲与税 | 11,843,000    | 12,759,000    | 12,759,000    | 0          | 0           | 916,000       |                    |
|          | 2 自動車重量譲与税 | 30,003,000    | 31,433,000    | 31,433,000    | 0          | 0           | 1,430,000     |                    |
|          | 3 特別とん譲与税  | 2,000,000     | 2,301,661     | 2,301,661     | 0          | 0           | 301,661       |                    |
|          | 4 地方道路譲与税  | 1,000         | 0             | 0             | 0          | 0           | △1,000        |                    |
| 3 利子割交付金 |            | 1,708,000     | 1,660,000     | 1,660,000     | 0          | 0           | △48,000       |                    |
|          | 1 利子割交付金   | 1,708,000     | 1,660,000     | 1,660,000     | 0          | 0           | △48,000       |                    |
| 4 配当割交付金 |            | 2,760,000     | 2,760,000     | 2,760,000     | 0          | 0           | 0             |                    |
|          | 1 配当割交付金   | 2,760,000     | 2,760,000     | 2,760,000     | 0          | 0           | 0             |                    |

| 款              | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|-----------|---------------|----|
| 5 株式等譲渡所得割交付金  |               | 2,396,000     | 2,396,000     | 2,396,000     | 0     | 0         | 0             |    |
|                | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 2,396,000     | 2,396,000     | 2,396,000     | 0     | 0         | 0             |    |
| 6 地方消費税交付金     |               | 323,679,000   | 323,679,000   | 323,679,000   | 0     | 0         | 0             |    |
|                | 1 地方消費税交付金    | 323,679,000   | 323,679,000   | 323,679,000   | 0     | 0         | 0             |    |
| 7 ゴルフ場利用税交付金   |               | 24,982,000    | 24,780,672    | 24,780,672    | 0     | 0         | △201,328      |    |
|                | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 24,982,000    | 24,780,672    | 24,780,672    | 0     | 0         | △201,328      |    |
| 8 自動車取得税交付金    |               | 13,108,000    | 12,866,000    | 12,866,000    | 0     | 0         | △242,000      |    |
|                | 1 自動車取得税交付金   | 13,108,000    | 12,866,000    | 12,866,000    | 0     | 0         | △242,000      |    |
| 9 地方特例交付金      |               | 13,753,000    | 13,753,000    | 13,753,000    | 0     | 0         | 0             |    |
|                | 1 地方特例交付金     | 13,753,000    | 13,753,000    | 13,753,000    | 0     | 0         | 0             |    |
| 10 地方交付税       |               | 1,287,185,000 | 1,300,716,000 | 1,300,716,000 | 0     | 0         | 13,531,000    |    |
|                | 1 地方交付税       | 1,287,185,000 | 1,300,716,000 | 1,300,716,000 | 0     | 0         | 13,531,000    |    |
| 11 交通安全対策特別交付金 |               | 1,800,000     | 1,633,000     | 1,633,000     | 0     | 0         | △167,000      |    |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800,000     | 1,633,000     | 1,633,000     | 0     | 0         | △167,000      |    |
| 12 分担金及び負担金    |               | 2,175,000     | 2,314,386     | 2,314,386     | 0     | 0         | 139,386       |    |
|                | 2 負担金         | 2,175,000     | 2,314,386     | 2,314,386     | 0     | 0         | 139,386       |    |
| 13 使用料及び手数料    |               | 166,066,000   | 177,132,681   | 173,820,231   | 0     | 3,312,450 | 7,754,231     |    |
|                | 1 使用料         | 132,587,000   | 142,311,421   | 139,043,971   | 0     | 3,267,450 | 6,456,971     |    |
|                | 2 手数料         | 33,479,000    | 34,821,260    | 34,776,260    | 0     | 45,000    | 1,297,260     |    |
| 14 国庫支出金       |               | 1,489,049,400 | 1,241,064,113 | 1,241,064,113 | 0     | 0         | △247,987,287  |    |
|                | 1 国庫負担金       | 944,718,000   | 941,345,645   | 941,345,645   | 0     | 0         | △3,372,355    |    |
|                | 2 国庫補助金       | 536,385,400   | 292,726,096   | 292,726,096   | 0     | 0         | △243,659,304  |    |
|                | 3 委託金         | 7,946,000     | 6,992,372     | 6,992,372     | 0     | 0         | △953,628      |    |

| 款            | 項                         | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額      | 収入未済額       | 予算現額と収入<br>済額との比較 | 備考                |
|--------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|-------------------|-------------------|
| 15 県支出<br>金  |                           | 1,581,677,200 | 1,394,646,769 | 1,394,646,769 | 0          | 0           | △187,030,431      |                   |
|              | 1 県負担<br>金                | 450,888,000   | 447,395,730   | 447,395,730   | 0          | 0           | △3,492,270        |                   |
|              | 2 県補助<br>金                | 1,091,657,200 | 908,313,435   | 908,313,435   | 0          | 0           | △183,343,765      |                   |
|              | 3 委託金                     | 39,132,000    | 38,937,604    | 38,937,604    | 0          | 0           | △194,396          |                   |
| 16 財産収<br>入  |                           | 11,973,000    | 15,186,786    | 15,186,786    | 0          | 0           | 3,213,786         |                   |
|              | 1 財産運<br>用収入              | 11,972,000    | 12,242,205    | 12,242,205    | 0          | 0           | 270,205           |                   |
|              | 2 財産売<br>払収入              | 1,000         | 2,944,581     | 2,944,581     | 0          | 0           | 2,943,581         |                   |
| 17 寄附金       |                           | 45,146,000    | 50,264,300    | 50,264,300    | 0          | 0           | 5,118,300         |                   |
|              | 1 寄附金                     | 45,146,000    | 50,264,300    | 50,264,300    | 0          | 0           | 5,118,300         |                   |
| 18 繰入金       |                           | 348,009,000   | 322,261,043   | 322,261,043   | 0          | 0           | △25,747,957       |                   |
|              | 1 特別会<br>計繰入<br>金         | 1,000         | 0             | 0             | 0          | 0           | △1,000            |                   |
|              | 2 基金繰<br>入金               | 348,008,000   | 322,261,043   | 322,261,043   | 0          | 0           | △25,746,957       |                   |
| 19 繰越金       |                           | 102,749,787   | 102,749,796   | 102,749,796   | 0          | 0           | 9                 |                   |
|              | 1 繰越金                     | 102,749,787   | 102,749,796   | 102,749,796   | 0          | 0           | 9                 |                   |
| 20 諸収入       |                           | 143,690,000   | 178,248,645   | 178,248,645   | 0          | 0           | 34,558,645        |                   |
|              | 1 延滞金、<br>加算金<br>及び過<br>料 | 17,687,000    | 19,087,800    | 19,087,800    | 0          | 0           | 1,400,800         |                   |
|              | 2 村預金<br>利子               | 1,000         | 0             | 0             | 0          | 0           | △1,000            |                   |
|              | 3 貸付金<br>元利収<br>入         | 1,000         | 0             | 0             | 0          | 0           | △1,000            |                   |
|              | 4 雑入                      | 126,001,000   | 159,160,845   | 159,160,845   | 0          | 0           | 33,159,845        |                   |
| 21 村債        |                           | 761,347,000   | 687,947,000   | 687,947,000   | 0          | 0           | △73,400,000       |                   |
|              | 1 村債                      | 761,347,000   | 687,947,000   | 687,947,000   | 0          | 0           | △73,400,000       |                   |
| 97 一時立<br>替金 |                           | 0             | 0             | 0             | 0          | 0           | 0                 |                   |
|              | 1 一時立<br>替金               | 0             | 0             | 0             | 0          | 0           | 0                 |                   |
| 98 一時借<br>入  |                           | 0             | 0             | 0             | 0          | 0           | 0                 |                   |
|              | 1 一時借<br>入                | 0             | 0             | 0             | 0          | 0           | 0                 |                   |
| 歳入合計         |                           | 8,851,452,387 | 8,598,714,454 | 8,462,437,405 | 14,196,950 | 123,809,601 | △389,014,982      | 還付未済<br>1,729,502 |

平成30年度 一般会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款 | 項           | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---|-------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|----|
| 1 | 議会費         | 102,646,000   | 102,142,120   | 0           | 503,880    | 503,880       |    |
|   | 1 議会費       | 102,646,000   | 102,142,120   | 0           | 503,880    | 503,880       |    |
| 2 | 総務費         | 1,809,810,000 | 1,697,692,618 | 100,206,816 | 11,910,566 | 112,117,382   |    |
|   | 1 総務管理費     | 1,643,882,000 | 1,537,146,504 | 99,800,466  | 6,935,030  | 106,735,496   |    |
|   | 2 徴税費       | 95,664,000    | 93,706,552    | 406,350     | 1,551,098  | 1,957,448     |    |
|   | 3 戸籍住民基本台帳費 | 52,186,000    | 49,598,300    | 0           | 2,587,700  | 2,587,700     |    |
|   | 4 選挙費       | 15,121,000    | 14,596,825    | 0           | 524,175    | 524,175       |    |
|   | 5 統計調査費     | 1,304,000     | 1,046,477     | 0           | 257,523    | 257,523       |    |
|   | 6 監査委員費     | 1,653,000     | 1,597,960     | 0           | 55,040     | 55,040        |    |
| 3 | 民生費         | 3,464,138,000 | 3,112,121,242 | 262,349,000 | 89,667,758 | 352,016,758   |    |
|   | 1 社会福祉費     | 1,282,534,000 | 1,266,399,988 | 0           | 16,134,012 | 16,134,012    |    |
|   | 2 児童福祉費     | 2,181,604,000 | 1,845,721,254 | 262,349,000 | 73,533,746 | 335,882,746   |    |
| 4 | 衛生費         | 867,211,000   | 863,234,685   | 0           | 3,976,315  | 3,976,315     |    |
|   | 1 保健衛生費     | 488,773,000   | 486,034,677   | 0           | 2,738,323  | 2,738,323     |    |
|   | 2 清掃費       | 378,438,000   | 377,200,008   | 0           | 1,237,992  | 1,237,992     |    |
| 5 | 労働費         | 3,776,000     | 3,775,735     | 0           | 265        | 265           |    |
|   | 1 労働諸費      | 3,776,000     | 3,775,735     | 0           | 265        | 265           |    |
| 6 | 農林水産業費      | 206,948,000   | 174,206,165   | 22,738,000  | 10,003,835 | 32,741,835    |    |
|   | 1 農業費       | 183,136,000   | 150,745,961   | 22,738,000  | 9,652,039  | 32,390,039    |    |
|   | 2 林業費       | 1,319,000     | 1,081,332     | 0           | 237,668    | 237,668       |    |
|   | 3 水産業費      | 22,493,000    | 22,378,872    | 0           | 114,128    | 114,128       |    |
| 7 | 商工費         | 92,883,000    | 88,818,624    | 0           | 4,064,376  | 4,064,376     |    |
|   | 1 商工費       | 92,883,000    | 88,818,624    | 0           | 4,064,376  | 4,064,376     |    |
| 8 | 土木費         | 502,589,387   | 457,753,003   | 41,304,000  | 3,802,384  | 45,106,384    |    |
|   | 1 土木管理費     | 27,957,000    | 27,944,321    | 0           | 12,679     | 12,679        |    |
|   | 2 道路橋梁費     | 291,949,387   | 247,666,124   | 41,304,000  | 2,979,263  | 44,283,263    |    |
|   | 3 河川費       | 4,454,000     | 4,448,655     | 0           | 5,345      | 5,345         |    |
|   | 4 都市計画費     | 55,611,000    | 54,805,903    | 0           | 805,097    | 805,097       |    |
|   | 5 下水道費      | 122,888,000   | 122,88,000    | 0           | 0          | 0             |    |

| 款        | 項             | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額         | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|----|
| 9 消防費    |               | 260,604,000   | 260,603,336   | 0           | 664         | 664           |    |
|          | 1 消防費         | 260,604,000   | 260,603,336   | 0           | 664         | 664           |    |
| 10 教育費   |               | 897,117,000   | 843,332,978   | 22,297,000  | 31,487,022  | 53,784,022    |    |
|          | 1 教育総務費       | 128,515,000   | 121,140,018   | 6,400,000   | 974,982     | 7,374,982     |    |
|          | 2 小学校費        | 217,148,000   | 199,424,476   | 13,159,000  | 4,564,524   | 17,723,524    |    |
|          | 3 中学校費        | 66,982,000    | 64,546,790    | 0           | 2,435,210   | 2,435,210     |    |
|          | 4 幼稚園費        | 112,899,000   | 107,794,164   | 0           | 5,104,836   | 5,104,836     |    |
|          | 5 社会教育費       | 236,516,000   | 219,531,046   | 2,738,000   | 14,246,954  | 16,984,954    |    |
|          | 6 保健体育費       | 135,057,000   | 130,896,484   | 0           | 4,160,516   | 4,160,516     |    |
| 11 災害復旧費 |               | 67,439,000    | 66,223,770    | 0           | 1,215,230   | 1,215,230     |    |
|          | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1,000         | 0             | 0           | 1,000       | 1,000         |    |
|          | 2 土木施設災害復旧費   | 31,846,000    | 31,209,720    | 0           | 636,280     | 636,280       |    |
|          | 3 文化財施設災害復旧費  | 35,592,000    | 35,014,050    | 0           | 577,950     | 577,950       |    |
| 12 公債費   |               | 550,018,000   | 549,879,544   | 0           | 138,456     | 138,456       |    |
|          | 1 公債費         | 550,018,000   | 549,879,544   | 0           | 138,456     | 138,456       |    |
| 13 諸支出金  |               | 1,000         | 0             | 0           | 1,000       | 1,000         |    |
|          | 1 普通財産取得費     | 1,000         | 0             | 0           | 1,000       | 1,000         |    |
| 14 予備費   |               | 26,002,000    | 0             | 0           | 26,002,000  | 26,002,000    |    |
|          | 1 予備費         | 26,002,000    | 0             | 0           | 26,002,000  | 26,002,000    |    |
| 歳出合計     |               | 8,851,452,387 | 8,219,783,820 | 448,894,816 | 182,773,751 | 631,668,567   |    |

歳入歳出差引残額 242,653,585 円

令和元年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(一般会計)

平成30年度

| 区 分                     | 金 額          |
|-------------------------|--------------|
| 1. 歳 入 総 額              | 8,462,437 千円 |
| 2. 歳 出 総 額              | 8,219,784 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出 差 引 額        | 242,653 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り (1) 継続費 逓次繰越額 | 0 千円         |

|                                    |                                               |            |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|------------|
| 越すべき財源                             | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 29,947 千円  |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円       |
|                                    | 計                                             | 29,947 千円  |
| 5. 実質収支額                           |                                               | 212,706 千円 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                               | 0 千円       |
| 備考                                 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |            |

平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算書。歳入額84億6,243万7,405円、歳出額82億1,978万3,820円、差引残額2億4,265万3,585円でございます。

それでは歳入歳出、読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、予算現額、収入済額、比較の順に読み上げさせていただきます。

1 款村税、1 項村民税、予算現額、9 億1,658万円、収入済額9 億6,164万5,332円、比較が4,506万5,332円。2 項固定資産税、予算現額14億433万9,000円、収入済額14億3,984万1,896円、比較が3,550万2,896円。3 項軽自動車税、予算現額7,312万4,000円、収入済額7,442万8,865円、比較が130万4,865円。4 項村たばこ税、予算現額9,030万8,000円、収入済額8,728万910円、比較が302万7,090円の減でございます。5 項特別土地保有税は費目存置のままでございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、予算現額1,184万3,000円、収入済額1,275万9,000円、比較で91万6,000円。2 項自動車重量譲与税、予算現額3,000万3,000円、収入済額3,143万3,000円、比較が143万円。3 項特別とん譲与税、予算現額200万円、収入済額230万1,661円、比較が30万1,661円。4 項地方道路譲与税は費目存置のままでございます。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、予算

現額170万8,000円、収入済額166万円、比較で4万8,000円の減。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、予算現額276万円、収入済額も同額、比較はゼロでございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、予算現額239万6,000円、これも同額でございますので、比較はゼロ。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、予算現額3 億2,367万9,000円、これも同額でございますので、比較はゼロ。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、予算現額2,498万2,000円、収入済額2,478万672円、比較で20万1,328円の減。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、予算現額1,310万8,000円、収入済額1,286万6,000円、比較で24万2,000円の減。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、予算現額1,375万3,000円、収入済額も同額でございますので、比較はゼロ。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、予算現額12億8,718万5,000円、収入済額13億71万6,000円、比較で1,353万1,000円。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、予算現額180万円、収入済額163万3,000円、比較で16万7,000円の減。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、予算現額217万5,000円、収入済額231万4,386円、比較

で13万9,386円。

13款使用料及び手数料、1項使用料、予算現額1億3,258万7,000円、収入済額1億3,904万3,971円、比較で645万6,971円。2項手数料、予算現額3,347万9,000円、収入済額3,477万6,260円、比較で129万7,260円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、予算現額9億4,471万8,000円、収入済額9億4,134万5,645円、比較で337万2,355円の減。2項国庫補助金、予算現額5億3,638万5,400円、収入済額2億9,272万6,096円、比較で2億4,365万9,304円の減。3項委託金、予算現額794万6,000円、収入済額699万2,372円、比較で95万3,628円の減。

15款県支出金、1項県負担金、予算現額4億5,088万8,000円、収入済額4億4,739万5,730円、比較で349万2,270円の減。2項県補助金、予算現額10億9,165万7,200円、収入済額9億831万3,435円、比較で1億8,334万3,765円の減。3項委託金、予算現額3,913万2,000円、収入済額3,893万7,604円、比較で19万4,396円の減。

16款財産収入、1項財産運用収入、予算現額1,197万2,000円、収入済額1,224万2,205円、比較で27万205円。2項財産売払収入、予算現額1,000円、収入済額294万4,581円、比較で294万3,581円。

17款寄附金、1項寄附金、予算現額4,514万6,000円、収入済額5,026万4,300円、比較で511万8,300円。

18款繰入金、1項特別会計繰入金は費目存置のまま。2項基金繰入金、予算現額3億4,800万8,000円、収入済額3億2,226万1,043円、比較で2,574万6,957円の減。

19款繰越金、1項繰越金、予算現額1億274万9,787円、収入済額1億274万9,796円、比較は9円。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、予算現額1,768万7,000円、収入済額1,908万

7,800円、比較で140万800円。2項村預金利子、3項貸付金元利収入は費目存置のまま。4項雑入、予算現額1億2,600万1,000円、収入済額1億5,916万845円、比較が3,315万9,845円。

21款村債、1項村債、予算現額7億6,134万7,000円、収入済額6億8,794万7,000円、比較が7,340万円の減。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額88億5,145万2,387円、収入済額84億6,243万7,405円、予算現額と収入済額との比較3億8,901万4,982円の減でございます。

続いて歳出でございます。歳出、款、項、予算現額、支出済額、そして比較の順に読み上げて御提案申し上げます。1款議会費、1項議会費、予算現額1億264万6,000円、支出済額1億214万2,120円、比較で50万3,880円。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額16億4,388万2,000円、支出済額15億3,714万6,504円、比較で1億673万5,496円。2項徴税費、予算現額9,566万4,000円、支出済額9,370万6,552円、比較で195万7,448円。3項戸籍住民基本台帳費、予算現額5,218万6,000円、支出済額4,959万8,300円、比較で258万7,700円。4項選挙費、予算現額1,512万1,000円、支出済額1,459万6,825円、比較で52万4,175円。5項統計調査費、予算現額130万4,000円、支出済額104万6,477円、比較で25万7,523円。6項監査委員費、予算現額165万3,000円、支出済額159万7,960円、比較で5万5,040円。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額12億8,253万4,000円、支出済額12億6,639万9,988円、比較で1,613万4,012円。2項児童福祉費、予算現額21億8,160万4,000円、支出済額18億4,572万1,254円、比較で3億3,588万2,746円。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額4億8,877万3,000円、支出済額4億8,603万4,677円、比較で273万8,323円。2項清掃費、予算現額3

億7,843万8,000円、支出済額 3億7,720万8円、比較123万7,992円。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額377万6,000円、支出済額377万5,735円、比較が265円。

6款農林水産業費、1項農業費、予算現額1億8,313万6,000円、支出済額1億5,074万5,961円、比較で3,239万39円。2項林業費、予算現額131万9,000円、支出済額108万1,332円、比較で23万7,668円。3項水産業費、予算現額2,249万3,000円、支出済額2,237万8,872円、比較で11万4,128円。

7款商工費、1項商工費、予算現額9,288万3,000円、支出済額8,881万8,624円、比較で406万4,376円。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額2,795万7,000円、支出済額2,794万4,321円、比較が1万2,679円。2項道路橋梁費、予算現額2億9,194万9,387円、支出済額2億4,766万6,124円、比較で4,428万3,263円。3項河川費、予算現額445万4,000円、支出済額444万8,655円、比較が5,345円。4項都市計画費、予算現額5,561万1,000円、支出済額5,480万5,903円、比較で80万5,097円。5項下水道費、予算現額1億2,288万8,000円、支出済額も同額で、比較はゼロ。

9款消防費、1項消防費、予算現額2億6,060万4,000円、支出済額2億6,060万3,336円、比較で664円。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額1億2,851万5,000円、支出済額1億2,114万18円、比較で737万4,982円。2項小学校費、予算現額2億1,714万8,000円、支出済額1億9,942万4,476円、比較が1,772万3,524円。3項中学校費、予算現額6,698万2,000円、支出済額6,454万6,790円、比較で243万5,210円。4項幼稚園費、予算現額1億1,289万9,000円、支出済額1億779万4,164円、比較で510万4,836円。5項社会教育費、予算現額2億3,651万6,000円、支出

済額2億1,953万1,046円、比較で1,698万4,954円。6項保健体育費、予算現額1億3,505万7,000円、支出済額1億3,089万6,484円、比較で416万516円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は費目存置。2項土木施設災害復旧費、予算現額3,184万6,000円、支出済額3,120万9,720円、比較で63万6,280円。3項文化財施設災害復旧費、予算現額3,559万2,000円、支出済額3,501万4,050円、比較で57万7,950円。

12款公債費、1項公債費、予算現額5億5,001万8,000円、支出済額5億4,987万9,544円、比較で13万8,456円。

13款諸支出金は費目存置でございます。

14款予備費、1項予備費、予算現額2,600万2,000円、支出済額はございませんので、比較も同額でございます。

歳出合計、予算現額88億5,145万2,387円、支出済額82億1,978万3,820円、予算現額と支出済額との比較6億3,166万8,567円。

歳入歳出差引残額2億4,265万3,585円。令和元年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。まず、歳入について質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは一般会計歳入歳出決算予算について質疑をしたいと思います。

歳入11ページ、12ページとまたがるんですけども、固定資産税の1目の2節滞納繰越分、これの不納欠損額が1,325万4,206円ということで、これは前年の不納欠損額より倍以上の金額になっているんですけども、これの原因は何か、これをちょっと1点お願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 税務課長 大湾朝也。

○**税務課長 大湾朝也** それでは大城議員の御質問にお答えをしていきます。

まず不納欠損額につきましては、所在不明のほうで330万2,781円、80件の件数が出ております。担税力のなしということで、73万820円の82件の件数が主なものになりますけれども、その中で固定資産税につきましては、廃墟ホテルのこたしの解体が始まっておりますので、その補償関係で滞納処分が今年度で解決に至っておりますので、その分の取れるものの分と、時効成立分のものがかなり大きいのがありましたので、その分が増となっております。

○**議長 新垣博正** 大城常良議員。

○**8番 大城常良議員** これは年々、この不納欠損額が減っていたものですから、急に倍掛けになってしまっているから、心配したものですから、今ちょっと廃墟ホテルの件が大きいということですので、理解をいたしました。以上です。

○**議長 新垣博正** ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○**議長 新垣博正** 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。

歳出1款に対する質疑はありませんか。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○**議長 新垣博正** 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出2款に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○**議長 新垣博正** 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休憩(10時34分)

~~~~~

再開(10時36分)

○**議長 新垣博正** 再開します。

質疑はありませんか。

歳出3款に対する質疑はありませんか。休憩します。

休憩(10時36分)

~~~~~

再開(10時37分)

○**議長 新垣博正** 再開します。

新垣貞則議員。

○**7番 新垣貞則議員** 平成30年度の中城村一般会計歳入歳出決算認定について質疑をします。

62ページです。2款総務費、1項総務管理費の一般管理費、その防災マップ、作成業務委託料が172万8,000円計上されています。その事業内容として居場所が何箇所あるか。それから作成しての課題は何がありますか。

それからあと1点、64ページ、2款総務費、1項19節負担金、補助金です。自主防災組織の補助金34万1,549円計上されています。その事業内容と補助金の内訳のそれを説明してください。

○**議長 新垣博正** 休憩します。

休憩(10時38分)

~~~~~

再開(10時39分)

○**議長 新垣博正** 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○**総務課長 與儀 忍** お答えいたします。

その前に確認をいたしたいと思います。62ページの防災マップの策定について。それと自主防災組織の補助金についてということによろしかったでしょうか。

○**議長 新垣博正** 新垣貞則議員。

○**7番 新垣貞則議員** はい。

○**議長 新垣博正** 総務課長 與儀 忍。

○**総務課長 與儀 忍** 防災マップにつきましては、平成25年度に1回目の改定を行いまして、2回目の改定として、今回、平成30年度中に改定をしております。これにつきましては、全世

帯への配布。それから各種機関への配布を行っております。それからA0 1版、A0サイズの90センチメートル掛ける120センチメートル程度の大きさのものを各自治会へ配付しております。今回、マップとして発行してありまして、その中には自主防災組織の重要性であるとか、各避難施設、そういうものも掲載をしておりますし、土砂災害に対する危険、あるいは台風に対する危険、そういうものも含めて記載しております。

課題につきましては、各家庭はA1サイズ。それで配布をしておりますけれども、一般質問の中で仲松正敏議員からも質問がありましたように、各地域における危険箇所、避難経路、そういうものがやはりマップということで、掲載することができなかったということについては、課題であるのかなというふうなことで考えております。

それから64ページの自主防災組織への補助金ですけれども、確か久場自主防災会に対して、資器材の購入費として30万円、残りの4万1,549円につきましては、久場・奥間自主防災会に対する防災避難訓練、それに対する経費を交付しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 指定避難所のマップの件からいきます。新聞報道では、この耐震性がない建物を1カ所を指定するというのがあります。それでその指定避難所に耐震性がない建物があるそうです。その指定避難所の1カ所はどこですか。それから自主防災組織、今回、21行政区ありますけれども、北浜、奥間、久場の3団体、この中では5団体に対して頑張っていくということですが、それはどういった形でこういった自主防災組織をふやす考えか、それをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長 新垣博正 ただいま審議しているのは、決算ですので、平成30年度内で行われたものの、

決算をまとめた資料ですので、今言っているのは、令和元年にまたがっている話も絡まっておりますので、ちょっとこの辺を整理して質疑をお願いできますか。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは1点だけ、防災マップの件だけ。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時43分）

~~~~~

再 開（10時43分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

防災マップに絡む御質問ですけれども、今、決算書の資料については、私、持ってはいるんですけれども、防災マップそのものは今、この場に持ち合わせておりませんので、それに記載してある内容というふうなことで、ちょっと今、お答えすることはできませんけれども、記憶の中で申し上げますと、1カ所というのはもしかすると老人福祉センターなのかなというふうなことで考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 この件は、老人福祉センターの施設の件に関して、私の一般質問で前回、そういった質問をやっている。老人福祉センターが指定避難所に設けられた。これは昭和55年につくられた建物です。耐震基準には満たさないということがあります。それでこの新聞報道にも耐震性がない建物ということで、1カ所ということで、老人福祉センターが載っています。それで私、指摘したんですけれども、なぜ去年、防災マップに耐震性がない建物を指定するのは問題と言っています。その講演会をやった人が新聞報道では、指定避難所を老人福祉センターにやっているのを耐震性がない建物を防災の指定所にやっていることは、問題です

よと専門の稲垣さんが言っていますよということで、私、これは一般質問でそういう問題ですよと指摘を提起したんですけれども、それで指摘したのに、なぜこの防災マップに指定避難所になっているかというのが聞きたいです。なぜ、防災マップの中で、この指定避難所を耐震性がない建物を防災マップに載せているかねということが疑問ですけれども、どうしてですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（10時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

災害はさまざまな種類があるというふうなことで認識をしております。例えば大雨による土砂災害の可能性もありますし、地震による津波もありますし、また、すごく遠く離れたところで地震が起きて、遠くから津波が来るというふうなこともあります。ですからさまざまな災害は起きる可能性はありますが、老人福祉センターをなぜ載せてあるかにつきましては、これはもう本村の防災計画上も、まだそのほうに載せているというふうな状況がありまして、もしかすると老人福祉センターは、意外と標高的には高いところに位置しているというふうなことで認識をしております。ですから添石あたりの下のほうから、もし津波が来たときには、老人福祉センターというのは、まだ有効な施設ではないかなというふうなことで考えています。もちろん県内における地震があった場合は、若干危険というふうなところもありますけれども、その辺は総合的に判断して、今現在は載せているところでございます。

○議長 新垣博正 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 休憩の中でお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時48分）

~~~~~

再 開（10時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出の3款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは3款について質疑をいたします。

106ページ、3款民生費、19節負担金、補助及び交付金というところなんですけれども、これは備考のほうにひとり親家庭認可外保育施設利用補助事業ということで、225万4,000円あるんですけれども、これは私の判断になるんですけれども、ひとり親家庭というのは、認可園に優先して入れるということで、私は認識しているんですけれども、これがなぜ認可外に行ったのか。それはまた家庭の事情とか、そういうのもあろうかと思うんですけれども、それをちょっと内容を教えていただきたい。これが現在、利用している認可外の園児は何名ぐらいなのか。その2点をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時51分）

~~~~~

再 開（10時52分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時52分）

~~~~~

再開（10時55分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えします。

ちょっと今、資料を持っていないので、後ほど正確な数字と理由をお答えしたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この件については、やはり中城村は今待機児童ゼロというところに走っておりまして、来年度には恐らくそうなるだろうということで、やはりひとり親を優先的にそういうところに入れてもらって、これが全然発生しないということが理想だろうというふうに思っているので、主要施策の成果説明書も読んだんですけども、その中にもいろいろととてもいい資料ではあるんですけども、中にちょっと書かれていないものですから、そういうのはどうなのかということで、ちょっと聞いたんですけども、これまた後で福祉課長、教えてください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出4款に対する質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（10時57分）

~~~~~

再開（10時58分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出5款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出6款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出7款に対する質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（10時59分）

~~~~~

再開（11時01分）

○議長 新垣博正 再開します。

歳出7款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出8款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休憩（11時02分）

~~~~~

再開（11時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

歳出8款土木費についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出9款消防費に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出10款教育費に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出11款、12款、13款、14款は一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩 (11時04分)

~~~~~

再 開 (11時06分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

全体を通して質疑がある方、いらっしゃいましたらこの場で質疑を受けたいと思いますので、聞き洩らした方がありましたら…。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております認定第1号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第1号 平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (11時07分)

~~~~~

再 開 (11時24分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第7 認定第2号 平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第2号 平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第2号

平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

平成30年度

中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入額 2,320,618,553 円
 歳出額 2,286,063,729 円
 差引残額 34,554,824 円

平成30年度 国民健康保険特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 国民健康保険税		362,470,000	435,380,800	362,554,146	3,228,284	70,648,395	84,146	還付未済額 1,050,025
	1 国民健康保険税	362,470,000	435,380,800	362,554,146	3,228,284	70,648,395	84,146	還付未済額 1,050,025
2 一部負担金		2,000	0	0	0	0	△2,000	
	1 一部負担金	2,000	0	0	0	0	△2,000	
3 使用料及び手数料		430,000	427,582	427,582	0	0	△2,418	
	1 手数料	430,000	427,582	427,582	0	0	△2,418	
4 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	2 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
5 県支出金		1,634,997,000	1,584,790,282	1,584,790,282	0	0	△50,206,718	
	1 県補助金	1,634,996,000	1,584,790,282	1,584,790,282	0	0	△50,205,718	
	2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
6 連合会支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
7 財産収入		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
8 繰入金		231,250,000	231,248,018	231,248,018	0	0	△1,982	
	1 他会計繰入金	231,249,000	231,248,018	231,248,018	0	0	△982	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
8	繰入金 2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
9	繰越金	129,259,000	129,258,342	129,258,342	0	0	△658	
	1 繰越金	129,259,000	129,258,342	129,258,342	0	0	△658	
10	諸収入	8,341,000	18,597,793	12,340,183	0	6,257,610	3,999,183	
	1 延滞金・加算金及び過料	1,832,000	1,735,960	1,735,960	0	0	△96,040	
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	4 雑入	6,507,000	16,861,833	10,604,223	0	6,257,610	4,097,223	
11	村債	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000	
97	一時立替金	0	0	0	0	0	0	
	1 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98	一時借入金	0	0	0	0	0	0	
	1 一時借入金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		2,366,753,000	2,399,702,817	2,320,618,553	3,228,284	76,906,005	△46,134,447	還付未済 1,050,025

平成30年度 国民健康保険特別会計 歳出決算書

(歳 出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1	総務費	40,831,000	40,367,673	0	463,327	463,327	
	1 総務管理費	31,046,000	30,733,293	0	312,707	312,707	
	2 徴税費	9,737,000	9,614,380	0	122,620	122,620	
	3 運営協議会費	48,000	20,000	0	28,000	28,000	
2	保険給付費	1,540,162,000	1,470,957,252	0	69,204,748	69,204,748	
	1 療養諸費	1,298,717,000	1,243,237,636	0	55,479,364	55,479,364	
	2 高額療養費	223,369,000	211,223,346	0	12,145,654	12,145,654	
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000	
	4 出産育児諸費	17,434,000	15,896,270	0	1,537,730	1,537,730	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
2 保険給付費	5 葬祭諸費	640,000	600,000	0	40,000	40,000	
3 国民健康保険事業費納付金		699,416,000	699,413,171	0	2,829	2,829	
	1 医療給付費分	511,530,000	511,528,932	0	1,068	1,068	
	2 後期高齢者支援金等分	135,827,000	135,826,003	0	997	997	
3 国民健康保険事業費納付金	3 介護納付金分	52,059,000	52,058,236	0	764	764	
4 共同事業拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000	
5 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000	
6 保健事業費		34,755,000	33,827,642	0	927,358	927,358	
	1 特定健康診査等事業費	16,926,000	16,353,415	0	572,585	572,585	
	2 保健事業費	17,829,000	17,474,227	0	354,773	354,773	
7 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
8 公債費		51,000	304	0	50,696	50,696	
	1 公債費	51,000	304	0	50,696	50,696	
9 諸支出金		41,867,000	41,497,687	0	369,313	369,313	
	1 償還金及び還付加算金	41,866,000	41,497,687	0	368,313	368,313	
	2 延滞金	1,000	0	0	1,000	1,000	
12 予備費		9,668,000	0	0	9,668,000	9,668,000	
	1 予備費	9,668,000	0	0	9,668,000	9,668,000	
歳出合計		2,366,753,000	2,286,063,729	0	80,689,271	80,689,271	

歳入歳出差引残額 34,554,824 円

令和元年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(国民健康保険特別会計)

平成30年度

区	分	金額
1. 歳入	総額	2,320,618 千円
2. 歳出	総額	2,286,064 千円

3. 歳入歳出差引額	34,554 千円	
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遡次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額	34,554 千円	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0 千円	
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入額23億2,061万8,553円、歳出額22億8,606万3,729円、差引残額3,455万4,824円でございます。

それでは歳入歳出を読み上げて、まず歳入のほうから、予算現額、収入済額、比較の順に読み上げさせていただきます。

まず歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、予算現額3億6,247万円、収入済額3億6,255万4,146円、比較が8万4,146円。

2款一部負担金は費目存置のままでございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、予算現額43万円、収入済額42万7,582円、比較が2,418円の減。

4款国庫支出金は費目存置のままでございます。

5款県支出金、1項県補助金、予算現額16億3,499万6,000円、収入済額15億8,479万282円、比較で5,020万5,718円の減。2項は費目存置でございます。

6款連合会支出金、7款財産収入も費目存置でございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、予算現額2億3,124万9,000円、収入済額2億3,124万8,018

円、比較で982円の減でございます。2項基金繰入金は費目存置。

9款繰越金、1項繰越金、予算現額1億2,925万9,000円、収入済額1億2,925万8,342円、比較で658円の減。

10款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、予算現額183万2,000円、収入済額173万5,960円、比較で9万6,040円の減。2項、3項は費目存置でございます。10款諸収入、4項雑入、予算現額650万7,000円、収入済額1,060万4,223円、比較で409万7,223円。

11款村債は費目存置。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額23億6,675万3,000円、収入済額23億2,061万8,553円、予算現額と収入済額との比較4,613万4,447円の減でございます。

続いて歳出でございます。歳出の予算現額、支出済額、比較の順に読み上げさせていただきます。歳出1款総務費、1項総務管理費、予算現額3,104万6,000円、支出済額3,073万3,293円、比較で31万2,707円。2項徴税費、予算現額973万7,000円、支出済額961万4,380円、比較で12万2,620円。3項運営協議会費、予算現額4万8,000円、支出済額2万円、比較で2万8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額12

億9,871万7,000円、支出済額12億4,323万7,636円、比較で5,547万9,364円。2項高額療養費、予算現額2億2,336万9,000円、支出済額2億1,122万3,346円、比較で1,214万5,654円。3項移送費は費目存置。4款出産育児諸費、予算現額1,743万4,000円、支出済額1,589万6,270円、比較で153万7,730円。5項葬祭諸費、予算現額64万円、支出済額60万円、比較で4万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、予算現額5億1,153万円、支出済額5億1,152万8,932円、比較で1,068円。2項後期高齢者支援金等分、予算現額1億3,582万7,000円、支出済額1億3,582万6,003円、比較で997円。3項介護納付金分、予算現額5,205万9,000円、支出済額5,205万8,236円、比較で764円。

4款共同事業拠出金及び5款財政安定化基金拠出金は費目存置でございます。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額1,692万6,000円、支出済額1,635万3,415円、比較で57万2,585円。2項保健事業費、予算現額1,782万9,000円、支出済額1,747万4,227円、比較で35万4,773円。

7款基金積立金は費目存置。

8款公債費、1項公債費、予算現額5万1,000円、支出済額304円、比較が5万696円。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額4,186万6,000円、支出済額4,149万7,687円、比較で36万8,313円。2項延滞金は費目存置。

12款予備費、1項予備費、予算現額は966万8,000円、支出はございませんので、同額でございます。

歳出合計、予算現額23億6,675万3,000円、支出済額22億8,606万3,729円、予算現額と支出済額との比較8,068万9,271円。

歳入歳出差引残額3,455万4,824円。令和元年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（11時33分）

~~~~~

再開（11時37分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。197ページのほうで、歳入のほうですが、その中で還付未済額が計上されていますけれども、これは例年と比べてどんななのか。これは納税をされた方にお返しをする分だと思んですが、それがうまいぐあいに返されていないというふうなことだと思いますが、そこら少しお願いいたします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えします。

平成30年度の還付未済額が合計で105万25円ございますが、これは例年よりは今回は少なくなっていると思っております。年度末とかその辺にどうしても還付請求が間に合わない場合はどうしても残ってしまうということで、その分はまた次年度分にお返しすることになっております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありますか。

石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 2件ほどお願いします。

207ページの一般返納金の件ですけれども、件数的に何件ぐらいあったかというのが1件です。何件でしょうかというのが…。あと1件は、217ページの出産、育児助成の分で、件数と平成30年度の1件における金額。この2件をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時37分）

~~~~~

再 開（11時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えします。

まずは一般保険者の第三者の納付金なんです
が、これは現年度分が4件、過年度分が2件の
合計6件の歳入となっております。それから出
産一時金としての給付額なんですけれども、こ
れは1件当たり上限42万円です。人数40人です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
休憩します。

休 憩（11時42分）

~~~~~

再 開（11時44分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっており  
ます認定第2号は、文教社会常任委員会に付託  
したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第2号 平成30年度中城村  
国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いては、文教社会常任委員会に付託することに決  
定しました。

日程第8 認定第3号 平成30年度中城村後  
期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ  
いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第3号 平成30年度中  
城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
について御提案申し上げます。

認定第3号

平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成30年度中城村後期高  
齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

平成30年度

中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

|      |               |
|------|---------------|
| 歳入額  | 149,271,809 円 |
| 歳出額  | 149,196,789 円 |
| 差引残額 | 75,020 円      |

平成30年度 後期高齢者医療特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款            | 項             | 予算現額       | 調定額         | 収入済額       | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考               |
|--------------|---------------|------------|-------------|------------|-------|-----------|---------------|------------------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 99,897,000 | 102,147,091 | 99,100,958 | 4,439 | 3,499,203 | △796,042      | 還付未済額<br>457,509 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 99,897,000 | 102,147,091 | 99,100,958 | 4,439 | 3,499,203 | △796,042      | 還付未済額<br>45,7509 |
| 2 使用料及び手数料   |               | 55,000     | 48,000      | 48,000     | 0     | 0         | △7,000        |                  |
|              | 1 手数料         | 55,000     | 48,000      | 48,000     | 0     | 0         | △7,000        |                  |
| 3 寄付金        |               | 1,000      | 0           | 0          | 0     | 0         | △1,000        |                  |
|              | 1 寄付金         | 1,000      | 0           | 0          | 0     | 0         | △1,000        |                  |
| 4 繰入金        |               | 46,160,000 | 46,459,000  | 46,459,000 | 0     | 0         | 299,000       |                  |
|              | 1 一般会計繰入金     | 46,159,000 | 46,459,000  | 46,459,000 | 0     | 0         | 300,000       |                  |
|              | 2 他会計繰入金      | 1,000      | 0           | 0          | 0     | 0         | △1,000        |                  |
| 5 繰越金        |               | 1,767,000  | 1,767,953   | 1,767,953  | 0     | 0         | 953           |                  |
|              | 1 繰越金         | 1,767,000  | 1,767,953   | 1,767,953  | 0     | 0         | 953           |                  |
| 6 諸収入        |               | 2,833,000  | 1,895,898   | 1,895,898  | 0     | 0         | △937,102      |                  |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 36,000     | 20,100      | 20,100     | 0     | 0         | △15,900       |                  |
|              | 2 償還金及び還付加算金  | 920,000    | 0           | 0          | 0     | 0         | △920,000      |                  |
|              | 3 預金利子        | 1,000      | 0           | 0          | 0     | 0         | △1,000        |                  |

| 款     | 項    | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考              |
|-------|------|-------------|-------------|-------------|-------|-----------|---------------|-----------------|
| 6 諸収入 | 4 雑入 | 1,876,000   | 1,875,798   | 1,875,798   | 0     | 0         | △202          |                 |
| 歳入合計  |      | 150,713,000 | 152,317,942 | 149,271,809 | 4,439 | 3,499,203 | △1,441,191    | 還付未済<br>457,509 |

平成30年度 後期高齢者医療特別会計 歳出決算書

(歳 出)

(単位：円)

| 款                | 項                | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|------------------|------------------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|----|
| 1 総務費            |                  | 5,687,000   | 5,342,209   | 0      | 344,791   | 344,791       |    |
|                  | 1 総務管理費          | 2,815,000   | 2,564,754   | 0      | 250,246   | 250,246       |    |
|                  | 2 徴収費            | 2,872,000   | 2,777,455   | 0      | 94,545    | 94,545        |    |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 143,805,000 | 143,205,032 | 0      | 599,968   | 599,968       |    |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 143,805,000 | 143,205,032 | 0      | 599,968   | 599,968       |    |
| 3 諸支出金           |                  | 921,000     | 649,548     | 0      | 271,452   | 271,452       |    |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 920,000     | 649,548     | 0      | 270,452   | 270,452       |    |
|                  | 2 繰出金            | 1,000       | 0           | 0      | 1,000     | 1,000         |    |
| 4 予備費            |                  | 300,000     | 0           | 0      | 300,000   | 300,000       |    |
|                  | 1 予備費            | 300,000     | 0           | 0      | 300,000   | 300,000       |    |
| 歳出合計             |                  | 150,713,000 | 149,196,789 | 0      | 1,516,211 | 1,516,211     |    |

歳入歳出差引残額 75,020 円

令和元年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(後期高齢者医療特別会計)

平成30年度

| 区 分             |              | 金 額        |
|-----------------|--------------|------------|
| 1. 歳 入          | 総 額          | 149,271 千円 |
| 2. 歳 出          | 総 額          | 149,196 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出      | 差 引 額        | 75 千円      |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | (1) 継続費逓次繰越額 | 0 千円       |
|                 | (2) 繰越明許費繰越額 | 0 千円       |

|                                    |                                               |       |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円  |
|                                    | 計                                             | 0 千円  |
| 5. 実質収支額                           |                                               | 75 千円 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                               | 0 千円  |
| 備考                                 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |       |

平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入額1億4,927万1,809円、歳出額1億4,919万6,789円、差引残額7万5,020円。

同じく歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入のほう、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、予算現額9,989万7,000円、収入済額9,910万958円、比較が79万6,042円の減。

2款使用料及び手数料、1項手数料、予算現額5万5,000円、収入済額4万8,000円、比較で7,000円の減。

3款寄付金は費目存置。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、予算現額4,615万9,000円、収入済額4,645万9,000円、比較が30万円。2項他会計繰入金は費目存置。

5款繰越金、1項繰越金、予算現額176万7,000円、収入済額176万7,953円、比較が953円。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、予算現額3万6,000円、収入済額2万100円、比較で1万5,900円の減。2項償還金及び還付加算金、予算現額92万円、収入済額はゼロ、比較で92万円の減。3項預金利子は費目存置。4項雑入、予算現額187万6,000円、収入済額187万5,798円、比較で202円の減。

歳入合計、予算現額1億5,071万3,000円、収入済額1億4,927万1,809円、予算現額と収入済額との比較144万1,191円の減。

続いて歳出でございます。歳出1款総務費、1項総務管理費、予算現額281万5,000円、支出済額256万4,754円、比較が25万246円。2項徴収費、予算現額287万2,000円、支出済額277万7,455円、比較で9万4,545円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億4,380万5,000円、支出済額1億4,320万5,032円、比較で59万9,968円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額92万円、支出済額64万9,548円、比較で27万452円。2項繰出金は費目存置。

4款予備費、1項予備費、予算現額30万円、支出はございませんので同額。

歳出合計、予算現額1億5,071万3,000円、支出済額1億4,919万6,789円、予算現額と支出済額との比較151万6,211円。

歳入歳出差引残額7万5,020円。令和元年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております認定第3号は、文教社会常任委員会に付託

したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第3号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 認定第4号 平成30年度中城村公

共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第4号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第4号

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

平成30年度

中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

|      |               |
|------|---------------|
| 歳入額  | 269,947,088 円 |
| 歳出額  | 268,101,047 円 |
| 差引残額 | 1,846,041 円   |

平成30年度 公共下水道事業特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款        | 項     | 予算現額       | 調定額        | 収入済額       | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------|-------|------------|------------|------------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料手数料 |       | 41,965,000 | 44,713,070 | 44,713,070 | 0     | 0     | 2,748,070     |    |
|          | 1 使用料 | 41,905,000 | 44,511,070 | 44,511,070 | 0     | 0     | 2,606,070     |    |
|          | 2 手数料 | 60,000     | 202,000    | 202,000    | 0     | 0     | 142,000       |    |

| 款        | 項         | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 2 県支出金   |           | 54,000,000  | 54,000,000  | 54,000,000  | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 1 県補助金    | 54,000,000  | 54,000,000  | 54,000,000  | 0     | 0     | 0             |    |
| 3 繰入金    |           | 122,888,000 | 122,888,000 | 122,888,000 | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 1 一般会計繰入金 | 122,888,000 | 122,888,000 | 122,888,000 | 0     | 0     | 0             |    |
| 4 繰越金    |           | 4,053,000   | 4,052,239   | 4,052,239   | 0     | 0     | △761          |    |
|          | 1 繰越金     | 4,053,000   | 4,052,239   | 4,052,239   | 0     | 0     | △761          |    |
| 5 諸収入    |           | 4,759,000   | 2,893,779   | 2,893,779   | 0     | 0     | △1,865,221    |    |
|          | 1 預金利子    | 1,000       | 1,000       | 1,000       | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 2 雑入      | 4,758,000   | 2,892,779   | 2,892,779   | 0     | 0     | △1,865,221    |    |
| 6 村債     |           | 43,200,000  | 41,400,000  | 41,400,000  | 0     | 0     | △1,800,000    |    |
|          | 1 村債      | 43,200,000  | 41,400,000  | 41,400,000  | 0     | 0     | △1,800,000    |    |
| 97 一時立替金 |           | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 1 一時立替金   | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 98 一時借入金 |           | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 1 一時借入金   | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 歳入合計     |           | 270,865,000 | 269,947,088 | 269,947,088 | 0     | 0     | △917,912      |    |

平成30年度 公共下水道事業特別会計 歳入決算書

(歳 出)

(単位：円)

| 款        | 項        | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------|----------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|----|
| 1 公共下水道費 |          | 146,962,000 | 144,399,057 | 0      | 2,562,943 | 2,562,943     |    |
|          | 1 公共下水道費 | 146,962,000 | 144,399,057 | 0      | 2,562,943 | 2,562,943     |    |
| 2 公債費    |          | 123,703,000 | 123,701,990 | 0      | 1,010     | 1,010         |    |
|          | 1 公債費    | 123,703,000 | 123,701,990 | 0      | 1,010     | 1,010         |    |
| 3 予備費    |          | 200,000     | 0           | 0      | 200,000   | 200,000       |    |
|          | 1 予備費    | 200,000     | 0           | 0      | 200,000   | 200,000       |    |
| 歳出合計     |          | 270,865,000 | 268,101,047 | 0      | 2,763,953 | 2,763,953     |    |

歳入歳出差引残額 1,846,041 円

令和元年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(公共下水道事業特別会計)

平成30年度

| 区 分                                    |                                               | 金 額        |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------|------------|
| 1. 歳 入                                 | 総 額                                           | 269,947 千円 |
| 2. 歳 出                                 | 総 額                                           | 268,101 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                             | 差 引 額                                         | 1,846 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り<br>越すべき財源                    | (1) 継続費逓次繰越額                                  | 0 千円       |
|                                        | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 0 千円       |
|                                        | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円       |
|                                        | 計                                             | 0 千円       |
| 5. 実 質                                 | 収 支 額                                         | 1,846 千円   |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金<br>繰入額 |                                               | 0 千円       |
| 備 考                                    | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |            |

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額2億6,994万7,088円、歳出額2億6,810万1,047円、差引残額184万6,041円。

それでは歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款使用料手数料、1項使用料、予算現額4,190万5,000円、収入済額4,451万1,070円、比較が260万6,070円。2項手数料、予算現額6万円、収入済額20万2,000円、比較が14万2,000円。

2款県支出金、1項県補助金、予算現額5,400万円、収入済額は同額で比較はゼロ。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、予算現額1億2,288万8,000円、収入済額も同額で比較もゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、予算現額405万3,000円、収入済額405万2,239円、比較が761円の減。

5款諸収入、1項預金利子は費目存置。2項

雑入、予算現額475万8,000円、収入済額289万2,779円、比較で186万5,221円の減。

6款村債、1項村債、予算現額4,320万円、収入済額4,140万円、比較で180万円の減。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額2億7,086万5,000円、収入済額2億6,994万7,088円、予算現額と収入済額との比較91万7,912円の減。

続いて歳出でございます。歳出1款公共下水道費、1項公共下水道費、予算現額1億4,696万2,000円、支出済額1億4,439万9,057円、比較で256万2,943円。

2款公債費、1項公債費、予算現額1億2,370万3,000円、支出済額1億2,370万1,990円、比較で1,010円。

3款予備費、1項予備費、予算現額20万円、支出はございませんので20万円。

歳出合計、予算現額2億7,086万5,000円、支出済額2億6,810万1,047円、予算現額と支出済額との比較276万3,953円。

歳入歳出差引残額184万6,041円。令和元年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（11時56分）

~~~~~

再 開（11時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております認定第4号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第4号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休 憩（11時58分）

~~~~~

再 開（11時58分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第10 認定第5号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第5号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第5号

平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

平成30年度

中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額                    621,747,649 円  
 歳 出 額                    389,338,878 円  
 差 引 残 額                232,408,771 円

平成30年度 土地区画整理事業特別会計 歳入決算書

(歳 入)

(単位：円)

| 款          | 項                 | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料及び手数料 |                   | 1,560,000   | 1,373,538   | 1,373,538   | 0     | 0     | △186,462      |    |
|            | 2 使用料             | 1,560,000   | 1,373,538   | 1,373,538   | 0     | 0     | △186,462      |    |
| 2 繰入金      |                   | 100,000,000 | 100,000,000 | 100,000,000 | 0     | 0     | 0             |    |
|            | 1 基金繰入金           | 100,000,000 | 100,000,000 | 100,000,000 | 0     | 0     | 0             |    |
| 3 繰越金      |                   | 184,848,670 | 184,846,859 | 184,846,859 | 0     | 0     | △1,811        |    |
|            | 1 繰越金             | 184,848,670 | 184,846,859 | 184,846,859 | 0     | 0     | △1,811        |    |
| 4 諸収入      |                   | 41,000      | 63,874      | 63,874      | 0     | 0     | 22,874        |    |
|            | 1 雑入              | 41,000      | 63,874      | 63,874      | 0     | 0     | 22,874        |    |
| 5 保留地処分金   |                   | 160,000,000 | 335,463,378 | 335,463,378 | 0     | 0     | 175,463,378   |    |
|            | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 160,000,000 | 335,463,378 | 335,463,378 | 0     | 0     | 175,463,378   |    |
| 97 一時立替金   |                   | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|            | 1 一時立替金           | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 98 一時借入金   |                   | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|            | 1 一時借入金           | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 歳入合計       |                   | 446,449,670 | 621,747,649 | 621,747,649 | 0     | 0     | 175,297,979   |    |

平成30年度 土地区画整理事業特別会計 歳出決算書

(歳 出)

(単位：円)

| 款           | 項              | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額     | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------------|----------------|-------------|-------------|------------|---------|---------------|----|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 446,448,670 | 389,338,878 | 56,800,584 | 309,208 | 57,109,792    |    |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 446,448,670 | 389,338,878 | 56,800,584 | 309,208 | 57,109,792    |    |
| 3 予備費       |                | 1,000       | 0           | 0          | 1,000   | 1,000         |    |
|             | 1 予備費          | 1,000       | 0           | 0          | 1,000   | 1,000         |    |
| 歳出合計        |                | 446,449,670 | 389,338,878 | 56,800,584 | 310,208 | 57,110,792    |    |

歳入歳出差引残額 232,408,771 円

令和元年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(土地区画整理事業特別会計)

平成30年度

| 区 分                                | 金 額                                           |           |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------|
| 1. 歳 入 総 額                         | 621,748 千円                                    |           |
| 2. 歳 出 総 額                         | 389,339 千円                                    |           |
| 3. 歳 入 歳 出 差 引 額                   | 232,409 千円                                    |           |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費 逡次繰越額                                 | 0 千円      |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 56,801 千円 |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円      |
|                                    | 計                                             | 56,801 千円 |
| 5. 実 質 収 支 額                       | 175,608 千円                                    |           |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 | 0 千円                                          |           |
| 備 考                                | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |           |

平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額6億2,174万7,649円、歳出額3億8,933万8,878円、差引残額2億3,240万8,771円。

同じく歳入から読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款使用料及び手数料、2項使用料、予算現額156万円、収入済額137万3,538円、比較が18万6,462円の減。

2款繰入金、1項基金繰入金、予算現額1億円、収入済額は同額で、比較はゼロ。

3款繰越金、1項繰越金、予算現額1億

8,484万8,670円、収入済額1億8,484万6,859円、比較が1,811円の減。

4款諸収入、1項雑入、予算現額4万1,000円、収入済額6万3,874円、比較で2万2,874円。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、予算現額1億6,000万円、収入済額3億3,546万3,378円、比較で1億7,546万3,378円。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額4億4,644万9,670円、収入済額6億2,174万7,649円、予算現額と収入済額との比較1億7,529万7,979円。

続いて歳出でございます。歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、予算現額4億4,644万8,670円、支出済額3億8,933万8,878円、予算現額と支出済額との比較5,710万9,792円。

3款予備費はございません。

歳出合計、予算現額4億4,644万9,670円、支出済額3億8,933万8,878円、予算現額と支出済額との比較5,711万792円。

歳入歳出差引残額2億3,240万8,771円。令和元年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありません

か。

休憩します。

休 憩（12時02分）

~~~~~

再 開（12時04分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております認定第5号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第5号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 認定第6号 平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第6号 平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第6号

平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

平成30年度

中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

歳入額	6,237,138 円
歳出額	6,108,666 円
差引残額	128,472 円

平成30年度 污水处理施設事業管理特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料及び手数料		2,502,000	2,527,730	2,527,730	0	0	25,730	
	1 使用料	2,501,000	2,527,730	2,527,730	0	0	26,730	
	2 手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000	
2 寄附金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 寄附金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
3 繰入金		2,891,000	2,890,000	2,890,000	0	0	△1,000	
	1 基金繰入金	2,891,000	2,890,000	2,890,000	0	0	△1,000	
4 繰越金		820,000	819,408	819,408	0	0	△592	
	1 繰越金	820,000	819,408	819,408	0	0	△592	
5 諸収入		2,000	0	0	0	0	△2,000	
	1 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	2 雑収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
歳入合計		6,216,000	6,237,138	6,237,138	0	0	21,138	

平成30年度 污水处理施設事業管理特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 污水处理施設管理費		6,135,000	6,108,666	0	26,334	26,334	
	1 污水处理施設管理費	6,135,000	6,108,666	0	26,334	26,334	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
2 予備費		81,000	0	0	81,000	81,000	
	1 予備費	81,000	0	0	81,000	81,000	
歳出合計		6,216,000	6,108,666	0	107,334	107,334	

歳入歳出差引残額 128,472 円

令和元年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(汚水処理施設管理事業特別会計)

平成30年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	6,237 千円
2. 歳 出	総 額	6,109 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	128 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質 収 支	額	128 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 千円
備 考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額623万7,138円、歳出額610万8,666円、差引残額12万8,472円。

歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款使用料及び手数料、1項使用料、予算現額250万1,000円、収入済額252万7,730円、比較で2万6,730円。2項手数料は費目存置。

2款寄附金も費目存置。

3款繰入金、1項基金繰入金、予算現額289

万1,000円、収入済額289万円、比較で1,000円の減。

4款繰越金、1項繰越金、予算現額82万円、収入済額81万9,408円、比較で592円の減。

5款諸収入は費目存置でございます。

歳入合計、予算現額621万6,000円、収入済額623万7,138円、予算現額と収入済額との比較2万1,138円でございます。

続いて歳出でございます。1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、予算現額

613万5,000円、支出済額610万8,666円、比較で2万6,334円。

2款予備費、1項予備費、予算現額8万1,000円、支出はございません。

歳出合計、予算現額621万6,000円、支出済額610万8,666円、予算現額と支出済額との比較10万7,334円。

歳入歳出差引残額12万8,472円。令和元年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております認定第6号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第6号 平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12 認定第7号 平成30年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第7号 平成30年度中城村水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第7号

平成30年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、平成30年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。

令和元年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

平成30年度中城村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	526,110,000	0	0	526,110,000	522,961,209	△3,148,791	
第1項 営業収益	480,100,000	0	0	480,100,000	469,698,573	△10,401,427	(うち、仮受消費税及び地方消費税 34,147,050円)
第2項 営業外収益	46,008,000	0	0	46,008,000	53,247,824	7,239,824	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,477円)
第3項 特別利益	2,000	0	0	2,000	14,812	12,812	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 水道事業費用	495,673,000	9,162,000	0	0	0	504,835,000	0	504,835,000	461,258,155	0	43,576,845	
第1項 営業費用	490,392,000	4,743,000	0	△2,481,000	0	492,654,000	0	492,654,000	450,243,357	0	42,410,643	(うち、仮払消費税及び地方消費税 23,983,587円)
第2項 営業外費用	3,980,000	4,419,000	0	1,616,000	0	10,015,000	0	10,015,000	9,905,963	0	109,037	
第3項 特別損失	301,000	0	0	865,000	0	1,166,000	0	1,166,000	1,108,835	0	57,165	(うち、仮払消費税及び地方消費税 11,343円)
第4項 予 備 費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次繰越 額に係る財源充 当額	合 計			
第1款 資本的収入	31,001,000	△500,000	30,501,000	0	0	30,501,000	30,500,000	△1,000	
第1項 補助金	29,000,000	0	29,000,000	0	0	29,000,000	29,000,000	0	
第2項 出資金	2,000,000	△500,000	1,500,000	0	0	1,500,000	1,500,000	0	
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計		
第1款 資本的支出	153,234,000	△500,000	0	152,734,000	0	0	152,734,000	88,272,961	0	0	0	64,461,039	
第1項 建設改良費	143,260,000	△500,000	△1,000	142,759,000	0	0	142,759,000	79,299,092	0	0	0	63,459,908	(うち、仮払消費税及び地方消費税 5,408,623円)
第2項 企業債償還金	8,974,000	0	1,000	8,975,000	0	0	8,975,000	8,973,869	0	0	0	1,131	
第3項 その他資本的支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第4項 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 57,772,961円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,149,364円及び過年度分損益勘定留保資金 54,623,597円で補填した。

2ページほど開いていただきまして、まず収益的収入及び支出の収入から。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、当初予算額4億8,010万円、決算額4億6,969万8,573円、予算額に比べ決算額の増減1,040万1,427円の減。第2項営業外収益、当初予算額4,600万8,000円、決算額が5,324万7,824円、増減で723万9,824円。第3項特別利益、当初予算額は2,000円、決算額が1万4,812円、増減で1万2,812円。

支出でございます。支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、当初予算額4億9,039万2,000円、決算額4億5,024万3,357円、不用額のほうが4,241万643円。第2項営業外費用、当初予算額398万円、決算額が990万5,963円、不用額で10万9,037円。第3項特別損失、当初予算額30万1,000円、決算額110万8,835円、不用額で5万7,165円。第4項予備費、当初予算額が100万円、決算はございません。そのまま不用額100万円でございます。

続いて資本的収入及び支出の収入のほうからでございます。第1款資本的収入、第1項補助金、当初予算額2,900万円、決算額2,900万円、増減はゼロでございます。第2項出資金、当初予算額200万円、決算額150万円、増減はゼロでございます。第3項固定資産売却代金は費目存置のままでございます。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、当初予算額1億4,326万円、決算額が7,929万9,092円、不用額が6,345万9,908円。第2項企業債償還金、当初予算額897万4,000円、決算額897万3,869円、不用額が1,131円。第3項はございません。第4項予備費、当初予算額100万円、決算額はゼロで、不用額でそのまま100万円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,777万2,961円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額314万9,364円及び過年度分損益勘定留保資金5,462万3,597円で補填した。以上でございます。

平成30年度中城村水道事業損益計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益		
(1) 給水収益	424,544,787	
(2) その他の営業収益	<u>11,006,736</u>	435,551,523
2 営業費用		
(1) 原水及び浄水費	227,987,633	
(2) 配水及び給水費	54,672,238	
(3) 総係費	52,641,988	
(4) 減価償却費	90,430,343	
(5) 資産減耗費	<u>527,568</u>	<u>426,259,770</u>

営業利益			9,291,753
3 営業外収益			
(1) 受取利息	5,500		
(2) 工事負担金	4,892,176		
(3) 雑収益	205,594		
(4) 長期前受金戻入	44,847,335		
(5) 引当金戻入	<u>3,297,292</u>	53,247,897	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	2,386,363		
(2) 雑支出	<u>580,437</u>	<u>2,966,800</u>	<u>50,281,097</u>
経常利益			59,572,850
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>14,812</u>	14,812	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>1,097,492</u>	<u>1,097,492</u>	<u>△1,082,680</u>
当年度純利益			58,490,170
前年度繰越利益剰余金			<u>4,221,533</u>
その他の未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>62,711,703</u></u>

平成30年度 中城村水道事業剰余金計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
		資本剰余金				利益剰余金				
		受贈財産評価額	補助金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	1,112,137,983	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	98,081,112	227,188,343	54,221,533	379,490,988	1,647,967,778
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	50,000,000	△50,000,000	0	0
議会による処分額	0	0	0	0	0	0	50,000,000	△50,000,000	0	0
前年度純利益	0	0	0	0	0	0	50,000,000	△50,000,000	0	0
法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	1,112,137,983	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	98,081,112	277,188,343	(繰越利益剰余金) 4,221,533	379,490,988	1,647,967,778
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	58,490,170	58,490,170	58,490,170
資本金組入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本剰余金受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	58,490,170	58,490,170	58,490,170
当年度末残高	1,112,137,983	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	98,081,112	277,188,343	(当年度未処分利益剰余金) 62,711,703	437,981,158	1,706,457,948

平成30年度 中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1, 112, 137, 983	156, 338, 807	62, 711, 703
議会の議決による処分数額	0	0	△60, 000, 000
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△60, 000, 000
処分後残高	1, 112, 137, 983	156, 338, 807	(繰越利益剰余金) 2, 711, 703

平成30年度中城村水道事業貸借対照表

(平成31年3月31日)

資 産 の 部

(単位：円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		<u>47, 769, 530</u>	
ロ 構 築 物	3, 495, 297, 743		
減価償却累計額	<u>△1, 548, 140, 983</u>	<u>1, 947, 156, 760</u>	
ハ 機 械 装 置	233, 858, 263		
減価償却累計額	<u>△168, 769, 016</u>	<u>65, 089, 247</u>	
ニ 車 輛 運 搬 具	2, 201, 704		
減価償却累計額	<u>△2, 091, 618</u>	<u>110, 086</u>	
ホ 器 具 備 品	47, 437, 832		
減価償却累計額	<u>△42, 742, 652</u>	<u>4, 695, 180</u>	
ヘ 建 物	66, 149, 719		
減価償却累計額	<u>△21, 119, 779</u>	<u>45, 029, 940</u>	
ト リ ー ス 資 産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	<u>0</u>	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>34, 483, 589</u>	
有形固定資産合計			2, 144, 334, 332

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電話加入権	<u>123,100</u>	
ロ リース資産	<u>0</u>	
無形固定資産合計		<u>123,100</u>
(3) 投資その他の資産		<u>66,995,663</u>
固定資産合計		2,211,453,095
2 流動資産		
(1) 現金預金	<u>637,770,057</u>	
(2) 未収金	<u>39,609,874</u>	
(3) 貸倒引当金	<u>△51,600</u>	
(4) 貯蔵品	<u>283,600</u>	
(5) その他流動資産	<u>385,089</u>	
流動資産合計		<u>677,997,020</u>
資産合計		<u>2,889,450,115</u>
負債の部		
3 固定負債		
(1) 企業債	<u>109,778,433</u>	
(2) リース債務	<u>0</u>	
(3) 引当金	<u>13,399,120</u>	
固定負債合計		<u>123,177,553</u>
4 流動負債		
(1) 未払金	<u>32,197,102</u>	
(2) 前受金	<u>0</u>	
(3) 預り金	<u>4,083,950</u>	
(4) その他流動負債	<u>0</u>	
(5) 企業債	<u>8,461,306</u>	
(6) リース債務	<u>0</u>	
(7) 引当金	<u>2,830,241</u>	

流動負債合計 47,572,599

5 繰延収益

(1) 長期前受金 1,870,022,874

(2) 長期前受金収益化累計額 △857,780,859

繰延収益合計 1,021,242,015

負債合計 1,182,992,167

資本の部

6 資本金

(1) 資本金

イ 固有資本金 40,841,872

ロ 繰入資本金 121,331,192

ハ 組入資本金 949,964,919

資本金合計 1,112,137,983

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 国庫補助金 124,073,537

ロ 受贈財産評価額 23,011,901

ハ 保険差益 93,318

ニ 工事負担金 9,160,051

資本剰余金合計 156,338,807

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金 98,081,112

ロ 建設改良積立金 277,188,343

ハ 当年度未処分利益剰余金 62,711,703

利益剰余金合計	<u>437,981,158</u>
剰余金合計	<u>594,319,965</u>
資本合計	<u>1,706,457,948</u>
負債資本合計	<u>2,889,450,115</u>

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第7号 平成30年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第51号 平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第51号 平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について御提案申し上げます。

議案第51号

平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めます。

令和元年9月6日提出

中城村長 浜田京介

平成30年度 中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1, 112, 137, 983	156, 338, 807	62, 711, 703
議会の議決による処分額	0	0	△60, 000, 000
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△60, 000, 000
処分後残高	1, 112, 137, 983	156, 338, 807	(繰越利益剰余金) 2, 711, 703

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩 (12時16分)

~~~~~

再 開 (12時17分)

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

す議案第51号は、建設常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第51号 平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第52号 物品等購入の契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第52号 物品等購入の契約について御提案申し上げます。

議案第52号

物品等購入の契約について

令和元年度 中城村観光防災力強化支援事業 防災備蓄品等購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 令和元年度 中城村観光防災力強化支援事業  
防災備蓄品等購入業務
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 金 7,454,891円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 金 674,891円
4. 契約の相手方 沖縄県那覇市宇栄原3-16-53  
鈴繁工業 沖縄営業所  
代表者 向島 宏典

令和元年9月12日提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

令和元年度 中城村観光防災力強化支援事業 防災備蓄品等購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

契約書、納入品リスト、そして入札結果調書等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 何点か質疑いたします。

議案第52号 物品等購入の契約について質疑いたします。これは観光というふうなうたっていますけれども、対象は観光客だけなのかということと、あとはコンテナの中に物品を入れるということだと思んですが、場所が糸蒲公園というふう聞いています。糸蒲公園のどの辺になるのか伺います。あとは物品購入にアレル

ギー対応レトルト食とあるんですけれども、それはどのような食品なのか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回、購入する物品の対象となりましようか、その人数を把握する意味では観光客を対象とした人数22人というふうなことになりますけれども、しかし、いざ災害があった場合にこれは一般の方、これは観光用というふうなことで選り分けするわけにはいきませんので、そういう場合はプールに使うことになろうとは思いますが、補助金の対象としては観光客を対象としたものがございます。それからコンテナの設置場所ですけれども、今、南上原にある糸蒲公園内に都市建設課と調整をしているところでございます。公園内の具体的にこの場所というのはちょっと

済みません、今私の範囲ではまだ把握をしておりません。

それからアレルギー食のもの…。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（12時22分）

~~~~~

再 開（12時23分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

済みません、具体的にこの品目がどういったものだったかどうかというのはちょっと今、こちらのほうに表示してなくて、大変失礼しました。ちょっと私もこの部分については、アレルギー対応のレトルト食品というふうなことで、話を聞いてきておまして、具体的な品目まではこの場ではちょっとお答えできませんので、改めてまた資料を提供したいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 わかりました。では次に、食品のメニューがわからないということなんですけれども、このアレルギーということで、アレルギーにもいろいろ卵、小麦、乳製品とかあるんですが、そういったこともわかっているのかどうかということと、さまざまなアレルギーがあると思うのですが、そのときに対応したときに「あなたは何のアレルギーなの」とわかっていたほうがいいのかというふうに思います。あとはコンテナの設置場所なんですけれども、観光とうたっているので観光客が多く訪れる城跡とか、あとは県立公園は向こうは今、外国の観光客が多いので何かあったら糸蒲公園と言ってもわからないと思うんですよ、避難場所。それよりはここは県営になるので、村の場所ではないので、どうなのかなと思うんですが、提案としては城跡とか、県立公園のほうが外国人だとわかりやすいのかなと思います。あとは

食品にも賞味期限があると思うんですけれども、そのときに今回補助事業を使っていますが、次、賞味期限が切れたときの買い替えのときとかもこの補助メニューがまた使えるのかどうか。あとは外国人なので、この通訳するシステムというものの購入というのも既にやっているのか、それもちよっと聞きたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

おっしゃるとおり、中城城跡のほうにコンテナがあったほうが仮に中城城跡のほうで災害が起きた場合の対応としては、一番近くにありませんから一番いいんだろうというふうなことで考えております。ただ、中城城跡を避難場所としてはおりませんので、そこに来る観光客を対象として避難場所に案内し、避難場所であるとか、そういったものを使いたいというふうなことで考えておりますので、そういう意味では中城南小学校というのが我々の中では避難施設としての指定をしておりますので、その近くにある当初、南小学校に設置する案もありましたけれども、ちょっとやはり敷地内に敷地内が狭隘であるというふうなことから今回、糸蒲公園のほうに設置を考えているところであります。

それから賞味期限は7年であるというふうなことで、その賞味期限が切れたときに今回のような補助メニューが活用できるかということに関しましては、今回の補助金は沖縄県に特化した補助金でありまして、3年間の補助事業でございます。ですから7年間の保存ですので、その7年後にはこの補助メニューはもうないというふうなことで、御理解をいただきたいと思います。

それから通訳の関係ですけれども、これは拡声装置でありまして、こちらのほうから例えば避難を呼びかけるものが英語か何かに返還されるというふうなことではなくて、ボタン1つを

押して、当初から設定してあるものを拡声器で持って流すというふうな装置になっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ちょっと質疑ではないんですけども、今思ったんですが、これを機に世界遺産である中城城跡を避難場所とするいきっかけにもなって、いいアイデアではないかなと思います。これは提案です。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（12時28分）

~~~~~

再 開（12時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第52号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号 物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号 物品等購入の契約については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。休憩します。

休 憩（12時33分）

~~~~~

再 開（12時34分）

○議長 新垣博正 再開します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会（12時34分）

令和元年第4回中城村議会定例会（第21日目）

招 集 年 月 日	令和元年9月6日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和元年9月26日（午前10時00分）		
	閉 会	令和元年9月26日（午後3時30分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	4 番	屋 良 照 枝	5 番	桃 原 清
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者				

議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	認定第 1 号 平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第 2	認定第 2 号 平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 3	認定第 3 号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 4	認定第 4 号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 5	認定第 5 号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 6	認定第 6 号 平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 7	認定第 7 号 平成30年度中城村水道事業会計決算認定について
第 8	議案第51号 平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について
第 9	陳情第17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）
第 10	陳情第18号 県産品の優先使用について（要請）
第 11	陳情第19号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 附則第 2 条の経過処置に関する陳情
第 12	陳情第20号における委員会の閉会中の継続審査の件について
第 13	陳情第21号 公民館書記（仮称）の配置について（要望）
第 14	陳情第22号 介護保険利用料原則 2 割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情
第 15	意見書第13号 介護保険利用料原則 2 割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書
第 16	意見書第11号 北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物（PFOS, PFOA） 対策及び基地内への立ち入り調査を求める意見書
第 17	決議第 3 号 北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物（PFOS, PFOA）対 策及び基地内への立ち入り調査を求める決議
第 18	意見書第12号 米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事 故に関する意見書
第 19	決議第 4 号 米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故 に関する抗議決議

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題としま

す。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 おはようございます。それでは委員会の審査報告をいたします。

令和元年9月26日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

認定第1号 平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

共同調理場関係

共同調理場においては毎年、児童数の増加に伴い食数も増加する。よって、安全性を確保する上でも職員増の検討が必要である。

吉の浦公園整備関係

公園施設費、芝生管理事業については交付金の終了年度を考慮し、今後3年～5年間の方向性及び、管理事業計画を示すよう指摘する。

以上です。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 平成30年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第2 認定第2号 平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて御報告をいたします。

令和元年9月26日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大城常良

委員会審査報告書

認定第2号 平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

予防事業については、福祉課と連携し総合的な予防運動を図るように指摘する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成30年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは認定第3号について、読み上げて御報告をいたします。

令和元年 9月26日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大城常良

委員会審査報告書

認定第3号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

予防事業については、福祉課と連携し総合的な予防運動を図るように指摘する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 それでは読み上げて報告いたします。

令和元年9月26日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲松正敏

委員会審査報告書

認定第4号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

公共下水道は全体面積354haのうち184haが整備済みで整備率としましては、全体の51.9%である。接続率（水洗率）は52.3%であり、接続率を向上させる対策が必要である。

以上です。

○議長 新垣博正 これでは、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第4号 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号 平成30年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 読み上げて報告いたします。

令和元年9月26日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲松正敏

委員会審査報告書

認定第5号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

南上原地区土地区画整理事業での、土地換地作業を早期完了する上で、換地計画書の作成を指摘する。

以上。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成30年度中城村土地

区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第5号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号 平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。
建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 読み上げて報告
いたします。

令和元年9月26日

中城村議会
議長 新垣博正 殿

建設常任委員会
委員長 仲松正敏

委員会審査報告書

認定第6号 平成30年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された平成30年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

今後、污水处理施設は築造後、約30年近く経過しており、施設整備に係る維持管理、施設の建築に対応しなければならないと考える。

以上です。

○議長 新垣博正 これ、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第7 認定第7号 平成30年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和元年9月26日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲松正敏

委員会審査報告書

認定第7号 平成30年度中城村水道事業会計決算認定

本委員会に付託された平成30年度中城村水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

今後も水道施設の新設や老朽化施設の更新、耐震化等の整備を進めていくよう指摘する。

以上です。

○議長 新垣博正 これでは、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成30年度中城村水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 平成30年度中城村水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第8 議案第51号 平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 読み上げて報告いたします。

令和元年9月26日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲松正敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第51号	平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	原案可決

以上。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号 平成30年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第9 陳情第17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）については、提出書のとおり採択したいと思います。御異議ありません

か。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第17号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は、提出された陳情書のとおり採択することに決定しました。

日程第10 陳情第18号 県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第18号 県産品の優先使用について（要請）については、提出書のとおり採択したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第18号 県産品の優先使用について（要請）は、提出された陳情書のとおり採択することに決定しました。

休憩します。

休 憩（10時26分）

~~~~~

再 開（10時27分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第11 陳情第19号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 附則第2条の経過処置に関する陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは報告します。

令和元年 9月26日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番号     | 付託年月日 | 件名                                                | 審査の結果 |
|--------|-------|---------------------------------------------------|-------|
| 陳情第19号 | 9月6日  | 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第2条の経過処置に関する陳情 | 採択    |

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。休憩します。

休憩（10時29分）

~~~~~

再開（10時40分）

○議長 新垣博正 再開します。

委員長報告に対する質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休憩（10時40分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 ただいま議題となっております陳情第19号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 附則第2条の経過処置に関する陳情について、審査不十分であるため、会議規則第48条の規定によって総務常任委員会に再付託し、閉会中の継続審査することを望みます。

○議長 新垣博正 動議成立には、ほかに1人以上の賛成者が必要です。ほかに賛成者はいませんか。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ただいまの新垣 修議員の継続審査に対して賛成です。

○議長 新垣博正 ただいま新垣 修議員から陳情第19号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 附則

第2条の経過処置に関する陳情について、総務常任委員会に再付託し、閉会中の継続審査をすることの動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。休憩します。

休憩（13時32分）

~~~~~

再開（13時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長 新垣博正 「起立多数」です。したがって、陳情第19号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 附則第2条の経過処置に関する陳情については総務常任委員会に再付託し、閉会中の継続審査にすることの動議は可決されました。休憩します。

休憩します。

休憩（13時34分）

~~~~~

再開（13時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第12 陳情第20号における委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

令和元年9月26日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

#### 記

1 事件 陳情第20号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情

2 理由 調査研究を行う必要があるため

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定に

よって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第13 陳情第21号 公民館書記(仮称)の配置について(要望)を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは審査報告をいたします。

令和元年9月26日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番号     | 付託年月日 | 件名                   | 審査の結果 |
|--------|-------|----------------------|-------|
| 陳情第21号 | 9月6日  | 公民館書記(仮称)の配置について(要望) | 採択    |

以上。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。休憩します。

休憩(13時38分)

~~~~~

再開(13時50分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑ありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは、陳情第21号に関して質疑させていただきます。

まず公民館利用状況で、この内容の中で諸事業等で使用される以外、ほとんど閉鎖されている状況となっている。各字区の利用がほとんどの状況でというふうに書いてありますけれども、その辺。今21自治会があるのですが、先ほど善

功議員より頻繁に使っているところは使っている。今言うこの内容で、使われていないところは使われていない。それに対して聞き取り調査、そういったのを行ったかどうか、まず1点質疑します。

2点目、この内容の中に自治会費や募金の預かりと書いてありますが、基本的に公費で今公民館書記を配置つけようという職務者に、このような自治会費、自治会費はあくまでも自治会費で区費を徴収するお金であって、各自治会には自治会会則規約というのがあると思います。そこには会長、それから会計、監査役というのを、最低でも一人一人としたときに3名置かないといけないというような会則があって、まずは認可地縁団体を受けるときに、今中城村から自治会運営補助金をもらっていると思うのですが、その中で必ず自治会の規約を出さないといけないとありますので、その中にも会計がいるのにもかかわらず、そのように区費を、その公費で雇った子に預けるというのも整合性もとれていないし、もう一つ、この募金の預かり。募金というのは、まず中でも赤十字なり、赤い羽根、いろんな募金があると思うのですが、それは事務委託の中でちゃんと事務委託者に与えられている責務であって、それがこの中の書記に値する職務とは私は思っていません。その辺の不自然さがあるのですけれども、その辺も精査したかどうか、2点目。

そして3点目、久場自治会、浜自治会、北浜自治会、サンヒルズ自治会の施設においては、村条例でうたわれているように、この前一般質問でもありましたように、これは村の施設なのですよね。村の施設を村長が管理委託を各団体をお願いをしているというような建物なのです。そこに公費で賄った職務者を配置するというのは、この中で考えると、これはあくまでも村の施設です。村の施設であれば、本来村から執行されるべきだと思うし、もし仮にこれを充てた

場合、この管理放棄に私は当たるのではないかと。要は運営方法があくまでも、この条文との整合性がまずとれていないと私は思うのです。その辺もまず検討したかどうか。施設のそういった管理団体に関しても行ったかどうか。

3点目。

そして、この中でももちろん地域住民の交流の場とか、それから開かれた公民館。これは私も自治会長をやっていたので、これは本当に心から私もそういうふう願っているのは一緒だと思います。思いはみんな一緒だと思います。ところが運営方法をこの辺公費で、これは税金を充てるわけですね。その中で総務常任委員会で、今補助金を出しているのですけれども、この自治会補助金には活動の中での要は各種団体の割り当てが2万5,000円とか、それから主要行事に対しての1万2,000円、そういった割り当てがあって、その辺の中で要は事業方策の中でさらに支援ができるような方策を逆に提案できなかったのかどうか。要は、別検討を兼ねてそういう案が出なかったのかどうか。

あと最後なのですけれども、今村民税をそのまま充てるのではなくて、この自治会長会は今沖縄県公民館連絡協議会に属してしまっていて、その公民館連絡協議会の中でも毎年いろんなところで研修も行うのですが、こういうふう地域活性化プログラム普及啓発事業というのがあるのです。これは文科省の補助メニューです。公民館促進法の中で、公民館は基本的に公民館の館長はその管理者の、要は今で言うと自治会長がその館長に充てがわれないといけないという、ちゃんとそういう規約もある中で、公民館でそういう地域活性化の支援を行うのであれば、子供の育成、何でもそうです。そういうサブメニューが沖縄県生涯学習課のプログラムがあって、それと中城村の公民館に関してはご存じと思うのですが、生涯学習課が担当です。補助金メニューに関しては企画課が担当で

す。先ほど私は企画課にも言ったのですが、いろんな支援事業がある中でそういったものを逆にアドバイスしてあげて、こういう事業があるから、そういうことで逆にこういった公費を獲得するような方策を考えてくれませんかというような提案ができなかったのかどうか、お聞きいたします。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。
○総務常任委員長 石原昌雄 それでは今の質疑にお答えします。

各字の公民館の利用状況について聞き取りをしたかということですが、聞き取りはしておりません。

次の書記の職務内容の中に募金預かり等の、あるいは自治会費の預かり等の文も記載されていますが、総務委員会の中でもこれは違うという議論はしました。ただ、文章がいっぱいある中で一つ一つはだめだ、オーケーだということまでは、この中では実際にやるときに該当しないのは削除させるべきだということもありましたので、最初に言った該当しない項目もあるであろうけれども、実際に実施される場合は、こういう事務は認めないということになるだろうということで総務常任委員会では話をしました。

次に久場、浜、北浜あたりの最近の施設の建設等においては、村の条例のもとに設置されている施設ということではあるのですが、施設利用等については確かに村の条例に基づいてやるのですが、そこに自治会の事業として書記を置いて、そこを確実に開けていくものについては、その条例には抵触していないのではないかと思います。

もう一つ、今各自治会にも自治会活性化等のいろいろ補助金があるのですが、でもあの補助金も一応私は議論をしました。でもその補助金というのは最初から目的がそのようなものであるであって、その中に全部が全部、今

から自治会が頑張るというのまで、この小さい枠に閉じ込めていくということは、今までと全然変わらないではないかと。だからこの事業は、今までの補助金をもらった事業とは別の角度から支援すべきではないかという話し合いはしました。

今最後に出た公民館メニューについては、そこまでは実際話し合いはしませんでした、いわゆる教育委員会による公民館と今の地域にある公民館は、名前は公民館と言っているけれども、ちょっと取り扱いが違うのではないかとということもばらっと話はあったので、でもこれは確認しておりません。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 この中で、できればこれはまだまだ審議が出し尽くされていないのではないかと私は思って、やはり地域の活性化、それと統一性。これはこのままで行くと、地域にそれ以上に格差が出るのではないかと思うのです。やはりモデル事業となり得るところもあれば、公民館の整備不足のためになかなか活用できない。そういうふうな地域で格差が出ると思われるのですけれども、その辺はどういうふう考えたのか。

それと今言うように自治会活性化に関してですが、これはかれこれ五、六年、7年になるのかな。要は運営方法を自治会に任せて、今基本給とか、それから事業の一プログラムとかそういったのを全体的に見直して、そこを地域支援事業でもう少しふやせば、それプラスアルファで私はこの分の運営も少しは軽くなるのではないかとというのが一つ。もう一つは、要は今一番問題になっているのが自治会の役員となり手もやはり少ないと思うのだけれども、公費で賄うという点だけです。それだけ税金を投入して、本当に活性化につながるのかと。そこはまだまだ審議すべきではないかと。本来であれば、地域が活性化するのであれば、やはり各字区の

区費で賄えば、私はある程度平等になると思うし、やはりその辺も審議すべきではないかと思うのですけれども、その辺をお願いいたします。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 こういう事業をやることによって、地域の格差が広がっていくのではないかという質疑ですけれども、総務常任委員会としては、1自治会、あるいは何カ所かの自治会が出ているわけではなくて、自治会長会の総意として、全体が足並みをそろえる一つの方策として今回の要望が出されたのではないかと。要するに、それはすぐできるところもあるけれども、でも今やろうとしているところもあれば、ちょっと考えている、「いやいや、ナマナランサー」というのもあるかもしれない。自治会長会全体の総意としては、将来この方法ができれば、自分たちもその方向に取り組むという決意を持って、自治会長会として出されたのではないかということで、格差はそりゃあスタートのときは出るかもしれないけれども、自分たちの中で助け合いながらやれるのではないかということは総務常任委員会で話しました。

そして地域支援の補助メニューが村は今あるのですけれども、確かに今出ている、例えば530万円の枠ですよ。逆に今自治会長会としては、最初のやり方と今やっているやり方の評価の仕方の変更で、今まで結構あったのに、ほかの字がやったから減ったということで、痛み分けをしているという話を聞いたことがあるのです。その530万円という枠が大きくなるために。事業は各字も「ワッターもやっているよ」みたいに出したのに、減ってしまったと。というのは、新しいところがまたふえたと。新しいところは少しずつふえると。そういう枠の中で今やられているものだから、この総額のアップの支援を求めるよりは、やはり現実的なところもあるのではないかということで、これも総務委員会ではその枠の分とこれはやはり別

ではないかという捉え方をしました。

そして、役員のなり手とか活性化もあるので、すけれども、今回のこの書記については常駐ではない。ずばり言ったら週3日というのは、ある意味ではパートです。だからできる人を各字の自治会長は当然やらないわけだから、書記あたり、あるいは地域でいつも協力している人、確実にやってもらえる人が地域に協力者として現れてくると。逆にこういうパート的なやり方を持ちながらやることに、公民館が毎週何曜日は空いていると。そういう活性化ができるのではないかということでも話し合いを少しやりました。確かに先ほどありましたように、宜野湾市とかああいうところの最大目標の話ではないと思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 最後になりますけれども、では総務常任委員会としては金を積めば、役員はなり手がいるというふうに理解したということであっていいのですか。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 この書記を置くにしても、総務常任委員会としては当然やる場合は実績主義ですよ。要するに、やる人がいてできて初めて、金は補助金としてもらうべきでしょうという議論はしました。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、公民館書記の配置についての質疑をしたいと思います。

まず我々としては、やはりここに出された陳情書に沿っていろいろと考えないといけないということで、今委員長が言われた、あとは行政と自治会長会の話とか、そういうふうに言われてしまったら議会としては、もう名目は全然私は成り立たないと思っているものですから、そうなる私が一番憂慮しているのは、その前に私は委員長が言う、本当に自治会長は今出た

自治会として今後も地域コミュニティーをさらに活性化したいという趣旨については、私はこれは賛同する立場ではあるのですけれども、その中でもやはりスタートするのであれば、21自治会の会長が名を連ねているのであれば、こっちはやります、あっちはやりませんかという話ではなくて、一斉にスタートできる時期があるのではないかと考えているので、村内の21自治会が、本当に同様な形でこの取り組みが可能なのか。それはまた始まってみて、3つしかできなかったです。残りはまた随時準備次第できますとか、そういうやり方では、私はちょっと納得がいかない。そういう場面では、まだ時期尚早という考え方に今立っているものですから、その辺は本当に我々が採択して、行政がいいですと言われた場合に、「はい、ではスタートしてください」と言われた場合に、しっかりスタートできるのか。その一点をひとつお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 お答えします。

私たち総務常任委員会では、できるところとできないところはあるだろうという話をしました。確かに制度ができてすぐはできないかもしれませんが、自治会長会ができる条件を当局に出して、みんなができる条件を出してスタートをしてもらえれば、100%とはいかなくても、大方の自治会が足並みをそろえてスタートできるのではないかと議論をしております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 委員会で採択になりますという話であるのですけれども、やはり今委員長の話を最初から聞いておきますと、全てがいい方向に考え方が行って、確かに自治会が活性化するのであれば一番いいだろうとは思いますが、やはりその中でも陳情書が出た段階で、その中にもいろいろと職務内容とか、あるいはまた制定とか書記の報酬とか全てが網

羅して書かれているものですから、我々はそれを審議しないといけないということで、それをまたできる分は削って行って、できる分は取り入れ、あるいはまたできない分は削っていこうというような判断に至ってしまえば、陳情の意味がないのではないかと私はちょっと思っているものですから、だからその中でも我々陳情の中でも一部採択とかがあるものですから、そういうものも含めて議論をできなかったのかと。できる部分とできない部分があるのであれば、そこは自治会長会の会長を呼んで、削除してもいいのではないですかとか、そういった場面もつくれなかったのかと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 今大城議員がおっしゃるように、内容については内容自体が結構数多く書かれているものですから、説明という感覚で。総務常任委員会でも文面は読みながらどうするかということでは議論をしましたが、この趣旨の部分をやると、適合しない部分はあるにしても、趣旨の部分の最大酌み取って前に進めるような採択にいかうではないかということになりました。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 陳情書を読み込んでいきましたら、大変厳しいようなところも多々見られる陳情でありますので、本当に自治会の中で、自治会長会の中でも十分議論をして、これがスタートをするときに一緒にできますというような段階で出してもらったら、我々も趣旨に対しては、先ほども言いましたとおり全然反対ではないと。自治会が活性化するのであれば本当にいいです。私はそれについても、また公費を出してもいいというぐらいに思っているのですけれども、やはりスタートは格差がないような形でやるのであれば、しっかりもう一回練り直して、これはすぐ来年からやりなさいとか

そういうものではなくて、しっかり決まったらもう一回出していただいて、それで議会も全員一致の形で応援しますというのが一番いい方法だろうと思うので、そこはひとつ、もう一度議論があるのであればお願いしたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今委員長の答弁を聞いてみると、これは議会で議決しても、これを実施するのは行政側という話ですけれども、であるならば、これはあえて議会に提出したのはどういうことなのかと。そこまで検討したのか。議会に提出するまでもなく、直接行政と交渉して決めてもいいのではないですか。あえて我々議会に、こういうものを持ち込んできてやる意味がわかりません。ここで議決して我々が賛成しても、結局行政がやらなければ実施しないということであれば、これも実施はできないわけです。我々にはその権限がないです。何であえて議会にこれを持ってきたか。その理由は検討しましたか。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 お答えします。

こういう陳情、要請等については、当然議会に村民、あるいは団体が出すというのが当たり前のものでありまして、これが例えば議会にも出して、当局にも出して、あるいはよそにも出しているという可能性もなきにしもあらずですが、とりあえず議会に出された分については、このような文面の中から今の団体が前向きに活動を頑張りたいという趣旨の内容で要請は出てくるわけですけれども、これに対して議会としては、その要請事項については読み取って採択するか、採択しないかというところになると思います。要するに要請書は必ず来ますので、その中からお互いの議員の判断で、その部分はしっかりやるしかない。それも含めてその問

題は、とりあえず先ほどありましたように確かに議会がオーケーしても、やるのは当局だという議論はありました。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 要請でも、予算の伴うものと伴わないものがあるはずですが。これは予算が伴いますよね。でも、予算が伴わないものもあるわけです。だからそういう予算の伴うものについては、私は議会で議決をするのはいかがなものかと思えます。その辺も今後お互い、予算の伴うものが来たときは、ある意味では議会運営委員会で十分検討をしてやってもらいたい。これを執行するのは執行部ですから、その意味も含めて、そしてなぜ毎日ではなく週3回となっていますけれども、週5日はできないのか。この週3日となっている理由は何ですか。この辺は議論をされましたか。普通は5日でしょう。月曜日から金曜日まで。あえて3日というのはどういう。パートか。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 最初の予算を伴うものの要請、陳情についてとありましたけれども、これまでずっとほとんどのものが、ある意味では予算に大なり小なり絡んでいるものではないかと思えます。これはこれまでの議会の運営の中で、今回こういうふうに総務常任委員会に付託されましたので、付託された以上はそれぞれの結論を出さないといけないと捉えております。

そして、週3日では少ないのではないかとということですが、そういう意見も総務常任委員会ではありましたが、やはり自治会長会としては中をとって、ここに来たのではないかとということで話は終わりました。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今公民館の書記の配置の件について議論がされていて、非常にいいこ

とだと思っています。人生100年時代で公民館を活用して、高齢者の健康とか、それから子供の居場所づくりというのは非常にいいと思っています。それでできましたら、皆さん議論をしています。具体的な計画、公民館を活用してどういった事業をやるか。4月から3月までの具体的な計画を立てて、それで事業内容をつくって、それでその効果。例えば公民館に書記を配置して、健康保険課と連携して公民館を活用して、健康診断を実施して受診率アップを図る。それから福祉課と連携して、介護予防、ふれあい事業の参加者をふやす。定期的に介護予防ができるように、サークルを結成して介護予防を図る。それから生涯学習課と連携をとりながら、スポーツ推進、ウォーキング教室とか体操教室をやるという、そういった具体的な事業計画を出したら非常にいいかと思っています。それ以前も私は一般質問で質問をしましたが、こういったやる場合に、大きくではなくて、上地区、下地区。上地区は南上原、下地区は久場地区。そういった事業を公民館に配置して、そういったことをやったらいいかと思っています。

それから先ほど善功議員からあったように、若い人たちに役場職員並みの給料を充て、常勤にして、そういった議論とかをやったほうが、より具体的に書記の配置につながると思うのです。今の状況では、余り具体的な計画性もないし、予算書もないものだから、村当局としてもどうかという、そういう話し合いとかはなされましたか。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 お答えします。

今回の公民館書記を配置するに当たっての具体的な計画書とかそういう部分については、そういう言葉自体は出てはきませんでした。ただ、この要望書の中の運用基準の中に週3回を開ける中から、高齢者のお茶会とかカラオケ、そういうゲームとか、あるいは子供たちの居場所づ

くりとか、バスケットボールとか卓球とか、こういうスポーツの推奨とか、夏休み期間中の取り組みとかもできるのではないかということの内容を記載されて、これは恐らく各自治会のレベルが違うので、多岐にわたって今記載されていると思うのですけれども、こういうものもいざやるとなると、各自治会ごとに計画書を出してもらって、実施に至るのではないかと見ております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 公民館に書記を配置するのは非常に素晴らしいことだと思っています。ただ、やること自体に反対ではないですので、こういった事業をやる場合にはどうしても大きい予算が伴います。だから上地区は南上原、下地区は久場というモデル地区を指定して、その指定をやることによって、その地区が計画とかいろいろ立てます。それを参考にしながら、またこうやって広がるとお思いますので、そういった内容がいいかと思っています。配置については非常にいいことだと思っています。そういったのをやられたほうがいいかと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休憩 (14時23分)

~~~~~

再開 (14時24分)

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休憩 (14時24分)

~~~~~

再開 (14時24分)

○議長 新垣博正 再開します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 今4名の質疑の中を総合的に見ても、まず一点、今村管理の施設利用のこういった公費で賄う書記配置のことにしても不十分な審査と思うし、それと先ほどの中で各21自治団体が一斉に足並みをそろえていけるかという問いに関しても、これは各自治会の運営方法があるということで、まちまちでそういったことに関しても、総務常任委員会としては余り精査していなくて考えていると。

もう一点は、今この採択をして、最終的には執行部と自治会との協議のやりとりを主導のもとでやりなさいという前提になっているようにお聞きしておりますけれども、本来であれば、やはり我々議会が同じように、同じ目標を持って地域が活性化をするためには足並みをそろえて、やはり全会一致で採択をされることが望ましいと思っています。やはり我々も各自治会を代表しての議員ですので、それが足並みをそろえないこの陳情を、採択するのはいかなものかということで、反対の立場から再度審議してほしいということで反対します。

○議長 新垣博正 次に、本件に賛成の発言を許します。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 本件について、賛成の立場から討論を行います。

御承知のように自治会長は各字の代表として、各字における行事全般を執り行っているところでございます。さらに、村と事務委託契約を締結し、村の委託事務を行っております。自治会によってはチラシの配布などについて班長が行っているところがありますが、これは各自治会における慣行によるものであると理解しております。自治会、また地元の区長として字の行事全般、ウガングトゥとか諸行事を統括しながら、全般の責任者として行動しているのにもかかわらず、区長としての手当は些少であります。

責任の重さにつり合った手当とは思えません。

区民の皆様はその事実を知っていて、そして知っているからこそ、宇内での協力や班長の役割なども果たしている状況であると考えます。

今回の陳情、要望の書記手当は、地域における集会場の活用の観点から要望が出されております。書記の配置により、各自治会の集会場が活発に利用されれば、区民の福祉の向上に資するとともに、自治会としてのコミュニティーのつながりも深くなっていくものと思います。副次的には自治会長との連携により、諸行事のスムーズな運営が行えるようになることが期待されます。これらのことを通し、地域の活性化が図られ、ひいては村全体を盛り上げていくことになると思います。

今回の要望は事務委託契約との関わりで議論される場面が多かったのですが、事務委託契約との話とは分けて考えるべきだと思います。事務委託契約は、あくまで中城村と事務委託者との契約であり、今回の要望とは直接の関係はありません。今回の要望は公民館書記を配置することによって、現在閉ざされ気味、余り活用されていない公民館、集会場が地域住民の交流の場、憩いの場として日常的に利用されること。地域住民から気軽に楽しめる、開かれた公民館に変革する第一歩になるとして提出をされていると思います。高齢者にお茶会やカラオケ、各種ゲームなどを提供し、子供たちには居場所づくりとしての場の提案が出されていると思います。地域の活性化が村発展の起爆剤になるという確信を持って、今回の要望を採択していただけるようお願いいたします。討論を終わります。

○議長 新垣博正 次に、本件に反対の発言を許します。討論はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今回の配置についての件で、とりあえず反対の立場で討論をしたいと思います。

まずもって最初に言いましたとおり、趣旨そのものには何ら反対するものではないのですけれども、中身のほうで、先ほども言った21自治会の方々が一斉にできるのかどうかというようなことも含めて、まだまだ時期尚早ではないかということも含め、自治会長会からの提出だということではあるのですけれども、その中で通常であれば、こういう陳情が出た場合には各字のアンケートをとっていただいて、それで何名のものが集まりましたと。それだけの人たちが今回公民館を開けてくれというような要請もありますというのもつけていただければ、我々としても大変心強いものもあるのですけれども、そういうものも一切なくて、委員会の審議の中でもいろいろと行政と自治会長会の話だというようなことも含めて言いますと、やはりちょっと審議が不足しているということで、差し戻して、もう一回新たにしっかりと審議した上で提出していただきたい。以上であります。

○議長 新垣博正 次に、本件に賛成の発言を許します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 公民館の書記の配置についての要望です。これに賛成の立場で発言します。

まずこの議会で、各地域の公民館に対して、これだけ議論が深まるということは、またこの提出の意味があったのではないかと思います。それと各公民館において、この書記配置が行えれば、またより活性化する自治会が多くなると私は信じております。そういう点でも賛成の立場であります。

また子供たちの居場所づくりも、今閉鎖された公民館が多い中で開設される公民館がふえるということは最もいいことではないかと思っております。ぜひ採択、賛成の立場で発言しています。

○議長 新垣博正 次に、本件に反対の発言を

許します。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 反対の立場から討論をします。

村の自治会長会から出ている公民館、あるいは集会場への公費による書記配置要望については、趣旨は理解できますが、現在の自治会長事務委託及び事務委託者の仕事の実態を見た場合、二、三の自治会長を除き、ほとんどの自治会長が職責の自覚が欠如しているという状況ではないかと思えます。要望にある書記の職務内容については、現自治会長が対応するのは十分可能だと思っております。また委員会の審査も不十分であり、よって現時点でのこの書記配置については時期尚早であり、反対いたします。

○議長 新垣博正 次に、本件に賛成の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 次に、本件に反対の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 新垣博正 「起立多数」です。したがって、陳情第21号 公民館書記(仮称)の配置について(要望)は賛成多数で委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第14 陳情第22号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情及び日程第15意見書第13号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介

護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書については関連しますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、日程第14及び日程第15については

一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは、読み上げて御報告を申し上げます。

令和元年9月26日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大城常良

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第22号	8月28日	介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情	採択

意見書第13号

令和元年9月26日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会
委員長 大城 常良

介護保険利用料原則 2 割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、
介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

9月6日に本委員会に付託された陳情第22号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

介護保険利用料原則 2 割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、
介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書（案）

現在、政府内で、介護保険制度の「給付と負担」について見直しの検討が進められています。

その中には、介護保険利用料の原則 2 割への引き上げ、ケアマネジャーが作成するケアプランの有料化や要介護 1、2 の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業へ移すなど、給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。

現状でも、沖縄県における介護保険利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の負担増や利用制限は全国平均の 7 割しか所得がない県民の生活を困苦に追い込むものになります。

ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用出来なくなることになりかねません。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものです。沖縄医療生協等が行った「介護事業所アンケート2018」では約 8 割の居宅介護支援事業所が「ケアプラン有料化」に反対と回答、その理由は 1 位「利用者負担の増大」 2 位「公正中立が保てなくなる」 3 位「利用抑制」でありました。

また、介護現場では人手不足がますます深刻化しています。介護福祉士の養成校では入学者の定員割れが続いています。必要な職員を確保できないため、施設を開設できなかつたり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じています。介護従事者の給与が全労働者平均給与よりも月 9 万円も低い実態は依然として改善されていません。サービスの削減・負担増の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化がますます進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換はすべての国民の願いです。同時に、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければ、介護現場そのものが崩壊してしまいます。

介護保険創設の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを前提に以下の通り、制度の抜本改善を求めるものです。

- 1 介護保険利用料原則2割負担、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないこと
- 2 すべての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件の抜本的改善を行うこと
- 3 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要な時に必要なサービスを受けられるよう、制度の改善をはかること
- 4 介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月26日
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

以上であります。

○議長 新垣博正 これでは委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第22号及び意見書第13号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第22号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第22号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第22号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第13号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第13号は委員会付託を省略します。

これから意見書第13号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第13号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第13号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第16 意見書第11号 北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)対策及び基地内への立ち入り調査を求める意見書及び日程第17 決議第3号 北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)対策及び基地内への立ち入り調査を求める決議については関連しますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第16及び日程第17については一括議題といたします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員

意見書第11号

令和元年9月26日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 渡嘉敷 眞 整

賛成者

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

賛成者

中城村議会議員 桃 原 清

北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)対策及び基地内への立ち入り調査を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民・県民の命の源である水道水を安心・安全に使用できるよう米軍基地への立ち入り調査を実施し原因究明及び抜本的対策を講じるよう強く抗議するため。

北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物（PFOS, PFOA）対策 及び基地内への立ち入り調査を求める意見書（案）

沖縄県企業局北谷浄水場の取水源である、比謝川・大工廻川・嘉手納井戸群の原水から高濃度の有機フッ素化合物PFOS・PFOAが検出されたことが、連日の報道により明らかとなっている。沖縄県企業局は、米国環境保護庁が示す生涯健康勧告値70ナノグラムパーリットルをもって安全であるとの見解であるが、北谷浄水場取水源に高濃度で検出されていることによる、村民の水道水に関する不安を払拭するに至っていない。

そのような中、令和元年6月12日、有機フッ素化合物の除去に有効であるとされた、粒状活性炭を通過してない井戸群があることが明らかとなった。このことは、沖縄県企業局の情報開示及び説明が不十分であり、よって村民の水道水に関する不安をより一層増長させる結果となったことは、誠に遺憾である。

県企業局は、平成28年に1億7,000万円を投じて浄水場の活性炭の取りかえ等の緊急対策を行っているが、根本的な解決とはなっておらず、汚染源の特定は急務である。

日米地位協定第3条第3項では、米軍は公共の安全に妥当な考慮を払って作業を行わなければならないと規定しているにもかかわらず、情報提供や調査は実現していない。本村でも長年に渡り汚染された水道水を11,207人もの村民が情報もないままに利用し続けている事に対し、強い不安を禁じえない。

よって、本村議会は村民・県民の命の源である水道水を安心・安全に使用するため、国、県、村が連携して米軍基地への立ち入り調査の実施と下記の事項を強く要請する。

記

- 1 水道用水供給事業者の責務として、水道水の安全性を明確にし、十分な情報の開示を行い、広く村民への周知を図ること
- 2 村民の水道水に関する不安を払拭するため、国は早期に有機フッ素化合物の基準値を定めること
- 3 国により有機フッ素化合物の基準値が定められ、安全性の確認が取れるまで、比謝川、大工廻川及び嘉手納井戸群等からの取水を制限し、別の水源確保を図ること
- 4 米空軍嘉手納基地内立入調査の実現に向け、国及び防衛省は米国に対して要請をさらに強化するとともに、原因究明及び抜本的対策を講じること
- 5 受水地域住民の有機フッ素化合物濃度調査を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

決議第3号

令和元年9月26日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 渡嘉敷 眞 整

賛成者

中城村議会議員 比嘉 麻乃

賛成者

中城村議会議員 桃原 清

北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物（PFOS, PFOA）対策
及び基地内への立ち入り調査を求める決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の命の源である水道水を安心・安全に使用できるよう米軍基地への立ち入り調査を実施し原因究明及び抜本的対策を講じるよう強く抗議するため。

北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物（PFOS, PFOA）対策
及び基地内への立ち入り調査を求める決議（案）

沖縄県企業局北谷浄水場の取水源である、比謝川・大工廻川・嘉手納井戸群の原水から高濃度の有機フッ素化合物PFOS・PFOAが検出されたことが、連日の報道により明らかとなっている。沖縄県企業局は、米国環境保護庁が示す生涯健康勧告値70ナノグラムパーリットルをもって安全であるとの見解であるが、北谷浄水場取水源に高濃度で検出されていることによる、村民の水道水に関する不安を払拭するに至っていない。

そのような中、令和元年6月12日、有機フッ素化合物の除去に有効であるとされた、粒状活性炭を通過してない井戸群があることが明らかとなった。このことは、沖縄県企業局の情報開示及び説明が不十分であり、よって村民の水道水に関する不安をより一層増長させる結果となったことは、誠に遺憾である。

県企業局は、平成28年に1億7,000万円を投じて浄水場の活性炭の取りかえ等の緊急対策を行っているが、根本的な解決とはなっておらず、汚染源の特定は急務である。

日米地位協定第3条第3項では、米軍は公共の安全に妥当な考慮を払って作業を行わなければならないと規定しているにもかかわらず、情報提供や調査は実現していない。本村でも長年に渡り汚染された水道水を11,207人もの村民が情報もないままに利用し続けている事に対し、強い不安を禁じえない。

よって、本村議会は村民・県民の命の源である水道水を安心・安全に使用するため、国、県、村が連携して米軍基地への立ち入り調査の実施と下記の事項を強く要請する。

記

- 1 水道用水供給事業者の責務として、水道水の安全性を明確にし、十分な情報の開示を行い、広く村民への周知を図ること
- 2 村民の水道水に関する不安を払拭するため、国は早期に有機フッ素化合物の基準値を定めること
- 3 国により有機フッ素化合物の基準値が定められ、安全性の確認が取れるまで、比謝川、大工廻川及び嘉手納井戸群等からの取水を制限し、別の水源確保を図ること
- 4 米空軍嘉手納基地内立入調査の実現に向け、国及び防衛省は米国に対して要請をさらに強化するとともに、原因究明及び抜本的対策を講じること
- 5 受水地域住民の有機フッ素化合物濃度調査を行うこと

以上、決議する。

令和元年9月26日
沖縄県中城村議会

あて先

米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 米インド太平洋軍司令官 在日米軍司令官
嘉手納基地第18航空司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事

以上でございます。

○議長 新垣博正 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第11号及び決議第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第11号及び決議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第11号及び決議第3号は、委員会付託を省略します。

これから意見書第11号に対する討論を行います。討論はありませんか。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは本意見書に対し、賛成の立場で討論いたします。

本村に水道水を供給する北谷浄水場の水源から人体に有害な影響が指摘されている有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)が高濃度で検出されました。いずれも米軍嘉手納基地や普天間飛行場の周辺である。嘉手納基地では、2015年まで約50年間にわたり大量の泡消火剤が使用されていたと言われ、嘉手納基地内はもとより、周辺の土壌や地下水も有機フッ素化合物で汚染されている。またPFOS、PFOAによる健康被害では、発がん性や妊娠期の胎児や乳児への影響として、低体重、思春期早発、その他肝臓や免疫への影響、コレステロールの増加が指

摘されている。命の源であるはずの大切な水が健康被害を及ぼしてはならない。よって、県民、村民の安心安全な暮らしと命を守るためにも、本意見書に対し賛成いたします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第11号 北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)対策及び基地内への立ち入り調査を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第11号 北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)対策及び基地内への立ち入り調査を求める意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 決議第3号について、賛成の立場で討論をいたします。

連日のように報道されている水道水への有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)については、県から国へ2016年1月に基地内への立ち入り調査を要請したが、国基準がないとの理由で3年半放置され、その後米軍が許可しないため、国は調査を断念した。有機フッ素化合物は基地内からの汚染が大学研究所等の調査で明らかになっているにも関わらず、国の対応は国民の生

命・財産を守る主権国家とは全く思えない。また米軍の対応も日米地位協定を盾に、一切の調査を認めないことに対し、激しい怒りを禁じ得ない。以上のことから、本決議に対して賛成であります。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第3号 北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)対策及び基地内への立ち入り調査を求める決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、決議第3号 北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)対策及び基地内への立ち入り調査を求める

決議は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(15時00分)

~~~~~

再開(15時13分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第18 意見書第12号 米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書及び日程第19 決議第4号 米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する抗議決議については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第18及び日程第19については一括議題といたします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。  
安里清市議員。

○1番 安里清市議員

意見書第12号

令和元年9月26日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 安里清市

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 新垣修

米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプター  
からの窓落下事故に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民と県民の生命と財産を守る立場から、普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターからの窓の落下事故に対し強く抗議するため。

米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプター  
からの窓落下事故に関する意見書（案）

8月27日午後5時半ごろ、米海兵隊普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターから、プラスチック製で縦58cm、横47cmで重さは約1kgの窓が落下する事故が発生した。

米側より日本政府に事故の通報があったのは翌28日の夜で、沖縄防衛局を通して沖縄県に連絡が入ったのは29日の夕刻である。事故発生からまる2日、連絡の遅さと、ひとつ間違えば人命に関わる重大事故の発生に、県民には大きな衝撃が広がっている。

同型機は、村民・県民の上空を日常的に飛行しており、2017年10月に東村高江に不時着し炎上大破、同年12月には、授業中に児童がいた宜野湾市立普天間第二小学校の運動場に、重さ約7.7kgの窓を落下させるなど、重大事故が相次いでいる。

沖縄では、全国の米軍専用施設の7割が集中し、激しい訓練が続けられている。米軍や日米両政府が「安全対策」や「再発防止」をいくら強調しても、いまだにその実効性が乏しく、事故、事件が繰り返されることをあらためて浮き彫りにしており、米軍の通報の遅れとあわせて村民と県民の怒りと憤りは頂点に達している。

本村議会は、事故、事件のたびに、米軍や日米両政府に対し厳重に抗議及び要請を行ってきたが、事故、事件が後を絶たない現状はあまりにも県民の生命と安全を軽視する異常な状態であり、断じて許せるものではない。

よって、本村議会は、村民と県民の生命と財産を守る立場から、普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターからの窓の落下事故に対し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く要求する。

記

- 1 事故の徹底した原因究明と老朽化した米軍機の飛行を停止すること
- 2 普天間基地の運用停止、閉鎖、早期返還を行うこと
- 3 県民の過重負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・返還を行うこと
- 4 日米地位協定の抜本的改定を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日  
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

決議第4号

令和元年9月26日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 安里清市

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 新垣修

米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプター  
からの窓落下事故に関する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民と県民の生命と財産を守る立場から、普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターからの窓の落下事故に対し強く抗議するため。

米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプター  
からの窓落下事故に関する抗議決議（案）

8月27日午後5時半ごろ、米海兵隊普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターから、プラスチック製で縦58cm、横47cmで重さは約1kgの窓が落下する事故が発生した。

米側より日本政府に事故の通報があったのは翌28日の夜で、沖縄防衛局を通して沖縄県に連絡が入ったのは29日の夕刻である。事故発生からまる2日、連絡の遅さと、ひとつ間違えば人命に関わる重大事故の発生に、県民には大きな衝撃が広がっている。

同型機は、村民・県民の上空を日常的に飛行しており、2017年10月に東村高江に不時着し炎上大破、同年12月には、授業中に児童がいた宜野湾市立普天間第二小学校の運動場に、重さ約7.7kgの窓を落下させるなど、重大事故が相次いでいる。

沖縄では、全国の米軍専用施設の7割が集中し、激しい訓練が続けられている。米軍や日米両政府が「安全対策」や「再発防止」をいくら強調しても、いまだにその実効性が乏しく、事故、事件が繰り返されることをあらためて浮き彫りにしており、米軍の通報の遅れとあわせて村民と県民の怒りと憤りは頂点に達している。

本村議会は、事故、事件のたびに、米軍や日米両政府に対し厳重に抗議及び要請を行ってきたが、事故、事件が後を絶たない現状はあまりにも県民の生命と安全を軽視する異常な状態であり、断じて許せるものではない。

よって、本村議会は、村民と県民の生命と財産を守る立場から、普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターからの窓の落下事故に対し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く要求する。

記

- 1 事故の徹底した原因究明と老朽化した米軍機の飛行を停止すること
- 2 普天間基地の運用停止、閉鎖、早期返還を行うこと
- 3 県民の過重負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・返還を行うこと
- 4 日米地位協定の抜本的改定を行うこと

以上、決議する。

令和元年9月26日  
沖縄県中城村議会

あて先

米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、  
在日米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事

以上です。

○議長 新垣博正 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第12号及び決議第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第12号及び決議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第12号及び決議第4号は、委員会付託を省略します。

これから意見書第12号に対する討論を行います。討論はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 意見書第12号、賛成の立場から意見を述べます。

またしても、飛行中の米軍機が窓の部品を落下させる事故が起きた。ことし6月には浦添市立浦西中学校でゴム製テープを落下させる事故、2年前の12月に宜野湾市立普天間第二小学校グラウンドに金属製の窓を落下させた。同型機は度重なる事故を繰り返したにもかかわらず、今回の落下事故は発生より県や関係自治体への通報は2日後にしか行っておらず、一歩間違えれば人命、財産に関わる重大な事故につながる問題であり、これ以上の事故を繰り返す米軍の姿勢には言語道断というほかはない。また日米両政府は、97年日米合同委員会にて在日米軍による事故・事件発生時の通報体制として、米軍機からの落下事故は基地内外問わず、速やかに通報することを定めているにもかかわらず、速やかな通報とは到底理解できず、ウチナンチュを見下している行為は甚だしく、ワジワジーし

か生まれてこない。県や市町村が飛行自粛や安全確認ができるまでの運用停止を求める中で、政府は今般は被害の情報がないことを理由に、米側に飛行の自粛を求めていることに対しては、国民擁護の責任放棄であり、アメリカが地に物を落としても、安全管理、事故防止管理の徹底追求を求めないとした日本政府の主権は、ウチナーの上空ではみずから地に投げ捨てた墜落国家と言わざるを得ない。ウチナーンチュはワジワジーの拳を天に突き上げ、平和を求めているだけなのに、このアメリカの回転翼機は飛び抜けて事故が多い機種で、1972年日本復帰以来37件の事故を起こしていて、機体の老朽化問題が深刻で、本村上空も飛行経路になっており、このような事故がいつ起きるかわからない。取り返しのない事態になる前に、村民の生命、財産、安全を守る立場から、この意見書に賛成いたします。以上。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第12号 米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第12号 米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第4号に対する討論を行います。討論ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 決議第4号に対して、賛成の立場で討論をいたします。

宜野湾市沖縄国際大学にCH53ヘリコプターが墜落した事故から、ことし8月で15年が経過しました。その後もさまざまな事故事件が頻発している現状は、原因究明もないままに翌日からは当たり前のように飛行訓練を再開する米軍の対応は県民の命を軽視しており、まことに言語道断である。米軍に対し、老朽化した米軍機の飛行を停止し、日米地位協定の抜本的改定を求める。

さらには、せんだって報道がありました名護市安部でのオスプレイの墜落、パイロットの名前なしで日本国はそれを書類送検したというようなことも含めると、やはり米国には今後とも今まで以上に強い決意をもって、抗議決議をしていかないといけないという状況も含めまして、抗議決議に賛成するものであります。以上です。

○議長 **新垣博正** ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 **新垣博正** 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第4号 米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する抗議決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 **新垣博正** 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第4号 米海兵隊普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリコプターからの窓落下事故に関する抗議決議は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 **新垣博正** 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (15時30分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議員 新垣博正

中城村議会議員 屋良照枝

中城村議会議員 桃原清